



チンク

チンクワサイ 鎮花祭 「ナナシメノマツ」

チンクワサイ 鎮火祭 「ヒシジメノマツ」

チンクワン 陣官 近衛府の將監以下を云ふ、官人とも云ふ、コノエフ、金吾、

チンコクガ 鎮國衛 中衛府(チユウエフ)を見よ、

チンコンサイ 鎮魂祭 「コノマシノマツ」を見よ、

チンシ 鎮子 鎮度の一種、動物の鎮座に用ふ、金石にて作る、牛馬等を祭れるものあり、書鎮考古

チンシヤウ 陳狀 鎌倉時代訴訟の時、訴訟に對して被告より辯護する狀を云ふ、又答狀とも云ふ、三種あり(一)初狀に答へし狀を初狀(二)重狀に答へし狀を重狀(三)三問狀に答へし狀を三答狀と云ふ、其書式は沙汰未練書に左の如く見ゆ、何國何所、願代某陳申とも又稱申とも、欲、早致、立三宿無別延訴、任二御下文手續文等旨、預職許當國何所々領田島等事

一通 御下文案

チンシ

右如く云ふ所、所領田島等者、其重代相傳之所領也、而某志令三押領之條無、謂云々、所詮此條無、路願不實也、於彼所領田島等者、任二御下文手續文等旨、代々相傳知行無相違之處、押領之由故申候條許謀也、以前條々々多子細、皆以爲「社業」之間、取更大極、矣、謹言上、

チンシノカミ 鎮守神 其土地、第宅氏、等を鎮安守護する神をいふ、一に鎮主神に作る、鎮守神に(一)國の鎮守神(二)王城の鎮守神(三)後院の鎮守神(四)城内の鎮守神(五)神社寺院或は、宅の鎮守神(六)氏の鎮守神等あり(一)國の鎮守神は、國内の著名なる神を以て其鎮守と稱し、多くは一宮を以て、これに宛てたり、出羽國大物忌神社を、本朝世紀に、鎮守正二位勳三等大物忌神社と記し、若狹國若狹彦若狹姫神社を、同國一二宮鎮守正一位三郡の鎮守と爲すと記せるが如きは、即ち一宮を以て鎮守神と稱するものなり、尾張國熱田神社を本朝文藝に、鎮守正一位兩所大明神と記せるが如きは、即ち名神を以て鎮守神と稱するものなり、又別に數神を合祀して、其國の鎮守と稱するものあり、淡路國太田文に、富國鎮守十一箇所大明神と記し、上野國名懸に、鎮守十二社と記せるが如き、即ちこれなり(二)王城鎮守神は、帝都を守護する神の稱にして、廿一社(ニ)シフイツツヤ、參看の如き、これなり(三)後院鎮守神は後院内を守護する神にして、後院軍神社、石明神の如き、これなり(四)城内鎮守神は、特に其城内の地を守護する神にして、後世徳川氏が、鎮守山王を以て城

内の守護神となしたるより、諸藩これに倣ふもの多し(五)神社鎮守神は、神社を守護する神にして、江戸深川宮四八幡宮における盛平宮、藤利支天社、荒神社、大勝金剛社の如きこれなり、寺院の鎮守神は、其境内なる神社を以て守護神と爲すものにして、或は其國郡もしくは他國の神社中、殊に著名なるものを祀りたるなり、例へば東大寺東寺等は八幡大神を祭り、仁和寺は熊野十二神を祀り、廣隆寺は鹿島宮取鹿野等三十八所の神を合祀して其鎮守と爲するが如し、又寺院を新設する時、古來其地に鎮座せる地主神(ナメシノカミ、參看)をば、更に御宇を造りて鎮守と爲したるもあるべし、第宅の鎮守神は第宅内に社殿を設けて齋ひる所の神をいふ(六)氏の鎮守神は、其氏族を守護する神をいふ、源賴朝の子義綱が、其重土神なる山城國賀茂神社を常陸に遷して、氏の守護神と爲したるの類、これなり、要するに鎮守神は、其區域内を守護する神なりしが故に、後世に至りては氏神と産土神とを擇ばず、約て其地を守護する神をば、廣く鎮守神と稱したり(山名名勝志、百餘抄、江戸抄子、古事類苑神祇部)

チンシユフ 鎮守府 關東國初めの鎮所と云ふ、關東國初め陸奥國宮城郡多賀城、後同國鹿沼郡鹿沼城、尋でまた岩井郡平泉に移る、關東國陸奥國出羽國の蝦夷を鎮撫す關東鎮守府一人、府に居して東北を鎮撫し、非常を警む、天平十一年始めて其名見ゆ、後大將軍と稱す、副將軍二人、將軍を助けて軍務を行ふ、天平寶字三年始めて置き、弘仁三年廢せらる、權副將軍一人、寶龜七年佐伯久良廣始めて之に任じ、弘仁三年廢せらる、軍監一人、始め將監と云ふ、天平寶字二年始めて其名見ゆ、四年軍監と改む、この時二人ありしが、弘仁三年一員を減す、軍曹一人、初

チンシ

の將曹と云ふ、天平寶字三年始めて見ゆ、四年軍曹と改め、弘仁三年二人と定む、武勇の士を擁補す(以上省兵部省にて任補す)軍師一人、弩を射ることを掌る、寶龜年中之を置く、式部省の任命なり、天長五年正月兵部省に屬す、延喜以後大に衰ふ、醫師一人、診察療病を掌る、大同三年始めて其名見ゆ、府掌二人、府の事務を掌る、承和十年九月始めて置く、陰陽師一人、怪異を占ひ、吉凶を決す、元慶六年九月始めて置く、關東鎮守府天長二十五年武内省屬をして、東北を進行せしめ、始めて蝦夷に通ず、爾來蝦夷叛服常なく、朝廷屢々將卒を遣はして之を討す、元正天皇以後蝦夷の勢ひ衰にして按察使を殺す、依て征夷使征東將軍等を遣はして之を討たしむ、平らぐ能はず、是に於て常備の軍衛を設置するの必要を感じ、始めて鎮所あり、鎮所は、續紀實老六年四月及び八月の條に初見したれば、其已前よりありしものなるべし、即ち後世の鎮守府なり、然れども鎮守將軍の見えたるは天平元年、鎮守府將軍の見えたるは同十一年なり、順原抄によれば神龜元年始めて之を置くとなせり、國郡沿革考之に従へり、關東鎮守府二十年、鎮守府將軍坂上田村麩蝦夷を擊つて大に之を敗り、北ぐるを逐つて開伊村に至り、殺獲殆ど盡く、翌二十一年鹿澤城を築き、府を之に移す、舊址同郡水澤町字八幡に在り、弘仁三年に至り府制を改め、將軍一人從五位上、軍監一人正七位下、軍曹二人從八位上、儀仗三人、醫師一人、醫師一人となす、眞理以後其制漸く衰ふ、源賴朝建久三年七月征夷大將軍となりしより、特に其任を重じ、遂に鎮守府を廢す、後建武中興の時復して府を置き、參議源賴家を以て將軍となす、多賀城に治す、三年賴家奏して鎮守大將軍從三位以上の官たらんことを請ふ、之を聽かず、尋で其

弟頼朝大將軍となりしが、足利氏に破られ、正平七年國府を棄て、逃る、以後また置かず、慶長十六年三月新田義重に鎮守府將軍を贈る(鎮守府考)

チンゼイ 鎮西 九州を云ふ、天平十五年始めて鎮西府を置き、十七年に至りて廢す、後世太宰府を鎮西府とも稱し、後遂に九州の別稱となる、標後紀承和十五年三月の條に、天台宗入唐請益僧圓仁、將弟子僧性海性正等、去年十月第新羅國船來、三若鎮西府日本紀略天長四年四月の條に、鎮西大貳朝野補所取云々、朝野群載異國賜本朝人位記に、日本國列官五品上兼鎮西府大監高麗人遺成云々、など見えたるは、何れも太宰府を指したるものにして、九國を鎮西といへば、いつ頃より稱せしが詳ならずれども、源爲朝を鎮西八郎と稱し、吾妻鏡元暦元年三月の條に、鎮西九國住人云々、と見え、文治二年十二月には、源賴朝天野遠景を以て鎮西九國奉行となすと見え、後遂に鎮西奉行となりしを見れば、王朝時代の末後より稱して、鎌倉時代には全く九州の別名となりしこと明かなり(太宰管内志)

チンゼイキウゴクフキヤウ 鎮西九國奉行 關西また鎮西守と稱す、鎮西奉行ともいふ、關西鎮守府の職名、九州の政務を掌る、關西鎮守府文治元年、源賴朝、平氏の餘黨を鎮めんが爲に、暫く豊後に留りしが、尋で土肥實平をして代らしめ、二年また天野遠景をして下向せしめ、其十二月十日始めて鎮西九國奉行と稱したり、三年、宇都宮信房を遣ひ、遠景と共に貴海島を征せしむ、建久二年正月改めて鎮西奉行と稱す、建久年中、武藏實賴、鎮西の守護となり、大友能直を以て鎮西奉行とし、實賴と並びて事を行ふ、爾來、少貳大友の兩氏、此職を世襲

チンゼイ

チンゼイシヤウケン 鎮西將軍 (鎮西府) (チンゼイ)を見よ、

チンゼイシユコ 鎮西守護 (鎮西九國奉行) (チンゼイキウゴクフキヤウ)を見よ、

チンゼイタウタイ 鎮西探題 九州探題を云ふ、キウシウタンダイを見よ、

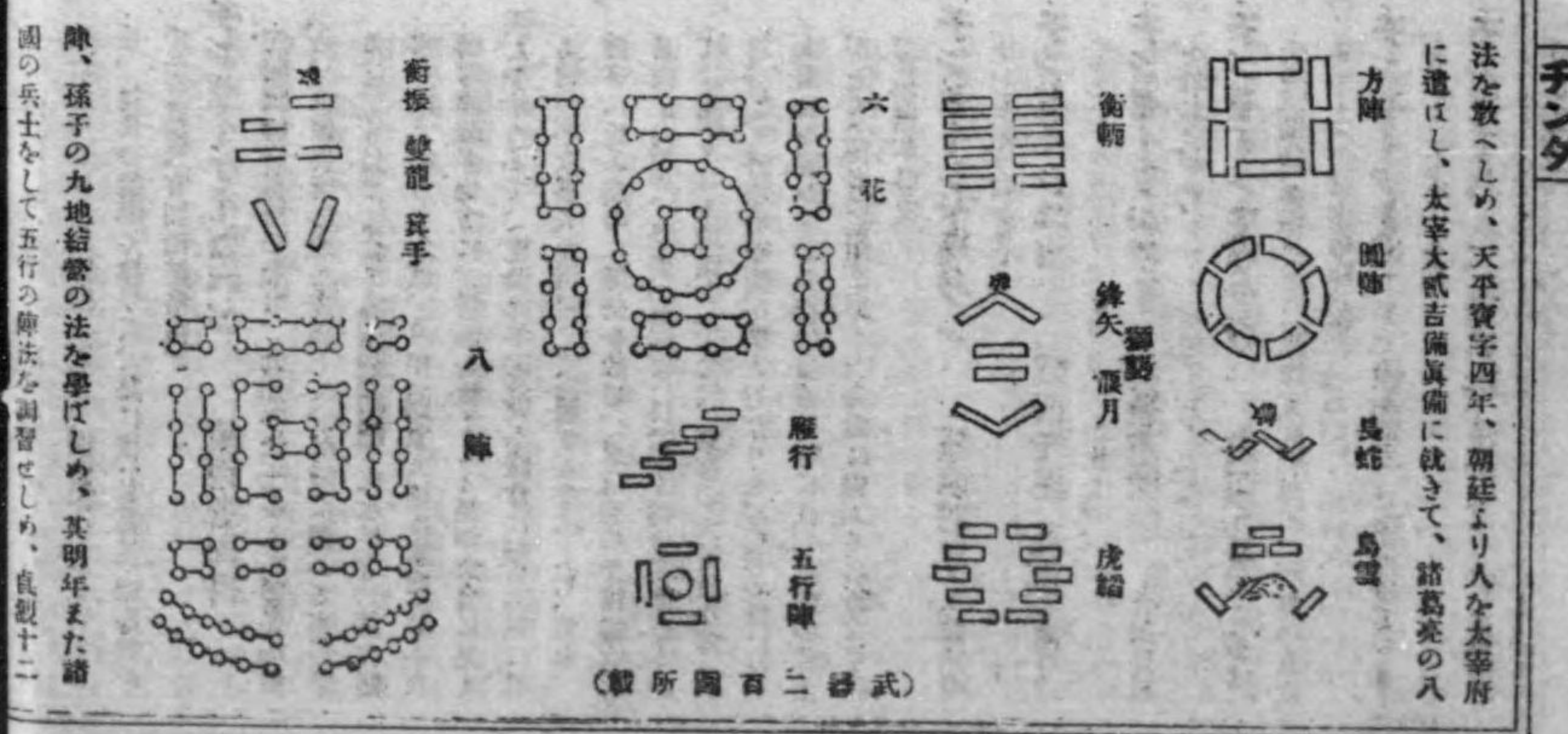
チンゼイノキウタウ 鎮西九黨 少貳、大友、惟任、惟任、秋月、島津、菊池、原田、松浦の九家(チンゼイノミヤ)を見よ、

チンゼイノミヤ 鎮西宮 備其親王(カネナカシノワウ)を見よ、

チンゼイハ 鎮西派 神土宗の一派、鎮西の

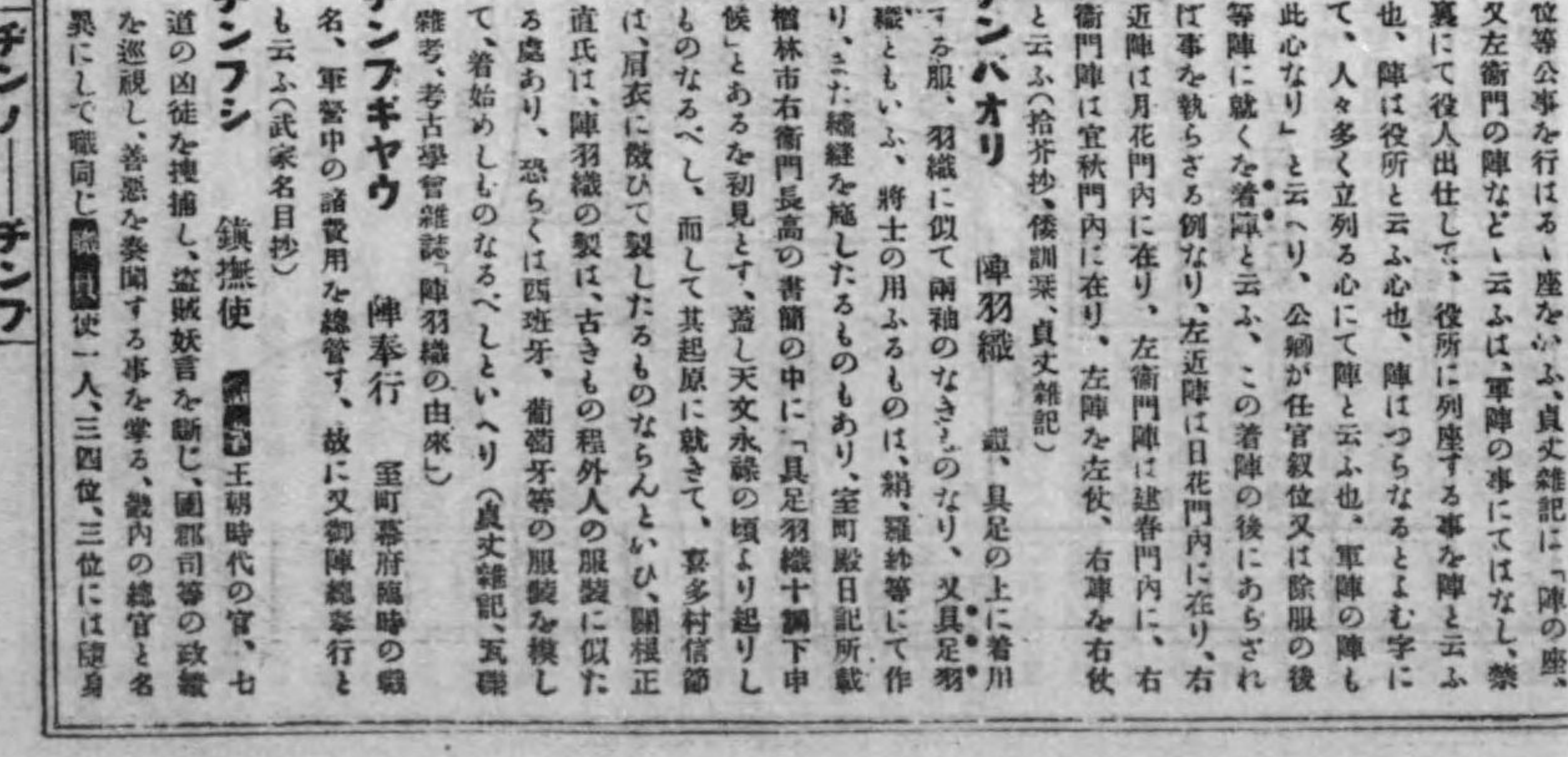
鎮西奉行 鎮西九國... 鎮西奉行 鎮西九國... 鎮西奉行 鎮西九國...

鎮西奉行 鎮西九國... 鎮西奉行 鎮西九國... 鎮西奉行 鎮西九國...



鎮西奉行 鎮西九國... 鎮西奉行 鎮西九國... 鎮西奉行 鎮西九國...

鎮西奉行 鎮西九國... 鎮西奉行 鎮西九國... 鎮西奉行 鎮西九國...



四人、四位には同二人を賜ふ、弓箭を負持して従ふ、判官主典各一人、内外文武官六位以下の人の兵衛に通ずる人を攝て、任す...

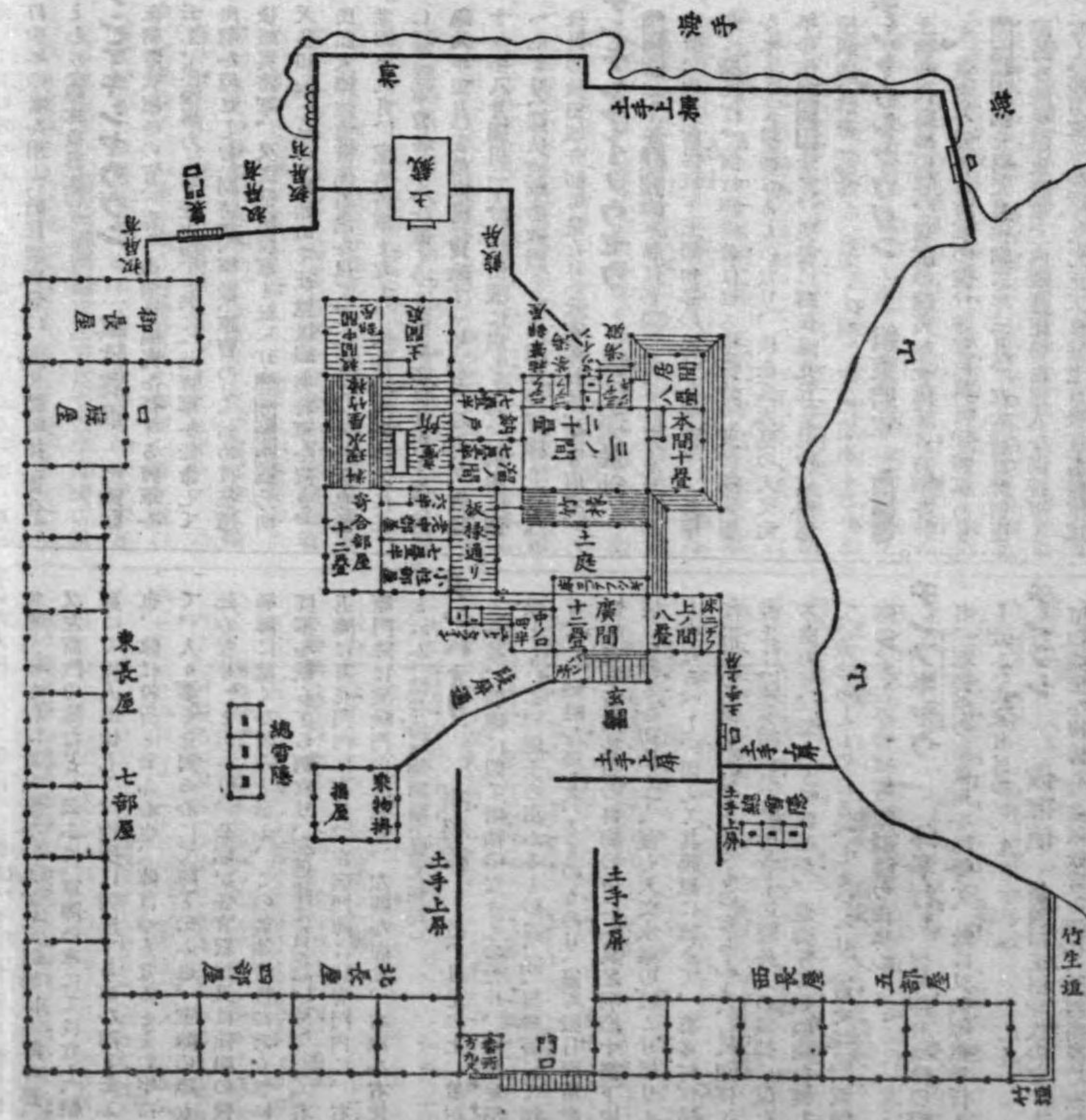
鎮兵 關東東北越諸國より陸奥出羽兩國に遣して、鎮守府將軍の下に屬し、諸城柵を守りて賊寇を鎮撫する兵士を云ふ...

鎮兵 關東東北越諸國より陸奥出羽兩國に遣して、鎮守府將軍の下に屬し、諸城柵を守りて賊寇を鎮撫する兵士を云ふ、而して妻子を伴ふを得れども、日糧一升六合を給せらるゝのみ...

チンヘイ

チンヤ

新山藩陣屋(稲谷繁次郎氏寄贈)



軍營の儀、鎌倉時代より、其名既に見えたり(一)江戸時代に至り、熊城の諸侯及び交代寄合等の館舎、また代官、地頭及び役人等の相詰めて公私の用務を取扱ふ所をいふ...

久六年前朝上洛して、東大寺の落慶に臨み、和禰に面會せんとせしに、之を謝絶せられたるを以て、頼朝益々和禰の人となりを感じ、奥州征伐に用ひし甲冑鞍馬及び金銀を賜ひ、御遊遣營の資と爲さしむ...

チンワケイ 陳和卿 宋の佛工なり、平安初時代の末年本邦に渡來す、治承四年奈良東大寺焼失の時、大佛の首も亦燒落たるを以て、後白河法皇、東大寺僧春宗坊源源をして大佛及び大佛殿を再興せしむ...

除目 諸臣(大臣を除く)任官の公事を云ふ、除は官に拜する儀、目は目録なり、官に除し、目録に記す意、漢書田蚡傳に君除吏未盡と見え、師古の註に凡言除者、除去故官、就新官也と見え...

チンワケイ 陳和卿 宋の佛工なり、平安初時代の末年本邦に渡來す、治承四年奈良東大寺焼失の時、大佛の首も亦燒落たるを以て、後白河法皇、東大寺僧春宗坊源源をして大佛及び大佛殿を再興せしむ...

茶 茶は支那より傳來したるものなりと雖も、其時代詳かならず、和事始、茶事談、煎茶清言、茶経詳説等に、聖武天皇の天平元年に、百人の僧を...

チンワケイ

チモク

チヤ

チャウ

呈したり、江戸時代には、宇治の産を尊び、茶司上林兩家を代官に補し、年々新茶を幕府に上らしめたりしのみならず、一般の日用の飲料となしたるも、蓋し此時代よりのことなるべし、安政以來、外人本邦の茶を好むに至りては、五市の製物となり、年々輸出品の首位を占むるに至り、其培養日を逐うて盛となれり、(チャウノ)參看(類聚國史、喫茶遺考、島風同穴集、本邦茶史、煎茶綱目、考古學雜誌、喫茶資料)

チャウ

和名抄に、田區なりといへり、即ち十段なり、拾芥抄に、町は長に始まり乾に終り、一町の積三千六百歩といへり、安閑天皇紀元年に、夏田肆拾町との文見え、また孝德天皇大化二年に、十段爲町とあり、文武天皇令制の時、田令にも同じく見えて、方一町者三千六百歩とあり、然るに後世天正中より減じて三千歩を一町と爲し、現今に至り、田制(アヤシイ)參看(一)里程の距離を量るにもいふ、六十間を一町とし、三十六町を一里と爲す(書紀、拾芥抄、和名抄)チャウ 職 役所を云ふ、廣徳字典に、廣徳職屋也、集韻古者治官處謂之職事、後唐書直曰、職、故加之、增韻職事言受事察、於是漢晉皆作職、六朝以來乃始加丁とあるに、其意を推知るべし、古來職と稱するは、太政官職、勅解由使職、檢非違使職なり、各條を參看すべし、

チャウ

帳(帷) 床上張幕等に張り垂るるものを云ふ、布帛等の類にて作る、張の義なりと云ふ、又トマリとも云ふ、月張の義にて、月の開く處に垂れて、明を取るより名づくとも云ふ、一説に斗張をトマリともみたりと云へど信じ難し、凡に帷を張りて座敷に置き、隔の用にするを几張と云ひ、張幕等の上部

チャウ

に張るを斗張と云ふ、後世一幅位にて横に上部に張るを水引と云ふは、即ち是なりと云ふ、其形の斗を覆へすに似たるより名づく、張を四方に垂れて地に至るを覆と云ふ、儀名抄に、覆(猪高反、此間音長)張也、施張於床上也、小張曰斗、俗云斗張、云三屏帳(形如覆斗也、今按、帳屬有九帳之名、所出未詳)と見えたり、壁代、幕、鏡、帳、帳も亦帳の一種なり(箋註和名抄、儀訓彙、東雅)

チャウ

丈 物の長短を度りていふ、古語、アエ、杖字の訓をかりていふ、十尺を一丈と爲し、十丈を一引と爲す(度量權衡考)チャウエイ 貞永 關西後醍醐天皇御宇の年號、寛喜四年四月二日、天變地震飢饉に因て改元す、二年を経て四條天皇天福と改む、關西周易註疏に、利在永貞、永貞也とあるに據る、式部大輔爲長勅申す(國朝年號譜)

チャウ

一冊、古代法典に收む、關西本名を勿成式目と云ふ、貞永元年北條泰時、鎌倉幕府の政所問法所待所其他吏員の訴訟裁許の爲めに、三善康連と謀り制定したる式目にして、法橋全圖の執筆に係り、五十一箇條あり、其内、守護地頭等知行所領に關するもの半にして、其外謀叛人、殺害、刃傷、強盗、強訴、強強竊盜、奴婢雜人等罪科あるもの、處分法を明にしたるものなり、五月十四日編纂に着手し、八月八日に至り草案始めて成り、御成敗式條と云ひ、同月十日式條施行の命あり、蓋しこの時天下の政令、朝廷幕府領家の三所より出で、互に交渉犯し易きのみならず、武家支配の地に於ても本領、恩賞地、新恩地、加恩地等の區別あり、領與買賣等被是の交渉紛雜なりしを以て、この法典を編纂したるものなり、初め

チャウ

は御家人の間に流行しが爲めなれば、施行せし範圍は、幕府の支配地及び其裁判權の及ぶ所に止まれるものなりしが、朝廷の權衰ふるに及びて、關東の武蔵全國に渡り、隨つて此法律の及ぶ所漸く廣くなり、遂に海内に遍きに至り、而して獨り鎌倉幕府のみならず、室町幕府も之を遂行し、戰國時代足利氏の號令行はれざりし時に、各自其國內の法律は之に準じたり、江戸幕府も其初世には猶之を用ひ、且庶民間には兒童の讀書習字等に此の本を授けたりき、此書の版になりしは國書中の最初にして、大永四年の刊行なり、關西群書類第一本の跋文によれば、正和元年の註釋書ありしが如し、今傳はれるや否や詳ならず、案するに、猿蓑軒の抄に唯淨寫書と引けるもの、文政はそれならんか、式目抄(清原宣賢の抄にて、寫本に二冊本と一冊本とあり、版本には古活字本、寛文九年の版、元禄十二年の版の三種あり、活字本の外は書肆改めて式目詳解と云へり)、御成敗式目抄(天文廿二年正月誌之應書の奥書あり)、御成敗式目注(天文廿三年の奥書あり)、式目問書(天文廿四年の奥書あり)等は尤も古くして勢きものなるが、江戸時代に至りては註釋、類註等の類、註釋極めて多し(古代法典、貞永式目考)

チャウ

貞應 關西後醍醐天皇御宇の年號、承久四年四月十三日始に因て改元す、二年を経て元仁と改む、關西周易に、中孚以利貞、貞應子天也とあるに據る、大藏爲長勅申す(國朝年號譜)チャウオウ 貞應 關西後醍醐天皇御宇の年號、承久四年四月十三日始に因て改元す、二年を経て元仁と改む、關西周易に、中孚以利貞、貞應子天也とあるに據る、大藏爲長勅申す(國朝年號譜)チャウカウタウ 長講堂 法華經を長日講習する堂を云ふ、法華長講三昧堂と稱す、之を略稱して單に長講堂とも、法華堂とも、三昧堂とも稱す、法華經は諸經中尤も尊く尤も深大にして、尤も照明

チャウ

莊興立の事見え、其外山城國山科庄、平等寺、尊重寺、法華寺及び其寺領地伊豆石坂庄、安藝國吉原庄、加賀國美庄、山城伏見庄等ありし事諸書に見え、頗る多かりしが如し、本堂領は大小國役を免除せしを以て、人々之に寄進して納税の輕からんを欲し、之に寄進するもの多く、遂に梅松論に云ふ所の如く百八十餘ヶ所の多きに及べりと云ふ、此の數は全く信じ難し、文書記録によりて發見したる庄園にても四十餘國、七十餘ヶ所の多きに至れば、其數蓋し其大のものにして、百八十ヶ庄以上ありしものなるべし、建久三年三月法皇崩御以前に、尤も觀望及びたる丹後局の生子宣陽門院親子内親王に、長講堂及び法華堂を悉く讓與し給へり、承久三年の役にも、鎌倉幕府より所領を安堵せられて、宣陽門院領事し給へり、建久四年宣陽門院より宣陽院に讓與せられ、慶司院文永十二年後深草上皇に讓り給へり、然るに増鏡梅松論によれば、後醍醐院遺詔して、皇位は龜山即ち大覺寺院に傳へ、長講堂熱田社領播磨國備前領は後深草即ち持明院院に傳へて、皇位を斷念せしめたりと云へり、星野博士は兩院獨立の條に、此二書に従て述べられたるは誤なり、後深草院は建久二年伏見院に讓與せられ、戒めて「長講堂者第一大寺、能々可敬、留御意、候、委細別可注申、候」と申されたり、以て本堂領が持明院院に取つていかに重大なりしかを知るべきなり、而して、南北朝以後室町時代を通じて、皇室の經濟を微かながらに保ち得たるは實に此長講堂ありしが故なりき、正和元年十二月伏見院、後伏見に讓與し、且つ後には御猶子たる花園天皇に讓與すべきを命ぜられたり、故を以て後伏見天皇は正中三年二月、長講堂領等を花園天皇に譲り給ひ、後、後光嚴天皇に讓與すべきを宣へり、此時に當りて後伏見花園御兄弟

チャウ

なるものにして、一切衆生を救濟するを以て、中古以來佛法盛なるに及びて、天皇上皇以下諸臣皆法華經を讀誦し、書寫して其功德を得んとし、第内に持佛堂を建立し、守護の佛を本尊として置て置き、法華經を長日不斷講讀して冥福を祈りたりき、(アヤツダリ)參看)而して長講堂の名の見えしは百餘抄治承元年四月十九日の條に、上皇(後白河)於長講堂、限二百日讀誦法華八講とあるを始めとす、是は七條殿内に在りし持佛堂なり、而して尤も世に顯はれたるを六條殿内の長講堂とす、次項を見て知るべし(長講堂領考)

チャウ

六條西洞院、現今は下寺町通五條下東側〇六條長講堂とも、長講堂御影堂とも、後白河法皇とも云ふ、關西舊は律宗なりしが、今は淨土宗西山派〇本尊阿彌陀如来(傳惠心僧都作)圓圓觀音菩薩永二年後白河法皇、平業忠の六條院に御移徙せられし時通る所なり、此時伊豫那島主藤原後平、米多二百斛を寄進して、遺體の實としたり、文治四年四月焼失す、源で源賴朝、後白河法皇の命を奉じて、中原親能をして之を遺體せしめ、十二月工竣り結納壯麗を極む、法皇之に移御す、建久三年正月法皇の病革まると、長講堂起請五ヶ條を定め置き、別當、供僧、長講堂上座、勾當、公文及び阿闍梨、恒例佛等の事々規定し、莊園を寄せ、委曲に修理等の事を定めたり、院司以下皆之に要列す、同年三月法皇崩御、六條院並に長講堂及び其所領を宣陽門院に讓與し給へり、貞應元年長講堂及び六條院焼失す、後遺體す、文永十年十月再び焼亡せしが亦之を建造したり、應永八年二月三度焼失す、時に土御門油小路に在り、是より先火災の後、六條より此地に移し建てたるなり、依て舊

チャウ

址を俗に上長講堂と稱す、其後屢々焼失頻々して現今の地に遷りたり〇本堂は昔時尤も盛大を極めたりしが、今は本堂庫裡、御影堂を存するのみ、御影堂は本堂の傍に在り、後白河法皇の宸影を奉祀せり、法皇(座像三尺許)を著し給ふ、其他に一幅の尊像あり、古色を帯びたれども、逸品にあらす〇什寶に、後白河法皇自筆と稱する過去帳あり、後世の寫なれども、古來ありしものを模寫せしものならん〇法會は建久三年二月供花、毎月十六日長講二季彼岸八講、御月忌盂蘭盆講は法皇崩御後永く行ふべきを規定せられたるより、建久四年以來毎年行はれたるが、三月九日より十三日迄の八講は後白河法皇の御月忌として江戸時代に至る迄行はれて、長講堂八講はなり〇寺領は古來より多くして、歴史上尤も重大なる關係を有せり、而して所領は建久三年正月後白河法皇長講堂起請を定め置きし時に寄せられたるを始めとす、其起請に、庄園事、右庄々或多年領事之地、或往古不輸之領、尋子細、寄附佛開、以其地利、定充寺用、向後宗領、大小國役、永可罷止之由、可被下三符符、若許濫食吏有、致三過罰、若實上公家、宜令三利處、彼子帝萬王、皆可在我之後裔、國守郡令、何れ不出、我之舊領、多年之間、飽浴厚恩、縱不稱、漁岳之皇澤、寺可、三寺院之佛地、壽、若殊察、懸萬、臣又可、助、善願、亦領家無、指故、過、過年貢、及三ヶ年、者、差、道、道、可、令、三、催、其、上、猶、致、三、御、意、者、權有、相、傳、由、權、可、止、三、預、所、職、執行又業、勝致、非、據、者、庄、家、言、上、須、待、法、報、加、之、執行所司等、故以、寺用、勿、宛、他、事、兼、又、寺、用、相、折、庄、領、地、油、田、注、三、別、紙、同、副、之、とありて、後白河法皇の御領地不輸租田等を多く寄せられたり、然して庄園數は別紙存せざるを以て詳ならずと雖も、吾要建久六年の條に七ヶ

チャウ

は御家人の間に流行しが爲めなれば、施行せし範圍は、幕府の支配地及び其裁判權の及ぶ所に止まれるものなりしが、朝廷の權衰ふるに及びて、關東の武蔵全國に渡り、隨つて此法律の及ぶ所漸く廣くなり、遂に海内に遍きに至り、而して獨り鎌倉幕府のみならず、室町幕府も之を遂行し、戰國時代足利氏の號令行はれざりし時に、各自其國內の法律は之に準じたり、江戸幕府も其初世には猶之を用ひ、且庶民間には兒童の讀書習字等に此の本を授けたりき、此書の版になりしは國書中の最初にして、大永四年の刊行なり、關西群書類第一本の跋文によれば、正和元年の註釋書ありしが如し、今傳はれるや否や詳ならず、案するに、猿蓑軒の抄に唯淨寫書と引けるもの、文政はそれならんか、式目抄(清原宣賢の抄にて、寫本に二冊本と一冊本とあり、版本には古活字本、寛文九年の版、元禄十二年の版の三種あり、活字本の外は書肆改めて式目詳解と云へり)、御成敗式目抄(天文廿二年正月誌之應書の奥書あり)、御成敗式目注(天文廿三年の奥書あり)、式目問書(天文廿四年の奥書あり)等は尤も古くして勢きものなるが、江戸時代に至りては註釋、類註等の類、註釋極めて多し(古代法典、貞永式目考)

チャウ

を以て、御前執事せられざるを以て、花園天皇は...

此云、定額寺、定額外不許、私建、凡定額寺、...

雀旗、次に青龍旗、右に月御旗、次に白虎旗、次に朱雀旗、...

チャウ

り詳かならず、三貨圖案に、古丁銀の圖を出し、室町時代の頃、既にあたりと爲せど、貨幣史には、天正時代のものとして、之を掲げたり、慶長六年以後...

チャウキヤウレキ 貞享曆 曆(コヨミ)を見、...

給ふ、即ち清和天皇貞觀七年九月、伊賀國阿保山田、伊賀の三郡の田六町九段二百八十八歩を施入し給ひ、...

チャウ

らるゝに及び、其制始めて定まる、其規定に従へば、杖の数は、六十より百に至るの五等あり、一等毎に十を加ふ、皆、徒、流、死の諸刑と共に、五刑又は五罪と稱す、在京諸司の人、杖罪を犯す時は當司にて決し、

チャウケイテンワウ

天皇の第一皇子、第九十八代天皇(中興)正平廿三年三月、後村上天皇崩するや、立つて即位す、文中二年位を皇弟後龜山天皇に譲りて吉野に遷れ、後村上天皇崩する、元永元年上天皇の尊號を奉る、尋で落飾、同年八月一日嵯峨大覚寺に崩す、壽五十二、大業院日記、大日本史、史學雜誌、長慶帝御世、○世に或は天授年間隆興波間に、元中七年七月紀伊丹生川に、天授五年九月丹生川に、應永廿一年四月紀伊丹波山中に崩すとなせども共に誤なり、按ずるに、長慶天皇が即位し給へるや否やに付きては、古來より疑問のある處にして、大日本史は、始めて、花營三代記に「應安六年八月二日、南方奉讓位於舍弟之宮、相副三種神器、没落吉野云々」、實簡集に、大上天皇實成敬白と記したる願文あるを本據として即位説を唱へ、高保己一は花營説を著し、新

チャウ

葉茂序文に「三代の御門に仕へ、また、元弘のはじめよりしも弘和の頃に至るまで、世は少づき年はいそとせのあいだ云々」價値意の歌に「なれきつる八十路のはるもあはれしれ、三代の昔の春のおもかげ」などあるによりて、非即位説を唱へ、成島直徳の兩朝史また之に左袒せり、今暫く大日本史に従ふ、尙ほ詳しくは大日本史並に嵯峨野の露、及び史學雜誌十四、十五篇、久米、谷森兩氏の説を參照すべし、

チャウケン

長絹(名)長絹にてつくれる直垂をいふ、長絹とは剛く張りたる絹なり、開闢開始など直垂と同じ、唯異れる處は、補括あり、胸の紐、左は長く、右は短し、帯は、紐を附く、但し二つ宛後に三所(背及び兩袖の紐目)前に四所(胸



細の上下と兩袖の紐目なり、紐、帯、帯共色定まらず、帯も風重に同じ、長袴なり、袴の帯は、左右の

チャウ

合引に二つ宛、又前の紐目、左右腰より下一尺餘り下げる(二つ宛、合せて四所に付くる也、地はもと長絹にてつくりしも、後世は長絹なきにより、紗、生絹などを用ひ、色は定まらず、多くは白なり、紐の結びは圓につきて見るべし、開闢公卿元服以後十五六歳の時、烏帽子を着する場合に、これを着用す、服制(フクセウ)の掃刷を見よ(當代裝束抄、裝束集成、裝束甲冑圖解、眞丈雜記)

チャウケン

長元(名)後一條天皇御宇の年號、萬壽五年七月二十五日、早坂兵亂に因て改元す、九年を経て後朱雀天皇長曆と改む(開闢六編に「天之爲」天、凡爲「天皇」矣」とあるに據る(俱六編に此文なしと云ふ)、文章博士爲政助申す(開闢年號考)

チャウケン

貞元(名)後醍醐天皇御宇の年號、天延四年七月十三日、火災地震に因て改元す、二年を経て天元と改元す、

チャウサ

定者(定座) 僧侶の役名、法會の行道の時に、香爐を取て前行する事を掌る、二人あり、法師の形にて小僧を以て之に充つ、依て之を定者沙彌と云ふ、導師の下に定座して動かざるの儀なりと云ふ(佛語釋)法成寺金堂供養に「定者沙彌二口從東四指一登、舞臺、禮佛了、就案下、取、火舎、立」と見えたり、

チャウサイ

杖罪 杖刑(チャウケイ)を見よ、  
チャウシウセイバツ 長州征伐 開闢、徳川氏の末年に際し、長藩は尊王攘夷の旗を主唱し、遂に朝廷を擁して討幕の舉に出でんとせり、斯くて元治元年に至り、京都の形勢遂かに一變し、所謂甲子の變たる給、御門の職に於て、長藩は樂園を犯して大敗し、全く其勢力を失へり、是より先幕府は長藩の處置に苦心せしが、今や樂園に向ひて發砲し、朝敵たる

チャウ

大罪を犯したれば、茲に漸く長州征伐の策を決せり、開闢幕府即ち尾張大納言を以て總督とし、同年十一月浪野、兩池田、津須賀、有馬、黒田、鍋島、細川、島津、立花等三十六諸侯に命じて兵を出さしめ、各々其部署を定む、かくて總督は同月十六日一萬七千の兵を率ゐて、軍營を安藝廣島に進む、是より先長藩は激黨俗黨の二派に別れて紛争し、俗黨會々勢力を占めたるを以て、藩主毛利慶親父子は其説に従ひ、山口城を出で、寺院に籠居し恭順の意を表し、益田右衛門介、福原越後、國司信濃等の三家老は自殺を命じ、吉川監物志道安房をして、其首を尾張大納言の實檢に供し、以て其罪を謝せり、是に於て總督は、毛利家の悔悟伏罪を見定めたるに満足し、長藩の處分を後日に譲り、慶應元年正月、軍を收めて京都に歸る、幕府即ち防長の處置を定めんとし、會議の爲に往拜時日を費せる間に、長州の國內には、高杉晋作等激黨の諸士憤起して、俗黨の行爲を難じ、激を四方に傳へて幕軍に抗戦すべき勢を呈したれば、國情再び一變し、先きに三家老の首を割れて幕府に謝罪したる輩は、皆俗黨として却けられ、長藩の政權は、全く所謂正義黨の手に歸し、藩内舉げて戰備を整ふるに至れり、幕府は此形勢を見て大に驚き、三月上旬、大目付塚原但馬守に命じ、長州に赴き、慶親父子を江戸に召喚せしむ、慶親父子敢て命を奉せず、是に於て長州征討の議再び起り、紀伊中納言を以て其總督と爲し、柳原式部大輔を先鋒に、松平伊賀守、牧野河内守、内藤若狭守、稻垣信濃守を左右の兩備に、内藤備後守、松平丹波守を殿軍に命ず、また諸大名に命じて藩兵を出さしめ、更に將軍家茂自ら旗下の士を率ゐて親征の途に上り、慶應元年五月廿五日大阪に着す、爾來約一年の間、徒らに征討を揚言するのみにして、毫

チャウ

も開罪の實を擧げず、故を以て兵士は進撃の勇氣を消磨し、また戦ふの意なく、藩藩は土佐藩士坂本龍馬等の媒介によりて長藩と親み、公然出兵の事を拒める等、幕軍にとりて不利なる事多かりしに乘じ、長藩は益々之を侮り、却て戰を挑むが如き状態を示すに及んで、漸く進撃の令を發し、二年六月五日を以て其期となす、是に於て紀伊總督は同月三日大阪を發し、五日廣島に着して、牙鋒と爲す、是より先き四月、長藩における急進過激の徒數百人、船に乗じて備中國倉敷に上陸し、幕府の代官所を襲ひ、之を蹂躪せしかば、幕軍は未だ戰はざるに、既に恐怖の念を抱けり、加ふるに、將帥其人を得ず、就令亦宜しきを得ざるを以て、遲延日を送るに際し、長藩は必死の決心を以て既に陣位の訓練を畢り、却て石州口に逆襲し、津和野及び濱田を陥れ、一方に於ては馬關の海峡を渡り、小倉に上陸して攻勢をとり、其他薩州の大手口、大島郡の海峡等幕軍は到る處皆悉く利を失ひ、閉戦以來未だ數句ならざるに、主客地を更へ、反て防戦の地位に立つに至れり、開闢幕府の大軍、到る處長藩の爲めに破られ、進退窮するの時に當り、偶々同年八月、將軍家茂大阪城中に薨す、諸侯の中之を聞き往々兵を收めて歸國するものあり、幕軍の士氣益々沮喪す、越えて九月二日勅して、將軍の喪中姑く追討の兵を停めしむ、休戦を希ひし幕府は、直に將軍の命を下す、三年に及ぶ防長追討の軍は、茲に一段落を告げたり、此戰に於て幕府の實力の弱るゝに足らざるを天下に表白したるのみならず、財政愈々窮迫して、遂に其廢亡を促がすに至れり、家茂の薨するや、一掃慶喜入りて宗家を繼ぐ、同年十二月孝明天皇崩御、今上天皇登極し給ふに及び、大勢亦又一變し、慶喜は未だ長州處分を終へざる以前、即ち慶應三年

チャウ

十月を以て、大政を奉還し、徳川幕府終に亡ぶ(幕府衰亡論、幕末小史、徳川太平記)  
チャウジロメ 丁子染 香染(カワソシ)を見よ、  
チャウウシヤ 長者 開闢東寺の上首を云ふ、二三四の長者ありて勅任なり、一長者は寺務法務を掌る、是を正法務とし、二三四長者を權法務とす、又一長者を一團團長とも稱す、長者とは法華文句の一姓貫、二位高、三大富、四威風、五智、六年書、七行、八禮備、九上敷、十下脚を長者と云ふとあるに出づ(開闢帝王編年記に、弘仁十四年正月僧都空海補東寺長者、依、勅宣、永預給此寺と云ひ、長者補任、又空海を始めとせし追記にて、其實は仁明天皇承和三年空海の弟子實惠を以て長者とせしを始めとす、八年權律師眞濟を長者に補せしより、現任長者二人となる、依て眞濟を二長者と云ふ、第二位の長者の義なり、昌泰元年權律師峰敬を長者に補するに及びて、現任三人となり、安和二年權少僧都寛空を四長者に補するに及び、現任四人となる、是より以來東寺には四長者ありて寺務を執る、後世仁和寺大覺寺三寶院勸修寺等の諸門跡より、戒嚴高き者を撰抜して、長者に補する例となれり、又長者擔任法は委しく東實記に見えたり(初例抄、釋家官班記、松木博士、僧の官位))  
チャウウシヤウ 長上 王朝時代、毎日奉職して官衛に務むるを云ふ、内外諸官主典以上、及び被官の侍從、侍醫、諸博士、助教、諸師等の總て官位相當あるものは、毎日登衛して勤仕するなり、其諸官を長上官と云ふ、また總任にても卜部、畫師、百濟手部の類は、才伎を以て長上するものあり、又雑色中にも長上ものあり、上日(シヤカウソウ)參看(參見)長上式、

チャウ

官職沿革考史
チャウジヤセシ 長者宣 攝政關白が氏の長者として下す御教書を云ふ多きは氏社の春日社...

チャウジユ井ノニフダウ 長壽院入道 勅修寺尹豊クワンシワマタトヨを見よ...

チャウシヨウ 長承 崇徳天皇御宇の年號、天承二年八月十一日改元、三年を経て保延と改む...

チャウセシ 應宣 檢非違使藤原の別當宣を云ふ...

チャウリカヘモトチカ 長會我部元親 名譽功字彌三郎、宮内少輔と稱す、法名雲隱慈三...

チャウ

の諸豪族之を奉じて、土佐の西半に雄視せり、元親は事に托して兼定を送ひ、其子内政を擁立し、配するに女を以てし、全く實權を奪ふ、是に於て土佐全國は...

チャウ

轉戦頗る功あり、兼もなくして從四位下少將に叙任す、慶長二年再征の舉あるに及び、また軍に従ふ、四年五月伏見に卒す、諡六十一、京都天龍寺に火葬し、遺骨を土佐國長濱村雲隠寺に葬る、附史、長會我部元親...

チャウタイ

帳臺 帳を張りたる臺をいふ、寢殿の内、一區別を爲すが爲なり、主人の常住する所、又廳所にも用ふ、御帳臺とも御帳とも云ふ、後世武家にて書院造の上段の間を帳臺と云ふ、もとは帳内なるか轉じたるなりと云ふ、入口に帳を垂れ置きしより名づけしなり、初めは高貴の家に限られしが、後には地下の家にも必ず之を設けたり、築中にては皇后の居住所常寧殿の内在り、江次第に「常寧殿四邊内帳臺上敷長蓮云々」と見えたり、五節帳臺の式は此所にて行ふなり、帳臺の模樣は、皇后は漢床として高さ二尺許九尺四方の臺あり(皇后の外は漢床なし)黒塗の金物あり、其上に縹緞の疊三帖を南北に敷き、南を枕とす、此疊を敷き、疊の四隅に柱を立て、鴨居を置き、後、椽骨の明障子を間毎に覆ひ、四幅又は五幅の帳を四方の入口に掛く、次に帳額を引き廻す、帳の内には几帳三本を南東西の口、漢床の上に立て、其几帳の高きに帳を上げ置き、四隅の帳及び北の入口の帳は垂れ置くなり、猶鏡の掛帳、厨子の置き帳、悉く雅亮裝束抄に見えたれども尋す(家屋雜考、雅亮裝束抄、建武年中行事詳解)

チャウチ

長治 藤原河天皇御宇の年號、康和六年二月十日、天變に因て改元す、二年を経て嘉承と改む、開闢漢書に「建久安元、勢成、長治之業」とあるに據る、文章博士在良助申す(國朝年號譜)

チャウ

チャウチ 貞治 北朝後光嚴天皇御宇、將軍足利義隆の年號、康安二年(南朝の正平十七年)九月二十三日改元、六年を経て應安と改む、開闢周易に「利武人之貞、志治也」とあるに據る、參議左大臣藤原忠光勅申す(國朝年號譜)

チャウチン 挑燈(提燈) 古く挑燈といへるは燈籠の事なり、朝野群載、應徳二年十月廿日法定院佛燈供香油料狀に、「安三置佛像之前、無挑燈柱とあるを初見とす、また唐話纂要にも挑燈(ツリドロウ)とも見えたり、なほ秋夜長物語にも「きよなうのちやうちんに盤を入れてとしたり」とあれど、古印本には魚鱗の燈籠と記したれば、果して今の所謂挑燈なりしや否や詳かならず、また庭訓往來、七十一番歌合、尺素往來等にも此事記載なければ、當時行はれざりしを知るべし、尋で文龜年間著なる後頭屋節用、挑燈の名目見え、大永中の記録に「中にちやうちん二つ懸くるとあり、穴太記にも「中間に挑燈ともさせ云々」とあり、なほ北條五代記にも、挑燈の指物を用ひたること見えたるは、みな今日の挑燈なり、甲陽軍鑑を按ずるに、永祿元年の令に不顯不可照挑燈と見え、また六年の條軍用の事なにいへる處に「小荷駄馬一疋に挑燈二つばかりづり、結付、馬負にも、一人に一つ、續松もたせ云々」と見えたるに、其用漸く廣くなりたることを知るべきなり、而して此時の製は籠挑燈なりしが、疊むべく製したるは、天正以後の事に係る、これより籠挑燈、弓張挑燈、手挑燈、高張挑燈、腰張挑燈、小田原挑燈等、各種の挑燈製造せらるゝに至り、(四序草、貞丈雜記、骨董集)○明治の初年都下懸然として、人心其端に安せざるを以て、二年十一月令して無挑燈の往來を禁じたりしが、五年五月に至り、之を解きたり、

チャウツカケ 頂頭掛 鳥帽子掛(エゴシカケ)を見よ、チャウテウ 定朝 佛工なり、京都七條の人、父を康成と云ふ、七條佛師の元親なり、藤原道長の法成寺を建つるや、定朝命を受けて佛像を造る、製作極めて優秀なり、治安三年後一條天皇之に幸するに及び、大に其技を賞し法橋位を授け、佛工に僧位を授くることとせしむる、永承三年三月法眼に轉ず、山階寺造佛の賞となす、天喜五年八月一日死す、按ずるに、定朝造る處其形式を唐宋に採り、技の巧みなること一世に冠絶す、子孫また佛工を以て名あり(工藝志料、大佛師傳)を見よ、チャウトウ 廳頭 近衛府(コノエフ)の職員を見よ、チャウトク 長徳 一條天皇御宇の年號、正暦六年二月二十二日、疫疾天變に因て改元す、四年を経て長保と改む、チャウツク井 長得院 足利義隆(アノカガヨシカズ)を見よ、チャウナイ 帳内 舍人(トネリ)を見よ、チャウネンタイハウ 長年太寶 開闢長平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、開闢銅にて作る、徑六分強、重五分強、徑六分五厘弱、重四分の二種あり、向は徑七分、重八分の大小なるものあり、開闢後天皇嘉祥元年十月鑄造して之を行はしめ、一を以て蓋錢十に當てしむ、天安二年に至るまで通用す(大日本貨幣史)

チャウビキヤク 定飛脚 「ヒキヤク」を見よ、チャウビケシ 定火消 開闢江戸幕府の職名、江戸市内の防火の事を掌る、若年寄の支配にして布衣袴之間詰なり、役料三百人扶持、與力六騎、同心三十八づり、之に屬す、慶應三年役扶持を廢して更に役金二千兩づりを給せらる(組の事は沿革の條に合叙す)開闢出火の際、定火消の繰出すべき出場の制限は、札之辻松平肥後守松平政千代屋敷限、麻布櫻田町阿部掃部守下屋敷限、青山松平左大馬屋敷限、權田原州屋敷限、四谷裏大番町大馬屋敷限、大久保安藤掃部屋敷限、牛込橋町早稲田限、市谷谷州家上邸、元松平出雲守屋敷限、小日向下町目白不動、會羽町護國寺限、小石川御殿後通り限、巢鴨大原町限、本郷駒込迫分、田沼主計頭下邸限、谷中三崎限、下谷金杉限、淺草觀音堂又は今戸限、八丁堀靈岸寺、木挽町尾州家藏屋敷限、深川八幡社限、本所龜戸天神橋限、北本所水戸家藏屋敷限、兵衛橋限となす、而して以上を出場内と唱へ、以外を出場外と唱へたり、開闢開闢治元年始めて四組を置く(泰平年表には慶安三年六月始めて二人を置く)とあれど、詳かならず、其後漸く増して、元祿八年には十五組となりしが、寶永元年五組を減じて十組(号三組、魂七組)とし、安政六年また二組を減じて慶應二年更に四組を減じ、僅に四組となれり、蓋し是より先定火消は、大名火消、町火消等と、火事場に於て消し口を争ふの弊ありしかば、屢々令てし之を禁せし事あり、且つ、明和の頃は、消防に際して一定の人数を出さず、これが指揮をも怠りて、風紀大に紊れしが故に、寛政四年以後は、町方志主等の情願によりて、自今町方の火消に

チャウ

チャウ

チャウハン 丁半 博奕(バクチ)を見よ、チャウバン 定番 江戸時代の職名、大限及び磯府に在番して警備の任に當れるものをいふ、詳しくは、オホサカヤチャウバン、「スンプヤチャウバン」

チャウ 轉戦頗る功あり、兼もなくして從四位下少將に叙任す、慶長二年再征の舉あるに及び、また軍に従ふ、四年五月伏見に卒す、諡六十一、京都天龍寺に火葬し、遺骨を土佐國長濱村雲隠寺に葬る、附史、長會我部元親...



チャウ

火、烈風大火の時あらざれば、定火消を出馬せしめざる事とし、文政二年以後は、定火消の消防は、郭内の出火に限り、郭外町方の出火には一切干渉せしめざる事とし、文久二年以後は、浅草本所の倉庫、松江村木蔵の消防も、町火消の手を委ねる事となり、消防の區域漸く狭少となるを以て、其組織も自ら減少するに至りしものならん。火消役は皆役宅を賜ひ、邸の支廳正面へ櫓を立て置き、櫓には馬鹿なくして、鶴居地へ家々の定火消を漆にて蓋きたり、而して其役宅を俗に火消屋敷と稱し、出火の際は大鼓を撃ちて四方に報す、なほ同處にて太鼓を打たざるに先ち、他に於て板木又は半鐘を打つを禁ぜられたれば、火消屋敷にては、尤も其責任を重んじ、用意周到を怠りしことなかりしといへり、また此役は初心の人が隊卒を指揮するの初階たりしを以て、若年にて家督を相續せる人、多く之に任じたりき武徳、古事類苑官位部、江戸の花。

チャウワ

定府 江戸時代、大名もしくは大名の臣下の、常に江戸に在府せる者なふ、大名は水戸家の如き、これにて、参勤交替の事なく、特に賜暇ありし外は、常に江戸に滞在するの義務を有したり、世俗に水戸を副將軍と稱するは此等よりいへるものなるべし、また西郷土には江戸詰と國詰とありて、江戸詰は代々江戸に住して幕府内に常住せるものにして、之を定府と稱したり。

チャウワクジ

長福寺 關原山城國葛野郡東海津村中村の山號、大梅山宗廟、臨濟宗南禪寺末の本尊釋迦如来起首天安四年真理尼の開基、初め天台宗なりしが、豊前左衛門源景と云ふ者、深く僧林に歸依し、更に堂宇を増し田園を附し、時と禪刹に改む、花園法皇月林に歸依し、時に臨幸して

法要を問ひ、且つ勧進寺たるべき論旨を賜ふ、横田豊臣徳川の三氏、共に寺縁三百五十石を付す、塔頭別傳院に花園天皇御塔所あり、大寶輪と云へり、什寶に花園天皇御像御堂輪及び古文書等あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)。
チャウホウ 長保 一條天皇御宇の年號、長德五年正月十三日、水旱災異に因て改元す、五年を経て寛弘と改む。
チャウホフジ 頂法寺 關原山城國下京區堂ノ前町〇佛堂の構造六稜角なるに因り、世に六角堂といふ、關原天皇宗廟に屬す〇本尊一寸八分の金銅如意觀音國師傳に云ふ、聖德太子の開基、舊名雲林寺、愛宕郡土車里に在り、延暦運都以前よりある所にして、舊來一町四方東洞院鳥丸六角三條の間に在り、今地域縮少すれども、其佛堂の位置を變ぜず、弘仁十三年嵯峨天皇の勅願寺となり、長徳二年花山上皇行幸し給ふ、是れ西園遷運の權輿なりとぞ、建久四年焼亡、同五年再建し、應仁以來屢々同様に罹り、寛永十八年丙寅造營の時、餘材を賜ひ、本堂四脚門等悉く再建し、其後寶永天明に再度焼亡し、寛政四年に再建せり、現今ある所是なり〇池の坊本堂の背後に在り、永觀年中、此坊の僧専慶、始めて本尊に供する花卉を瓶に挿さむに委勢等を考へ、後ち専願專其技を傳へ、専願は足利義政より花道家元の號を與へられ、以後専願を以て插花の一流の號となせり、イナノパウと云ふ(山城名勝志、平安通志、京華要誌)。

チャウミトリ

定見取 江戸時代、山野の開墾は理立等にて、巨多の費用を要せし如に對し、年々の豊歉に拘らず、一定の輕き年貢を賦課するを

チャウ

云ふ、即ち初め定め置きたる年貢により、永久に納め、年の豊歉内作によりて増減せざるなり(地方凡例錄、大日本租稅志)。
チャウム 應務 坊官(ハククワン)を見よ。
チャウマン 定免 關原江戸時代、百姓の作り高を慮り、或る年限を定めて租の幾分を免じて取ることなれば、地方凡例錄に「石盛の當り幾分を免して取るの義にて、乃ち七斗五升取るべきは、其賦斗を免じ、五斗五升を取るの類なり」といへり、之を要するに、田地收穫の内に於て、其幾分を減免し、貢租を定めて之を徴するの義に起り、遂に田租率の通稱となるなり、而して之を稱するに、免幾個といふ、定免取とは、五年若しくは十年の租額を平均して之が率を定め、年限を期し、年期中は年の豐歉に拘らず、定免の租を徴する也、若し風水旱等の大損あれば、檢見の上其幾分を減除す、之を破免といふ。關原法免に類したる法、古よりあり、王朝時代、田一段の租額一東五把、或は二東二把の法あり、鎌倉幕府の時、丹波國大山莊の年貢請文に、風水旱損に由らず、上中下田の斗代上納の事見え、室町幕府の時、播磨國矢野莊代官職請文に、水旱風虫の損害に拘らず、毎年年貢運上ること見え、文祿二年豐臣秀吉、宮部善祥房をして豐後の地を檢し、貢租定納の法を立てしむ、蓋し是等は皆定納の法にして即ち定免なりき、江戸幕府に至り、將軍吉宗、享保六年、田租見取法の類はしきを避けんが爲め、定免の法を廻く施行せり(大日本租稅志)。
チャウワウ 長老 高僧を云ふ、年高く眼長じて教むべき義、禪宗にては、齒徳並に高き僧、又は住持の者を稱す、釋氏要覽に「長阿含經云、有三長老二期耆年長老(年數多者)法長嚴(了達法性)内有智

チャウ

總考)作長老(假號)之者、譬喻經云、所謂長老者、未必需剃髮、雖復年齒長不復於惡行、若者、今謂之長老、於此則明、捨諸惡行、此名爲長老、今謂之長老、未必出家修其善本業、分三別正行、設有年齒幼弱無元、而此謂之長老、法華經云、內有智解可貴、故名長老、恩師云有長老老年、長老之勳修清規に始末、其師爲住持、而又尊之曰「長老」風庭事苑に「今謂宗住持者、必呼爲長老、取、長阿含經三長老中所謂了達法性内有智徳人、以謂三領學者」など見えたり。

チャウラクシ

長樂寺 關原山城國京郡下京區山公園 時宗〇本尊十一面觀世音菩薩、延慶中、僧最澄の草創にして、天台宗延慶寺の別院たり、其地の風致唐の長樂寺に似たるを以て其名を取れりといふ、昌泰中宇多法皇精修の所、文治元年住僧印野は密院の戒師たり、門院安徳天皇の冥福を修めんが爲め、帝の御衣を印野に施賜す、印野之を披し佛體を作り、常行堂に掛くと云ふ、是より先延慶寺の僧志圓の弟子隆寛發に住し、源空の宗義を慕ひ、淨土宗となし之を中興す、其流を多念義派或は小坂義派と稱す、嘉祿年中延慶寺の跡に依り、慶寛流せらる、其後關原入りて念佛を修し時宗となる、正保中本堂を再建す、後水尾法皇勅額を賜ふ、延享中南城を創き、真宗大谷派に附す、文化中論計立たず、寺院を擧げて淨土宗養福寺に授け、其後又數々變遷し、明治三年に至り、再び時宗に復し、正法寺に屬す、十八年に至り堂宇頗廢し佛像を假堂に安置せしが、二十六年西賀茂正傳寺の法堂を移して本堂となし、今僅に存するのみ(山城名勝志、平安通志)。

チャウラクジ

長樂寺 關原上野國新田

郡世長田村大字世長田〇長田山眞言院と號す、關原開闢後、後に天台宗となる〇本尊釋迦如来、開闢後承久三年九月、榮西の上足榮朝の迎知來して、厚田氏之が閉山檀那なり、子孫世々檀越として崇敬す、田園の開墾頗る多しと云ふ、一説に義季開山檀那なり、寛元四年義季の女塚の地を喜捨せし以來、賴氏教長嫡義等の如き、皆同所演文書の寄進狀によりて明なり、足利氏の時に至り關東十刹の内之列せり、初め臨濟宗を以て天台眞言二宗を兼修せしが、後世僧徒の學業へ、兼學の任に堪ふるものなく、禪學専なり、別に眞言院を設け、密學のものなを以て之に住せしむ、室町時代の末期以來、寺門大に衰へ、堂舎頗廢せしが、江戸時代に及び、徳川氏祖先の武將たるを以て、新に天台眞言を以て住持職となし、田縁三百石を授けて之を再興せしむ、幾千もなきて家康薨じ、天海入院せす、故を以て寛永十八年天台の末寺普川永徳以下武藏國奥の末寺連署して住持を請ふ、因て天台の弟子晃海をして寺院を領せしめ、禪法は京都北野興聖寺に授興し、眞言院を寺とし、秘密灌頂道場とし、大に寺院を興立したり、爾來天台宗中本山となり、三百二十七ヶ寺の末寺ありて頗る盛大を極めたりしが、今や大に衰へて、檀門本堂あれども荒廢して修葺を加へず、境内文殊山に義季以來の墳墓の神數十個あり〇什寶には文書極めて多く、新田系過去帳等歴史研究上参考となるべきもの多し(上野名勝考、史學雜誌)。

チャウラクシリウ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師に同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、敬日ならずして、其流殆

チャウ

長樂寺

んど減す、(チャウドシユウ)參看(淨土總書、日本佛教史綱)。
チャウラクモン 長樂門 大内義隆院二十五門の、拾芥抄左廂門に、延喜式殿門に、北山抄應天門東殿門に作る、南面の門にて、朝集堂の南に在り、應天門の東十五間を隔て、位し、風通を以て之に接す、東西の廊十二間、(屋背を以て敷れば十二間、東五間、西六間、門戸一間)なり、敏行中將の筆額を掲ぐ(大内義隆考證)。
チャウラクモン井 長樂門院 關原藤原忻子、法名眞實、關原大相國藤原公孝の女、母は内大臣公親の女喜子、關原後二條天皇の中宮、正安四年二月從三位に叙せられ、八月入内、尊で女御と爲り、嘉元元年九月中宮と爲る、徳治三年閏八月尼と爲り、延慶三年十二月院號、觀應三年二月一日薨す、年七十(女院小傳)。
チャウワリ 長史 一寺の主長たるものを云ふ、又座主、檢校、別當の總稱にも用ふ、關城寺勸修寺及び延慶寺の勸修院檢校(横川)等と共に長史と云ふ、關城寺は眞觀元年智證(圓珍)勅を得て關城寺の主監となる、世に長史と稱す、相次で備前、越前、康濟等長史となりしも、勳任にあらず、後世聖護院實相院關南院の三門跡交々長史に補す、勸修寺は大僧部清高延喜十八年八月長史職に任ぜしを始めとす、勸修院は安惠檢校となりしを始めとす(關城寺長史次第、法中補任、諸宗義經)。

チャウリヤク

長曆 關原後朱雀天皇御宇の年號、長元十年四月二十一日即位改元す、三年を経て長久と改む(關原年號譜)、長曆とあるに據る、大學頭義忠勳申す(關原年號譜)。
チャウワウ 長祿 關原後花園天皇御宇

チャウ

長祿



チユウ

八年九月薨名に後す、天平勝寶八年中衛府に勅して授刃舎人の考選、賜祿名籍を掌らしむ、次で中衛の大將を正三位とし、近衛と相對せしむ、天平神護元年大將を正三位とし、近衛と對す、寶龜三年、外衛府及内衛府を廢し、其舎人を近衛、左右兵衛及び本府に合せらる、延暦十一年、大將を從四位下の官となし、開十八年、正四位上の官となし、使部二十人を増す、大同二年近衛府を改めて左近衛府となし、中衛府を改めて右近衛府となす、「エフ」コノエフ」を參看(續紀、三代格、紀略、職官志)

**チユウカ** 柱下 内記を云ふ、中務省(ナカツカサナリ)を見よ。

**チユウキ** 注記 備の職名、法會の論議の問答を注記する事を掌る、和久良牛の御法に、其後奉行辨、一座の讀義の前にす、注記の事を申侍りしかば、やがて威儀師を召て、天台の讀義に仰す、さて兩注記、法相には二位得業光譽、天台には内大臣僧都忠實等に侍るとかや云々」と見え、釋家官職記に「十條を經たる者云ふ」と見えたり、

**チユウキコウ** 忠義公 藤原兼通(ヲヂハラノカネミチ)を見よ。

**チユウキヨウテンリウ** 仲恭天皇 神武天皇の御成、世に九條院帝、又は仲恭と稱す、神武天皇の第四皇子、母は東一條院、第八十五代の天皇神武天皇建保六年順德天皇の太子となり、承久三年四月薨す、時に御年四、蓋し父天皇は後鳥羽天皇と共に對奉の御を奉げんとし給へるが故、便宜上位を遷げ給へるなり、既にして官軍運戰連敗し、北條泰時等大兵を擁して上京すや、同年七月天皇神武天皇内裏に遷て、九條院に遷る、在位僅に七十餘日のみ、文曆元年五月廿日九條院に崩す、

が、往々混同する虞あるを以て之を三職に分ちたり、後ち中宮が一種の稱となりしより、四宮四職となれり、中務省の中務省の被官、三宮の啓命を吐納し、雜務を執行す、其内の一局を職司と云ふ、職司十二、内侍司、藏司、書司、兵司、關司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司、一に女官十二司と云ふ、關司大夫一人從四位下、中古は后宮に接ある人を任す、多くは納言を兼ね、後世關司大夫一人あり、三位以上を許さざるを兼ぬ、兼一人從五位下、後世權亮一人あり、四位五位又は中少將の人兼ね、多く近衛大將の兼官たり、大連一人從六位上、少連二人從六位下、後權少連一人あり、諸大夫より稱す、大連一人正八位下、少連二人從八位上、院主典代等多く之に任す、史生八人、職掌二人、舎人四百人、使部三十人、直丁三人、關司關司文武天皇天寶元年制定す、孝謙天皇天平勝寶元年、皇后宮職を改めて紫微中臺とし、淳仁天皇天平實字二年改めて坤宮官と稱し、は、皇母を尊稱したる一時の稱なり、又聖武天皇の時生母皇太后、及び聖武天皇の時同じく生母皇太后の爲めに、中宮職を置さしは共に異例なり、弘仁九年始めて職掌二人を置き、延喜の世史生八人を置く、一條天皇の時、女御藤原原千子を立て中宮となす、位皇后に次ぐ、是より中宮の制舊の如くならず、遂に分れて四宮となれり、皇后宮職は聖武天皇元年八月正三位藤原夫人を皇后とし、九月小野半養を皇后宮大夫とせしめ給へり、皇太后宮職は、清和天皇天安二年十一月中宮職(仁明后藤原順子)を改めて皇太后宮職(清和生母藤原明子)とせしめ給へり、皇太后宮職は、貞觀九年二月皇太后(仁明后順子)を皇太后とし、藤原原千子を皇太后とせしめ給へり(合義解、續紀、官職抄、職原抄、職官志、古事類苑官位部)

チユウ

す、第十七、山城國紀伊郡深草村大字福稻なる九條院に葬る、明治三年七月仲恭天皇と謚す(大日本史、職官志、法令全覽)

チユウ

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

チユウ

りては、其事始と斷絶したりしが、後水尾天皇が、藤川秀忠の女和子を容れて中宮と爲し給ふに及び、其後再興せり、明治に及びて、遂に其稱を廢す(古事類苑、帝王部)

チユウ

中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

**チユウケウ** 中宮 皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舎を併せ、南は建禮門、北は朝平門以内の總稱なり(續注職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看。

チユウ



以て大勳となきんしたるも、源空回辭して受け  
ず、遂に弟子重源を推挙して事に當らしむ、重源命  
を受け、東大寺大勳となり、自ら一輪車を造りて乘  
用し、全國を巡歴して募経せり、時に源平の亂後に  
關し、諸州疲弊す、重源熱心に事に従ひ、四行以下  
諸僧を諸州に發し、奉加を請ひ、又後白河法皇に請  
うて周防備前の二國を遠東大寺料とし、兼て源朝  
朝に説て、諸國守護地頭をして結縁せしむ、文治元年  
八月大佛の頭成るや、後白河法皇親しく之に臨みて、  
開眼供養を行ふ、建久元年大佛殿の上棟を行ひ、同六  
年三月成りて供養す、後鳥羽天皇、七條院、源朝朝  
之に臨む、重源功を以て  
大和尚位に叙せらる、建  
仁三年十一月、諸堂宇成り  
て總供養を行ふ、是に於  
て宏壯なる大伽藍空に登  
大、聖武の朝の遺蹟に復するを得たり、獨り南大寺  
のみならず、諸國の寺院堂塔の造立、各州の佛閣佛  
像の修造、其數擧げて數ふべからず、其最著者、  
は周防の阿彌陀寺、同寺の鐵塔、播磨の淨土寺、  
關寺及び經藏、伊賀の新大佛寺、近江の妙滿寺、攝  
津渡邊の淨土堂、備中別所淨土堂、興福寺湯屋等と  
ならず、就中鐵塔、播磨淨土堂、醍醐經藏等は現存して、  
本邦建築史上に一大光輝を放ちつゝあり、重源又高  
野山新別所に在りて同志と念佛を修行し、同所の諸  
堂宇を造立したりき、建永元年六月五日東大寺の淨  
土堂に寂す、年八十六(玉葉、吾妻鏡、明月記、元亨  
釋書、淨土寺開通傳、南無阿彌陀佛作樂集、阿彌陀寺  
文書、淨土寺文書)

見たり、即ち(一)諸大名等が多くの中間を戦陣に  
使用したるより、其頭を置きたるものにして、甲陽  
軍鑑に「横目萩原重源守、久保田助之丞、原大隅、志村  
又右衛門、中村孫右衛門、河野重馬、石垣勘兵衛、萩原  
五左衛門、山本土佐、久保田監物、右此十騎は御中間  
頭也、一人に付て三十人御小人、御中間、御道具衆、  
り之を預り、御儀へ、大手の番屋にして、一日一夜  
宛番役を勤め、東甲州口々の防奉行なば、御中間頭  
に仰付らるゝと見えたり、諸家にて中間頭を置き  
たるは、蓋し此頃より事なるべし(二)江戸幕府ま  
た此職あり、若年寄の支配にして、役持持八十俵と  
す、而して中間は五百四十人乃至五百六十人ありて、  
各々十五俵一人扶持を給せらる、之を上申下の三組  
に分ち、組毎に組頭三人もしくは四人を置き、更に三  
名の頭ありて各組を統轄したるなり、なほ中間の中  
に中間目付あり、目付の任に當る、また西丸に中間あ  
る時は、西丸中間頭、西丸中間目付を置く、職掌全  
本丸の目付と同じ、チユウケン(參看、武家名目抄、  
史略、古事類苑官位部)

よりの影響は播磨に限り、舟板以西に及ばず、風俗も  
又上方に近く、歴史の興亡盛衰より見れば、鎌倉時代  
長門探題を置き、後ち中國探題と稱して、長門地方が  
中國の中心となり、南北時代、足利直冬中國探題とな  
り、大内氏、この地を領するに及びて、山陰道の石見地  
方を勢力範圍として、次第に山陰地方と關係を開き、  
毛利氏に及んで、出雲の尼子氏を亡ぼし、雲隱伯四の  
四國は中國と合同するに至りしなり、今日の行政區  
劃よりすれば、鳥取島根岡山廣島山口縣下を中國の  
内とし、京都府兵庫縣を上方の中に入る、方、自然的  
にして便利なりとし、即ち山陽は備前以西の六國  
と、山陰は因幡以東の五國との總稱としたり、中國の  
名の見えたるは、異本伯耆卷に「四國には河野一族、  
土居二郎、得能彌三郎味方に成り、河野を背て放を擧  
げれば、河野は在京候間、中國探題北條時直小島よ  
り押渡合戦し、悉く打倒行方を知らず云々、太平記  
直冬下向の條に直冬備後の朝に座し給ひて、中國の  
成敗を掌るに云々、同書新田左中將赤松を攻むる條  
に「尊氏已に筑紫九國國を擧げて、上落する由問え候  
べば、彼追付かぬ先に、備前備中を退治して、安藝周  
防長門の勢を付られたれば、勇々數大事に及び候て  
こそ覺え候へ、先づ山陽道の路を開いて、中國の勢  
をつげ云々、などあるを初め、後ち中國と稱す  
ること諸書に見えたり(歴史地理、中國考)

チユウケンガシラ 中間頭 武家の職名、  
中間を支配する頭をいふ、室町時代の末期より此名

チユウ

老を養ひしかば、時々往いて之に侍したり、五年朝  
發して沙彌となり、六年大僧となる、八年大相和尙  
東山の席を董するや、師をして侍寮の職に就かし  
む、十七年鎌倉長寺の佛滿師の授戒を蒙りて藏  
論を司り、尋で侍者に遷る、二十三年海に帆して金  
室和尚に依り、又諸大家を歴訪し、頗る得る所あり、  
明の大祖、師の名譽を聞き英武樓に延きて法要を  
問ふ、奏對旨に稱ふ、天授二年辭して東歸し、六年  
幕府に因りて甲斐國乾徳山慧林禪寺に開法す、同年  
十月天龍寺に入寺し、學徒の爲めに法華、楞嚴、圓覺  
等の諸經を講ず、元中元年事によりて將軍足利義滿  
の旨に侍ひ、攝津の錢原に隱る、二年四月細川頼朝の  
召に應じ、讃岐に赴く、賴朝之寶冠寺を創立し、師を開  
山と爲す、十二月義滿の報によりて京都に歸り、等持  
寺の席を董したりしが、八年七月席を退いて北等持  
院に移住せり、應永八年再び起て相國寺に住す、即ち  
第三次なり、七月十六日鹿苑院に就いて請を受け、寺  
位を陞せて五山第一と爲す、八月入寺し、兼て鹿  
苑院を領す、十二年四月五日寂す、年七十、中津詩文  
に長じ、義堂と其名を等し、世に五山の詩宗と稱せ  
らる(關西四會語錄、蕉聖編(日本佛家人名辭書、日  
本儒學史))

チユウジンコウ 忠臣 内臣(ナイシン)を見よ、  
チユウジンコウ 忠仁公 藤原良房(フナ  
ヲノヨシフサ)を見よ、  
チユウシヨ 重書 文書中に尤も尊重なる  
ものを云ふ、吾妻鏡に、京都より到來の文書に限りて  
重書と云ひしは、將軍家にて稱する所なり、又諸家に  
在ては將軍家より給はりたるを云ふ、吾妻鏡貞永元  
年十二月五日の條に、「壽永元曆以來自京都、到來重  
書并圖書人々狀狀、洛中及南都北嶺以下、自武家、沙

チユウシヨウワウ 中書王 宣明親王を云ふ、  
中書とは中務の舊名にて、親王に中務稱たるよりか  
く稱す、後に村上天皇の皇子具平親王、二品中務卿  
となりて于禮殿と稱し、才藝人に優れ、詩歌巧にし  
て、書に妙なり、世人稱して後中書王と云へり、カ  
ネキランシラウ(トモロシラウ)參看、  
チユウリンジン 中尊寺 關西國中國四條  
井部平泉村大字中尊寺(四山)と號す(關西國)天台宗、  
寛文以後東叡山の末寺たりしと云ふ(延暦寺の末寺と  
なる(關西國)南無寺傳に云ふ、仁明天皇、善祥三年、釋  
仁泉州を號號し一字を建て、弘台壽院と號し、佛像  
を刻し、日吉白山を勧請し、時の陸奥守藤原興世、資  
財を投じて社堂を修造す、後ち下野大慈寺の僧榮信  
來住し、土民の信仰を得たり、清和天皇貞觀元年中尊  
寺と改む、後冷泉天皇の時、源賴朝崇敬し地を寄すと  
云ふ、堀河天皇寛治二年、藤原清衡當寺を經營し、  
堂塔僧坊三百餘宇、天仁二年功竣るに及びて、鎮西  
國家の靈場として勅願所となす、中央の山上に在る  
を最初院(本尊釋迦、多寶寺と云ふ)とす、崇徳天皇天  
治三年三月、按察使中納言顯隆を勅使として供養し、  
御願文を納めらる、基骨秀衡相尋で堂塔坊舎を増建  
し、伽藍堂宇光彩輝耀として、海内風俗の靈場とな  
る、文治五年、平泉の泰衡没落の後、賴朝より寺社  
領を安堵す、爾來幕府奥州總奉行等の保護等ありし  
も、昔時の如く盛ならず、建武四年野火の餘焰にて  
樓門金堂以下諸堂宇大半灰燼となり、僅に經藏金色  
堂を存するのみ、天正年中、豊臣秀吉七ヶ村の朱印  
地を給ふ、後ち伊達政宗の領地となるや、寛永初年  
後水尾天皇勅して金色堂の破損を修理せしむ、忠宗  
に至り當寺の境内を定め、更に寺領を寄附す、其後

チユウシ 中津 關西字に絶港、蕨聖道  
人と號す、後小松天皇應永十六年、佛智廣照師の  
號を賜ひ、稱光天皇應永二十三年更に隆號を加賜し  
て淨印聖國師といふ(關西土佐國津野の人、正平  
三年、十三歳にして天龍寺に入る、時に夢窓四芳寺に

チユウ

寺を見るべし(平泉雜記、平泉志)
チユウチ 住持 寺院の住僧を云ふ、世に住して法を執する義なり、

チユウツ井ハフ

中追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は武蔵、山城、攝津、和泉、大和、肥前、

チユウツ井ハフ

重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、

チユウテン

中殿 清涼殿(セイヤウテン)を見よ、

チユウナゴン

中納言 官階、ナガノ、マカサカサ、とも訓む、唐名、黃門、納言、能作

チヨウヘイ

徴兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと

チヨウ

チユウ

めし人、檢非違使の別當、大辨の宰相、攝政關白の子息、

チユウニチ

重日 巳亥の日をいひ、内事に用ふるを避け、又は忌むべきを要する事を忌み

チユウニ

住人 父祖より一地方に永住して、新米新附の人にあらずるものをいふ、大日本史

チユウムシヤウ

中務省 「ナカツカサ」を見よ、

チユウラウ

中老 室町時代以後における武令を發し、兵士は皆全國の子弟より徴發するの制を

チヨウヤク

重陽 陽曆九月九日の節句をいひ、類書纂要に「九爲陽數、九月與九日並應、故曰重陽」と見えたり、

チヨク

チヨウ

家の職員、(室町時代)は、幕府にては引付衆をいふ、これ評定衆を宿老といふに准じたる所なり、

チユウラウ

中臈 女房(ニヨウバウ)を見よ、

チヨウケン

千代 加賀千代(カガチヨ)を見よ、

チヨウシ

重源 「ヤウゲン」を見よ、

チヨク

知浴 浴衣の役名、浴衣の事を尋る、故に又浴主と云ふ、

チヨク

チヨク

**チヨクシデン** 勅旨田 勅旨田を以て空閑地飛地等を開墾したる田地を云ふ、不輸租田なり、此田を後院の御領とし、或は院宮皇子臣下等に賜ひたることありて、後に莊園となりしもの多し

**勅旨田** 勅旨田は公水を分用して新に開墾を得、或は元墾地を墾して遂に其田に換ふ、加ふるに言を勅旨に託して遂に私田を開く、宜く使を遣ふて勸察すべし、若王臣家此類あらば亦宜く同く檢すべしとあるを見れば、此より以前既に勅旨田のありしと明なり、淳和天皇五年十一月、伊勢國員辨郡の空閑地一百町を勅旨田となす、六年十二月武藏の空地二百九十町を西院の勅旨田とし、明年二月同二百二十町を勅旨田とし、正統一萬俵を開墾料とす、又攝津國の米五百斛を生鳥の勅旨田を開く料とし、尋で下野國空閑地四百町を勅旨田とし、後院等に給ふこと類聚國史三代實錄等に見えたる者のみならず、三千七百餘町に至る、勅旨田の數の莫大なりしこと推想するを得べし、故を以て隨て其勢多かりしと見え、醍醐天皇延喜二年の勅に、頃年勅旨田運く諸國にあり、空閑飛地の地を占むと雖も、是れ黎民産業の便を奪ふなり、宜く當代以後勅旨田は皆悉く停止し、民をして眞作せしむべしとあり、是より暫く勅旨田を開墾すること止みしと雖も、後三條天皇の朝、新に勅して開墾せしめたり、これを新勅旨田と云ふ、これより以後の天皇、又勅旨田を起したり、但風國太田文に、二條院勅旨田とあるが如き是なり

(田制篇、大日本租稅志、莊園考、記録所考)

**チヨクシユ** 勅授 令制にて、叙位の三等級の一、勅命によりて位を授くるを云ふ、五位以上は勅授とす、位階、奏授、列授、參看(令義解、官職雜儀)

チヨク

**チヨクシヨ** 勅書 舊儀天皇の勅旨を書きたる文書を云ふ、尋常の小事に用ふ、即ち攝政關白に隨身を賜ひ、皇子に姓を賜ひ、内親王を三后に准じ、封戸を充つるの類なり

勅書に同じ、公式令によれば公事に關するものにして、臨時の場合には令と一致せざることもあり、假令ば平田寺文書の如き願文と勅書と混同したるもの類なり、大臣奉りて之を出す、御侍從若くは内侍勅を奉じて、中務省に宣送す、中務省勅書の正文を以て内侍に就て覆奏し、終て式により中務省勅の署を取り、中務省印を賜ひ、是を留めて案となし、更に一通を寫して印署し、少輔以上之を太政官に送る、太政官にては、別に覆奏の儀を用ひず、直に中務より來れる勅書の後に、少輔以上大辨以下式の如く連署し、之を太政官に留めて案とし、更に一通を寫して施行す、御書日、御書可の儀なしの御府及び兵庫の事を處分するに、直に所司に勅する者は、本司より覆奏して、中務は奏せず、又事の急速ありて勅書を出すに暇なく、若くは事太政官に錄れば、連署せん事を恐る、者は、中務先づ所司に移文して、事を行はしめ、然る後に正式の勅書を行下す○皇太子監國に給ふ時は、令旨を以て勅旨に代ふ、但し詔書に代ふるを得ず

勅書 中務省のみ中務の字を感し、輔には中務の



(一) 藏所寺田平江遠

チヨク

字なく、下に位姓名を署し、臣の字及び宣奉行の字を注せず、太政官は大中辨及び史官の官位姓名を注して施行す、書式左の如し、明治勅書の體式は大臣をして之を宣達せしむるものあり、首に勅書の字を掲げ、次に事項を開列し、末文に右勅旨件々遵奉して懇ること勿るべし等の語を用ひ、奉勅大臣名を書する例なり、四年十一月岩倉全權大使を遣はす時、六年三月副島外務卿を清國に遣す別勅の如き皆この式を用ふ、尋て公式令の發布せらるるに及び、勅書には親署の後、御璽を録し、其皇室の事務に關するものには、宮内大臣年月日を記入し之に副署し、其國務大臣の職務に關するものには、内閣總理大臣年月日を記入し、これに副署する事となりたり

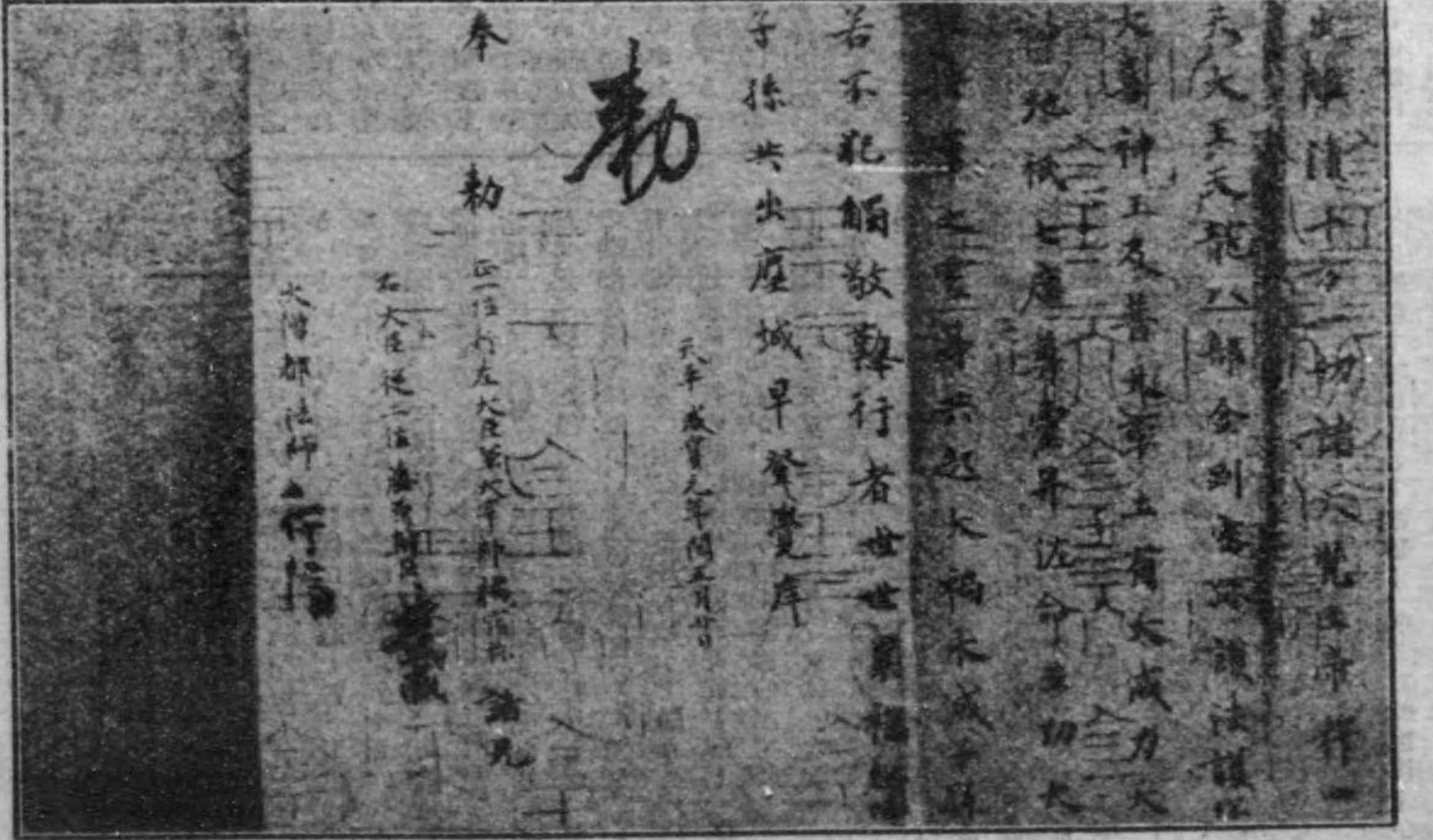
勅書は奈良朝時代には公事に用ひられしが、後に變化して儀式上のみ用ひられたり、例へば攝關上表の時に下す勅書の如き亦儀式的のものなり、猶室町時代には、數條の勅書の如きは、これ等の式全く破れて、多くは廢論と稱することとなり、前記の本文と日付のみとなり、若し本文廢筆ならざる時には日を入るるを普通とせり、明治後の勅書は、二年正月政始式な

勅旨	年月日		
中務卿位姓名			
大輔位姓名			
少輔位姓名			
奉	勅旨如右符到奉行		
年	月	日	史位姓名
大辨位姓名			
中辨位姓名			
少辨位姓名			

チヨク

小御所に行はせ給ひ、百官將士を獎勵し給ひしを始めとす、此時輔相勅書を讀みし後、勅書寫を以て四等五等諸官に傳ふ、其後徵召、發遣、宣賜、褒貶、慰問、獎勵、臨時に職を命じ、事を命じ、若くは委任し、及び式場等に幸し旨を賜ふの類、概れ勅と稱したりしが、四十年一月廿一日、勅令第六號を以て公式令を發布せられ、其第二條に、文書により發する勅旨にして、宣讀せざるものは、別段の形式に依るもの、外勅書を以てす」と規定せられたり、而して第一條に「皇室の大事を宣讀し、及大權の施行に關する勅旨を宣讀するは、別段の形式に依る者を除くの外、詔書を以てす」とあるによりて、勅書は普通の小事に用ふるものなるを知るべし、(令義解、四宮部、圖書察記録、公式令、墨板博士說)

**チヨクセンシフ** 勅撰集 歌人に勅して、古今の歌を選り編修せしめたる歌集を云ふ、醍醐天皇延喜五年に古今和歌集を撰ばれたるを始とし、後花園天皇永享五年新撰古今集の成りし時に至るまで、前後二十一度の撰集ありき、其後勅撰の命あれども、毎に果さずして此事遂に全く廢せり、但後水尾天皇の朝に類題和歌集、靈元天皇の朝に新撰和歌集ありて、共に勅撰なれども、其撰を異にせるを以て、古より勅撰に算せず、今左に表にて示す、(各書名の條を見よ)(古事類苑文部部)



(二) 藏所寺田平江遠

チヨク

古令集	勅者	撰者	撰集年代
醍醐天皇	紀實之、九河内府領	紀實之、九河内府領	延喜五年
後醍醐天皇	紀實之、壬生忠孝	紀實之、壬生忠孝	延喜五年
村上天皇	紀實之、大田忠能	紀實之、大田忠能	延喜五年
拾遺集	村上玄孝	紀實之、清原元輔	天曆五年
花山院	藤原公任或云花山院長徳年中		
以上三代集			
後拾遺集	白河院	藤原通俊	應徳三年
金葉集	白河院	藤原通俊	大治元年
詞花集	崇徳院	藤原通俊	仁平年中
千載集	後白河院	藤原通俊	文治四年
新古今集	後鳥羽院	藤原通俊	建仁元年
以上八代集			
新勅撰集	後堀河院	藤原定家	貞永元年
續後拾遺集	後嵯峨院	藤原爲家	寶治二年
以上十代集			
續古今集	後嵯峨院	藤原爲家	文永二年
續拾遺集	後鳥羽院	藤原爲家	文永十一年
新後拾遺集	後宇多院	藤原爲家	正安三年
以上十三代集			
續古今集	伏見院	藤原爲家	正和元年
續拾遺集	後宇多院	藤原爲家	文保三年
新後拾遺集	後鳥羽院	藤原爲家	元亨三年
以上十四代集			
續古今集	後鳥羽院	藤原爲家	貞治二年
續拾遺集	後鳥羽院	藤原爲家	永治元年
新後拾遺集	後鳥羽院	藤原爲家	永享五年
以上十五代集			

チヨク

**チヨクニ** 勅任 令制にて、任官の四等級の一、勅命によりて官に任ずるを云ふ。大納言以上、左右大辨、八省卿、衛府督、彈正、大宰帥等は勅任とす。官制、委任、判任、判補等(令義、官職、官職)とす。官制、委任、判任、判補等(令義、官職、官職)とす。

**チヨクン** 儲君 皇太子をいふ。轉じて皇太子たるべき皇子に授けらるる一の資格となれり。皇太子をいふことは、漢書の註に「除廣曰、太子國儲」と見えたるに其意義を知るべし。我國にては「中紀に、立三瑞齒皇子、爲儲君」とあるを初見と爲す。而して書紀の古訓にヒツキノミとあり、後世はマウケノキミと訓じたり。されど儲君は制度上の稱呼にあらずして、唯太子の別稱として世に傳ふるに過ぎざりしが、江戸時代に及びて、始めて皇太子の別稱なる本義を失ひ、皇太子となるべき皇子に、まづ儲君の號を授け、然る後更に立太子の事あるに至れり。即ち皇太子に儲はるべき皇子を養する一の資格と變じたり。而して儲君となりてより、其禮自餘の皇子と同じからず、此事何時に始まりしか、詳かならざれども、東山天皇を以て其始とすべし。か、天皇は天和二年三月儲君となり、三年二月皇太子となり、貞享四年受禪ありき。爾來二三の天皇を除く外、皆先づ儲君となりて立太子の事あり。明治以後に於ても、高宗親王は、明治二十年八月三十一日儲君となり、二十二年十一月三日皇太子に立給ひしが、皇室典範の規定と共に其事廢せられたり(書紀、野史、皇室譜、古事類苑、帝王部)。

**チヨクク** 勅祿 天皇御體等ある時、陰陽師の時、又は醫藥によりて平癒し給ひし時、陰陽師又は醫師に賜はるる祿をいふ。納殿より正納大納等を下賜せらるるなり。玉葉文治五年九月十二日の條に「勅祿非給、御衣、只自納殿邊、正納大納等之類給

チヨク

之例也と見えたり。

**チヨクン** 女眞 關東嶺今の露濱海州にして黒龍江の兩岸を占む。古の肅慎、挾糞、挾糞の故地なり。邦人呼びて刀伊といふ。刀伊は韓語にして、夷狄の總稱なり。白鳥博士は「韓語にては、後及北を「ヨ(發音に近し)」。此の「ヨ」の轉じて、元は北人の義なりしが、後に北狄を指す名となるか」といへり。而して我國に入寇したる刀伊は、即ち女眞なり。これ蓋し、當時韓人がトイといふ稱呼を聞きて、之に従ひしものなるべし。文獻通考に「世居遼東江之東、長白山鴨綠水之源、南鄰高麗、北接室韋、四界遼海、東瀕海、あり關東嶺、始め黒水秋鴨と稱し、渤海に隸屬したりしが、契丹の渤海を滅すに及び、契丹の附庸となりて、女眞と稱す。後使宋に及び、契丹の附庸となりて、女眞と稱す。會長阿骨打の時に至り、始めて帝と稱し、これを金と號したりしが、七世を経て蒙古の滅す所となる。

**入寇** 後一、天皇寬仁三年三月、女眞の人五十餘艘に駕して高麗を圍ひ、沿海の人民を屠略し、竟、對馬を焚掠し、三百餘人を殺戮す。守邊時、陸奥、太宰府に走る。賊又奇收に寇し、殺略略んど進き、守邊時、陸奥に遇ふ。尋でまた筑前怡土郡を侵す。太宰府帥藤原藤實上狀し、兵を發して、これを逐く。次日賊能古島を掠り、進んで醫國所に迫る。陸奥また、兵を拒く。賊能古島に退き、明日更に博多を襲す。數日平爲忠、平爲實、醫國所より馳せて赴き救ふ。既に、賊船にて筑前宮を燒かんとす。府兵射て一人を斃す。兵船に乗りて去り能古島に泊するに際し、大風起る。二日に亘り、船を逐退に窮す。陸奥之に乘じ、兵船數十艘を發して追撃す。賊また船越津及び肥前松浦郡を侵したれども、舟兵及び肥前松浦郡知事

チヨク

て之を逐く、賊遂に志を得ずして去る。女眞の入寇するや事不意に起り、壹岐對馬の人民殺戮せらるる者千餘人、掠奪せられし牛馬數百頭、對馬の銀穴亦燒毀せらる。而して何國の人たるかを詳かにせず。稱して刀伊(また刀夷に作る)と爲す。高麗の薩狀を得るに及び、即ち女眞たりしを知れり(大日本史、歴史地理、チヨクノカイ及び刀伊の名義に就いて)。

**チヨセキ** 除籍 殿上人の昇殿を待もるまいふ。籍とは日給前にして即ち清涼殿に置きて、殿上人の名を録するに用ふるものなり。而して昇殿ありて昇殿を待もる時は、其前を除きて名を削る。故に又殿上の籍を削るとも、單に籍を削るともいへり(藥師抄、古事類苑法律部)。

**チヨタシヤウ** 千代田城 江戸城のこと。いふ。城池の在る處も千代田村といへるが故なり、(コトワザ)。

**チヨフク** 除服 凶服を除くをいふ。王朝時代の中葉以後、官人は、除服の宣下を待ちて出仕すれども、或は官旨を待たずして出仕せし例なきにあらざる。而して父母の喪には、例に後れて除服し、父現存の時、母の喪に遇へば、早く除服する事あり。又服中には進位陞官の事あるべきにあらざれども、これ、王朝時代の中葉以後大臣にも此事ありて、遂に一般の風となれり。なほ除服の際には、河原に出でて除服するを常とすれども、或は門前に於てし、或は家内に於てするありて、必しも一様ならず。服忌(ハツキ)參看(古事類苑禮式部)。

**チヨボイチ** 橋本一 博奕(バクチ)を見よ。

**チヨボイ** 除名 王朝時代に於て有位有官の人員に對する附加刑、官人の籍を除くこと、即ち出身以來の官位勅等共に除くをいふ。除名となるべき

チヨク

罪は(一)八虐を犯し(二)人を殺し(三)反逆に豫坐し(四)監臨主守の人監守する所に於て良人の妻妾を姦し(五)布三端以上を盜み(六)人を略し(七)賭博に布一端以上を受けて法を枉げ(八)雜犯の死刑を犯し(九)死刑を犯して囚禁中に死し(十)死刑を免じて流徙に配せられたる(十一)死刑を犯して破獄せる等十餘種あり、(一)(二)(三)の三罪は、獄成る時は赦に會ふと雖も除名し、(四)(五)(六)(七)の四罪は、獄成りて赦に會ふ時は免所居官となり、降叙せらる。時は免官の法に同じ、(八)(九)(十)(十一)の四罪は、降叙せらる。時は、當罰の法に従ひ、官ある者は官當を聽し、陸ある者は罰法に依り、赦に會ふ時は見任の職事を解かし、除名せられたる者は、六年の後、即ち第七年に入りて除名を聽す。三位以上は狀を録して奏聞し、正四位は從七位下、從四位は正八位上、正五位は正八位下、從五位は從八位上、六位七位は共に大初位上、八位初位は共に少初位下に叙し、勳位は一等は九等、二等は十等、三等は十一等、四等以下は十二等に叙す。而して除名の法たる、刑部卿定して太政官に申し、奏報ありて後に太政官にて位記を毀す。復叙の日式部より刑部に報す。而して出身の位、復叙の法より高き時は、高きに從ひて聽す。免官(メンクワン)、免所居官(メンシヨキョクワン)參看(古事類苑法律部)。

**チヨワロク** 女王祿 「ワロク」を見よ。

**チリツホ** 慶壺 石炭質イシヤヒロクタン)を見よ。

**チリトリ** 塵取 塵取の一名、エカヨを見よ。

**チリメン** 縮緬 縮緬織物の一種、生絲を紡きて織り、後に練りて之を縮ましたるものなり。縮緬を訓あり、倭訓栞に塵目の義かといへり

チリ

思出關東兵衛保元三年三月の條に、下野縮緬云々と見えたり。當時縮緬と稱するものありし事明かなれども、如何なる織物なりしか詳かならず。按ずるに、同名別種のものならんか、今日の所謂縮緬は、天正年間明人より、和泉堀の織工に其法を傳へ始めて縮緬を織り出せり(上古ソウラク)といふものあり。羅の縮文あるものにして、其製縮緬と異なり。後其法を京都西陣に傳へ、既に天和年中、故縮緬、柳條縮緬の類を織り出したり。享保中、丹後丹波郡山の人納屋平治、四陣の法を傳へて縮緬を織り出し、が、これと同時に同國與謝郡加傳の入手も亦西陣の法に倣ひて、縮緬を織り出し、と云ふ。又享保中、美濃波早の人、西陣の法を傳へて縮緬を織り出し、京都に送りて賣捌きしが、明和の初めより縮緬の業著しく發達し、從つて産額も増加せしを以て、京都に販賣する事を禁せらる。されど安永四年以來名古屋藩に乞うて、其織物と稱し、再び京都において賣捌くことを得。天保の初めに至りては厚見、方糖、羽栗の三郡に亘りて、其産出高一年三萬疋餘に達せりといへり。又上野の桐生にても、元文三年西陣の織工の地に移住して、縮緬の織法を傳へたるより、之を織る者次第に増加し、天保中京都の製に倣ひて一種の柳條縮緬を織り出せり。これを御召縮緬といふ。其後之を織るもの多し。なほ下野の足利も賣場、明和の際、桐生より柳條縮緬にならひてか、なほ縮緬を織り出せり。又賣場中、近江東淺井郡羅波村の人中村林助、乾庄九郎の二人、覽をかりて縮緬業を起す事を考へ、自ら丹波に赴きて其織法を研究し、近隣の婦女に傳へしもの、東淺井坂田の二郡に亘り、其産額年々増加せしかば、

チリヤク 治曆 其製品を一旦長濱に電集せしより、人呼んで濱館...

ツ井ナ

追院 江戸時代における僧侶の関...

ツ井ガネ

築垣 築垣(ツイナ)を見よ、...

ツ井キノコホリ

築城郡 築城郡...

ツ井シ

ツ井シ 築城郡...

ツ井シ

ツ井シ 築城郡...

ツ井シ

ツ井シ 築城郡...

ツ井シ

ツ井シ 築城郡...

ツ井シ

ツ井シ 築城郡...

ツ井シ

ツ井シ 築城郡...

ツ井シ

ツ井シ 築城郡...

ツ井シ

ツ井シ 築城郡...

ツ井チ

ツ井チ 築城郡...

ツ井チ

ツ井チ 築城郡...

ツ井チ

ツ井チ 築城郡...

ツ井チ

ツ井チ 築城郡...

ツ井チ

ツ井チ 築城郡...

ツ井チ

ツ井チ 築城郡...

ツ井チ

ツ井チ 築城郡...

ツ井チ

ツ井チ 築城郡...

ツ井ナ

式に之を學びたるなり、かくて此夜夜制に、官入道...



鬼夜



氏相方 (鞍所略要事政)



子振

舎人長、方相氏の役を勤む、方相氏とは黄金四目の假...

待ち、宣陽、承明、陽明、玄圃の四門に傾配す、亥の一...

ツ井ハ

ツ井ハ 築城郡...

ツ井ハ

ツ井ハ 築城郡...

ツ井ハ

ツ井ハ 築城郡...

ツ井ハ

ツ井ハ 築城郡...

ツ井ハ

ツ井ハ 築城郡...

ツ井ハ

ツ井ハ 築城郡...

ツ井ハ

ツ井ハ 築城郡...

ツ井ナ

ツ井ナ 築城郡...

ツ井ナ

ツ井ナ 築城郡...

ツ井ナ

ツ井ナ 築城郡...

ツ井ナ

ツ井ナ 築城郡...

ツ井ナ

ツ井ナ 築城郡...





ツカヘ

ツカヘノツカミ
す、文久、元治の頃には六十人乃至八十人に及び、慶應に至りては百十数人の多きに達したりしが、同二年十二月使番五十六人を免職せしかば、其數再び減じ、三年の武備に就する所六十人ありき○按ずるに、使番と稱するものは、戦國の際諸大名家に在り、永徳天文頃よりして諸書に散見すれば、恐くは其頃より起りしものなるべく、もとは才幹もありて殊更軍事に熟したるものを撰み、軍中の使番となしたるものにして、多くは臨時に置きたれども、臨時の使番と置置の使番とを並置したる大名も珍ならずりしに、江戸時代太平に屬する後、幕府は舊よりて之を常置したり、されば其職とする處、みな臨時的事務に係り、殊生徂徠は其著政談において、使番は軍中臨時に置くべきものにして、平常は無用の職なりと就破したること、亦故なきにあらず(武家名目抄、官制沿革略史、古事類苑官位部)

ツガルウチ
津輕氏(陸奥弘前) 姓は藤原、初め清和源氏、南部守行の三男彦六郎則信、應永三十四年二月、九月の久藏領主久慈小四郎安倍久國を亡ぼし、下久慈城主となり、久慈右京亮と號す、後ち仙北金澤城主となり、文明二年七月秋田一揆の爲に戦死す、孫大浦光信の女近衛尚通の室となる、其弟盛信の男政信、近衛尚通の嫡子となり、藤原を冒すと云ふ、或は云ふ藤原なりと、其孫藤子爲信、初め南部信直に屬す、後ち背て岡城代南部帯刀南右兵衛を攻撃り、其城を奪つて威を近郷に震ふ、南部信直怒て之を伐つ、爲信能く助き戦て之を退く、遂に津輕の地を押領し、津輕氏と稱し、弘前城に住す、天正十八年上洛、近衛信基に請て藤原氏を賜り、相模小田原に於て豊臣秀吉に謁し、本領安堵す、慶長五年關ヶ原役の功を以て、二千石加賜、前封併せて四萬七千石、明曆二年二月信義、津輕黒石三千石、上野野多二千石を弟信英に分封す(七世の孫孫足、文化六年四月、本宗より分地して一萬石を領す)文化二年五月、津輕、蝦夷地警衛の勞を以て七萬石を賜ふ、五年十二月、蝦夷地警衛の充當するを以て、十萬石を賜はり、松、本宗に進む、子孫相襲き、明治に至りて華族に列し、本宗は伯爵を、分家は子爵を授けらる(系圖、藩翰譜、徳川加添封録、華族譜家傳)

ツガルノコホリ
津輕郡 陸奥國 陸奥國書紀津州に作る、蝦夷の地なり、齊明天皇四年四月、越前守阿倍臣伐つて津輕を定め、之を越前に譲り、尋て出羽國に屬せしむ、後ち再び夷地に没せしかば、延喜式、和名抄、拾芥抄共に郡名を見ず、安部氏の時之を取り、源賴朝藤原泰衡を滅ぼすに及んで、始めて之を收復し、仍て陸奥に譲り守體を置て之を治む、應永の末、南部氏之を併せ、東方を田舎郡、中央を平賀郡、西方を鼻郡(又花輪に作る)郡と稱し三郡に分つ、戦國の時又奥法、眞野、入間郡の稱あり、凡て津輕六郡と稱す、其津輕一部に復せるは蓋し文祿檢地の時なるべし、吾妻鏡、寛文、元禄頃之に仍り、以後之に従ふ、地誌提要、ツガル、稱し、明治十三年五月、東、中、南、北の五郡に分ち、現今に至り(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ツキカセツテイ
月岡雪鼎 陸奥國本姓は本田、名は昔信、通稱は丹下といふ、雪鼎また信天翁と號す(陸奥國書紀津州の人物、大坂に住し、高田敬輔

ツキガ

ツキガミシモ
續紙 ヲツクシを見よ、上は肩衣、下は常の袴にして、上下と地質色合を異にしたりものなり(陸奥國書紀津州の人物、大坂に住し、高田敬輔(地方凡例註)

ツキガ
月草 露の色目の名、表裏、裏薄縹のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツキ草は鴨頭草なり、キとい音相通する故、ツイ草とも云、イとキ相通する故、轉じて俗にツキ草と云、其花縹色なりといへり(藻鑑草、陸奥色葉)

ツキカセツテイ
月岡雪鼎 陸奥國本姓は本田、名は昔信、通稱は丹下といふ、雪鼎また信天翁と號す(陸奥國書紀津州の人物、大坂に住し、高田敬輔

ツキカセツテイ
月岡雪鼎 陸奥國本姓は本田、名は昔信、通稱は丹下といふ、雪鼎また信天翁と號す(陸奥國書紀津州の人物、大坂に住し、高田敬輔





と改め、明治維新府中を殿原と改稱す、既にして維新となし、又之を廢し長崎縣より兼治す...

Table with columns for '延喜式抄', '和名抄', '上', '下', and '通稱子'. It lists various names and titles associated with the 'Tsuta' family.

ツチヤウジ 通稱子... ツチヤウジの歴を承りて遷がしたる...

ツチヤウジ 通稱子... ツチヤウジの歴を承りて遷がしたる...

ツチカ

を造ることを掌る、造筆手十人、筆を造ることを掌る、造筆手四人、墨を造ることを掌る...

ツチウラ

大正初年朝臣會編纂十世の孫主計権助兼天文博士... ツチウラジヤウ...

ツチオ

に代る、同六七の兩年間に東西の權を遷て、同八年... ツチオキバヒキ...

ツチグモ

ツチグモ 土蜘蛛... ツチグモの歴を承りて遷がしたる...

始めて接したる、この見えたるは、日向風土記に、天孫... ツチミカドウチ...

大正初年朝臣會編纂十世の孫主計権助兼天文博士... ツチミカドテンワウ...

密かに傳ばざりしと雖も、色に形はます、これより... ツチミカドノダイリ...





ツハモ ツボキ

人をして養ふせしめ、自注日つ稱して蒙古の碑と云ふと、蓋し信ならん(歴史地理、蒙古考)

ツボイタ 壺板 壺(イダテ)を見よ

ツボサカケラ 壺坂寺 南法華寺(ミナモト)

ツボスミシ 壺蓋 壺の色目の名、表は紫にて、裏の青なるもの、また裏は薄青なりといへり

ツボサウク 壺蓋 壺の色目の名、表は紫にて、裏の青なるもの、また裏は薄青なりといへり

ツボサウケ 坪付 地味、町段、租額、人名等を明記せし遺蹟をいふ、不埒田の衆に、諸國より奉る坪

ツボキリノツルギ 壺切劔 壺切劔(東宮相傳の寶劔なり、名稱の由来詳かならず)

ツボカリ 坪刈 檢見法の一、米穀の甲乙なき田を計りて標準の順序に隨ひ、上中下の各一歩を刈取りて收穫を認るなり

ツボノヒ 壺神 壺神(壺國、壺國北北郡坪村の千原明神(又石文明神といふ)は壺の碑を埋めし所なりと云ふ)

ツボサ ツボツ

は、上代の物にあらず、恐くは延久頃の製作なるべし(壺國、壺國北北郡坪村の千原明神が皇太子たりし時、宇多天皇より賜はりしより來り、東宮相傳の例を開き、立太子の儀必ず傳へらるゝといはれり)

ツボサカケラ 壺坂寺 南法華寺(ミナモト)

ツボスミシ 壺蓋 壺の色目の名、表は紫にて、裏の青なるもの、また裏は薄青なりといへり

ツボサウク 壺蓋 壺の色目の名、表は紫にて、裏の青なるもの、また裏は薄青なりといへり

ツボサウケ 坪付 地味、町段、租額、人名等を明記せし遺蹟をいふ、不埒田の衆に、諸國より奉る坪

ツボキリノツルギ 壺切劔 壺切劔(東宮相傳の寶劔なり、名稱の由来詳かならず)

ツボカリ 坪刈 檢見法の一、米穀の甲乙なき田を計りて標準の順序に隨ひ、上中下の各一歩を刈取りて收穫を認るなり

ツボノヒ 壺神 壺神(壺國、壺國北北郡坪村の千原明神(又石文明神といふ)は壺の碑を埋めし所なりと云ふ)

ツボネ

付續あり、また朝鮮鮮羅に同地坪村など見たり(壺國、壺國北北郡坪村の千原明神が皇太子たりし時、宇多天皇より賜はりしより來り、東宮相傳の例を開き、立太子の儀必ず傳へらるゝといはれり)

ツボサカケラ 壺坂寺 南法華寺(ミナモト)

ツボスミシ 壺蓋 壺の色目の名、表は紫にて、裏の青なるもの、また裏は薄青なりといへり

ツボサウク 壺蓋 壺の色目の名、表は紫にて、裏の青なるもの、また裏は薄青なりといへり

ツボサウケ 坪付 地味、町段、租額、人名等を明記せし遺蹟をいふ、不埒田の衆に、諸國より奉る坪

ツボキリノツルギ 壺切劔 壺切劔(東宮相傳の寶劔なり、名稱の由来詳かならず)

ツボカリ 坪刈 檢見法の一、米穀の甲乙なき田を計りて標準の順序に隨ひ、上中下の各一歩を刈取りて收穫を認るなり

ツボノヒ 壺神 壺神(壺國、壺國北北郡坪村の千原明神(又石文明神といふ)は壺の碑を埋めし所なりと云ふ)

ツボ

それ、猶委しくは女房(ニヨウバウ)の條を見よ、武家時代に于りて、幕府にてもこの稱を用ひて、幕中に仕ふる女房を稱したり、鎌倉時代には丹後局、大藏局等其名著はれたり、江戸幕府には長く連綿したる建物を江戸城内に立て、之を長局と稱したり、即ち大奥の北隣なる長屋にして、四條あり、一棟を十數部屋に分ち、一部屋に一人しは數人の女中住居す、其中最南端なるは、十五室に分ち、年寄、中藏、主藏、中年寄、御寄會、小性寄、重女中のみ住まひ、一室一人づとなしたり、而して其重藏に在る女中は、下より呼ぶに御局の稱を以てせり、浦澤に於ても亦然り(合藏、延喜式、類聚國史、日本紀略、吾妻鏡、女房官品、支同放言、家屋雜考、千代田城大奥)

るの遠に有とくぞ世の中と思ひはなれぬ、清輔、思ひこぞ千島の奥を隔れどぞ通はさむ壺のいしよみ、壺神、壺神(壺國、壺國北北郡坪村の千原明神(又石文明神といふ)は壺の碑を埋めし所なりと云ふ)

ツボサウケ 坪付 地味、町段、租額、人名等を明記せし遺蹟をいふ、不埒田の衆に、諸國より奉る坪

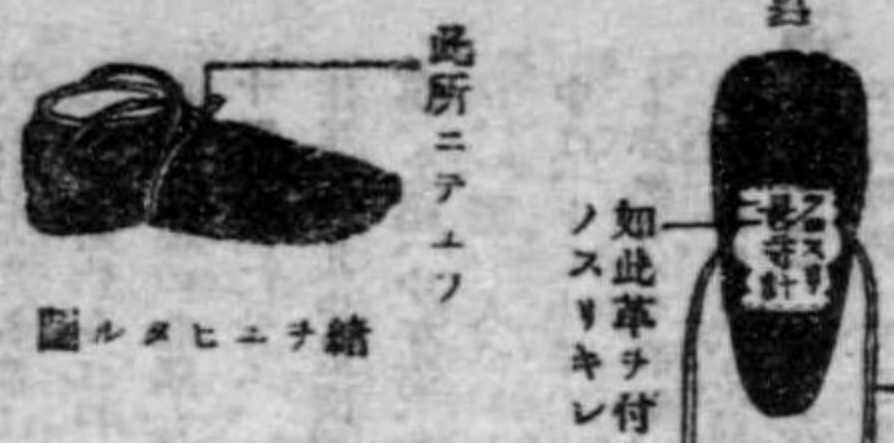
ツボ

ツボサウケ 坪付 地味、町段、租額、人名等を明記せし遺蹟をいふ、不埒田の衆に、諸國より奉る坪



ツラヌ

き、天文申子晴久の將山名氏兼、氏直之を領した...



此所ニテマフ 此所ニテマフ... 此所ニテマフ...

ツリダ

しと見えたり、また暗處には、毛なき和らかなるも...

ツリウチ 弦打 鳴弦(メイヤン)を見よ、...

ツルガ

さんとす、之を一番の大臺と稱し、二番三番と順次...

ツルガカカハチ マンクウ アキヤウ...

ツルガカカハチ マンクウ

上杉憲朝直等總奉行たりし事、鎌倉大車紙、上杉...

ツルガ

ツルガカカハチ マンクウ アキヤウ...

ツルガ

ツルガカカハチ マンクウ アキヤウ...

ツルギ

る稱呼、兩刃にも片刃にも云ふ、太刀の利を都率別乃太刀(盛豐の斬の義)と云ひ、都率別約りて都流岐能太刀となり、又能の音かりて都流岐太刀と云ひ、又略して都流岐と云ふ、後世萬葉集の歌に「劍刀諸双云々」とあるより、都流岐は諸刃のみなりと爲すは誤なり、武家各目抄に「和名抄豆流岐の訓を能の條に注せず、能の條を能と名と知られたり、只上條に能假刀、刀而兩刃曰能」と記して和名なく、扱の本文あれば、都流岐と云ふは兩刃なりと、よくせすと思ひ誤る事も出来ぬべし、横刀を普通には太知とよめど、古事記には都流岐と訓じ、刀を常は加太知とよめど、萬葉集に「和名抄長刀短刀をば太知とよめ、能を能は都流岐とよめど、諸般野能の類をば太知とよめり、又古事記に、草那藝の太刀とあるを、日本紀には草那藝と書かれたり、此外多く見ゆ、能を能は通はし思ふに、刀と能との漢字は、片刃諸刃のけぢめあるべけれど、太知と都流岐の和語は、片刃諸刃によらざるは顯明なり、されど、さる説世に傳ふること久しく、然か思ひてまるせし書のみ多ければ、古は諸刃をさして云ひし、今は片刃をさし、又ば片刃諸刃にやらす云ひしとは、其刃によりて辨へ知らんよりは、いかはすべきと見えたり、

ツルギノイケノシマノヘノミササキ

御池島上陵、孝元天皇の御陵、大和國高市郡白檮村大字石川に在り、四面にして前方、後圓、先城東四二町、南北一町、高さ一丈、周圍三十二間、池周三百間、守戸五烟あり(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)

ツルシヤメ

釣責、江戶時代に行ひし榜間の一種、海老貴の榜間にて白狀せざる四人に行ふ、釣責手を手背後にて縛し、櫓に引き揚げ、足は地

ツルド

より三寸餘を隔つ、時の経過と共に、繩は次第に皮肉に食ひ込み、苦痛最甚堪へがたしといへり、かくすると二三時間に至れば、足の爪先より血腫ふたゝるゝとあり、榜間中白狀せば、陳述を聞き白狀書を作り押印せしむ、又白狀せしむ、罪跡確たるものは、撥斗詰と稱して裁決を下す、榜間(ガウモン)の條に其繪を示したれば参看すべし(法曹後録、刑罪大補録、徳川政治史料)

ツルドノノセツシヤウ

鶴殿攝政、九條基家(クアモトイ)を見よ、

ツルノコホリ

郡留郡、甲斐國國郡恒武天皇の延暦十六年三月相模國と邊界を争ひ、都留郡東陽の地を相模國に属せる事あり、愚に國郡制定の際、此郡を置きしものなるべし、風土記述文略に作る、和名抄に相模、古郡、鶴地、多真、賀美、征夷、都留等の郷あり、拾芥抄以後都留に從ひ、明治十三年五月分て南部留、北部留の二郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ツルノハウチヤウ

鶴庭丁、江戶時代朝廷及び幕府にて行ふ儀式、朝廷にては毎年正月十八日(安齋廳)には廿八日、樂禮御膳式日には十六日とあり、今光緒一覽による、此事あり、幕府より遊戯せる、將軍手自ら捕へたる鶴を(實際將軍の捕へたるもの)にあらざる場合にして、目録には御鷹の鶴と記したり、此日清涼殿の庭上にて料理す、庭丁の任は内膳司即ち高橋兼女正、大隅大炊頭、兩半に之を勤仕し、白小袖に袴衣流黄の指貫、風折扇扇子を著して出仕すれば、蒸饅頭、烏帽子着たるもの四人、組板に鶴一羽載せて昇き出すを、まづ兩羽を切り、組板の向、南の端に並べ置く、次に頭を二つに切り、羽の次に並べ置く、さて鶴を横にとりなほし、中より切り、頭

ツルバ

の方へ付けたる身を要におるも、頭の次に並べ置く、中より下の方へ其まいにさしおきて切らず、取り直しおき、庭丁、まな背を組板の上におき、退きて平伏し、導て退出す、導りて公卿殿上人等皆鶴の吸物にて酒を賜ふといふ(安齋廳考、光緒一覽)、幕府にては恒例にあらざりしに、其日の如きは一定せず、また必ず歴代此事ありしはあらざりき、右徳院政御覽紀享保十年十一月廿一日の條に、黒木書院にて鶴の庭丁御覽あり、鶴に庭丁魚簪を連にのせて、中興の小性二人にて持出で東縁の下段の間の外にすゆ、時に監所頭小林貞右衛門尉眞目長將ついで出で、鶴を調理す、こととは、始めのことより中興小性出で、髪を撤す、粘真はこのことつかまつりしを以て、時服一腹を給ふ、大納言殿はじめ、水城四城の宿老少老御側みな、鶴の羹をもて酒を給ふ、とあるを以て、其一端を知るべし、

ツルバシリ

弦走、能の場所、ヨロヒシを見よ、

ツルバミノキヌ

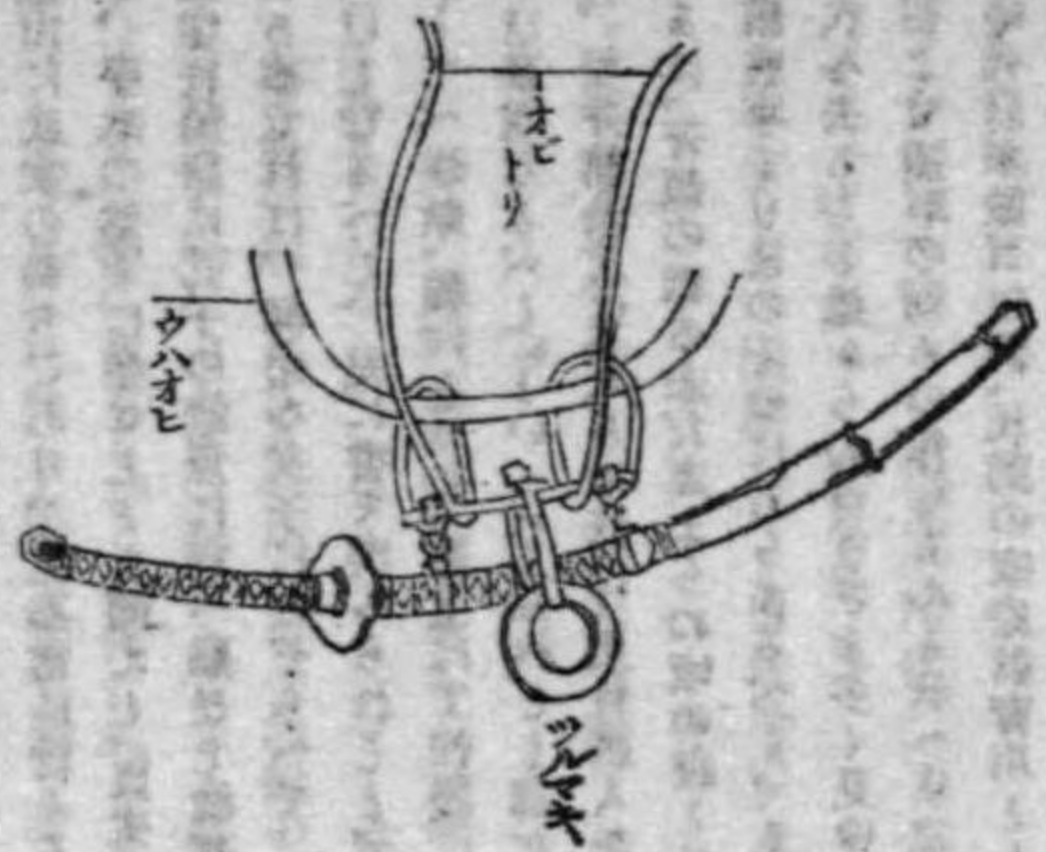
襦袢、襦袢即ち襦(俗にドンケリ)と云ふの實を以て染めたる黒衣を云ふ、後世の純色即ち是なり、實の本に着きたる皮(ロメ)が合符と云ふ)を煮、其汁にて染むと云ふ、延喜式に「襦袢、青白襦(青みを帯びたるもの、山鳩色なり)白赤襦(白色を帯びたるもの)あり、令制にては家人奴婢の着用する服と定めたり、後には専ら表服に用ふるに至れること、西宮記表服の條に、帝王一周の間黒襦袢を着し、侍臣等宣旨によりて之を衣とあり、玉葉集和元年及び壽永元年等詔問の時、九條兼實が襦袢の直衣にて出仕したることを載せ、名目抄に詔問の時、殿上人四位以上之を着すと見えたるに明なり、なほ院成記に、五倍于服襦にて染むる由見えれば、後世

ツルマ

に毛織の實を用ひして、其代りにオハケロ染に爲したるを知らしむ、オハケロ染は即ち純色なり(徳訓集、貞丈雜記、羽倉考)

ツルマキ

弦巻、弦を巻きおくる器を云ふ、弦巻ともいふ、古は皮にて作り、算盤玉の如く杉形にて欠も少し、後世は近江國水口と云ふ所にて製するものは、草の葉にて作り丸みあり、端の所を二重にし、其間に緒を



通して太刀に付たり、即ち草を細く裁ちて弦巻に通し、わなにして、そのわなに太刀の帯とりを通して太刀をばし、これに弦巻は太刀のあし二つの間にあたる、また弦巻の革の廣さは五分程なり、なほ古は従五位以下、左右衛門尉、左右兵衛尉等弦巻を太刀に付し、無位無官の者は付くるを得ず、左右兵衛尉は赤皮、左右衛門尉は藍皮の弦巻を付けたる事、源平盛衰記高倉宮信連職の條に見え、又青砥左衛門藤綱無官の時、出仕には木折巻の刀をさし、木太刀を持せけるが、叙爵(従五位下になるなり)の後、此太刀に弦巻を付けたる由太平記に見えたり(貞丈雜記)

ツルツレグサ

徒然草、上下二册、南無吉田兼好の隨筆を採りたるもの、文字筆蹟にして整齊、其評論する所の題目は、和漢の故實あり、人事あり、心理あり、社會萬般のことあり、而してこれが論議の基點は、即ち老莊の所説を参酌し、孔孟の教を混和し、特に佛説を主としたるものなるがゆゑに、論理の高尙なること、我邦文學界中、希に見る所なり、また歴史上參考とすべき記事夥しとせず

ツレマ

吉田兼好の著述に傳るは勿論なりと雖も、之を編次し、且題名を附したるは、兼好自身にあらずるが如し、伊勢貞丈の説に、今用了後、命松丸を吉田の感神院へ、伊豫太師光貞を伊賀の草庵に遣はして、兼好の遺物を採らしめしに、歌の集は、伊賀の草庵にて五十枚ばかり集め、徒然草は吉田にて、多く壁に張られ、或は経巻などを寫せる處書にありしをとり來りぬ、これを了後、命松丸など、取り揃へ命松丸がもとにありしを、又二條の侍従の方に讀み遣はされしをとり宛め、歌の集二册とし、又草子をも二冊とせるなり、つれづれなるまゝにと書き出せし語意の面白く、哀深きに擬へて、徒然草といふ題號は附けられたりといへり、此説によれば、了俊と命松丸とにて、遺物を編し、題號をも附したるものなり、なほ考ふべし、南無本書は古くより多数の人に讀まれたれば、詮釋書の多き事、源氏物語に次ぎたり、今其重なるものを舉ぐ、徒然草奥儀抄六卷(高屋近文)徒然草金鑑十二卷(四道智)徒然草句解七卷(高階陽明)徒然草註解五卷(南部宗善)徒然草古今抄八卷(大和田氣宗)徒然草參考八卷(倫崇空)徒然草集就十五卷(藤原閑齋)徒然草新註四卷(清水春流)徒然草抄十二卷(加藤盤登)徒然草大全十三卷(高田宗賢)徒然草直解十卷(岡田惟中)徒然草文段抄八卷(北村季吟)徒然

て

テ

手、役と同じく、殿別を定めざる高以外の場合に賦課する税に稱する名、山手、川手などの類なり(大日本租稅志)

テ井

出居、客に對面する室を云ふ、現今の座敷間と同じ、内より出て、客に對し居る義なりと云へども確ならず、一説に常に居る室なりとも云へり、又イテキとも云ふ、平安朝時代以後公武の家に設けたり、其位置廣狭によりて、廣出居、申出居、外出居、四間出居等の名あり、山中日傳廣岡の條に、本職打敷等間節供、但非、晴裏、内々進、置出居、云々、源氏物語繪巻に「大殿にやがて参り給へれば、公達あまた物し給ひて、こなたに入らせ給へとあれば、おとこの御いでのかたに入り給へり云々、吾妻鏡建仁三年九月二日の條に「延尉参入云々、入、連門、界、廊香院、通、妻月、云々、遠州出、出居見、之給云々」などあるにて其一端を知るべし(徳訓集、寶石類書、家屋雜考、武家名目抄)

テイ井

廷尉、檢非違使の佐尉を云ふ、マセキンシに見よ、

テイカンノマ

帝鑑間、江戶城居間の名、白書院次ノ間の東、運歌ノ間の南に在り、東南の二方疊壁を以て周らし、其南方板壁を隔て、庭間に直す、

テイカ

タイキ

漢に、歴代の鑑となるべき庶の帝王の事を重きたるを以て此名あり、この間は、諸大名の詰所にて、越前屋流、及び捨石以上の諸部、交代寄合等此處に詰む、江戸城(エドツヤウ)の掛巻及び大名ダイヤウの表を参看せよ。

タイキンワウライ

庭訓往來 庭訓一考、領事館館長に於て、(伊勢良丈の)庭訓一考、(西田中)著に云、世に、庭訓往來は、北島玄英法師の作也、叡山の住居にして上欄にあげらる、元弘四年正月廿一日依、幼書之、一説に、叡山に武家の御ちあり、玄英常は暗しく語られしが、手本の爲めに参せしとも聞えし、其丈按、庭訓の二字は論語に孔子の鯉魚に訓へ賜ひし故事より出でたる事なれば、師弟を父子になぞらへて、庭訓とは名けしなるべし、兎に書て興へられしと云ふこと正説とすべき歟、勅によりて、庭上に即座に書れしと云は差説なるべしといへり、然れども確かなる證なし、松井蘭治氏は、八月の狀に、引付願入を管領といへるは、管領の職名未だ定まらぬ頃の證と見ゆれば、義満將軍より後のものにあらざるべく、その外鎌倉時代を去る、と追からの書きさき多く見ゆれば、南朝より室町の初めの作ならんといへり、本書は室町時代以來數百年間、民間の家庭教育用として、多く讀まれしかば、深く人心に浸透して、今に至るまで、消息の文體、及び思想上に及ぼしたる影響鮮からず、文學史教育史を講究するものは等閑にすべからず、(伊勢良丈)の多しと雖も、尤も見るべきものは、永井如愚の庭訓往來諸抄大成四巻とす、之に伊勢良丈が補註せしを庭訓往來諸抄大成共撰とす、近時松井蘭治氏以上兩書を併せて校正して一冊とし、出版したるものあり(庭訓往來諸抄大成、同扶翼)。

タイジン

亭子院 宇多天皇の御宮、東七條宮といふ、山城國京都に在り、本朝文藝書原流茂の文に、洛陽城内有三離宮、竹樹泉石如三仙洞、電、蓋世之所謂亭子院焉、太上法皇雖入三帝之遊、出萬衆之家、猶未捨此地風流、以助彼岸寂靜ことあるもの即ち此なり、後に寺となり、法金剛院に屬せり(山城名勝志、平安通志)。

タイシンコウ

貞信公 藤原忠平(フナハラノミダロウ)を見よ。

タイシンシヤウ

逓信省 舊關西明治政府の官衙、電信、電話、鐵道、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、及び航路標識の事を管理し、また電氣、造船、水陸運送に關する事業及び航路、船舶、海員等を監督することをも掌る(關西明治元年四月、會計官中に郵便司を置き、運輸運送に關する事を掌り、二年四月民部官(七月民部省と改稱)を置くことになり、其所管となる、四年七月、大藏省の所管となり、同年八月、逓送と改む、七月、内務省の下に屬し、十年一月、逓送局と改む、十四年四月農商務省を置くことになり、其所管となり、十八年十二月、内閣の制を建てるに際し、逓信省を創置して逓送局の事務を掌る、現今は大官官房、鐵道、逓信、管船、經理の四局に分れ、其下に帝國鐵道、海員審判所、航路標識管理所、海軍局、郵便爲替貯金管理所、郵便局等を管理せり(法令全書、職員錄)。

タイシユガク

程朱學 朱子學を云ふ、朱子學派(シユシヤウガク)を見よ。

タイタク

手板組 江戸時代、金運運送の飛脚商をいふ、手板といふ、當時物貨運送の左券に結ば郷土の産出に依り、田一町に絹一丈、四町に四、綿は二丈、二町に四、布は四丈、一町に綿を致し、共に長き四丈、廣き二尺中なり、別に戸別の綿を収め、一月に布一丈二尺を出さしむ、又別の絹物あり、鹽管等なり、後ち戸別綿を廢し、人別の綿に改めたり、大寶の制に依り、但し正丁一人に絹綿八尺五寸、六丁に匹を出し、長き五丈、尺廣き二尺二寸、絹は八兩、綿は一斤、布は二丈六尺、他に二丁に純綿を成し、雜物は銀織綿魚等あり、次丁は二人、中男は四人、並に正丁一人に准す、此外調の絹物とて、襦袢、紙、油、黄等の類を人別に納めしむ、但し京畿内の民は他國の半減とす、慶應三年より京畿に限り、民戸の貧富により四等に分ちて戸別の綿とせり、和暦五年より鐵を以て調に代る事を許す、鐵五文を以て布一丈三尺に充てたり、養老年中より調の絹物と中男の正調とを廢して、更に中男物と稱し、麻、紙、油等の類を納めしむ、其後調賣の物品及び其數、應、改する所ありて、定せず、而して諸國各其國內の調を収めて國司郡司部領をして、京都に上り大藏省に取めしむ、其使を實使と云ひ、調物に添へて上進するを調物といふ、上述の長數減なり、但西海道諸國は皆大藏省に納納し、府より京都へ納む、延喜式の制、諸國の調の細目を擧げて、之を定めたり、延喜以後精細大に地少、諸國の調物を進めるもの漸次稀となるに至りしが、武家時代には、租調に當るべきものを凡そ年貢と稱したり、「ネンケ」參看(古事記傳、租稅沿革篇、大日本租稅志、日本財政史、租調略説)。

テウ

條 王朝時代以後里坪と併せて、班田地の位置を指點する爲めに設けたる制、凡田地を計るに一步は方六尺、三十六歩を一段頭、三百六十歩を一段とし、十段を一町とす、即ち一町は方六十歩なり、

タイチ

て、紙を以て作る、其發售に逓送品目を擧げ、次に發行本人及び貴重領受人の姓名、且其金飛脚の姓名を記入して、發行本人及び金飛脚の調印す、前所に送致すれば、則ち其受領人の調印を請ひ、逓夫其左券を領して、發行する所の飛脚前に送す、其事畢るの後、飛脚屋の庫内に收藏し、後日の證に供するなり、因て此名あり、寛文十一年十一月、大阪飛脚問屋島屋三右衛門、江戸飛脚問屋備前屋兵衛等と共に、兩地商賣の金銀運送を開き、金飛脚の招牌を掲げ、其後月書を定めて運送す、其後寛保年間に至り、切手板及び親手板等の制興る、「ロキヤク」參看(郵遞志略)。

タイチユウ

庭中 鎌倉時代訴訟の時、訴訟人等本奉行人を擧ぎて、直に政所引付等の庭中に進呈して直訴するを云ふ、庭中實上の略稱、二種あり、御前庭中は評定の庭に於て申し、引付庭中は引付の庭にて申し、六波羅は奉行人を定め、申狀にて訴へ、幕府にては、只だ調を以て申さしむ、隨て其日を定めて控訴を受く、御前庭中は將軍親しく審問する事あり、直訴は奉行人權意して空しく廿日を経たる時、又は訴訟人の一方權意して一方控訴ありて、奉行に賦を請ふに、尙選引したる時、又は別人に屬して上申するも、尙選引する時、又は事の緊急を要する時、又は借物の利子成規に違ひ食ふものに對する訴訟の、政所に於て停滯せる時等に許せり(沙汰未審書、鎌倉時代裁判手續)。

タイテン

提點 佛宗にて常住の金銀を掌る役、宋の官なる提點司を模したるものにして、副寺の別稱なるべし、今納所と云ふものに略ぼ同じ。

テノサ

出居座 慶應の時用ふる座を云ふ、即ち儀式等を行ふ所を臨時に稱ふるなり、朝廷之を、即又は一坊と云へり、之を積むこと三十六、之に次序を付けて、一坪二坪と稱し、三十六坪に及ぶ、次序は長に始まり乾に終る、三十六坪を合せて一里とす、三十六坪を一條とす、條は北より起り南に行き三十六坪を限るへ土地に依り三十六條以上に至る所もあり、里は西より起り、東に行き三十六里を限る、然れども地形によりて必ずしも條里の方角一定せず、或は條東にして里南北なるあり、要するに條里は互に直角をなして縱横相貫き、地塊の經緯度の如し、故に其地を稱して、何條何里何坪と云ふ、編左の圖に就て知るべし(肥後國志)始め詳ならず、本居内膳は條里圖考に、今に傳はれる天平七年の濃破山田田河、郡境田圖には、や、此制見えたるば、合を擧ぐる大寶六年より三十四年の間に起れる事著しきによりて思へば、由實土記に、觀應元年式によりて里を擧ぐと云へる時、此制起れるなるべし、さるは五十坪を里と云ひ、三十六坪を里と云へば、昔調の分ちば有けり、調字に混らばしければ、里は條里の里とし、民戸の里には更に條と云ふ文字を用ひて、戸の方に就ては條村、土地を懸る方には條里と文字を用ふる、ことに定めたりと云へる、従ふべきに似たり、堀田藤左右氏は、觀應元年條里の名の起ると定むるは發する所なれども、縱横の制法は觀應以前より行はれたりしが如し、而して精細なる班田法を實施する上に於て、大なる不便を生ぜしむるに、遂に條里に至りて、簡便なる條里を應用したるものなるべしと云へり、關野貞氏は一歩を進めて、大化革新の時班田の制を敷きし時より、區劃法は行はれしものなるべし、而して條里の制は、和銅六年平城京成りし時、尺度の改正ありしを見れば、此時より始めしものならん」と云へり、爾來各地に行はれて

テウ

テウ

テノサ

出居座 慶應の時用ふる座を云ふ、即ち儀式等を行ふ所を臨時に稱ふるなり、朝廷之を、即又は一坊と云へり、之を積むこと三十六、之に次序を付けて、一坪二坪と稱し、三十六坪に及ぶ、次序は長に始まり乾に終る、三十六坪を合せて一里とす、三十六坪を一條とす、條は北より起り南に行き三十六坪を限るへ土地に依り三十六條以上に至る所もあり、里は西より起り、東に行き三十六里を限る、然れども地形によりて必ずしも條里の方角一定せず、或は條東にして里南北なるあり、要するに條里は互に直角をなして縱横相貫き、地塊の經緯度の如し、故に其地を稱して、何條何里何坪と云ふ、編左の圖に就て知るべし(肥後國志)始め詳ならず、本居内膳は條里圖考に、今に傳はれる天平七年の濃破山田田河、郡境田圖には、や、此制見えたるば、合を擧ぐる大寶六年より三十四年の間に起れる事著しきによりて思へば、由實土記に、觀應元年式によりて里を擧ぐと云へる時、此制起れるなるべし、さるは五十坪を里と云ひ、三十六坪を里と云へば、昔調の分ちば有けり、調字に混らばしければ、里は條里の里とし、民戸の里には更に條と云ふ文字を用ひて、戸の方に就ては條村、土地を懸る方には條里と文字を用ふる、ことに定めたりと云へる、従ふべきに似たり、堀田藤左右氏は、觀應元年條里の名の起ると定むるは發する所なれども、縱横の制法は觀應以前より行はれたりしが如し、而して精細なる班田法を實施する上に於て、大なる不便を生ぜしむるに、遂に條里に至りて、簡便なる條里を應用したるものなるべしと云へり、關野貞氏は一歩を進めて、大化革新の時班田の制を敷きし時より、區劃法は行はれしものなるべし、而して條里の制は、和銅六年平城京成りし時、尺度の改正ありしを見れば、此時より始めしものならん」と云へり、爾來各地に行はれて

テウ

テウ

テウ

テウ



テウコ

出づ、當時有名なる佛師を山口直大、木間、藤師、藤師、藤師、藤師等とす、尋て聖武天皇の頃及びては、佛師の匠師と共に、佛師の彫刻は非常の盛大を致し、意匠の巧技術の精を究極するに至り、かの聖武天皇の建立したる盧舍那佛の大佛像は、實に我國古今を通じての大作とす、其他各地の名刹諸國の園分寺等に造られし佛像は、其数幾千百なるを知らず、而して此頃の彫刻物は寫實と想像との調和宜しきを得、凡て雄壯にして端嚴の趣を表はせり、而して最も意を而貌に用ひ、其天部の如き勇猛なる相貌に自ら慈悲を含み、又彌陀觀音の如きは、温和優美なる眉目の間に、犯すべからざる威嚴を具へたり、又技術の點に於ては特異の進歩を顯はし、木彫刻は勿論、鑄金の工は彼の大佛の造立に就きて非常なる精巧と熟練との効果を見るべく、鑄像と乾漆像との製作は、全くこの時代特殊の技巧と稱するを得べし、製造はその技術に起る、即ち元明天皇和銅年中の作なる法隆寺五重塔内の釋迦涅槃像、須彌山形中の佛像は、何れも想像製にして、天平の際に及びては、大に嗜好を極め、遂に東大寺戒壇院四天王像、同寺法華堂執金剛神像の如き名作を出だすに至り、又乾漆像は鑄像に比ぶれば、層製作の煩はしくして精巧を要するものなり、この製亦前代に起りしも、當代に入りて特異の進歩を見る、右に述べたる聖武天皇前後の時代における彫刻の様式を、藝術家は天平式と名づく、また此時の作家には、國中連公麻呂、高市真嗣、高市真慶等有名なり、〔平安朝時代〕に入りては、佛師の彫刻は更に面目を一新し、其面相相象皆物より各部の莊嚴に至るまで、一千年來圖像の模範は、多く此時に作り出だしたるものにして、特に形相の正しさのみならず、其面觀姿勢には、よく諸佛の性格氣

テウコ

象を表はし、殊に密教のものは、何れも莊嚴なる威儀を具へたり、要するに其製作たる、一般に莊大の趣を用ひ、威嚴の人を感ぜしむるに足るものあり、尋て藤原道長が法成寺を建造するに及び、名王定朝出で、道長命に由り、遂に造像の工を起し、三丈二尺の大日像を始め、幾百千體の佛像を彫刻せり、これが爲に彫刻の技術は特異なる長足の進歩をなし、殊に定朝が當代貴族の優美なる好尚を代表して刻み出しし佛像の相は、實に古今比類なき至高の品致風韻を盡したりき、かく定朝が好模範を垂れしより、其手受助は京都七條に、弟子長勢は京都三條に佛師(彫刻場)を開き、永く専門の業を繼續し、白河、堀河、鳥羽、崇徳の敬朝の間に、圓覺、院覺、長圓、賢圓、康助等の佛工盛んに彫刻に従事したり、藝術家はこの様式を、藤原式と稱す、而して所謂藤原式は、初中末の三期によりて多少異なる所あり、初期即ち定朝以前の作は、専門の彫刻家ならざる僧徒等の手に成りしもの多く、その面相の一部は威嚴あり品格ありて、刀を施すこと亦精密なるも、其體態の全部は頗る不整頓にして、或は寸尺の權衡を失ひ、或は四肢及び服飾の如き粗澁にして、彫刻の精を得ざるもの多し、中期即ち定朝の時は大に技を振ひ、面觀及び全體の姿容に威嚴又は品致を顯はし、寫實の點に意を用ひ、寸尺の權衡を保ち、木刻の法、彩色の術等大に精巧を加ふるに至り、而してその技術上特異の點は、全身豐滿にして顔面圓く、眉目細長く、髪髻柔かに、綫べて高雅の風格を帯びたるにあり、末期の作は、技術の巧緻を加ふると共に、自ら氣魄を失ひて纖弱に傾き、唯優美の點のみに残れたり、なほ平安朝における佛師には、武藏村主孝利丸、志比古慶、興運、

テウコ

延祥、康尙、定朝、覺助、院助、藤助、院助、院助、院助等有名なり、〔鎌倉時代〕藝術思想の衰頹したるにも係らず、其技術大に進歩し、前代の様式を一變して頗る變故となり、佛師定朝の木骨法に基き、更に寫物寫生の新趣を加へて、細かなる造像の法則を立てたり、之れを快慶、運慶とす、而してこの二人は實に當代を代表すべき佛師なり、これより以後佛師は概ねこの法則手法を以て金科玉律となしたり、惟ふに當代初期の作品は、快慶等に依りて多少前代の趣味を表はし、更に一方には雄健豪放の彫刻起り、刀法鋭くして深く、鬚髯の如きも大きくして運動性、面觀姿勢は勿論、筋骨透しく、性格氣象に至るまで前代と全く其趣を異にし、又彩色の彫色も主に華麗なる色を用ひ、且盛り上げ彩色、鍍金彩色等を施し、頗る莊麗を究め、深淵入目を驚かす如きものあり、此等の彫刻物は漸々當代の末期に至り、剛健に失して遂に粗澁に流れたる傾あり、然れども亦或は定朝風の緩和なる所を傳へて、これに頗る精緻の技工を施し、光背龍岸天蓋頭冠等も、珠玉を綴り象眼を施し、或は毛彫を用ひ、或は透彫を施し、益々華麗を極め、剛健雄勁なる佛像に相對峙したる一派なきにあらず、又龍體の甚だ短矮にして強き一種のものあり、又は衣長くして其體態外に垂れたるものにして、嘗て前代に見ざる所のものなり、また當代の佛師は概ね木彫にして、鑄物に至りては遠長四年鎌倉に建立せし高き五丈の金剛盧舍那佛等を除去しては其數多からず、而して乾漆の作品は殆んど其跡を絶ち、鑄像の技工は僅に其命脈を維持するに過ぎず、なほ當代有名なる佛師は運慶にして、快慶(法名安阿闍)と共に當代佛師の泰斗と稱せらる、定覺、法慶、康運、

テウコ

定圓、定圓、院慶、院慶また著名なり、〔室町時代〕時勢風尚の變移と禪宗の流行とは、技術上にも新調を興へ、威嚴嚴然なる武士の骨格、靜寂恬淡の韻致に富める佛像等の彫刻を出したりと雖も、元弘以來の兵亂により一時に衰頹し、佛師の如きも、微かに其家系を存するに過ぎず、佛師は主に木を用ひ、其上に彩色を施して華麗を盡したるもの多し、其彩色は鍍金を用ひ、又箱押をなし、或は厚く粉彩を施し、或は薄彩色漆を用ひたるもありて、精緻の上においては見ざるべきものあり、銅鑄の如きも同々ありと雖も、極めて少し、而して假面は能樂の流行せる結果として、其彫刻の術大に發達し、頗る精巧なるもの多く出で來り、彼の岩阿闍、福來、春若、實來、千種、三光坊等は、各々假面彫刻に於て當代の名工と稱せられ、其作品も世に珍賞せらる、後世これ六作と稱す、而して三光坊の門より滿願、親信、幸賢の三人を出してより、遂に能面彫刻を專業とするものあるに至り、實に能樂に用ひられたる假面の彫刻は、當代を以て始めとす、而して其製作は、古は乾漆或は紙製のものあれども、當時は概ね木彫にして、表面には主に厚く粉彩を施し、眼等には強にて畫き、般若等の如き怒れるものには、眼に金屬を嵌して、光彩燦爛なるものあり、而して表面は飽目荒く粗雑に削り上げて、黒或は褐色を施し、薄く漆を塗りたるものあり、又單に漆木のまゝなるものあり、さてこの飽目は鑑識者の最も注意する所にして、之れによりて作者並に時代を鑑識せり、又假面の彩色にも手法種々ありて、各々特色あり、又當代の中頃よりして作者の印を用ひ、假面の裏に焼印を捺せり、又後に鑑識したる作者の名、及び鑑識者の名を附録にて記したるものありて、其様一ならず、而して世を追うて其

テウコ

技益々精巧に至り〔桃山時代〕概して豪壯華麗にして、欣躍自在の意匠を揮ひしもの多しと雖も、其技術は却て前代に比して及ばざる所のものなきにあらず、然れども城郭等の建築興り、殊に安土を極めしを以て、建築裝飾的の彫刻は俄然進歩して、前代に比なき華麗のものを出だせり、彼の松山城或は築山城の如き、今日其遺蹟瑣品に徴するも、其建築宏大にして、之れを飾るに大斧を以て劈斷せるが如き、大彫刻物を以てせしことを知るべし、又當時の神社佛閣の如きも、隨ひて各種の彫刻と彩色とを以て裝飾せられたり、其作法頗る精緻にして、刀痕亦銳利敏活なり、世俗是等彫刻物の精真なるものあれば、悉く其五郎の作と傳へり、能面は各々專業家ありて其家法を守り、益々精巧妙なるものを製出せり、何れも其材質作法は別に前代と異なる所なきが如し、而して此時代の作家として、遊佐某、阿部又右衛門、宮西瀧左衛門、左近五郎等者は、江戸時代世昌乎に傳ふるが故に、各々の彫刻は難者を習く裝飾品として應用せられ、其裝飾また從來と趣を異にし、寺院の裝飾佛像の彫刻また隆盛を極めたり、佛師として名あるものに、但唱、定喜、康慶、康祐、法海、松雲、淨櫻、清水經度、駒井柳柳等あれども、要するに皆祖先の遺法を墨守し、徒らに金銀珠玉を施して、傑麗俗目を喜ばしむるに過ぎざりき、又建築裝飾等に至りては六に時の需用を増し、殊に日光の東照宮、江戸の寛永寺、京都の本願寺等の如き、専ら彫刻を以て裝飾せられたり、其最たる人々は、左其五郎の一統、後藤、島村、石川の諸氏及び岡本友輔等とす、能樂假面の作も頗る精巧なるものを出すに至り、其手は概前出目派の清水、滿茂、滿貞、滿真、滿忠、近江弁關派の家重、大野出目派の彌廣、彌海、彌矩、彌久、

テウコ

康吉、康隆、面打兒玉派の滿貞、滿等とす、又神樂其他舞踏等に於ても、其作の巧妙なるもの少なしとす、模付彫は亦當代の中葉より益々盛んとなり、各種精巧の品を出だしたりしが、概して技術の點より意匠を主眼となしたり、(ネッケル參看)また人形彫刻は、奈良人形尤も著名にして、其技術も益々精巧となり、また飛騨の一刀彫といふものあり、奈良人形に似て彫刻したるものにして、文化環の人突長より始まる、其彫る所のもの主に鳥龜の類にして、其彫法は緻密なる刀を用ひしして、一刀に能く彫りたるものなり、又嵯峨人形、賀茂人形、淺草人形等あり、此等の人形漸次發達して、愈々精巧となり、所謂生人形の彫刻物を見るに至り、其作者の名あるものは、竹田健之助、松本喜三郎、秋山十郎、風屋五兵衛等なり、又岩手県に畫像を彫刻せるは吉野形、象眼、切邊等ありて、何れも世人の賞服する所となる、友月、如泥、宗一、喜八、中五郎等は、當時何れも小細工彫刻に精妙を極めたり、又此時代中葉以後より鑄像彫といふものあり、瑞松、高澤、玉琴、鏡堂等其名高し、又竹石聖木彫等ありて、文人裝飾の流行に伴ひて、益々隆盛を極めたり、又室刻は當代の初頃よりありたれども、中年に至り最も盛んなりき、大年笑等其技最も卓越なるものなり(帝國美術史稿)

**テウコクリンシジ** 朝護園孫子寺

(前編)大和國平群郡(今生駒郡)平群村大字信貴郷の信貴山觀音院と號す、信貴山に在り、又志貴山寺とも云ふ、觀音眞言宗の本尊毘沙門天、圓圓觀音、當年中明靈上人の開基なりと云ふ、俗傳によれば、聖德太子物部守屋を討つ時、兵屢敗れて信貴山に隠る、太子専心佛に勝利を祈りしに、山中に毘沙門天

テウサ

の銘ある石櫃を獲見したるを以て、毘沙門の己れを...

テウサンダイフ

朝散大夫 従五位下の唐名(唐名)

テウシ

調使 四度使(ドノツカヒ)を以て、テウシ...

テウシ

閉じ機器似(銅)而上有(鐵)也、唐語云錫頭(鳥青二...

テウシフダウ

朝集堂 陽明門内裏入番院十二堂の一、大禮の時百官待朝の所なり、時に...

テウシ

時只(石)を存するのみ(大内裏考)...

テウシフチャウ

朝集帳 王朝時代四度公文の一、国内の池澤、官舎、國衙の器仗、公私船、馬、...

テウシヤクニン

朝夕人 公人朝夕人(テウシヤクニン)を見よ、...

テウセン

朝鮮 箕子以来の舊國にて、國名の意義は、東國東地勝覽に「居東表日出之地、...

テウセ

國都に京畿道(漢城府)に在り、(西)西(東)東(南)南(北)北...

テウセ

明徳三年(一〇九二)年、太祖因て使を明に遣し、國號を朝鮮...

テウセ

り、寧で宣親に至り、李混字瑒等を登用し、學を以て...

テウセ

奢侈を禁じ、農桑を勤め、酷刑を去り、學を好み、諸書を纂輯し、法典を編纂せり、著作の多き此時代を最とす、蓋し朝鮮の文化は成宗に至りて、其極に達し、後衰へしが、この時に至り、再び隆盛となれり、正宗の子純祖幼なるが故、英宗の妃貞純王后金氏政を聽く、後、親政せしと雖も、金祖淳の女を王妃とせしより、外戚の權漸く盛んなり、純祖薨じ、憲宗立つや、年僅に八歳、純宗の妃純元王后金氏政を行ふ事六年に及び、遂に政權は母后と外戚とに歸したり、憲宗薨じて嗣なし、純元王后、哲宗を迎へ立て、金汝模の女を王妃とす、金氏の權内外を傾く、哲宗薨じて嗣なし、廷臣趙洪、金諸氏各々其權力を振はんとして、繼嗣定まらざりしが、遂に翼宗の妃苗氏の旨を以て、翼宗君是應の第二子熙を迎へ立つ、是れ今上の父大皇帝なり、年僅に十二歳、乃ち趙妃を尊びて大王妃とす、翼宗君を封じて大院君とす、大院君趙妃と共に政を專にす、此間佛米二國と戦ひしが、佛米共に志を得ずして退き、大院君の勢力内外を實動せし、十年王妃閔氏及び其一族の爲めに權を奪はれて屏居せり、十三年(明治九年)我國と通商條約を結ぶ、十九年(明治十五年)大院君薨じ、日本公使館を設け、二十二年英國はバルカン問題の事を以て巨文島を占領して砲臺を築く(廿四年に還附す)、これより先二十一年露國と通商條約を定め、閔氏等は露國の強大なるを見て其野心を求めんとする形勢あり、清國は世祖を遣して大院君と共に廢立を謀りし、謀議れて成らず、却て露國と陸路通商條約を結びて、慶興を開く、次で米、葡、佛の諸國と條約を結ぶ、三十一年東學黨の亂より日清戦争となり、全く清國との關係を絶つ、三十三年九月(明治廿九年)始めて純然たる獨立國となり、元を建國と建

テウセ

つ、寧ろ光武と改元し、國號を大韓國と改め、王を皇帝と稱するに至れり、我明治三十七八年日露戦争後(光武九年、十年)日本の保護國となる、光武十二年(一)密使事件より我國と確執を生じ、皇帝は位を今帝より譲りて大皇帝となれり、(二)我國との通交は大韓高麗三國鼎立の時に當りては、神功皇后征伐して、全く我版圖としたり、(テウセンセイバツ)隨て彼我往復頻繁なりし事、各其國の條に違へたれば、就て見るべし、中古高麗の代に至りては、通商往來のみにて、使聘を修めし事ならず、高宗元宗の時、日本は邊境を州縣を侵掠せしを以て、使を遣して和を修め之を禁せんことを請へり、然れども思尙已まず、元宗九年蒙古の命に從ひ起居舍人潘阜をして、蒙古の書及び國書を齎して日本に來り入朝を諭す、日本報せず、其後屢々使を遣して之を禁せんことを請へり、遂に蒙古の軍と連合して日本を襲ひしも大敗して止む、(テウセンセイバツ)忠定王二年(後村上天皇正平五年)日本の邊民固城竹林に遊せしより後、其後忠定王、辛酉等屢々使を遣して之を禁せんことを請へり、制する能はず、後遂に日清に甚し、是を以て海道元帥鄭地地書して壹岐對馬を滅ぼし、永く邊境を除かんと請へり、辛酉(後龜山天皇元中六年)の邊に至り、慶尙道元帥朴成をして、兵船一百艘を率へて對馬に寇せしむ、蓋し鄭地の策を用ふるなり、然れども對馬島主祖祖茂に敗れ意を得ずして還る、李成桂立ちて、國を朝鮮と號するに至り、使節を遣して、好を修め海寇を禁せんことを請ふ、足利義滿曾中津に命じて報書を遣らしむ、これより使聘往來す、莊憲王元年(我應永廿六年)領議政柳廷顯

テウセ

等を遣り、兵船五百餘艘、兵一萬餘人を率へて對馬を侵す、福西探題澁川義俊、太宰少貳濱良等赴き援ひ、延顯遂に大敗して逃れ還る、十年(正長元年)足利義持書を遣して大藏經を求む、依て一切經を幕府に贈る、爾來屢々使節の往來あり、永享元年大友持直使を遣して修好し、以後聘問絶えず、宣祖の時、豐臣秀吉大兵を發して來り攻め八道を侵す、(テウセンセイバツ)蓋し徳川家康天下の權を握るや、宗義智をして和を請せしむ、三十九年金知昌新吉を同若使として日本に遣し、和議始めて成る、之を己酉條約と云ふ、爾來徳川將軍の就職毎に使を遣はして國書方物を獻す、哲宗以來日本が歐米諸國と和親を結び、通商を開くに及びて、竟に之を疑ひ交聘の儀を絶つ、明治維新の初、宗義正命を奉じて新政を報じ、且つ舊好を修めしむ、大院君書辭印章前例に違へるを以て受けず、後又之を遣したるも益々之を輕侮して受けず(當時我國征韓論起りしも兵を出すに至らざりき)十二年(明治八年)江華灣(コウワラン)ヘン)參省の事件により、修規十二條を締結し、朝鮮を認めて自主國とし、釜山、元山、仁川三港を開かしむ、十九年(明治十五年)大院君薨じ、王宮を遷し、日本公使館を設け、公使花房義賢を遣して韓國し、更に兵艦數隻を護衛とし、來りて其罪を問ふ、朝鮮償金十五萬圓を出し、亂黨を誅し、謝罪使を遣して事治まる、此時に當り清國は、朝鮮の事情に注目し、且つ魯允中の策によりて大院君を本國に押送し、内治外交に干渉し、藩服の邦と公言せり、爾來國勢一變して、事大、獨立の二黨に分かる、事大は清國に獨立は日本に頼らんとするものなり、廿一年(明治十七年)金玉均兵を擧げて王宮に入り、故を日本公使に求む、公使竹添一即兵を率へて宮中を護衛す、既にして

テウセ

事大黨の領袖を殺し、獨立黨を以て政府を組織せしが、清の兵營軍司馬袁世凱、兵を率へて宮中に入り、日本兵を攻撃す、公使等仁川に逃がる、因て獨立黨を排斥し、事大黨を以て諸官を組織し、其内治外交に干渉する事往々に異ならず、是に於て日本は外務卿井上馨を全權公使として來り責む、仍て償金十三萬圓を出して和議を修し、謝罪使を遣して其罪を謝せり、日本又伊藤博文を清國に遣し、天津條約(テンシンアウカク)を締結し清兵を撤せしむ、三十一年(明治廿七年)東學黨の亂起るや、清國兵を派して後、日本に知照す、日本も亦兵を出す、既にして東學黨鎮定せしむ、日清兩國の和衷破れて遂に兵を交ふるに至り、日本軍は牙山平壤を始めとし、連戦清軍を敗る、清國遂に和議を請ひ、朝鮮の獨立を承認するに至れり、時に三十二年(明治廿八年)とす、此間我井上公使は内政を改革し、王妃の干渉を停め、朴永孝をして内閣を組織せしむ、されど内閣に朴永孝金宏集の兩派あり、宮中に大院君と王妃との軋轢ありしが、我國遠東運附の結果、王妃は露國によりて反對者を放逐し、再び政治に容喙するに至れり、同年十月我邦人王妃を弑し國內紛然たり、露國は此機に乗じ侵略主義を實行し、三十三年二月、國王を露國公使館に誘出して別に内閣を組織す、翌年十一月國王新宮に遷御せしと雖も、露國の勢力甚しく、兵士訓練、鐵山採掘權、稅關事務等皆其手中に歸す、是に於て日本は東洋の平和を保全すべく露國と協商を締結し、韓國練兵教官及び財務顧問官の任命は、兩國の協定を経る事、日本が韓國に於ける商工業の發達を冀望せざる事等を約したれども、露國は朝鮮及び滿洲地方に侵略政策を續行し、東洋の平和を亂さんとせるを以て、光武九年(明治三十七年)

テウセ

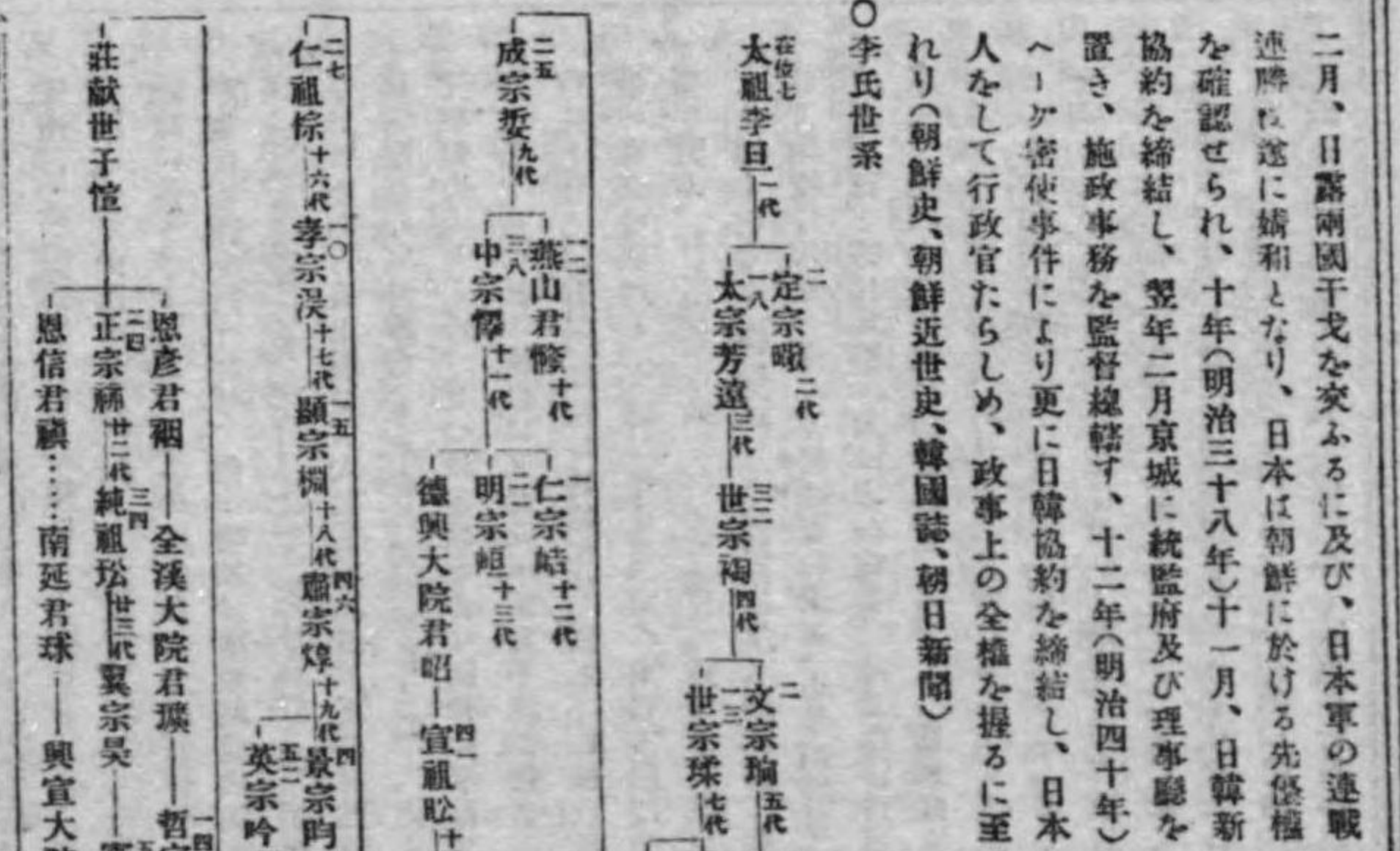
二月、日露兩國干戈を交ふるに及び、日本軍の連戦連勝に遂に協和となり、日本は朝鮮に於ける先優權を承認せられ、十年(明治三十八年)十一月、日韓新協約を締結し、翌年二月京城に統監府及び理事廳を置き、施政事務を監督統轄す、十二年(明治四十年)ヘン)密使事件により更に日韓協約を締結し、日本人をして行政官たらしめ、政事上の全權を握るに至れり(朝鮮史、朝鮮近世史、韓國誌、朝日新聞) ○李氏世系

テウセ

ざるものありき、會々仲哀天皇二年熊襲復叛す、天皇即ち神功皇后と共に矛穴門(長門)に幸し、八月筑紫に入り熊襲を討つ、時に皇后はまづ新羅を征して後、熊襲に及ばんと建議し給ひし、天皇聽かず、九年二月遂に陣中に崩す、皇后喪を聽し、武内宿禰と謀り、鴨別を留めて、熊襲に當らしめ、自ら男装して新羅を征せらる、皇后既に權日宮を設け、同四月肥前松浦に赴き、十月對馬上郡郡和津より舟師を率へ、順風に乗じて新羅に至る、新羅王波沙羅薩麻利戰して利あらず、遂に出で、軍門に降り、爾來附庸國として永く入貢せん事を誓ひ、徵叱己知波珍千枝を出して質と爲す、爾來皇后即ち國王を宥して國部と爲し、重寶府庫を封じ國籍文書を收め、大矢田宿禰を留めて新羅を鎮守せしめ、凱旋し給へり、是に於て新羅始めて我國の屬國となる、而して紀には此時新羅高麗百濟共に降附すと爲し、記には新羅百濟の二國降りたるを記したれども、百濟の服屬せしは、皇后攝政の時にして、高麗は又其後とのに係る、されば此時征服したるは新羅一國のみなり、按ずるに、皇后征韓の事韓史に見えざるを以て之を疑ふものあり、然れども考定紀年によりて、仲哀の崩御、壬戌は、晉の襄帝隆和元年、新羅奈勿王七年に當るものとせば、韓史に、奈勿王九年夏七月、倭人舉兵、新羅(中略)倭兵大敗走、追擊殺之、盡とあるは、皇后親征の役にして、勝敗を顛倒したるは、訛傳か曲筆なるべく、なほ奈勿王四十七年の韓

テウセンセイバツ

朝鮮征伐 我國に於て朝鮮を征したるは前後二回あり、前なるは神功皇后の時にして、後なるは豐臣秀吉の時に係る、(一)神功皇后の征韓、熊襲は九州に於ける一種族にて、悍悍比なく、反服常なきのみならず、對岸の朝鮮に援を有せるを以て、其勢力頗る侮るべから



テウセ

新羅道、李斯歌、實子儀ことあれば、彼が恭順の意を表したりしは明なり、蓋し奈勿王の時に當れりと爲す、と宜しきを得たるものならん、(書紀、古事記、大日本通史)

テウセ

明に求む、既して行長等幽津に至り、更に大同江を渡り平壤城を陥る、や、國王義州に逼る、時に清正また成鏡道に入り、永興府に至りて三王子逸散の方向を

テウセ

かしむ、清正等反對せりと雖も、行長は備前と龍山に會して和を定め、五月自ら名護屋に到りて秀吉に請ふ、秀吉之を許す、(約は)明主の女を朝廷に納る

テウタ

正は水師の道城を修せんが爲め西浦浦に赴き、機謀に電し、部將加藤安政これに留守たり、幾干もなくして淺野幸長、太田一吉等亦來り會す、明軍攻撃する

テウチ

調帳 王朝時代四度公文の一、調帳物の現物を記したる帳簿を云ふ、調帳帳とも云ふ、調帳の品物と共に官に送る、近頃は十月、中國

テウツ

に打ちたる折釘をいふ、烏帽子掛とも稱す、烏帽子を懸けおく爲めの用なり、頂頭掛は烏帽子の緒にして、烏帽子を脱して休息の時、其緒は烏帽子に結び

テウツ

手水間 大内嘉清遺殿の西庇朝前間の北に在り、廣一間四方、天皇の御帳を遮

テウタ

朝堂院 天皇の朝に臨み、及び即位、百官庶政を行ひ、諸司告朔の所なり、一に中庭、八省院、八省、大極殿院とも稱す、開闢大

テウチ

頂頭掛 烏帽子の上より引きかけて頭に結び付くる緒をいふ、調帳帳系、馬の尾、紫革、赤革にて作る、糸は青白赤等を五分並に

テウツ

手水間 大内嘉清遺殿の西庇朝前間の北に在り、廣一間四方、天皇の御帳を遮むる所、東は障壁の上の局に、西は四童子に據し、北

テウツ

手水間 大内嘉清遺殿の西庇朝前間の北に在り、廣一間四方、天皇の御帳を遮



テウブ

テウブ 調度掛 (一) 鎌倉室町兩時代  
武家の所役、主君の弓矢を持して供する人を云ふ、武  
勇の輩を指す、武士の尤も面目とする役なり、調  
度のかげには、服を預けて弓を左に持つなり、馬上に  
ては弓のうらばす、馬の耳二ツの間へなして持つ、  
歩行の時ば弓の外竹を左肩にかたけて持つ、裝束は、  
直垂兼袴持衣、時の定による、青表鏡建保六年將軍實  
朝任大將軍の條に、調度掛 人と見え、太平記中  
源朝會の條に、佐々木備前守五郎左衛門尉高久二重  
針衣にて御調度の役に候云々と見えたり(二)江戸時  
代弓矢を立て置く道具を云ふ、貞丈雜記)

テウブ 調度掛 (一) 鎌倉室町兩時代  
武家の所役、主君の弓矢を持して供する人を云ふ、武  
勇の輩を指す、武士の尤も面目とする役なり、調  
度のかげには、服を預けて弓を左に持つなり、馬上に  
ては弓のうらばす、馬の耳二ツの間へなして持つ、  
歩行の時ば弓の外竹を左肩にかたけて持つ、裝束は、  
直垂兼袴持衣、時の定による、青表鏡建保六年將軍實  
朝任大將軍の條に、調度掛 人と見え、太平記中  
源朝會の條に、佐々木備前守五郎左衛門尉高久二重  
針衣にて御調度の役に候云々と見えたり(二)江戸時  
代弓矢を立て置く道具を云ふ、貞丈雜記)

テウビ 朝服 男子にては朝廷の公事に、女  
子にては四孟に着用する服装をいふ、衣服(イワク)  
服制(フクセイ)參看(令義解)なほ其制は、歴世服飾  
考に載する所の表に詳かなるが故に、説明を省きて  
之を左に掲ぐ、

Table with columns for rank (諸臣八位, 諸臣七位, etc.) and clothing items (頭巾, 袴, etc.)

テウブ

テウブ

テウブ

テウブ 調度掛 (一) 鎌倉室町兩時代  
武家の所役、主君の弓矢を持して供する人を云ふ、武  
勇の輩を指す、武士の尤も面目とする役なり、調  
度のかげには、服を預けて弓を左に持つなり、馬上に  
ては弓のうらばす、馬の耳二ツの間へなして持つ、  
歩行の時ば弓の外竹を左肩にかたけて持つ、裝束は、  
直垂兼袴持衣、時の定による、青表鏡建保六年將軍實  
朝任大將軍の條に、調度掛 人と見え、太平記中  
源朝會の條に、佐々木備前守五郎左衛門尉高久二重  
針衣にて御調度の役に候云々と見えたり(二)江戸時  
代弓矢を立て置く道具を云ふ、貞丈雜記)

テウブ 朝服 男子にては朝廷の公事に、女  
子にては四孟に着用する服装をいふ、衣服(イワク)  
服制(フクセイ)參看(令義解)なほ其制は、歴世服飾  
考に載する所の表に詳かなるが故に、説明を省きて  
之を左に掲ぐ、

テウブ 朝服 男子にては朝廷の公事に、女  
子にては四孟に着用する服装をいふ、衣服(イワク)  
服制(フクセイ)參看(令義解)なほ其制は、歴世服飾  
考に載する所の表に詳かなるが故に、説明を省きて  
之を左に掲ぐ、

Table with columns for rank (内親王, 皇女, etc.) and clothing items (衣, 袴, etc.)

テウブ 朝服 男子にては朝廷の公事に、女  
子にては四孟に着用する服装をいふ、衣服(イワク)  
服制(フクセイ)參看(令義解)なほ其制は、歴世服飾  
考に載する所の表に詳かなるが故に、説明を省きて  
之を左に掲ぐ、

テウブ 朝服 男子にては朝廷の公事に、女  
子にては四孟に着用する服装をいふ、衣服(イワク)  
服制(フクセイ)參看(令義解)なほ其制は、歴世服飾  
考に載する所の表に詳かなるが故に、説明を省きて  
之を左に掲ぐ、

テシノ

云々、保元二年三月十七日の宣旨に、一應、同令、國司、停止、同社、寺院、宮社、諸家、本免、外加、納、田、庄、民、延、行、事、右、件、莊園、等、或、載、官、符、或、爲、勅、免、地、四、至、坪、付、券、契、分明、而、世、及、三、歲、季、人、好、食、養、號、加、納、稱、三、出、作、本、免、外、押、額、公、田、噴、滅、率、法、對、押、官、物、賣、食、之、漸、損、民、之、基、也、と見えたり、江戸時代には、自村を去り、他村に出で、耕作するをいひ、他村にては之を入作と稱したりき(地方凡例録)

テシノツカサ

勅旨省 關西國評かならずと雖も、延暦元年四月本省を廢する時の詔に、履歷足用の文あれば、臨時の勅旨により履歷を作ししものなるべし(關西國評始め詳かならず、履歷淨仁天皇天平寶字八年十月の條に「式部大輔勅旨員外大輔授刀中將從四位下栗田朝臣道廣爲兼國權守」とあるを以て、史書に見えたる始めとす、蓋し天平寶字二年八月官職を改稱せし時に、勅旨省見えざれば、二年以後八年以前に置けるものならん、公卿補任寶龜四年には、中納言藤原廣成勅旨卿たりしと見え、其他少輔大允等の補せられしこと履歷に多く見えたり、假使天皇延暦元年四月廢す(續紀、大内裏廢考、古事類苑官位部)

テシマノコホリ

豊島郡 關西國津浦關國邊國之際之を置く關西國日本豐美記手島に作り、延喜式以後豊島に作る、和名抄に兼上、兼下、兼家、豊島、餘戶、桑津、大明等の郷あり、明治廿九年能勢郡と合して豐能郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

テタイ

手代 江戸幕府の小吏にて、頭の下につき職務を取扱ふ者なり、常中大概順に見えたる手代は、作事方(三十歳三人扶持)、小普請方(同上)、村木方(同上)、林方(同上)、番書(同上)漆奉行

テテノ

(廿後二人扶持)豊方同と、關所物奉行(同上)、後草御藏(金十兩三人扶持)、二條御藏(同上)、大原御藏(現米十石三人扶持)等の諸手代あり、尙ほ郡代代官にもあり、コゲンタイを見よ(商家の手代といふものも江戸時代より起りたり)

テタノコホリ

舊多郡 關西國備中國關西國三代實良親王八年十月備中國舊多と見ゆ、按ずるに、天武天皇の朝、吉備國を分て、備中國を建て國郡の制定するに及て九郡あり、蓋し此郡も亦其一なるべし(關西國延喜式又舊多に作る、和名抄に石壁、新見、神代、野鹿、領部、大飯等の郷あり、古關西田に作り、寛知果、元孫、又舊多に改む、以後之に仍る、郡名考「テタ」と稱し、地誌提要古に復して「テタ」と稱す、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

テテヤウ

手鎖(手錠) (一)江戸時代屏人の兩手に施す刑具、王朝時代における手鎖に相當して手を禁する具なり、鐵製にして圓形を爲す(左右へ開く様に爲したり)之を以て兩手を禁し錠を付す、錠はつぎ錠なり、(テカシ)參看(二)江戸時代庶人



此錠はつぎ錠なり (テカシ)參看(二)江戸時代庶人

テツカ

の關刑、此具を施すより起りたる名にして、庶人に限られたり、神の輕重によりて、日數に三十日、五十日、百日の差あり、百日處刑の者は隔日に其封を換し、五十日以下は五日毎に之を換す、なほ六十日手錠に處したるものあれば、特別にして常規に非らず、而して此刑は附加刑として稱するあり、なほ檢別として、吟味中手鎖と惡意手鎖との別あり、吟味中手鎖は、檢判中手鎖を施すものにして、惡意手鎖は、過料の刑に處せられし者、管黨にして其德を出ずことを得ざる時、此刑に處せらるるをいふまた濶に於て處刑するあり、囚人に限る、獄人宿において處刑するあり、大抵訴訟の爲め出府し、宿預となりたる者の、受理し難き訴を爲したる時、徑ちに其宿預に曉きて、之を施すなり、また單に此刑に處して、宿預或は町預となすあり、或は私宅において處刑するあり、これは大抵惡意手鎖なり(牢獄總論、錦仕置類例集、古事類苑法律部)

テツカヒ

手結(手番) 關西國射射(カシヤ)參看)又は射禮(ツヤライ)參看)射射(ノリエミ)參看)の前に行ふ演習をいふ、射手を分ちて前後左右とし相争はしむるを以て名づく、手は射手、結は番手の義なり、射射馬の時に付ふものに、先手番、眞手番の二種あり、先は馬、眞は細密なるをいふ、即ち演習の馬を以て名づくるなり、射禮の時に行ふは先手番といふ(關西國射射)射射の手結は、最初左右近衛左右兵衛の四府にて行ひしが、村上天皇以後は、左右近衛府のみ、各々其馬場にて行ふこととなりたり、其儀、五月三日先づ左右近衛府の先手結、四日に右近衛府の先手結あり、次で五日に左右近衛府の眞手結、六日に右近衛府の眞手結あり、五日六日には既に武德殿にて恒例の騎射式ありと雖、

テツキ

テツキ

なほ兩麻の手結を行ふなり、射手は舍人にして左右前後に分れて射射す、而して眞手結の日を稱して日を射の日といふ、日を射の義詳かならず、また此等の用途は、大將達て之を辨するの例なり、此行事は、騎射の式廢絶したる後、なほ久しく行はれたるなり、(一)射禮の手結は、式日の前二日、即ち正月十五日に、兵部手結として、兵部省にて、親王以下五位以上諸人を監定し、就中能幹者二十人を撰擧して、本省南門の射場にて之を行ひ、六衛府の射手(舍人なり)は各々其本府にて監定し、其處にて之を行ふ、(二)騎射の手結は、左近衛府は正月九日先手結、十一日眞手結、右近衛府は十一日先手結、十三日眞手結を行ふ、但し正月が加賀月に當る時は、三月に日を替ひて之を行ひたり(羽林要抄抄、小右記、古事類苑武技部)

テツキ

手附 郡代(ゲンダイ)を見よ、テツキヤ 手突矢 弓にはけりす、手に持ちて投げつきに突く矢を云ふ、總て普通の矢の如くに作り、後世の手懸劍と云ふ物の如く、手に持ちて投げつきにする故に名づく(貞丈雜記)

テツセン

鐵扇 鐵骨を鐵にて作りたる扇を云ふ、軍陣に用ふ、即ち軍扇なり、委しくは「ゲンセ」の條を見よ、

テツタフ

鐵塔 塔を見よ、テツパウ 鐵砲 關西國種子島、德島、島嶼、島嶼等の別名あり(關西國評並に各所所は種子島の條に載めれば就きて見るべし、蓋し當時の鐵砲は管先き込にして大砲を附したり、穴鑿には竹火繩、木繩、水繩等あれども、雨天の際には火を點するを得ざれば、之を使用すると能はず、頗る緩慢のものなりしが、幕末に及びて、新式の洋銃を用ふることになり、製

テツキ

テツキ

作一變せり(關西國評)鐵砲の始めて我邦に傳はり並に製作せられし事は種子島の地を始めとす、因てまた鐵砲を種子島と稱す(「メネガシマ」參看)後ち豐後の大友氏にも外國より傳來するありて、其効弓矢に勝るも遠きが故に、忽ち天下に流布し、元龜天正の際武將等皆之を戰陣に用ひたり、殊に長藝の如きは、織田徳川の兩家に三子餘挺を有したりといへり、之を以て諸將等は、足輕又は同心を以て銃隊を編し、鐵砲足輕、鐵砲同心と名づけ、また其精令官を置き、鐵砲頭、鐵砲奉行、鐵砲大將など、稱したり、(テツキヤウガシラ)參看)而して織田豊臣の兩氏殊に此隊を重んじ、高嶽の士を以て之に補したりしに、當時なほ幾年の奮闘により、なほ弓矢を重んじ、陣中の名譽を重んずる士は、之を捨するを潔しとせざりき、されど淺野幸長、徳川忠吉等は積富一歩に就きて之を學び、また朝鮮には、天正十八年家義智始めて之を傳へたるより、鐵砲を用ふるに至れると蓋し鐵に見ゆ、なほ朝鮮前後の役には、諸將等多く鐵砲を用ひ、淺野幸長の如きは、唐山の戰後、父長政に渡れる番宿中に「何の道具も不入申候間、鐵砲少し多く候條に、候三印付可被下候」と認めたるを見て、其必要を感せられしを知るべし、江戸時代には世太平に屬すると共に、海外との交通絶えれば、鐵砲また發達の道を失ひ、只舊態を堅守するに留れり、而して幕府には、鐵砲百人組頭、鐵砲玉藥奉行、先手鐵砲頭、鐵砲方等の職ありて、鐵砲に關する一切の事、並に銃隊の事を管したり、各條を參照すべし、既にして幕府の末途に際し、外警漸く緊き及び高島秋帆、江川英徳、佐久間象山、島津齊彬等(各條參看)率先して兵器の改良を唱へ、或は書によりて研究し、或は外國製の銃を購求し、遂に之を模倣して、

テツバ

テツバ

製造するに至り、火繩銃また行はれざるに至れり、されば幕府にもまた之を製造し、或は外國に注文し、鐵砲其改良を圖れるを以て、鐵砲の製全く一變す、維新の後、軍隊には暫く洋式の者を用ひしが、後ち村田銃の發明となり、更に之に改良を加へ、今日に至れり(關西國評)江戸時代には、庶人が銃器を携帯するは嚴禁する所にして、其はじめられりては、鐵砲は役人、鐵砲頭の外は、旗下の士と雖も、浸りに郊外に於て發砲するを許さざりき、又江戸の郊外に關所に在りては、諸侯もしくは士人と雖も、公用に由らずして、之を携ふる時は、通行券を要したり、而して鐵砲改役ありて毎年の之を檢閱し、商人の買賣する者を商賣鐵砲、職官の職務に用ふるものを職官鐵砲、職に備ふるものを用心鐵砲、職官が職に用ふるものを職官鐵砲と稱し、並に庶人の特に使用する事を許したり、大砲(イ、ウ、ウ)砲術(ハ、リ、ウ、ウ)參看)備長記、安齋雜筆、貞丈雜記、本朝軍器考、武家名目録、淺野文書、古事類苑武技部)

テツパウアラタ

鐵砲改 關西國江戶幕府の職名、關東八州の民間に在る鐵砲を檢する事を掌る (關西國評)貞享四年十二月、大目付河野越定、作事奉行加藤泰茂の二人はじめて之を改れ(明眞帶録には、寛文年中大目付大岡忠房始めて鐵砲とあれど詳かならず、今更微に従ふ)爾來大目付作事奉行より一人づつ、兼帯せしが、後ち作事奉行を停めて、小普請奉行より兼れ、享保四年正月大目付内藤正時之を兼ぬるに及び、更に小普請奉行をも停め、大目付のみを加役となりたり(貞丈雜記、徳川實紀)

テツパウカシラ

鐵砲頭 關西國武家の職名、鐵砲組の隊長なり、鐵砲頭、鐵砲奉行といへり(關西國評)元龜天正の頃より其名諸書に見ゆ、大

テツバ

小名等の武將此職をおきたり、織田豊臣の兩氏にては、大に此職を重んじ、職高き者を任ずる時に足輕を附屬するとなし、殊に豊臣氏は多く大旗の者を以て補したりしが、諸家にては必ず足輕を附屬せるが如し、足輕職頭といひし事あり、(武家名目抄)江戶幕府にては先手職頭と稱す、(サキテガシラ)を見よ、

テツバウカケ

鐵砲方 關西江戶幕府の職名、鐵砲及び銃砲の事を掌る、御鐵砲御用衆とも云ふ、若年寄の支配、關西關詰にして、役料は世継の外三百俵を給す(井上氏ははじめ二百俵なりしが、天和二年以後三百俵となる)、之に該職せるものに、與方、鐵砲方一人に五人づゝあり、現米六十石高とす、同心、二十人づゝあり、三十俵三人扶持を給す、別に屬同心あり、始めは御召鐵砲同心とも稱し、専ら將軍使用の鐵砲を磨き、人數も僅少なりしが、後には鐵砲の鐵砲を磨くも、なりしと見え、人數も十餘人ありて二十俵二人扶持を給せらる、此外また鐵砲六人、鐵砲師五人あり、關西關詰、元和年間始めて之をおき、寛文六年以後は田付、井上兩氏の世襲となりしが、慶應六年十二月之を關西○田付氏は世襲八百石、井上氏は九百石なりき(明良尊錄、吏職、關西實錄、古事類苑官位部)

テツバウタマクスリフギヤウ

鐵砲玉藥奉行 關西江戶幕府の職名、鐵砲玉藥に關する事を掌る、留守居の支配、燒火關詰にして、役料二人扶持なり、元(組頭二人、同心三十四人之に據り、關西關詰、合議院殿御寶紀、元和九年六月廿四日の條に、鐵砲玉藥奉行夏目長右衛門信次の名見え、東武實錄、寛永三年五月廿七日の條に、玉藥奉行の名目見え、早くとり記きたるものなるべし、(吏職)を見よ、

テツバ

は寛永九年十一月五日始めて之を置く由見え、たれども、管中日記並に御寶紀を檢するに、鐵砲職込役とあり、此役の詳かならざれども、天和三年六月三日停廢せると、常憲院殿御寶紀に在り、別のものなるべし、もと定員なかりしが、享保九年九月以來二人に定まる(明良尊錄、吏職、徳川實紀)

テツバウタタンスフギヤウ

鐵砲管筒奉行 關西江戶幕府の職名、鐵砲管筒を製造して、鐵砲の出納を爲し、且つ管筒の製造を檢査する事を掌る、留守居の支配、燒火關詰にして、役料十人扶持なり、同心三十人(安政武蔵には四十人あり)之に該職す、十五人づゝ二組に分ち、關西關詰と大軍管奉行、小軍管奉行の二職ありしを、後ち合して此職をおきたり、されど其年代詳かならず、元禄十一年の武蔵には大小軍管奉行とあり、正徳六年の武蔵には鐵砲管筒奉行とあり、元禄正徳の間に於て改正せられしなるべし、(吏職)別錄には、高治三年十二月廿五日改めて六員をおくとあれど確ならず、然るに延寶三年の江戶鑑には本職の名なくして、別に鐵砲先手軍管奉行、弓矢軍管奉行の名見え、天保二年の武蔵には更に鐵砲管筒奉行とあり、其間變遷し更に復舊したるものならん、(正倉院所藏)見よ、

テツバウハジメ

鐵砲始 關西武家年中行事の一、鐵砲始めて鐵砲を試みる儀式をいふ、關西關詰、清正記に、清正が正月二日に櫻馬場にて、鐵砲始を行ひしとあるを初見とす、江戶幕府

テツバ

にても、元和四年正月七日、六年正月五日に鐵砲始ありしと江城年錄に見え、また寛永四年正月七日に西丸鐵砲始ありし事、江城年錄、徳川實紀に見え、たれば、其頃には行ひしものなるべし、中世以後は全く散見する處なし、蓋し中絶したるならん、然れども他の武家にては、正月二日に此事を行ひしと、諸國年中行事大成正月二日の條に「武家は弓馬鐵砲鐵砲の類、各々之を試むとあるにて明かなり、

テツバウヒヤクニングミ

鐵砲百人組 關西江戶幕府の職名、江戶城大手内三ノ門を守衛し、將軍上野芝の兩山へ廟參の時、上野は文殊權、芝は山門前を警衛す、各組に同心百人づゝあるを以て名づく、關西關詰、根來組、伊賀組、廿五騎組の四組ありて、甲賀、根來、伊賀の三組に兵力二十騎、廿五騎組は廿五騎、因て廿五騎組と名づくあり、一組にまた同心百人づゝ、該職し、各々組頭一人をおきて之を統へ、若年寄の支配たり、組頭は初め役料を給したりしが、(寛文五年は七百俵、元禄五年は三千石以下五百俵)後之を廢し三千石高と定む、與方は役高八十石、同心は役料三十俵、二人扶持とす、根來組は三十俵三人扶持、關西關詰、徳川氏の初年に創設する所にして、甲賀組は、近江國甲賀郡の土民の、徳川氏に降附せるものを一隊とし、根來組は伊賀國の住人の徳川氏に降附せるものを一隊とせるものに係る、而して廿五騎組は後に新設せる一隊にして、之を新組といひ、組頭はもと大名の任なりしが、寛永頃よりして旗本の職となる(御役人代々記、職掌錄、古事類苑官位部)

テツバウフギヤウ

鐵砲奉行 鐵砲頭(テツバウカシラ)を見よ、

テナガ

テナ

テナガ 手長 慶應の時、諸部の手傳人を云ふ(儀禮)大禮禮に、二、禮を出すに手長の衆一同に二人宛有之よし、これは座敷より見えぬ所迄参りたり、一、同手長と云ふは、諸部の方より受取、逆ひの方へ渡す手長と云ふなりとあり、即ち今云ふ諸部の取次人なり、

テナノクニ

出羽國 「イデハノクニ」を見よ、

テナノコホリ

出羽郡 「イデハノコホリ」を見よ、

テナノジンジャ

出羽神社 「イデハノコホリ」を見よ、

テナ

内外の官人主典以上、事に據て諸司に申渡すの文書を云ふ、應は書通する意、書式は令義解に見ゆ、

テナ

應云々諸條

テナ

右の中三位以上は名を省くを例とす、後には又上より下に令するにも藤を用ふことあり、既に奈良朝よりは、藤と藤との様式を合併したるものを藤と云ひ、藤の代りとして用ひられたり、共に左に一例を示す、

東大寺一切經司所

請一切經目錄事

在、於、彼、寺、經、律、論、並、章、疏、傳、等、之、目、録、是、也、右、被、今、月、六、日、内、宣、一、件、經、律、論、目、録、時、令、請、者、今、依、宣、旨、兼、發、子、上、君、藤、島、亮、使、令、奉、請、具、狀、故、藤、

天平寶字六年六月七日 法師 道鏡

テナガ

テナ

テナ

は寛永九年十一月五日始めて之を置く由見え、たれども、管中日記並に御寶紀を檢するに、鐵砲職込役とあり、此役の詳かならざれども、天和三年六月三日停廢せると、常憲院殿御寶紀に在り、別のものなるべし、もと定員なかりしが、享保九年九月以來二人に定まる(明良尊錄、吏職、徳川實紀)

テナ

鐵砲の出納を爲し、且つ管筒の製造を檢査する事を掌る、留守居の支配、燒火關詰にして、役料十人扶持なり、同心三十人(安政武蔵には四十人あり)之に該職す、十五人づゝ二組に分ち、關西關詰と大軍管奉行、小軍管奉行の二職ありしを、後ち合して此職をおきたり、されど其年代詳かならず、元禄十一年の武蔵には大小軍管奉行とあり、正徳六年の武蔵には鐵砲管筒奉行とあり、元禄正徳の間に於て改正せられしなるべし、(吏職)別錄には、高治三年十二月廿五日改めて六員をおくとあれど確ならず、然るに延寶三年の江戶鑑には本職の名なくして、別に鐵砲先手軍管奉行、弓矢軍管奉行の名見え、天保二年の武蔵には更に鐵砲管筒奉行とあり、其間變遷し更に復舊したるものならん、(正倉院所藏)見よ、

テナ

鐵砲始 關西武家年中行事の一、鐵砲始めて鐵砲を試みる儀式をいふ、關西關詰、清正記に、清正が正月二日に櫻馬場にて、鐵砲始を行ひしとあるを初見とす、江戶幕府

テナ

にても、元和四年正月七日、六年正月五日に鐵砲始ありしと江城年錄に見え、また寛永四年正月七日に西丸鐵砲始ありし事、江城年錄、徳川實紀に見え、たれば、其頃には行ひしものなるべし、中世以後は全く散見する處なし、蓋し中絶したるならん、然れども他の武家にては、正月二日に此事を行ひしと、諸國年中行事大成正月二日の條に「武家は弓馬鐵砲鐵砲の類、各々之を試むとあるにて明かなり、

テナ

鐵砲の出納を爲し、且つ管筒の製造を檢査する事を掌る、留守居の支配、燒火關詰にして、役料十人扶持なり、同心三十人(安政武蔵には四十人あり)之に該職す、十五人づゝ二組に分ち、關西關詰と大軍管奉行、小軍管奉行の二職ありしを、後ち合して此職をおきたり、されど其年代詳かならず、元禄十一年の武蔵には大小軍管奉行とあり、正徳六年の武蔵には鐵砲管筒奉行とあり、元禄正徳の間に於て改正せられしなるべし、(吏職)別錄には、高治三年十二月廿五日改めて六員をおくとあれど確ならず、然るに延寶三年の江戶鑑には本職の名なくして、別に鐵砲先手軍管奉行、弓矢軍管奉行の名見え、天保二年の武蔵には更に鐵砲管筒奉行とあり、其間變遷し更に復舊したるものならん、(正倉院所藏)見よ、

テナ

鐵砲頭(テツバウカシラ)を見よ、

テナ

テナ

(加筆) 列行 今奉請東大寺一切經目錄卷 上羽條(胡蝶兩羽をあげたる形)は平氏累代の家紋に用ひ、從てその末流なる織田、津田、關氏等之用ふ、その他土御門、長谷、安野、藤澤、藤木の池田、丹波の谷の諸氏も家紋と爲す、(丸)に上羽條(胡蝶の中に上羽條をふがきたるもの)は因幡鳥取の池田氏之家紋と爲す、因て因幡、鳥取とも稱す、その他四洞院、平松、石井、梶野、小松、石見濱田の松平氏等之家紋に用ふ、(三羽)の蝶向ひ合せ、三角形にふがきたるものは備前、備後、及びその一族用ふ、因てこの名あり、(一羽)の蝶兩翼を伸して圓形を爲せるものは備前、備後、備前、備後、及びその一族用ひ、(二羽)の蝶、兩翼を張りて左右より相對したる形をふがきたるもの)は、伊勢氏及び北條の一族用ふ、是れ平氏累代の家紋に此紋を用ひ

テナ

大政官職 東大寺 傳燈住位僧綱果 右大臣正三位源朝臣實直、件僧綱果宜補知事、僧長維統滿之啓者、寺宜承知、依、宣、行、之、藤、到、准、狀、故、藤、

テナ

正五位下守中辨判少納言藤原朝臣 以七月廿日白堂已畢 即日償納法 (正倉院所藏)

テナ

正六位上行左少史伴連貞宗 以七月廿日白堂已畢 即日償納法 (正倉院所藏)

テナ

正五位下守中辨判少納言藤原朝臣 以七月廿日白堂已畢 即日償納法 (正倉院所藏)

テナ

正六位上行左少史伴連貞宗 以七月廿日白堂已畢 即日償納法 (正倉院所藏)

テナ

テナ

テナ

テナ

テンカ

と、なり(景徳傳燈、源林義等)

天永 天仁三年七月十三日、天變に因て改元す、三年を経て永久と改む

天延 圓融天皇御宇の年號、天延四年十二月二十日、天皇地帳に因て改元す、三年を経て貞元と改元す

天應 聖德太子天皇御宇の年號、聖德太子二年正月一日新羅に因て改元す、一年を経て、桓武天皇延暦と改元す

天曆 聖德太子天皇御宇の年號、聖德太子二年正月一日新羅に因て改元す

天海 名僧俗性は三浦、蘆名氏の支族なり、初名剛風、後天海と改む、南光坊と諱す、慶安元年四月勅して慈眼大師の號を賜ふ

天宮 名僧俗性は三浦、蘆名氏の支族なり、初名剛風、後天海と改む

テンカ

天壽 天壽元年正月十一日、天壽地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む



(押花海天)

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

テンカ

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

テンカ

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

テンカ

天保 天保元年正月十一日、天保地帳に因て改元す、五年を経て慶長と改む

テングーテンゲ

等は積弊の爲めに軍の自由を失ひ、且積弊きたるのみならず、四圍皆諸藩の爲めに進を扼せられて進退に谷まり、遂に越前新保宿に於て加賀藩の軍門に降る、同勢總べて八百廿三人なり、...

テングウイシ

傳教大師 最澄(サイチヨウ)を見よ、

テングウノラン

天慶亂 關西平將門は桓武天皇の皇子高原親王の支孫にして、鎮守府將軍長持の子なり、下總國豐田相馬の兩郡に住し、相馬小二郎と稱す、勇悍人に過ぎ、尤も騎射に巧なり、...

テングウ

天慶 朱雀天皇御宇の年號、承平八年五月二十二日、天慶地獄に因て改元す、九年を経て村上天皇の時、天曆と改元す、

テング

經其後れて來り會せんとて、武芝の兵相成るを知らずして經基を討つ、經基大に驚き、これ則世上、武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の遺骸を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比叡を關東に下し、事實を買さしむ、將門、常陸下總武藏上野下野五國の將門を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり、...

テング

武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の遺骸を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比叡を關東に下し、事實を買さしむ、將門、常陸下總武藏上野下野五國の將門を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり、...

テング

武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の遺骸を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比叡を關東に下し、事實を買さしむ、將門、常陸下總武藏上野下野五國の將門を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり、...

テング

武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の遺骸を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比叡を關東に下し、事實を買さしむ、將門、常陸下總武藏上野下野五國の將門を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり、...

テングーテンジ

る、興世王等の餘黨等て謀に伏す、忠文遂に之を聞き軍を率ゐて京都に還る、東國既に平定せるを以て、南海の純友全く孤立し、好古の爲めに破られて大宰府に走る、好古追撃して利あらず、純友の軍支那、朝廷更に忠文を征西大將軍となし、諸軍を督して之を征せしむ、未だ至らざるに先だち、好古等奮戦して純友を破る、純友再び伊豫に逃れ、時時使遣保の爲めに請へらる、尋で獄中に死す、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

謂に、徳作天地、天祐而爲子、故稱天子とあるに、其本義を知るべし、而して公式令の義解に、凡人君者、父天母地、故曰天子と見え、支那の風を諷むるに明かなれども、また別に天神の御子といふ意味をも含めるがごとし、石原正明の年々隨筆に「わが天皇は、日の神の御後たまはまれば、天子とも天孫とも、天神とも申して、其流れ當世無窮の天子におはせば、唐國とはやうかはりて、實によりたる御稱なり」といへるは従ふべきなり、...

テング

テング 定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の茶酌の菓子、菓子と同じ、又俗に菓子と云へり、少しの食を心胸の間に貼する義なりといふ、福餅録に、今以早飯前及飯後午前午後膳前小食爲點心、廣史鄭滄爲江准留役家人備夫人

テング

テング 定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の茶酌の菓子、菓子と同じ、又俗に菓子と云へり、少しの食を心胸の間に貼する義なりといふ、福餅録に、今以早飯前及飯後午前午後膳前小食爲點心、廣史鄭滄爲江准留役家人備夫人

テング

テング 定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の茶酌の菓子、菓子と同じ、又俗に菓子と云へり、少しの食を心胸の間に貼する義なりといふ、福餅録に、今以早飯前及飯後午前午後膳前小食爲點心、廣史鄭滄爲江准留役家人備夫人

テング

テング 定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の茶酌の菓子、菓子と同じ、又俗に菓子と云へり、少しの食を心胸の間に貼する義なりといふ、福餅録に、今以早飯前及飯後午前午後膳前小食爲點心、廣史鄭滄爲江准留役家人備夫人

テング

テング 定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の茶酌の菓子、菓子と同じ、又俗に菓子と云へり、少しの食を心胸の間に貼する義なりといふ、福餅録に、今以早飯前及飯後午前午後膳前小食爲點心、廣史鄭滄爲江准留役家人備夫人

テング

テング 定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の茶酌の菓子、菓子と同じ、又俗に菓子と云へり、少しの食を心胸の間に貼する義なりといふ、福餅録に、今以早飯前及飯後午前午後膳前小食爲點心、廣史鄭滄爲江准留役家人備夫人

テング

テング 定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の茶酌の菓子、菓子と同じ、又俗に菓子と云へり、少しの食を心胸の間に貼する義なりといふ、福餅録に、今以早飯前及飯後午前午後膳前小食爲點心、廣史鄭滄爲江准留役家人備夫人

テングーテンジ

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テング

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して締結す、一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ設ケスルノ兵亦テ撤シ、...

テシヤウ

金貨の一種、天正年間に造りたるを以て此名あり...

テシヤウツウハウ 天正通寶 關西...

テシヤウノエニス井 殿上潤餅...

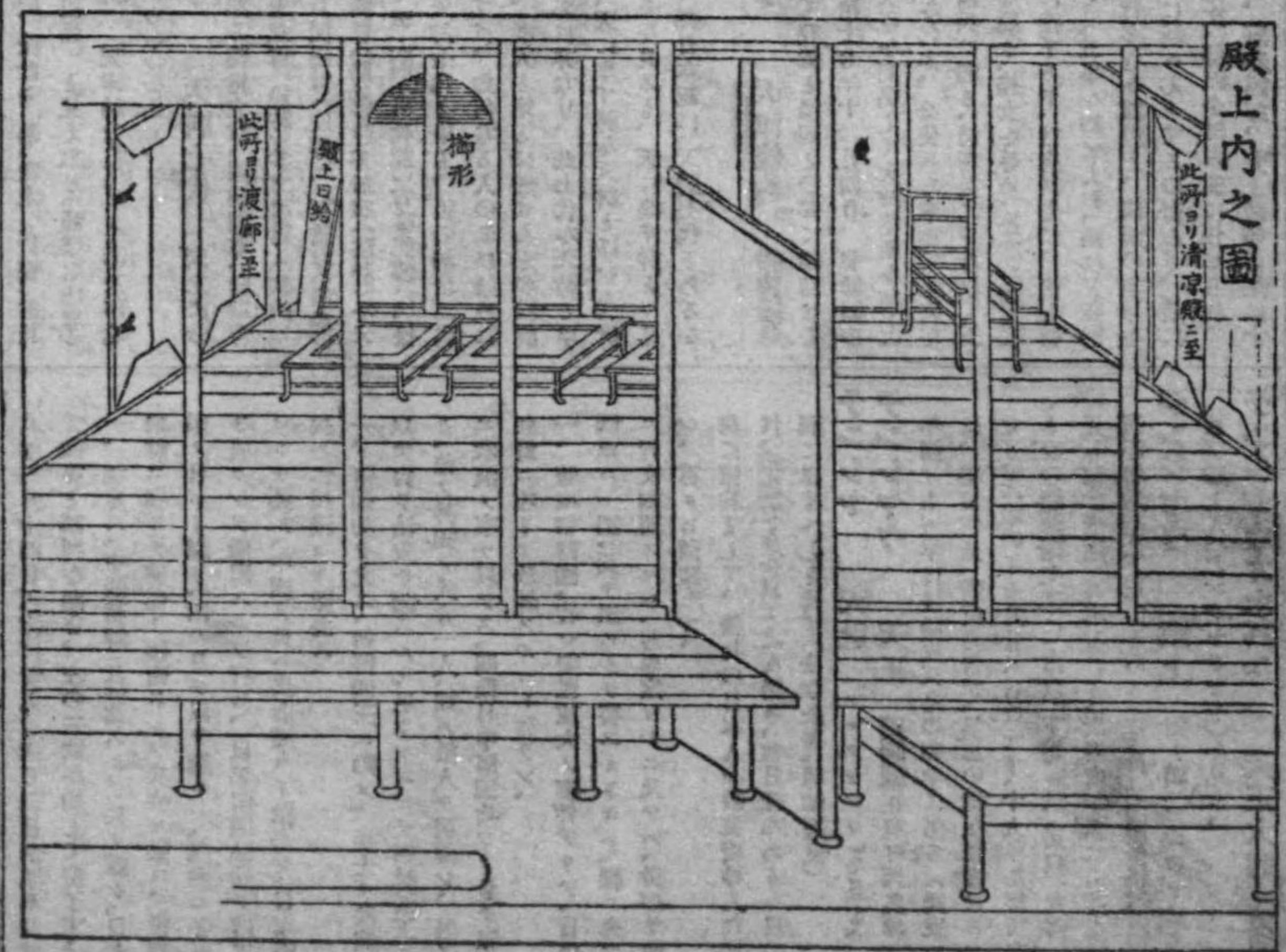
テシヤウノゼウ 殿上丞 六位藏人を...

テシヤウノノリユミ 殿上膳弓 王朝...

テシヤウ

時代朝廷に於て、臨時に殿上の侍...

殿上内之圖 此所清涼殿を...



(殿所敷圖見開圖)

をいふ、猶ほ祭部抄に、上月の邊に委長、北長押に和...

マ 殿上潤餅 殿上潤餅は...

テシヤウノゼウ 殿上丞 四位五位及び六位...

テシヤウノノリユミ 殿上膳弓 王朝...

テシヤウ

れば、親王大臣家にもありと云ふ... 殿上内之圖...

テシヤウ

テシヤウノエニス井 殿上潤餅... テシヤウノゼウ 殿上丞...

テシヤウ

テシヤウノエニス井 殿上潤餅... テシヤウノゼウ 殿上丞...

テンセ

神代田守とす、天守下番、二十一入あり、並に天守番... 石高、備大開路にして、留守居の支配たり...

テンシヨウ

天承 開國神代天皇御宇の年... 大化六年正月二十九日改元、一年を経て長承と改む...

テニス

テニス 殿司 國司社司の役名、寺殿並に... 其寺の屬せる神殿に關する一切の事を掌る...

テンセイ

結隣 菓子の一類、結にて作れる... 油餅をいふ、下は平たく、中は窪み、人腹の形に似...

テンセ

たり、朝廷御會の時等に用ふ、強は委しきことは本... 多志意の博愛業、藤貞幹の集古園巻につきて見るべ...

テンセ

田制 王制時代太古以來、陰陽... (粟、黍、豆等を種うる地、水田(稻穀を種うる地)...

テニ

テニ 田租 國司社司に課したる税、其... 收獲米の若干を納むるをいふ、又「チカラ」といふ...

テンセ

等の名ありて、各々其制あり、又田品を分ちて上、... 中、下、下の四等とし、常に田籍田圖を造らしめ、...

テンセ

と稱して、額檢に區別し、元禄以前に檢地したるを... 本田畑といひ、元禄以後享保以前に檢地したるを...

テンセキ

田籍 國司社司王制時代國郡郷土の戶... スカホミカミを見、

テンシ

去姓名口分町段を注記したるもの云ふ國司社司... 奉徳天皇大化二年八月國々の境界を觀て、或は舊し、...

テンシ

慶長三年九月、制地は其賣の如くにして租税を改め、... 一段實に七把を減す(奈良朝時代)和銅六年唐書を改...

より「室町時代」なる延徳三年に至りて、北條氏五公五民を改めて四公六民にしたることあり、此時群...

Table with columns: 年層 (Year Layer), 歩 (Step), 散 (Scatter), 米 (Rice), 租 (Rent), 米 (Rice). Rows include 大化, 大寶, 大正, etc.

Table with columns: 氏 (Name), 屋 (House), 中 (Middle), 上 (Upper), 下 (Lower), 田 (Field), 畠 (Hillside), 園 (Garden), 池 (Pond), 谷 (Valley), 山 (Mountain), 川 (River), 池 (Pond), 田 (Field), 畠 (Hillside), 園 (Garden), 池 (Pond), 谷 (Valley), 山 (Mountain).

Table with columns: 氏 (Name), 屋 (House), 中 (Middle), 上 (Upper), 下 (Lower), 田 (Field), 畠 (Hillside), 園 (Garden), 池 (Pond), 谷 (Valley), 山 (Mountain), 川 (River), 池 (Pond), 田 (Field), 畠 (Hillside), 園 (Garden), 池 (Pond), 谷 (Valley), 山 (Mountain).

房二人を院傳與とし、後高階春経原光長等又院傳與となる、何れも寵愛の近臣を以て之に補したる...

續抄、山崎記、吾妻鏡、源平盛衰記、古事類苑官位部、官舎沿革表) テンリン 天孫 瓊々岐尊より以下御代々々...

入滅の際、一宗の事務を擧げて之を義親に委附す、天長元年六月、勅して義親を第一座主となす、爾來其...



テンチテンワウ 天智天皇 天智天皇は中大兄皇子、初め高城皇子と稱す。...

御陵の由科院に葬る(大日本史、陸奥一覽) テンチマル 天地丸 江戸幕府の軍艦の名。...

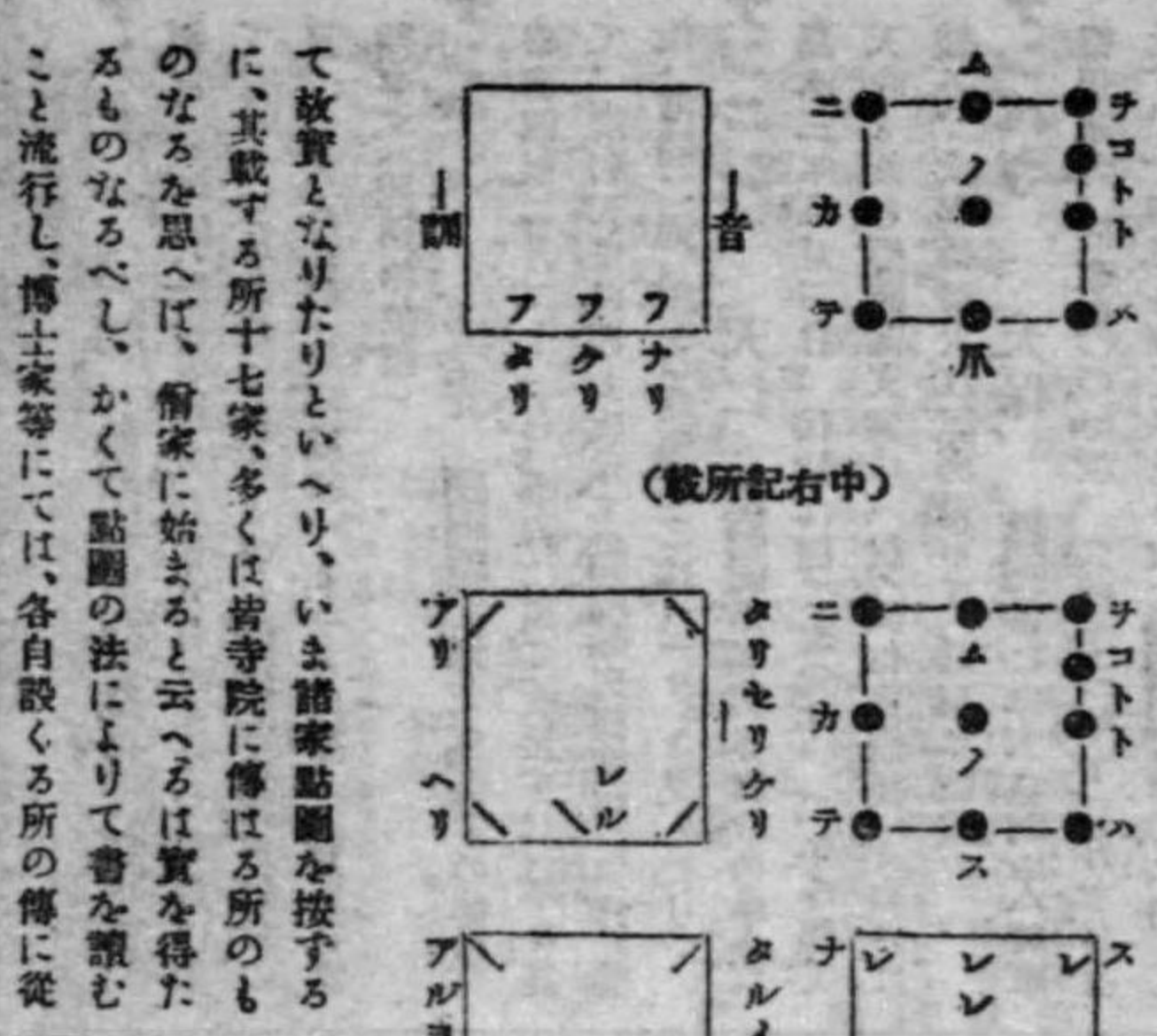
テンチヤウセツ 天長節 天長節は天智天皇の御誕辰を祝する節會を云ふ。...

テンチヤウシ 典義司 「イモノソツカ」を見よ。 テンツ 點圖 漢文を和讀する時の動詞の符號を記したる圖をいふ。...

テンチウマン 傳燈満位 僧位(ソウキ)を見よ。 テントク 天徳 村上天皇御宇の年號。...

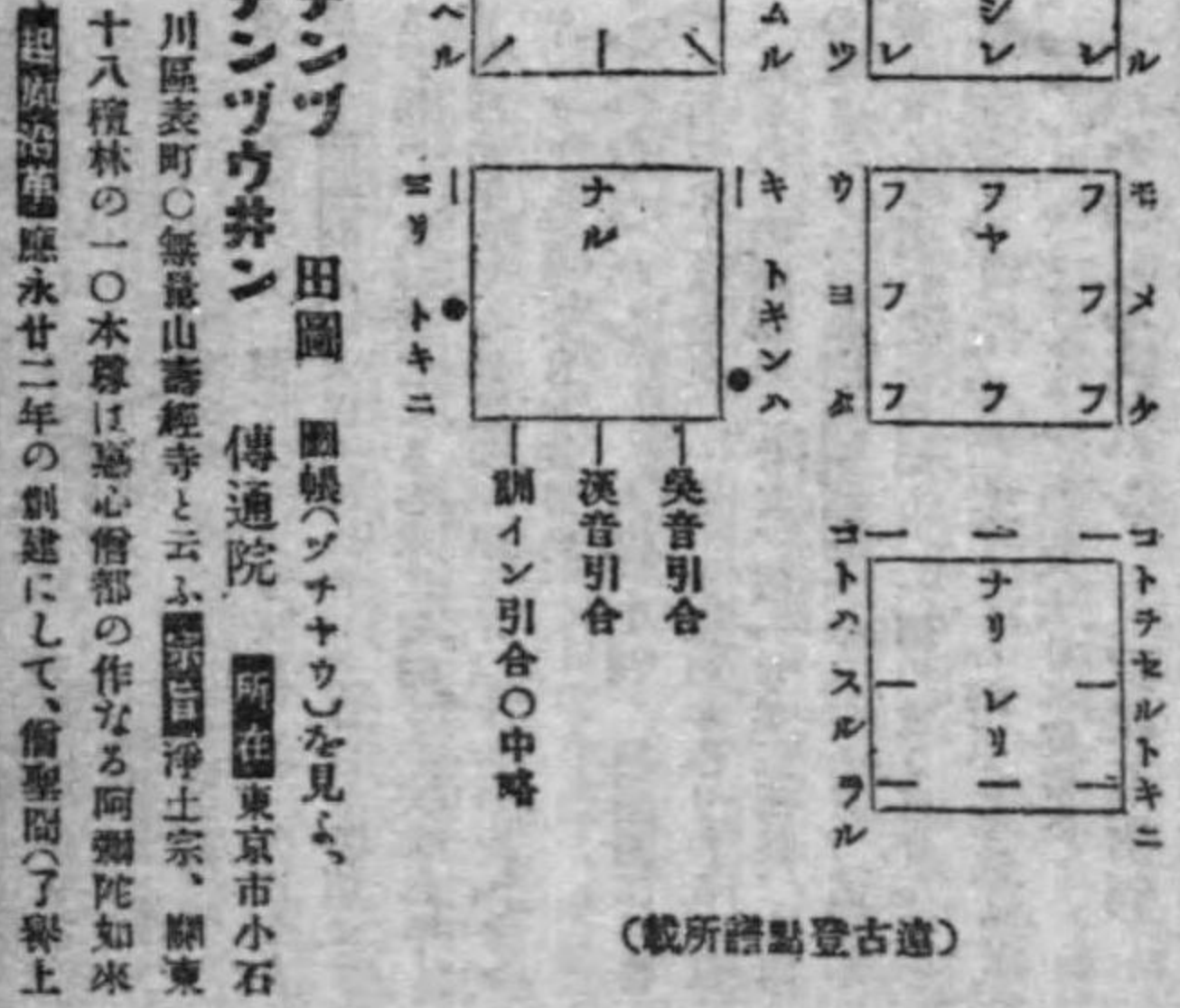
テンチウニフ 傳燈入位 僧位(ソウキ)を見よ。 テントウ 天童派 時宗の一派。...

テンチウツ 田園 田園(ツナウ)を見よ。 テンツウツ 傳通院 關東東京市小石川區表町。...



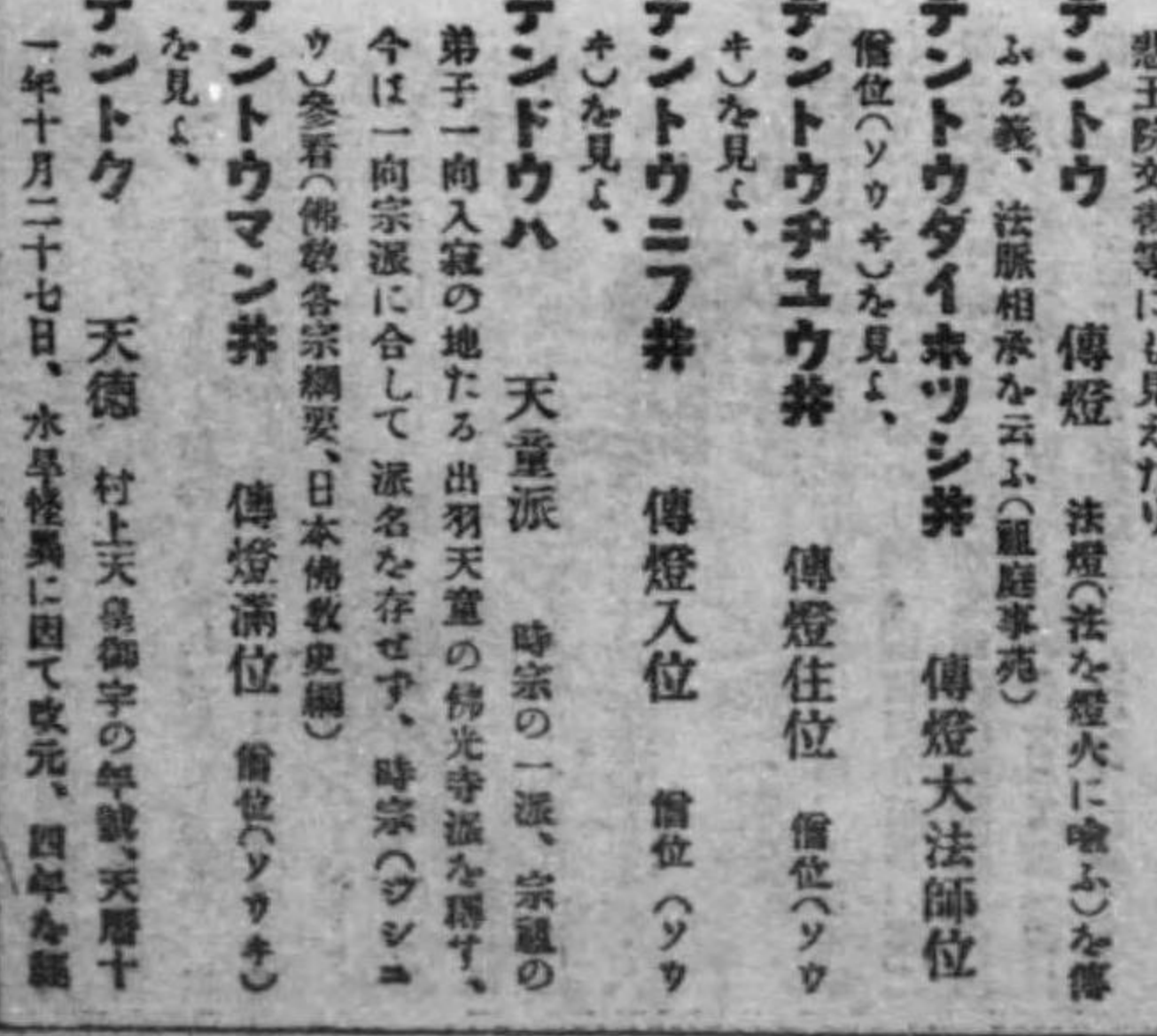
其内文字の右方に黒點を附し、ナ、コト、ト、ハ等の助辭を著したるものあり、之れをナ、コト、ト、ハと稱し、最も廣く行はれしなり。...

テンチウツ 田園 田園(ツナウ)を見よ。 テンツウツ 傳通院 關東東京市小石川區表町。...



うて人に教授し、朝廷の御書始等にもまづ侍讀より點圖を逆覽したりし事、中右記、長秋記、江次第等に見ゆ、されど其法極めて不便なりしを以て、更に二三上中等の文字を以て轉回の地位を示し、...

テンチウツ 田園 田園(ツナウ)を見よ。 テンツウツ 傳通院 關東東京市小石川區表町。...



人の開基なり、慶長七年徳川家康の母傳通院の受するや、遠航を此處に葬り改めて傳通院と稱し、新に空字を添造し、寺領三百石を寄せ(後六百石となる)候に面目を改む。...

テンナ

天和 聖元天皇御宇、將軍德川綱吉の年號、延寶九年九月廿九日改元す、辛酉に依てなり、三年を経て貞享と改む、開闢後漢書桓帝の號に、天人協和、萬邦咸寧」とあるに據る、曾原在書附申す(開闢年號譜)

テンナン

天安 文德天皇御宇の年號、齊衡四年二月二十一日、瑞祥に因りて改元す、二年を経て、清和天皇貞觀と改元す、開闢文德實錄に、瑞雲、瑞作、常陸一國、白鹿遷延之瑞云々」と見えたり

テンニン

天仁 天仁天皇御宇の年號、嘉承三年八月三日、代始に因りて改元す、二年を経て天永と改む、開闢文德に、統天仁風、瑞揚」とあるに據る、太宰權帥大江原房房申す(開闢年號譜)

テンバウ

天保 仁孝天皇御宇、天保元年、十四年を経て弘化と改む、開闢孟平に、崇天者、保天下、長天者、保其國」とあるに據る(開闢年號譜)

テンバウイチフキン

天保一分金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、開闢五五分五厘、横三分五厘、十兩の重、小判に同じ、テンメウコバンを見よ

テンバウイチフギン

天保一分銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、又古一分銀ともいふ、開闢七分五厘強、横五分強、開闢天保八年十二月、新鑄して之を行はしめ、四箇を以て金一兩に當つ、天保八年より安政元年までを鑄造の年限とす、キンギョウヲ參看(大日本貨幣史)

テンバウオホバン

天保大判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、開闢五五分五厘、横三分五厘、十兩の重、小判に同じ、テンメウコバンを見よ

テンバ

戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、また吹増大判といふ、開闢四寸八分五厘、横三寸零五厘、重さ四十四匁零五厘、内金二十九匁六分、銀十二匁九分五厘、横一匁四分九厘とす、開闢天保九年六月、享保以來鑄造せざるが爲め、其數減じたるを以て増鑄す、天保九年より萬延元年までを鑄造の年限とす、オホバン、キンギョウヲ參看(大日本貨幣史)

テンバウコバン

天保小判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、開闢二寸判、横一寸零五厘強、十兩の重さ二十九匁餘、開闢天保八年七月、品位を替くせんが爲に之を改鑄し、一兩の重さ五分を減ぜしむ、天保八年より安政五年までを鑄造の年限とす、コバン、キンギョウヲ參看(大日本貨幣史)

テンバウゴリヤウバン

天保五兩判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、開闢二寸九分、横一寸六分五厘、重さ八匁九分八厘零六五、開闢天保八年七月、改鑄して慶長金貨の品位に同し、一匁を以て五兩に當り、天保八年より同十四年までを鑄造の年限とす、安政元年十月通用を停む、コバン、キンギョウヲ參看(大日本貨幣史)

テンバウツウハウ

天保通寶 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、一箇の價、錢の百文に當るを以て當百錢といふ、開闢鑄にて作り、横一寸六分、横一寸餘、重五匁五分、貨率大凡百分中銅七十八分、錫十分、鉛十二分、面に天保通寶、裏に當百といへる文

テンバウツウハウ

天保通寶 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、一箇の價、錢の百文に當るを以て當百錢といふ、開闢鑄にて作り、横一寸六分、横一寸餘、重五匁五分、貨率大凡百分中銅七十八分、錫十分、鉛十二分、面に天保通寶、裏に當百といへる文

テンバウツウハウ

天保通寶 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、一箇の價、錢の百文に當るを以て當百錢といふ、開闢鑄にて作り、横一寸六分、横一寸餘、重五匁五分、貨率大凡百分中銅七十八分、錫十分、鉛十二分、面に天保通寶、裏に當百といへる文

テンバウツウハウ

天保通寶 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、一箇の價、錢の百文に當るを以て當百錢といふ、開闢鑄にて作り、横一寸六分、横一寸餘、重五匁五分、貨率大凡百分中銅七十八分、錫十分、鉛十二分、面に天保通寶、裏に當百といへる文

テンバニシユキン

天保二朱金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、開闢四分五厘、横二分五厘強、十兩の重さ三十四匁餘、開闢天保三年十月、之を鑄造して行はしめ、八箇を以て金一兩に當り、天保三年より安政五年までを鑄造の年限とす、ニシユキン、キンギョウヲ參看(大日本貨幣史)

テンバウマメイタギン

天保豆板銀 保字銀(ハワシギン)を見よ

テンビヤウ

天保 開闢聖武天皇御宇の年號、神龜六年八月五日改元、二十年を経て享慶天皇天平感寶と改む、開闢神龜六年五月左京職を獻す、昔に、天王貴乎知三百年の文あるに據る(開闢)

テンビヤウカハ

天保革 奉寧の一種、正平革(シヤウヘイカ)を見よ

テンヒヤウカンバウ

天平成寶 享慶天皇御宇の年號、天保二十一年四月十四日改元、同年七月二日天平勝寶と改む(續紀)

テンヒヤウジンゴ

天平神護 開闢天德天皇御宇の年號、天平寶字九年正月七日改元、二年を経て神護景雲と改む、開闢天德天皇御宇に、誠臣中

テンビ

テンマ

テンマン

慶外威近臣幸賴、神護護國勳軍、不盈旬日、成伏二、殊殺とある神護護國より出づるなるべし(續紀)

テンビヤウシヨウハウ

天平勝寶 享慶天皇御宇の年號、天平成寶元年(天保二十一年)七月二日改元、八年を経て天平寶字と改む(續紀)

テンヒヤウハウジ

天平寶字 享慶天皇御宇の年號、天平成寶九年八月十八日改元す、二年を経て淳仁天皇即位、尙ほ、この年號を用ひらる、是より先天皇隆慶承應の裏に、天保太平の四字自ら生じ、且つ陸河國益頭郡人金刺舎人麻呂寶字を爲したるものを獻す、仍て改元す、八年を経て稱徳天皇天平神護と改む(續紀)

テンブク

天福 四條天皇御宇、鎌倉執權北條泰時)の年號、貞永二年四月十五日、代始を以て改元す、一年を経て文暦と改む、開闢尚書法に、政替天福之とあるに據る、式部大輔爲長勳申す(開闢年號譜)

テンボフアジャリ

傳法阿闍梨 アワヤリを見よ

テンボフクワンチャウ

傳法灌頂 アワヤリを見よ

テンボフリン

轉法輪 佛經にて菩薩のいひ、設法を轉法輪と云ふ、輪は運轉摧破の義あり、即ち邪を摧き外を制するなり、佛の教法は能く邪見煩惱を破し、正道を開く、輪王の力の能く一切の障礙物を打破し去り、道途を開通し得るに喩へしなり、蓮花の上に産し、左手に金剛杵を捧げ、右手に

蓮花を持し、其上に輪を置く、多く調伏の時に祈る(尊容抄、佛教に於けるは辭典)

テンマ

傳馬 傳馬(一)王明時代官吏の乘用に供する爲めに備へたる馬、(二)江戸時代宿衛等に備へたる送迎用の馬をいふ、開闢(一)は享徳天皇の二年に發したる改新の詔の中に、畿内に驛馬傳馬を置きたると、并に驛馬傳馬を賜ふ事は、みな鈴傳の符題の數に依れとあるを起原とす、されど其制詳に傳し難し、文德天皇の時の令制には、驛傳馬は公使之に乗る、事急なれば驛に乗り、事緩なれば傳に乗り、傳馬一日の行程凡そ七十里を準とす、傳馬は都毎に各五、皆官馬を用ひ、公使驛馬及び傳馬に乘るの時、も不足せば私馬を以て充て、官人傳馬に乘りて使に出でなば、到る處官物を用ひ、など規定せり、以て驛馬と傳馬に輕重の差あるを知るべし、然るに延喜式を按ずるに、傳馬をおきたる國は全州の半に留り、且つ各都に亘らず、當時其要減少したる爲に省略したるものならんか、(驛馬の表參看)後朝編廢弛するに及びて驛傳の制遂に衰頹せり、(二)天正十八年徳川家康關東に移封して江戸城に入るや、寶田村千代田村の農民馬込助解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等其部下の人夫傳馬を幸みて之を迎ふ、家康依りて道中傳馬役を命ず、文祿元年一駄の駕重を三十貫目と定む、慶長七年家康天下の政權を握るに及び、驛路の事、奈良屋市右衛門、權屋三四郎の二人をして司らしめ、公用の傳馬は皆此二人發する所の傳符を以て出さしめたり、十六年傳馬法を令し、江戸日本橋より品川まで上下駄實は、荷物重さ四十五貫目を一駄とし、京錢廿六文、板橋まで三十文とし、人足賃其半とす、尋て寛永十二年武家兩法度を發するや、諸國道路橋樑を修し、驛馬舟

舟と花押あり、形も楕圓形を爲せり、開闢天保七年九月、之を鑄造して行はしめ、一箇を百文に當り、萬延年間最も多く鑄造す、是れ諸藩札を停め、當百錢と交換せしめんとの儀にて、毎日三十萬枚の鑄造に及びしが、遂に鑄造乏して其事行はれず、空しく其數のみ増加したり、而して其價始めは、四十枚にて一兩、安政年中六十枚にて一兩、萬延以後百枚にて一兩、明治以後、百二十五枚にて一兩に換ふ、即ち一枚八厘に當る、二十四年其通用を停む、(三)參看(大日本貨幣史)

テンマンタイジヤイテンジン

天滿大自在天神 北野神社(キヤノノワシヤ)を見よ

テンムテンワウ

天武天皇 開闢天武天皇御宇の年號、大津天皇御宇、天武天皇の二子、母は皇極天皇、天智天皇の皇弟なり、第四十代天皇開闢天智天皇の時立て、皇太弟となる、四年天皇不慮のとなり、皇子を召して後事を托す、皇子、天皇が大友皇子(弘文天皇)に讓位せんの意あるを察し、固辭して受けし儀に宮中に制置し、皇位の望なきを示し、吉野に入る、既にして天皇崩じ、弘文天皇即位し給へり、然れども皇子實は皇位を得んと欲する念熾んなりしを以て、密に復讐する所多し、是に於て天下の諸臣吉野成江の二派に分れて廢據す、弘文天皇の元年、皇子盛

テンメ

に兵を率ひ、遠征して近江得志の軍を成る、天延...

天明 光格天皇御宇、將軍徳川家治、同家齊の年...

天明打毀 天明七年米價騰貴の際、江戸及び諸國に行はれたる暴動...

天明饑饉 天明中の饑饉は一箇年に止らず、二年より延びて六年に及び...

テンメ

す、米穀を多く貯蓄せる者、又は濠洲大丸のこき...

天明饑饉 天明中の饑饉は一箇年に止らず、二年より延びて六年に及び...

天明打毀 天明七年米價騰貴の際、江戸及び諸國に行はれたる暴動...

天明饑饉 天明中の饑饉は一箇年に止らず、二年より延びて六年に及び...

テンメ

て、五月の末に至り始めて暴風を催したり、明三年...

天明 光格天皇御宇、將軍徳川家治、同家齊の年...

天明打毀 天明七年米價騰貴の際、江戸及び諸國に行はれたる暴動...

天明饑饉 天明中の饑饉は一箇年に止らず、二年より延びて六年に及び...

テンメ

あるに據る、文章博士菅原長雄附す(國朝年鑑)

天明 光格天皇御宇、將軍徳川家治、同家齊の年...

テンメ

天明 光格天皇御宇、將軍徳川家治、同家齊の年...

天明 光格天皇御宇、將軍徳川家治、同家齊の年...

テンメ

天明 光格天皇御宇、將軍徳川家治、同家齊の年...

天明 光格天皇御宇、將軍徳川家治、同家齊の年...

テニリ

奥王院、四芳寺、地蔵院(以上皆境内に在り)金剛院、寶壽院、新宮院、慈濟院、松岩寺、妙智院、弘源寺、三芳院、永明院とす。○権門、假佛殿、遷佛場(一)に雲居庵と云ふ假方丈あり。寶物、遷佛院御繪圖、往古諸卿館地之繪圖、歷永約金圖各一鋪、夢窓國師保三幅(以上國寶)此他雅彦入明記録等あり(天龍寺供養記、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

テニリウジハ

天龍寺派 藤濟宗の一派、夢窓石師師を祖とす。ソセキ、藤宗(センシユカ)、藤宗(リンサイシユカ)を見よ。

テニリウジハ

天龍寺船 藤濟宗の一派、時代、京都天龍寺より貿易の爲め、元に通達したる船をいふ。藤濟宗の足利尊氏の天龍寺を建つるや、藤濟石(夢窓)足利直義と謀り、其材器具の要請を元に藤濟石(夢窓)を請ふ、北朝明徳法博士に下して藤濟石(夢窓)を請ふ、毎年船二艘を出し、商賈の好悪に拘はらず、歸朝の上、現銀五千貫を寺家に納めしむる事と爲さしむ。是に於て曆應四年(南朝興國三年)十二月始めて船を元に遣はし、若干の器物を載せて歸る、以後例となり、毎年此事ありき(續本朝通鑑、日本商業史)

テニリケウ

天理教 神道(シマタマ)を見よ。テニリヤウ 天領(天料) 江戸幕府直轄の領地をいふ。蓋し下民の奥に在る私領にして、正しくは御領と稱したり。而して其内、郷村の多くは郡代官の管轄する所にして、江戸、大阪、駿府、伏見、奈良、堺、山田、佐渡、浦賀、下田、新館、神奈川、新潟、兵庫等重要な土地は町奉行の統轄する所に係る、以上を本管地と爲す、此外御預り所と稱する附管地あり、即ち幕領の内、便宜上、諸藩又は各地の奉行に分轄せしめたる處をいふ、例へば伏見

テニリウジハ

奉行が山城の地五千餘石を預り、上杉氏が出羽越後の地五萬五千餘石を預りたるが如し、而して天保九年の調査によれば、幕領全體の石高四百八十八萬九千百餘石なりき、世に幕府八百萬石と稱するは、之に旗下の知行所三百萬石を加へたる概算なるべし、詳しくは吹塵録に載せて見るべし、なほ各職員の俸を參照せよ(吹塵録、幕府治要略)

テニリヤク

天曆 村上天皇御宇の年號、天曆十年四月廿二日即位改元、十年を経て天德と改む、

テニロク

天祿 醍醐天皇御宇の年號、安和二年三月廿五日即位改元、三年を経て天延と改元す、

テニワウ

天皇 帝國の主權者の御稱號、古訓「スメヲモト」、または「スメミヤノミコト」といふ、事物紀原に「除警三五層記曰、歲起攝提、元氣肇始、有神人、號三天皇、項峻始學篇曰、天地立、有天皇、敬情帝系譜曰、天地始起、溟涬鴻濛、即生三天皇、治萬八千歲、此稱皇之始也」と見えたるにて其義を知るべし、なほ唐書高宗の上元二年八月の條に「皇帝稱三天皇、皇后稱三天后」とありて、支那にて用ひたるものなれば、吾國にて之を撰取したるなり、天皇にはまた天子、皇帝の別稱あり、下より稱す語に、乘輿、車駕、一人、至尊、主上、内上、上機、皇御孫尊、天神御子、日之御子、現人神、明神、大神、御門、御所内裏、祭儀、公家、萬葉の君、一天の主、十善の主、金輪聖王等あり、敬語には陛下と稱す、なほ御意を詔勅といひ、上表の文には閣下平出等を爲すの制あり(以上重なるものは別項に説明せり、就きて見るべし)而して書紀には神武天皇以下歷代みな天皇の稱を用ひたれども、并に追書に係る、同書神功皇后九年十月の條に新羅王の語を擧げて、「吾國東有神國、謂日本、亦有三聖主、謂天皇」とあれども、これまた同じ、而して

テニワウ

て欽明紀九年四月の條に百濟の使上を擧げて「伏願可長天皇(四書皆稱日本天皇、爲可長天皇)云々」とあり、また推古紀に、應に贈りたる國書に擧げて「其辭曰、東天皇敬白西皇帝」とあるは、實際に此稱を彼國に用ひたる初見なりとす、蓋し此頃には及びて、漸く天皇なる文字を使用する事となりたるものなり、文武天皇の大寶令には「天子、祭祀所稱」とありて、養正に「謂告神祇稱爲天皇」と見ゆ、以て當時の制、陛下自ら天皇と稱し、神祇に對する時に限りたるの規定なりしを知るべし、なほ古事記、書紀等には、歷代の帝號は御名、又は國風の靈號によりて某天皇と記したりしが、後漢風に擬して、始めて神武、敏達等の靈號を制定せらる(オタリナ)皇尊天皇にして讓位し給へるをば、太上天皇と稱し(略して太上皇または上皇ともいふ)、太上天皇にして出家し給へるをば太上法皇と稱す(略して法皇ともいふ)、また帝位を讓まざる親王を天皇と稱し、もしくは太上天皇と爲すことあり、前者は追尊天皇にして、天皇が御父を尊び給ふより出づるあり、或は瑞雲を畏れ給ふに由りて起るあり、且つ其號に、は、居所を以て稱するあり、太上天皇と爲すは多く追尊なれども、生前に在り給へるもなきにあらず、なほ大鏡によれば、追尊天皇はみな太上天皇なりしが如し、此外また私稱天皇あり、攝政の皇后、皇女及び有功の皇子を、後世より其威徳を敬慕するの餘り、私に稱するものなれば、日本武尊を倭武天皇、神功皇后を皇最尾比賣天皇、飯豐青皇女を飯豐天皇、菟道羅那子(宇治天皇、聖德太子)を上宮法皇と稱するの類、これなり、(オタリナ)皇尊(また天皇の御代數に)つきては、古來より一定せず、然して其儀のある處

きて今上天皇まで百二十一代としたり、現在にては學者間一般に長慶天皇の即位を認め、百二十二代説多きが如し、吾輩又、の説の可なるを認むと雖も、これらは史料少き爲め、學說を以て一定すること難きが故、諸説を參照し、勅命を以て定むるより外に道なかるべし、世數即ち父子の御繼統より數ふれば、今上天皇は六十九世に當らせ給ふ、而して神武天皇より成務天皇までは、御父子にて繼承し、世代數共に十三を累れ給ひしが、仲哀天皇皇孫を以て位に即ぎ給ひしより、始めて異例を開き、更に反正天皇が、皇兄履中天皇の弟となり、尊や即位し給ふに及び、世數と代數とは、遂に異なるに至れり、應神天皇と應體天皇との間五世と六世との説あり、今式部省祭祀録及び新羅御系圖に從て六世とす、猶ほ「セイ、マイ」の條參照すべし、今大真に天皇繼統表、及び略譜表を編り、參照に供す(古事記、書紀、日本紀、扶桑略記、今義解、萬葉集、常陸風土記、權記、百鍊抄、保元物語、源平盛衰記、本朝文粹、太平記、法皇寺御遺傳傳記、皇胤系圖、大日本史、類聚名物考、古事類考、帝王記)藤原師家を云ふ、

テニワウ

は(一)神功皇后(二)飯豐青尊(三)弘文天皇(四)仲恭天皇(五)長慶天皇等の五代とす、今順を追って諸説を述ぶべし(一)神功皇后を代數に加へしは、日本紀略、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、恩管抄の皇代年代記、歷代編年集成、神皇正統記、皇代曆等にして、一代要記は皇后の條缺けて明ならざれども、前後の代數より考ふれば、代數に加へたるが如し、又代數を記さざれども、天皇と認めしは、扶桑略記、皇代記、皇代略記、皇代略記等なり、大日本史は、古事記書紀等に據政として、天皇の明文なく、追尊にも神功皇后とありしに據りて、天皇記に加へず、皇妃傳に入れたり、この後現今に至るまで重野博士等を除く外は、概して異論を唱ふるものなく、古事類考所收の宮内省式部職祭祀録にも之を天皇に加へず、又御系譜掛にも、之を天皇に加へずと云ふ(二)飯豐青尊を代數に加へたるは、扶桑略記、水鏡、保元物語、神代卷、日本書紀系圖等にして、代數を記さざれども即位したるものは、恩管抄、神皇正統記、皇代記、仁壽錄等なり、又代數を加へざれども天皇と稱したるは、書紀、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、一代要記、本朝皇胤系圖、皇代曆、皇代略記、皇代略記、皇代略記等にして、日本紀略、壬生帝王系圖、歷代編年集成は、全く天皇と認めず、大日本史は古事記、書紀に明文なきを以て、天皇紀を立てず、皇女傳に入れたり、是より後矢野玄道を除く外は概して異論なく、御系譜掛にも、これを天皇に加へずと云ふ(三)弘文天皇の即位を記せるは、扶桑略記、大鏡、水鏡、年中行事抄、立坊次第等、皇太子として即位を記さざるものは、仁壽錄、續本朝通鑑等に於て、普通の皇子としたるは、書紀、續紀、姓氏錄、日本紀等なり、即位ありしと定めたるは、應神寺標

テニワウ

塔銘、大日本史、長等山風等なり、然して、これを天皇と斷じ、代數に加へたるは日本史を始めとす、其後近藤芳樹、岡部東平等即位なしと議論せしむ、一般の學者は、殆ど大日本史の所說に從ひ、朝廷又御即位を認め、明治三年七月弘文天皇の靈號を贈らる(四)仲恭天皇は、武家年代記、皇代曆等は代數に加へず、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、一代要記、神皇正統記は天皇としたれども、代數のうちに入れざりき、天皇は受禪譲許ありしを以て、固より御代數に加へ奉るは至當の事たるを以て、大日本史も、代數に加へ、朝廷亦之を採用せられ、明治三年七月仲恭天皇の靈號を贈らる、式部職祭祀録、新羅御系圖皆代數を記したり(五)長慶天皇は、帝王系圖、皇代略記、大日本史は花管三代記の文に據り、文中二年長慶天皇より後龜山天皇に讓位ありとなし、南朝を四代とし、瑞保己一の花咲松には、新羅和歌集により、長慶天皇を除き三代となしたり、南朝學者各々其見解を異にするも、畢竟此兩説の外に出ず、宮内省編定の式部職祭祀録、元老院編纂の皇朝系圖には、天皇と認めざりしと見え、代數より除きたり、現今御系譜掛にては調査中にて未だ決定せずと云ふ、學者間にては各書臣語を除く外は、概して天皇記に從へるが如し、之を要するに、南北朝時代までは、神功皇后、飯豐青尊、弘文天皇、仲恭天皇を天皇として代數に加へ、或は然らざるものありしが、大日本史一度之を斷定せしより、今日にては一般に是認せられ、朝廷の記録又之に據り、なほ南北朝時代以後は、北朝を以て御代數をかぞへ來りしが、大日本史正間を正してより、一般に南朝を以て數ふれども、長慶天皇に至りては猶一定せず、式部職祭祀録、皇朝系圖も亦南朝より數ふることは大日本史に從へども、長慶天皇は除

テニワウ

テニワウ 出目 或る數が增加したる差數をいふ、江戸時代の語なり、即ち二つの數を比較したる時に、一方より他の方が多かりし場合、其差數を稱するなり、種類によりて出目高、出目米等の目あり、出目高は一般に其差數をいふ、例へば檢地の時、前の高より打出して増したる高、即ち舊く村高千石ありし處、新檢の結果千三百石ありとすれば、千三百石は古高、三百石は出目高なり、また舊高千兩を、改鑄して千五百兩としたる時には、五百兩が出目高なり、幕府が中葉以後、頻りに差數を稱したるも



Table with 10 columns and 20 rows for page 1843. Columns include names (e.g., 齊明, 天智, 天武), birth dates, and locations. The text is dense and follows a structured layout.

Table with 10 columns and 20 rows for page 1842. Columns include names (e.g., 仲哀, 應神, 仁德), birth dates, and locations. The text is dense and follows a structured layout.









テラジ

あり、また別に四月八月の二回に席上探筆を行ふ、并に試験又は奨励の意にして、優等なるものには賞品を與へたり、但毎月の清書は評點のみならず、...

ト 斗 物をはかく樹目の名、其量十升を一斗とし、十升一石を爲す、唐令十合を合と定めし敬に據れば、小量の斗の積は、小尺八百一十寸、今の六升六合二勺七撮餘とす、マスニ參看、...

ドイツ 利里 利見 利厚 利廣 利位 利亨 利則 利興 三河國刈谷(二萬三千石) 利長 利忠 利廣 利信 利徳 利制 利謀 利行 利祐 利善 利教 利忠 利恒 利剛 利忠 利恒 利剛 利忠 利恒 利剛 利忠 利恒 利剛 利忠 利恒 利剛

ドイツ

の諸侯皆獨立の狀を爲し、各邦其沿革を同くせず、千五百年頃宗教改革黨起りて國內擾かならず、千六百十八年に至り、新舊兩宗教黨の争起りて、三十年間の久きに及び、千六百四十八年に至りて日耳曼帝は諸國とウエストフアリアに條約を結びて事終る、...

トウアン 東菴 東堂(トウダツ)を見よ、トウウツン 東院 神祇官(ウツンギヤワン)を見よ、トウウツク 刀伊賊 女賊(ナヨシ)を見よ、トウウツク 刀伊賊 女賊(ナヨシ)を見よ、トウウツク 刀伊賊 女賊(ナヨシ)を見よ、...

トウウツク 刀伊賊 女賊(ナヨシ)を見よ、トウウツク 刀伊賊 女賊(ナヨシ)を見よ、トウウツク 刀伊賊 女賊(ナヨシ)を見よ、トウウツク 刀伊賊 女賊(ナヨシ)を見よ、トウウツク 刀伊賊 女賊(ナヨシ)を見よ、...

トウウ

洞院實世 關西洞院左

トウウ井ノサネヨ 大臣と稱す關西公實の子關西嘉元徳の間參議を經、權中納言に至り、右衛門督兼非違使別當を兼ね、正三位に叙す、後醍醐天皇泰良に幸するに及び、北條仲時、同時登等、實世を因へて小田真知の家に歸す、光嚴院命じて其官を削る、後承平平定官を復す、建武二年忠房親王に從ひ、足利尊氏を討ち、明年歸る、又北畠顯家と共に尊氏を京都に伐ちて之を走らせ、功により正二位に進み、尋で尾張守を兼ね、尊氏の再が京を犯すや、後醍醐天皇に從て延曆寺に避け、更に兵を帥尊氏と戦うて敗績す、天皇權宜を以て和を講ずるに及び、皇太子恒眞親王に兵を授けて越前に遣はすや、新田義貞これに討たり、實世亦勅によりて補佐す、後吉野に歸り權大納言となり、右大将を兼ね、既にして後村上天皇即位し給ひしも、年尚幼なるを以て、實世、藤原隆實と共に機務を參決せり、後一佐左大臣に叙す、正平十三年薨す、年五十一(大日本史)

トウウ井ノドノ 洞院殿 大炊殿(オホヒド)

トウウチ 東氏 姓は平、桓武天皇の玄孫其文より出づ、その後裔胤順、下總國香取郡東庄に住し、三十餘郷を領す、仍て東を氏とす、源朝の兵を撃ぐるに當り、父常胤と共に之に屬し戰功あり、孫胤行、承久二年軍功により美濃國郡上郡山田庄を賜ひしを以て、こゝに移り篠原城を築きて住む、十一代常陸は有名なる歌人にして、歌道與隆の爲め上京す、後百四勅院によりて將軍家より御教書を賜ふ、承平十三年代盛數六郎左衛門尉と稱す(實は流遠藤原好の二男)武名高く遠藤盛數の名四隣に聞えしかば、遠藤を冒し、それより久しく東氏を稱せず、郡上郡八幡

城を築きて住す、其子慶隆永祿七年總田信長に仕へ、天正十一年豐臣秀吉に仕ふ、十五年一萬五千石を領し、美濃小原に居す、慶長五年關ヶ原の役の功により二萬六千石を賜ひ、郡上郡八幡城に治す、元祿五年五月常久一萬六千石を削られ、關子胤親常陸下野の兩國に移封し、十一年三月近江國三上に移封、弘化二年四月胤親若年寄の功を以て二千石加賜(一萬二千石となる)せられ城主格となる、子孫相繼ぎて明治に至り、十一年本姓東に改む、華族に列し子爵を授けらる(家譜)

トウエ

トウエイサンノタタカヒ 東叡山戰

關西國治元年正月、徳川慶喜の、鳥羽伏見の戰に敗れて江戸城に歸るや、幕士中、薩長の二藩は、幼沖の天皇を擁して私を謀るものなれば、之れを毀滅すべしといへる主義論の聲高かりしと雖も、慶喜は錦旗に抗するを欲せずして、其説を用ひざりしかば、過激主義の徳十餘人、四ツ谷圓通寺に會し、朝敵の汚名を雪ぎ、且つ家法を繼承せしめられん事を朝廷に哀訴せんとすを謀り、尋で二月、淺草本願寺に屯するに及び、來り加はるもの多く、怒らして五百餘人に達せり、因て隊を編して彰義隊と名づく關西此時に當り、慶喜追討の官軍東下して江戸に着せしかば、慶喜

トウウ

は城を焼て、東叡山中の大慈院に屏居して悲願の事を表せり、柱に於て彰義隊の徒も、慶喜を慕うて山内に移り、諸坊を以て屯營に充て、且つ新に池田大隅守、淺澤誠一郎を隊長とし、其餘准隊長、頭取及び計、記録、器械の三掛を設く、總勢凡て一千五百人なり、既にして遊撃、歩兵、騎兵、銃兵、精兵、實義、旭隊、龍、神木、松石、万字、萬壽、萬子、浩氣、白虎、水心の十五隊、一千五百人亦來り歸す、皆幕府直參の士、若くは脱藩の諸士たり、故に彰義隊の勢力漸く大にして、總督府より屢々解散を命ぜられしと雖も、常に辭柄を設けて之を拒む、慶喜も其舉動を憂ひ、諭告する所ありしも従はず、因て慶喜は、山内を出で、常陸水戸に退く、かくて五月十四日に至り、總督府より至十五日を以て、東叡山を討討すべきの命、諸藩に下れり、山内の諸隊之を聞き、各々部署を定め、大砲を備へ、官軍の來り攻むるを俟つ、十五日早曉、鹿兒島、萩、佐賀、鳥取、岡山、熊本、徳島、柳河、佐土原、津、彦根、名古屋、新發田等の諸藩の兵、東叡山を圍み、四方より攻め入らんとす、山兵即ち、彰義、萬子の二隊を以て黒門口を守り、鹿兒島、熊本の兵に當り、神木、精氣の二隊は、穴稻富門に備へて、岡山、柳河、名古屋、佐土原の兵に當り、下寺通の三門は遊撃、純忠、精忠の三隊これを守りて徳島、彦根、新發田の諸藩に當り、谷中門は彰義、歩兵、旭、萬子、松石の四隊これを守り、萩、岡山の兵に當る、特に黒門口は、山の咽喉なれば、山兵は防禦頗る勉め、巨砲を山王臺上に備へて、敵の銳鋒を禦さし給、津の兵山下の南邊に現れて、俄に狙撃を加へ、山兵固るもの多し、黒門に向へ、大官軍大に勢を得、遂に新黒門外なる砲臺を撃ち、砲臺より亂入し、黒門の守り遂に敗る關西諸藩門の敗れしと相前後して、下寺通の三門、谷中門、穴稻富門等

トウカ

トウカ 東海寺 關西武藏國往原郡

竹敗れ、門主公現法親王は國を脱して奥州に走り、山内の諸藩悉く潰ゆ、此日戰未だ酣なるの時、岡山以下、の諸藩兵は、岡山、水戸の兩藩より、池を距て、山の側面を砲撃せしが、正午過ぎに至り、砲火文殊樓より發し、余瀨に炎を飛ばし、折、東西兩の諸門より入りたる官軍等、同時に諸坊に放火せしかば、只僅かに清水堂を殘せるのみにして七堂伽藍悉く烏有に歸せり(東叡山戰事始末、彰義隊實錄)

トウカ 東海寺 關西武藏國往原郡

本邦の物名を解釋考證したるものにして、語源の研究に至りては、獨特にして創見のもの少からず、天文、歲時、地輿、神祇、人物、宮室、器用、飲食、裝束、果、草、卉、樹竹、禽鳥、畜獸、鱗介、蟲魚等の諸部に分つ、東雅とは日東爾雅の義なり、卷首に安禮堂、室直清の序あり、關西新井白石、享保二年の頃、深川の寓居に在りて之を撰述し、翌三年夏より改訂を加へ、四年二月に至りて其功を畢ふ(新井白石全集)

トウカ

トウカイイダウ 東海道 七道の一、西宮記

林園の池邊に在りて、幽雅の風致を以て聞ゆ、塔頭は、玄性院(寛永十六年堀田正盛建立)長松院(桂昌院建立)妙覺院(寛永二十年細川光尚が先祖忠利の爲めに建立)靈龍院(寛永年中某建立)清光院(慶安三年奥平家昌等の建立)定經院(安藤信義の建立)春雨菴、慈雲菴、少林菴、師範菴、法雲菴、珠光菴、眞珠菴、高源菴、瑞泉院、泰定院、白雲菴ありて、少林菴には服部元將、賀茂眞淵の墓あり、明治の初め火災に罹りて本寺並に塔頭皆焼失し、今僅に一小部分を存するのみ(新編武藏風土記、日本名勝地誌)

トウカイイダウ 東海道 七道の一、西宮記

單に海道筋とも稱す、本邦の中央に位し、太平洋に面する一帯の地方、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸の十五ヶ國より成る、北は東山道に界し、西南は畿内及び紀伊に接し、東南は太平洋に瀕す、上古は此地東夷の巢窟にして、崇神天皇十年武甕川別を東海に遣り、蝦夷を平げ、會津の地に至て還りしこと、書紀に見えたるも、其東國とあるは、後世の追書とす、景行天皇の四十年、日本武尊を遣はし東夷を征服す、此頃より山東(碓氷坂形)の諸國を稱して吾嬬國といへり、崇峻天皇二年大入臣雁を東海道に遣て東方濱海諸國の境を觀せしむ、而して此東海道も亦追書に係る、孝德天皇大化二年、國郡の制を定め、高向臣等を遣て、遂に東の諸國を總領せしむ、吾嬬諸國を分て、相模、武藏、上總、下總、下野、常陸、陸奥八國と爲す、天武天皇十四年九月、直隸諸郡勞朝臣牛飼を東海使者と爲し、國郡を巡察せしむ、是分道の源たり、文武天皇の御宇始めて七道を分ち定め、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊

トウキ

トウキウヤウ 東京 關西關西國の首府に

豆、相模、上總、下總、常陸十三箇國を以て東海道と爲す、元正天皇養老二年、上總より安房を分離し、光仁天皇養老二年武藏國を、東山道より東海道に改め、十五箇國と爲す、是に於て其制全く定まる、延喜式の制、東海道、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河を近國と爲し、遠江、駿河、伊豆、甲斐を中國と爲し、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸を遠國と爲す、治承年中、源賴朝府を相模國鎌倉に開くに及び、海道の往還繁く、六十三次の驛名あるに至る、降りに徳川氏、武藏江戶を幕府を樹つるや、五十三次の驛を定め、武藏江戶に設く○按ずるに、江戸時代における所謂東海道の驛は、古昔に所謂東海道とは、其意味を異にし、古昔の東海道は地方を分對せる稱呼にして、江戸時代の、路程に關する稱呼に係り、街道の義なり(古き意味においての東海道の義に用ふる場合ありしは勿論なり)即ち江戸より京都に達する街道の意に過ぎず、故に他の、中仙道、奥州街道、日光街道、甲州街道と共に五街道と稱し、本海道に五十三次をおきたるなり、今便宜上此處に合叙す、詳しくは、コカイイダウを見よ(關西志稿、國郡沿革考)

トウキウヤウ 東京 關西關西國の首府に

トウキウヤウ 東京 關西關西國の首府に、江戸の改稱なり、武藏國の南限に位し、東京驛を據す、豊町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四ッ谷、牛込、小石川、本郷、下谷、淺草、本所、深川の十五區より成る、東西二里二六、南北三里一、面積四方里七里あり、戸口は卅八年の調査によれば、四十八萬五千廿四戸、百九十六萬九千八百卅三人を有せり、關西國もと江戸と稱し、徳川氏の城下たり、十五代慶喜の時、政權を掌握し、維新の大業を興、

トウケ

に於て、明治元年正月参興大久保利通、大坂通都の... 東宮職 春宮坊(トウケウバウ)...

トウケ

公室 東宮得臣之族、曰三莊妾、(得臣實太子也、太子... 東宮職 春宮坊(トウケウバウ)...

トウケ

字を用也、大夫英達以下は皆春宮の官なり、仍春字を... 東宮職 春宮坊(トウケウバウ)...

トウケ

トウケウウ井ノ 東光院 九條種通(ケデ... トウケウワタウ 東華堂 大内親賢院九堂...

トウケ

故障を言ふこと能はず、なほ妻妾が、夫に追跡せら... トウケウコケ 東國 京畿以東の諸國を指したる...

トウケ

條に「大毘古命于建沼河別命者、遣東方十二道、而令... トウケウサ 勳座 着座せる者、高貴の人を見て...

トウサ

司長官也、依、律佐職及所統屬官職長、同罪故也、以外不、動と見え、弘仁十年六月、請司刑堂に在りて、

トウサウ

勳倉、王朝時代正税の一なる勳用の米穀を貯蓄する倉をいふ、勳用倉の略稱なり、シヤウセイと見たり。

トウサウタウ

東山道、七道の一、山道とす、本邦の東北部に位し、近江、美濃、飛騨、信濃、上野、下野、磐城、岩代、陸奥、前、羽後、羽前、後の十三國より成る、東は太平洋に臨み、西は、一部日本海に、一部は北陸道に接し、極西の一隅は、僅に畿内及び山陰道に連なる、北は、津輕海峡を隔て、北海道と相對し、南は東海道に界す、上古は東海道と共に東夷の根據地にして、崇神天皇四十八年、皇子豐城命を遣はして東國を治めしむ、蓋毛野國に鎮して東方諸國の政を握られしなり、景行天皇四十年信濃國未だ王化に從はざる者あり、日本武尊東征の時、武藏上野を経て信濃に入り、美濃を歴て尾張に還り、近江に至る、五十五年二月豐城命の孫彥彥王を以て東山道十五國の都督に拜し、未だに到らずして薨せしこと書紀に見えたり、當時未だ分道の制なし、崇神天皇二年七月近江國滿を東山道に遣はし、蝦夷の國境を觀せしむ、此東山道また後世の道奇なり、孝德天皇大化二年國郡の制を定め、相模足柄坂以東を吾摺八國に分つ、武藏、上野、下野、陸奥之に隸す、天武天皇十四年九月、石川朝臣龜島名を東山使者と爲す、文武天皇四年二月巡察使を東山道に遣はし、非違を檢察せしむ、此時既に七道を分置せしものなり、近

江、美濃、飛騨、信濃、武藏、上野、下野、陸奥八國を以て東山道と爲す、和銅五年九月、始めて出羽國を置き、尋で東山道に隸す、光仁天皇寶龜二年十月武藏國を以て東海道に隸し、八箇國となる、延喜式の制、東山道、近江、美濃を近國とし、飛騨、信濃を中國とし、上野、下野、陸奥、出羽を遠國と爲す、降りて明治元年十二月、陸奥を分て磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國と爲し、出羽を分て、羽前、羽後、羽左の三國と爲し、十三國と爲る(國郡沿革考)

トウサウデウノオト

東三條大臣

藤原兼家(フナハラノカネイ)を見よ、トウジ、東寺、關山山城國京都下京區九條町、教王護國寺と號し、一に左寺とも稱す、山號八幡山、院號を總持寺法院といふ、醍醐天皇眞言宗、總持寺、醍醐天皇延暦十五年、大納言伊勢人守長官に任じ、羅城門の左右に東西兩寺を建立し、左右兩京の鎮護となす、是れ其始めなり、弘仁十四年東寺を空海に賜せしめ、五十日の定期僧を置き、眞言宗の律律論三藏を修學せしめ、永く密教流布の根本道場と定め、尋で空灌頂院を建立し、且つ本尊を彫刻して此堂中に安置す、天長二年始めて教王護國寺と號す、承和元年十一月、空海を大阿闍梨とし、長者に補任す、爾後相承の長者は勳宣を以て稱號す、治承年中より大又鎌倉幕府の援助により、大に之を修葺す、留後年々修造して弘安年中に至りて始めて完成す、後宇多法皇東寺西院に遷御して修法三箇年に涉れり、尋で御監僧房を修葺し、觀智院、寶智院等二十一箇院を建立し、許多の領地を賜へり、後醍醐天皇皇位間を寄せ、御監の修繕、及び法會學業の供料に充てしむ、建武二年八月諸御監を修了し、大塔供養の法會を修す、北朝

トウセ

の唐應康永の交、泉涌の觀摩動化して御監を修繕す、文明十八年堂舎燒失し、尋で再建の繪畫を爲し、明應文龜の頃、再建を企圖せしが、其効を奏せず、天正十九年豐臣秀吉、正親町天皇の勅を奉じ、嚴密施入莊園の内、二千三十石を以て修學法會、并に御監僧坊の修繕料に充つ、文祿三年五重寶塔を再建し、慶長年中高齋院、講堂を建立す、四年、朝旨を奉じて、豐臣德川の兩氏一切經を修繕し、經藏に納め、十五年德川家康寺領を定め、寶永年中灌頂院を再建し、寶曆二年西院を再興したり、南大門、本寺の總門なり、四つ街道に面す、明治八年燒失し、後妙法院の古き門を買ひて移し立つ、金堂、南面二重瓦屋、特別保護建造物に屬す、總持如來の像を安置す、講堂、金堂の北に在り、南面、大日如來、及び五大尊四天王等の像を安置す、金堂、講堂の北にあり、觀音堂、講堂の東北に在り、南面、千手觀音、毘沙門、地藏等の像を安置す、西院、即ち大師堂、特別保護建造物に屬す、空海像并に護法神像を安置す、灌頂院、境内中隔に在り、古は講堂に連ふ回廊ありしも、今はその礎石のみ存せり、講堂門、入脚門とも云ふ、四方に在り、最も古き門なり、常に閉して開かず、特別保護建造物なり、方丈、灌頂院の北に在り、南面、長者の住所、大塔、境内中隔に在り、天長三年の創立に係れる物なりと云ふ、屢々火災に罹り、今の建築物は寛永年間德川家光の再興にかゝる、特別保護建造物なり、觀音堂門、東方に在り、寺傳に、延元の役に新田義貞此處を攻めし時、賜せし後、これを開かざることなり、あけし門と呼ぶといふなり、へり、觀智院、當寺第一の塔頭に於て、古き經像等寶物を藏す、佛像及び寶物は、木造毘沙門天像一軀、四天王像四軀、五大尊像五軀、文殊像一軀、十二天像七面、講堂に安置の持國、廣目、增長

トウシ

の像三軀(以上彫刻)七祖像七軀、山水圖屏風一雙、十二天像十二軀、五大尊像五軀、大師行狀繪圖十二卷(以上繪畫)消息卷物、大師遺言文、將來目錄、圓仁入唐求法巡禮記、後宇多天皇宸翰庄園敷地入狀、同興隆條々事書、同壽院日記、同御消息、同大師傳書讀、後醍醐天皇宸翰舍利奉請文、以上書讀、牛皮書卷、木造天蓋(以上美術工藝)等皆國寶なり(扶桑略記、日本逸史、山城名勝志、平安通志、京華要志、國寶目録)

トウシノチヤウチヤ

藤氏長者

藤原氏

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

童子經法、佛教にて金剛童子經より金剛童子を本尊として祈禱する秘密法、金剛童子は童子の忿怒像なり、不空三藏譯の佛號に、此像并に祈禱の作法を詳載せり、天台眞言共に行ふ(諸法要略抄)

トウシノチヤウチヤ

藤氏長者

藤原氏

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

童子經法、佛教にて金剛童子經より金剛童子を本尊として祈禱する秘密法、金剛童子は童子の忿怒像なり、不空三藏譯の佛號に、此像并に祈禱の作法を詳載せり、天台眞言共に行ふ(諸法要略抄)

トウシノチヤウチヤ

藤氏長者

藤原氏

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウシ

トウタ

トウセウダイゴンゲン 東照大権現 朝廷より元和三年二月徳川家康に賜ひし神鏡、トウ...

トウゼンジ 東禪寺 開創者武蔵徳江戸芝 寺の一〇本尊釋迦如来開闢國師長の頃、高僧崇...

トウウタイジ 東大寺 開創者大和國添上郡 奈良市の雜司大菩薩寺、恒説華嚴寺、城大寺、總國...

トウウタイ 燈臺 油火を點す道具、形も燭臺の 如くにして、上に油蓋を置き、下の蓋は、もつかう形...

トウタ

トウウタイジ 東大寺 開創者大和國添上郡 奈良市の雜司大菩薩寺、恒説華嚴寺、城大寺、總國...

トウウタイ 燈臺 油火を點す道具、形も燭臺の 如くにして、上に油蓋を置き、下の蓋は、もつかう形...

トウタ

トウウタイジ 東大寺 開創者大和國添上郡 奈良市の雜司大菩薩寺、恒説華嚴寺、城大寺、總國...

トウウタイ 燈臺 油火を點す道具、形も燭臺の 如くにして、上に油蓋を置き、下の蓋は、もつかう形...

トウタ

トウウタイ 燈臺 油火を點す道具、形も燭臺の 如くにして、上に油蓋を置き、下の蓋は、もつかう形...

トウタ

トウウタイジ 東大寺 開創者大和國添上郡 奈良市の雜司大菩薩寺、恒説華嚴寺、城大寺、總國...

トウタ

トウウタイジ 東大寺 開創者大和國添上郡 奈良市の雜司大菩薩寺、恒説華嚴寺、城大寺、總國...

トウダ

の前任のことなり、今は東堂と云ふ一職位ともなり、妙心寺派の如きは、米寺の住持の一職位となせり

トウダウチ

藤堂氏(伊勢津) 天武天皇皇子舎人親王の男、船王より出づ、玄孫渡岐権介長宗等兄弟八人、仁德天皇元年九月中原真人の姓を賜ふ、長宗八世の孫成行、瀬河天皇の朝に近江國愛智郡の大領となり、同郡長野藤堂村に住す、子孫世襲して郡務を司り、藤堂氏と稱す、一族に井口、多賀、田村等あり、藤堂の亂に領地を失ひ、愛智郡助越前に到り、長尾景虎に仕へ、一字を授けられて虎高と名づく、其子高虎、渡井長政に仕ふ、渡井氏滅後織田信澄に仕へ、功あり、尋で豊臣秀長に仕へ、豊臣秀長を賜ふ、秀吉薨後徳川家康に仕ふ、慶長五年關ヶ原役の功を以て、拾貳萬石加賜、移て宇和島城を治む、十三年封を伊勢伊勢兩國に移され、伊勢安濃津、伊賀上野の兩城を治む、其後屢々加封ありて、元和三年三拾貳萬石となる、寛文九年高次の時、伊勢國一志郡及び山城大和兩國の懸田五萬石を次子佐渡守高通に、同三子石を三子正次郎高堅に分封す、元禄十年高堅、高通の嗣となり、其封は高通の封と併せて五萬三千石となり、久居の地に治す、いづれも子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、宗家は伯爵を、分家は子爵を授けらる(系圖、藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳)

○高次 高久 高隆 高敏 高治 高剛 高忠 高賢 高貞 高敏 高治 高剛 高忠 高賢 高貞

伊勢久居(五萬三千石)

トウダ

○高次 高久 高隆 高敏 高治 高賢 高貞 高剛 高忠 高賢 高貞

トウダウチ

藤堂氏(伊勢津) 天武天皇皇子舎人親王の男、船王より出づ、玄孫渡岐権介長宗等兄弟八人、仁德天皇元年九月中原真人の姓を賜ふ、長宗八世の孫成行、瀬河天皇の朝に近江國愛智郡の大領となり、同郡長野藤堂村に住す、子孫世襲して郡務を司り、藤堂氏と稱す、一族に井口、多賀、田村等あり、藤堂の亂に領地を失ひ、愛智郡助越前に到り、長尾景虎に仕へ、一字を授けられて虎高と名づく、其子高虎、渡井長政に仕ふ、渡井氏滅後織田信澄に仕へ、功あり、尋で豊臣秀長に仕へ、豊臣秀長を賜ふ、秀吉薨後徳川家康に仕ふ、慶長五年關ヶ原役の功を以て、拾貳萬石加賜、移て宇和島城を治む、十三年封を伊勢伊勢兩國に移され、伊勢安濃津、伊賀上野の兩城を治む、其後屢々加封ありて、元和三年三拾貳萬石となる、寛文九年高次の時、伊勢國一志郡及び山城大和兩國の懸田五萬石を次子佐渡守高通に、同三子石を三子正次郎高堅に分封す、元禄十年高堅、高通の嗣となり、其封は高通の封と併せて五萬三千石となり、久居の地に治す、いづれも子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、宗家は伯爵を、分家は子爵を授けらる(系圖、藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳)



(押花虎高)

秀吉召選して伊豫大洲の地を賜ふ(五萬石を加へ七萬石となる)慶長二年再び朝鮮に航し、南原城を屠り、蔚山の後を襲ひ、三年六月更に一萬石を賜ふ、既にして石田三成等徳川家康を圍るや、高虎密に之を家康に告げて中島の邸に迎へ、更に弟正高を江戸に出して買と爲す、尋で慶長五年家康の上杉景勝を征せんとするや、從うて小山に至り、三成等の軍兵を聞くに及び、直ちに四上し岐阜城を陥れ、關ヶ原の戦には、先陣して南宮山に向へり、十月十二萬石を加へ、伊豫半國を賜はりて、今治城に治す、十一年妻子を江戸に移す、九月備中に於て二萬石を加増し和

トウチ

泉守と改め、十三年八月伊勢伊賀の地二十二萬九百石餘を賜ひ、安濃津の城主となる、尋で大阪兩度の陣に功あり、從四位下に陞り、伊勢國鈴鹿の地二萬石を加へ、凡て二十七萬九百五十石を領す、元和三年更に同國田丸の地五萬石を賜うて三十二萬三千九百石餘となり、寛永二年十一月侍從に任じ、三年八月左少將に轉じ、七年十一月十八日卒す、年七十五(藩翰譜、徳川實紀)

トウチ

等持院 關國山城國島野郡衣笠村字等持院○萬年山と號す(關國山)徳濟宗、天龍寺末に賜す○本尊地藏菩薩開國開山古創立の年代詳ならずれども、初は眞言宗にして山上に在り、後今の地に遷す、北朝暦應年中、足利尊氏再建し、跋石(夢窓)を中興開山となす、爾來足利氏の廟所となり、終に臨濟の禪刹となる、足利氏十三代衣冠の木像、及び尊氏の墳墓あり、長祿年中將軍家政之を重修したりしが、應仁の兵火に大半を燒失せり、後三條高倉院内の等持寺を此に合併して天龍寺の末寺となす、慶長十一年豊臣秀頼之を再建す、文化五年四月亦災して、荒涼を極めたりしも、近時増修す○寶物等持持持持(高倉坊門の等持寺の圖)、寛和元年八月十八日あり、今國寶たり(山城名勝志、山城名勝志、平安通志、國寶目錄)

トウチ

頭中將 近衛中將にて藏人頭を兼ねたる人を云ふ、猶「クワラドコロ」を見よ、

トウチ

頭辨 辨官にて藏人頭を兼ねたる人を云ふ、猶「クワラドコロ」を見よ、

トウチ

銅鉢 佛具、行法の時樂にて響を

トウバ

爲す、僧呼びて響と云ふ(佛具圖考)

トウバン

鑼、佛具、諸寺の堂中に懸くる鑼をいふ、鐘は梵鐘、鐘は波多通と云ふ、この鑼のなびくに從て人皆佛道に入ると傳へ、鐘聲もし人の眼に觸るれば、其人罪障を滅する功徳ありと信ぜられたり(佛具圖考)

トウバン

銅版 天明の初年司馬江漢長崎に遊び、關人より西洋の繪畫を學び、其術を受けたるを始めてす、其後江漢の門より、亞歐、雷洲の二人出づ、亞歐堂は奥州の人にして、初名を永田春吉といふ、松平樂翁に寵せられ、其保護を受けて研究したりといへり、此人一種の對線機械を發明し、自ら彫刻用に供し、丹器を以て磨蝕を造り、技術また江漢より秀でたり、樂翁の命によりて彫刻したる淺草觀音堂圖、并に高橋景保の爲めに彫刻せし萬國全圖、淺海時圖の類を見て、其技術を何ふべし、雷洲は中村氏、名詳かならず、江戸の人にして、亞歐堂に劣らざる名工なれども、其彫刻法は専ら西洋式に倣ひ、磨蝕も硝版を用ひたり、川中島戰爭圖、下利根川圖、淺草市圖等世に傳稱せらる、これよりして江戸に銅版彫刻の印刷始めて起れり、また京都にても、文化の初め々々(松田保房)長崎にて關人より此術を學び、若王子社内十二景圖の如き、尤も著し、其後天保の頃井上九郎あり、九郎は銅版面に漆を塗抹して磨蝕を防ぎ、三角尖の刀を用ひ、精密のものをも彫刻せり、尋で文久嘉永之際岡田春燈齋、松田敬朝等出で、一時此術大に振ふ、殊に敬朝は聖恩圖志を彫刻して面目を施し、水戸、高橋、加納等諸藩の藩札をも彫刻したりといふ、大阪も、天保の頃中塚、中川信輔の徒出で、銅版彫刻の印刷を始めし、其之を學ぶもの漸く多かりき、また敬朝は、維新の初

トウフ

め太政官稽察局の命を奉じ、太政官札五千圓を製造し、明治二年東京に召され、民部省の金札、并に大藏證券等をも製造せり、されば三年七月英國より銅版機械一式を買ひ入れ、銅版彫刻術を一翻したりといふ、六年東京の銅版師村澤山もまた敬朝と共に大藏省の御用を命ぜられ、大に工場を擴張し、門人百餘人に及べり、是より先紙幣を製造、亞米利加等にて製造したりしが、七月一月紙幣頭得能良介其危険なるを建議し、八月一月伊國印刷師エドワード・キヨソネを雇ひ、尋で獨國印刷師ブロッツドを聘して、手彫彫刻、機械彫刻、電氣彫刻等を傳習せしめしが、此傳習生各地に散して、銅版彫刻の術一層精密のものとなり、且つ其印刷術も亦大に進歩したり(日本工業史)

トウフ

童舞 雅樂にて童兒の奏する舞曲をいふ、童の字は音に喩ふるが習ひなりといふ、敬朝抄に、伽陵頻、五常樂、皇樂、汎龍舟、清上樂、胡蝶、登ア架とあり、此外胡飲酒、陸王、胡蝶舞なども童舞になし、ことあり、又「クワラマヒ」といふ、續世繼に「左大將の御子とて御飲酒わらはまひし給ふとき、あさいへの子なれば、かつかりの御子、ちいのおとや」とりて和ふりてとあり(歌仙品目)

トウフ

東福寺 關國山城國島野郡下京極本町の山麓慈日山觀音院の舊蹟、東福寺の本山、五山の一○水尊觀音開國開山觀音二年藤原道家の創立に係り、同觀音開國開山之助け、建長七年に落成し、御園(聖一)御師を開山となす、東大興福の各一字を取りて東福寺と號す、文永二年藤原實經四十一世を嘗附し、弘安二年北條時宗加賀殿位を嘗附し、貞和三年藤原經通佛殿を再建す、應永年中足利義持御堂宇を修繕し、天正年中に豐臣秀吉、寛

トウフ

永年中に徳川家光等重て修繕を加ふ、寺領は江戸時代一千八百五十石四斗餘ありき、明治十四年火災に罹り、佛殿、法堂、方丈等燒失し、今は往時の大伽藍の一部を存す○山門、二重屋根、足利義持筆抄音圖の額を掲ぐ、閣上に釋迦、及び月益長者、善哉童子の像、東西の壇上に、十六羅漢の像を安置す、腰板の彩畫は光殿司、及び其弟子寒殿司の合作なり、建長年中の遺蹟、天正年中の修繕に係る、○龍堂、今は根本堂となす、宋の無筆筆畫佛殿の額を掲ぐ、中央に釋迦、脇立に迦葉、阿難、四天王の像を安置し、左壇に大梵天等像を、右壇に達摩、觀音、百丈及び開山聖一國師の像を安置す○轉輪藏、僧堂の北松林に在り、宋の道潛筆の額を掲ぐ、宋版一切經を藏す○成就堂、守護神の祠なり○通天橋、普明國師筆通天の額を掲ぐ、構造は奇巧なり○權門、通天橋より經堂に通ふ北壇に在り○龍堂、常樂堂と號す、持明院の裏輪の額を掲ぐ、中央に開山聖一國師像、右壇に達摩、觀音、及び佛盤師の像を列し、左壇に辨才天、毘沙門天、韋陀天、及び道家の像を列す、堂の上層を傳衣閣と號し、阿彌陀像等を安置す、成就宮の東二町に内山本廟あり、藤原實實を祀る、境内五萬九千餘坪あり、塔頭子院五十三坊、内三十坊漸次廢合し、今存するもの、萬壽寺、盛光院、龍眼庵、靈源院、退耕庵、海藏院、(虎園の塔所)勝林庵、翠峯庵(觀音記の墓あり)善慈院、大徳院、同聖院、靈雲院(名不二尊)一乘院、龍吟菴、即字院、天得院、長慶院、芬陀院、莊嚴院、桂昌院、願成寺、正覺菴、光明院、永明院、南明院の廿五坊にして、未寺の諸園に散在するもの三百五十寺あり○山門より二町餘り東南の山上に仲恭天皇、皇嘉門院御墓、及び先明華寺殿の墓あり、其附近に藤原俊成、及び其女阿知尼の墓あり○寶物は奥道子筆釋迦、文

トウフ

殊、善賢の三幅、明光等涅槃像(三丈六尺、横一丈二尺)五百羅漢等甚多(東福寺紀年録、山城名勝志、平安通志、京華要誌)

東福寺派 臨濟宗の一派、辨圓を祖とす、ベンエン、ベンシユウ、ベンシユイ、ベンシユウを見よ、

トウフクモン 東福門 大内親入會院二十

五門の一、大極殿軒廊の東門、四間を隔て、位す、南門の結構は、南門兩扉にて、内外の石階三級となす、文明年中傳高の豊樂院園に據れば、南門扉廣四尺あり、蓋歩廊の制にて、中臺西臺并に同じ、石階三級にて、蓋高六尺六寸、廣一尺とす、額は保元三年旅行の書額を撤し、前關白の筆額を掲ぐ(大内親圖考證)

トウフクモン 東福門院 名

は和子 德川秀忠の女、母は贈従一位徳子(前關白)水尾天皇の中宮、明正天皇の御世、後光明、後西院、元元三天皇の御養母なり、慶長十二年生れ、元和六年六月入内、寛永元年十一月中宮となり、同六年十一月院號を賜ふ、延寶六年六月十五日崩す、年七十二、京都市下京區今熊野町の泉涌寺月輪院に葬る(諸所記、門院傳、陵墓一覽)

トウボウ 同朋 關西武家の職名、室町幕府にては、殿中の雜役を勤め、茶事を掌るを茶同朋といへり、江戸幕府にては、殿中にて大名の出入に之を案内し、衣服の着かへ、刀劍の上げ下げ、舞音、茶等の世話をする、また將軍の出行に扈從し、敵人あり、若年寄の支配にして百俵高十人扶持を給し、別に四季給と稱し、正、四、五、九、十二月に衣服及び其代金を給す、同朋頭ありて之を率る、老中若年寄より諸役人に下す書類を傳達し、なほ典表坊主衆を統括し、公人朝夕人(クニナチャクヤクニ)參看)を支配せ

トウマ

り、二百俵高にして役料なし、四季施同朋と同じ、關西關西關東足利義隆の征夷大将軍拜冬内の儀式を書したる書に、同朋の名見えたれば、其以前よりありしこと明かなり、世多きは、足利義隆の時、菅領細川頼之が、將軍を戒諭せんが爲めに置きたりと爲せども誤りなり、はじめは備を用ひ、某阿彌と稱したりしが、後妻を蓄へ仕籍に入る、江戸幕府にては、其創立の時より此職あり、蓋によりて某阿彌と稱し、備體なりしに、慶應二年之を廢したり、同朋はまた西丸にもあり、西丸同朋、西丸同朋頭と稱す(四季草、官制沿革略史、古事類苑官位部)

トウマル 胴丸(筒丸) 甲の一種、胴をかこみたる體丸く、竹の筒の如く作りしを云ふ、右の脇にて合せ、脇柄、陣子柄、袴、袴腰、地尾板等なし、わたがみの上に、相引の緒を覆ふ物な、杏葉の形にして付く、袖あり、草摺は前後合せて八枚、小札毛引、其他は鐵に同じ、但し札の一段、ながあがきにす、中古の桂甲摺にて鐵となり、鐵摺にて胴丸となりしなり、其名始めて源平盛衰記に見ゆ、(ヨロヒ、參看(軍用記))

トウヤマウチ 遠山氏(美濃苗木) 姓は藤原、加藤景康より出づ、その男景朝、建久六年三月美濃國惠那郡遠山莊を賜ひ、遠山大藏少輔と號す、子孫依て氏となす、其八世景後同國苗木に住す、五世友賢死して子なし、依て同族飯場城主遠山友勝、織田信長に命に依り、苗木の家督を繼ぎ、飯場城を嫡子友忠に譲る、友忠後、飯場城を男女信に譲り、美濃阿手羅城に居る、父友勝の死後、男女友政と共に苗木城に移住す、天正十一年豊臣秀吉命じて桑島司の麾下に屬せしむ、肯かす、長可因て之を討つ、友忠父子堅く守りて城陥らず、遂に和して城を授け、遠山國

トウロ

に至り、徳川家康に従ひ、菅沼定利に附屬せり、男友政初め織田信長に屬せしが、天正十一年濱松に至り、家康に仕へ、關原康政に附屬し、上野國館林城に住す、慶長五年關原の役、勤功により本領菅沼茂二郡の中、一萬五百石餘を賜ひ、苗木城に住す、元和元年大坂役に松平忠明の隊に屬し、戦功あり、子孫相襲きて明治に至り、華族に列せられ子爵を授けらる(藩閥譜、寛政重修諸藩譜、徳川加除封録)

○友賢 友時 友忠 友政 秀友 友貞 友春 友由 友將 友央 友明 友清 友國 友昭 友壽 友晴 友徳 友徳 友徳 友徳

トウロウノダイジン 燈籠大臣 平鹿盛(マロウノシゲモリ)を見よ、

トウチノコホリ 十市郡 關西關東大和國關西古の榮余の地なり、後十市縣を置く、古事記に、十市縣主之祖大目之女、名細媛命と見えたり、早くより其名あり、孝德天皇の初め、高市、高木、十市、志貴、山邊、會布の六縣あり、蓋し關西制定後之を置きしものなるべし(關西關東郡縣式又十市に作る、和名抄に、飯富、川邊、池上、神戶等の郷あり、郡名考、トイナ)と訓じ、地誌提要「トナチ」とも、明治廿九年式上式下と共に廢して燈籠郡を置く(郡名異同一覽、關西郡沿革考、法令全書)

トウツラ 十列 關西關東馬の一種、二説あり、一は十騎づゝを疊べて一時に乗出、其足の速さを争ふものなりといひ、山岡俊明、本多忠勝、伊勢貞丈、近藤義隆等の説なり、一は十番の騎馬なりといひ、松岡行義の説なり、而して行義の説に、十列も、騎馬も同じ事にて、十つらば、列りて馳すること

トウフ



此機微之引入車輪也

の十つらなればなるべし、されば十番の騎馬なり(中略)又十人等を疊べ馳するといふは、いとはかなき説なり、十人にて百人にてもあれ、一度に疊びて馳せたらんには、猶十列にてはなくて、一列なりけり」とあり、今按ずるに、吾妻鏡寛元三年八月十六日の條に、十列と號馬とを、別々に勤仕の人名を注したるを見れば、行義の説は成立せざるがごとし、但し前説もまた俄に首肯し難きを覺ゆ、されど馬を馳

トカシ

行はれたる十列は、唯祭の場を十列とのみ稱して、靜に乗り渡す事となりたり(關西關東關東三代實録元慶八年三月五日の條に、左右馬寄十列騎馬、於仁壽殿東庭、御覽とあるを初見とす、爾來四宮記、江家次第、明月記、大鏡、著聞集等に散見せり、また神事に行はるは、天延二年八月十一日の宣言に、石清水放生會には、鎌倉幕府にては、吾妻鏡建久六年三月十三日將軍源實朝が、鎌倉大佛に參詣せる條に、止駿一口爲三手攝會十列之移鞍、同寄、進之ことあるを初見とす、而して朝廷にては鎌倉時代のはじめまで行はれ、鎌倉幕府にては、嘉祿三年八月、寛元二年八月等に行はるること吾妻鏡にあれば、時々行ひしものなるべし(嘉祿寛喜共に越前の神事なり)また神事の十列は朝廷にて其式絶えたる後までも、なほ行はれ、室町時代まで其名殘を留めたるがごとし(吾妻鏡、玉葉、尺素往來、十列考、後松日記、貞丈雜記、類聚名物考)

トガリ

守備とす、是より泰高、政親と不和を生ず、此の時に當りて山科木願寺僧如上人北國に下向して一向宗を弘む、加賀の諸士民庶多く此法を尊崇して門徒となれり、然るに同門の高田派も加賀にありて同宗を弘みしを以て、同宗評論に及び、國主の決断を請へり、政親高田宗を利とす、一向宗一揆を起して、政親は法敵なりとす、政親を高尾城に攻めて之を陥れ、政親自殺す、政親死後は泰高城にて加賀中園を領したりしが、享祿中本願寺下關前兄弟下向して一揆を起し、泰高等を追出して加賀國を一統す、泰高の子頼泰と共に越前に逃れて朝倉氏に據り、天文三年加賀を復さんと謀りしも、大敗して泰高戦死し、その子は越前金津城主滝江大炊助長逸に據りしが、天正二年二月長逸一揆の爲めに殺され、宮腰氏も自殺す、是に於て宮腰氏絶に亡びたり(高樞記、系圖纂要)

トガシ

せて速速を争ふ一種の騎馬たるは疑なしと雖も、其作法を記したるものなきを以て、之を詳かにする能はず、なほ考ふべし、いま玉葉文治三年二月十一日春日祭の條に、「此日始立春日神馬十列云々、乘尻十人云々、路頭行列、先帶、次神馬一疋、次乘尻十人」とありて、その圖を描けたれば、參考として右に示す、但しこれは路頭行列の圖にして、十列の作法にあらずれば、其心して見るべし、而して後世神事として

トガリ

トガシウチ 富樫氏 姓は藤原、鎌倉幕府將軍兼武藏守藤原利仁の後なり、利仁の子善室頭叙用、其子吉信、其子忠頼と相續きて加賀に住し、子孫蕃衍して善藤、林、宮樫三家に分れ、加賀藩前を領す、忠頼の子加賀介吉家、其子富樫介家助相續ぐ、家道に至り水谷義仲に隨つて戦功あり、其子家經、頼朝より加賀國を賜はると云ふ、其子家直承久胤に武家に忠を盡す、泰符昌家に至りて足利氏に仕ふ、明徳年中、山名氏の亂に昌家討死す、寛正年中泰高疾を以て其弟泰成家を繼ぎ、上京して足利氏に仕へしが早世して、其子幼なり、加ふるに泰高の病愈へしを以て再任を幕府に請ふ、然るに政親の老臣等島山持國によりて、請ふ所あり、政親を以て

トガリ

トガリヤ 尖矢 尖りて銳利なる箭をいふ、また箭矢とも稱す、其製法は高樞問書に見ゆ、猶「十」の圖を見よ、

トガリ

トガリ 関(鯨波) 戰鬪行為を始むる時、敵に對し合圍の爲めに發する叫聲をいふ、之を發するを圍をつくるといひ、一方が他の一方に應じて發するを圍を合はすといひ、陣利の時に發するを陣圍といふ、陣圍は蓋し戰鬪の聲なるべし、貞丈雜記に、「ときこのふの事、城せめ野せめ野合によらず、合戦の最初にときをつくれば、敵もときを合する也、これ合戦すべしといふを敵に告ぐる合圍なり、敵もときを合はするは心得たると答ふる合圍なり」と見ゆ、圍の





トクガ

に養はる、母は岩本正利の女、徳川十一代の將軍なり。安永二年十月一橋邸に生る。天明五年將軍家治子なきを以て養はれて四丸に移る。二年四月元服を加へ、從二位權大納言に任じ、六年九月家を襲ぎ、七年四月征夷大將軍に拜し、正二位内大臣に進み、家齊職に就く。初め、まづ前代の權臣田沼意次を黜け、七年六月松平定信を擧げて老中首座に任じ、翌年輔佐となし、鋭意治を圖り、享保中興の跡に則り、文武を奨励し、奢侈を禁じ、町法を改正して七分積金をはじめ、儲蓄米の制を建て、風俗を匡正する等、所謂寛政の改革を行ひ、政綱頗る張る。會々家齊生父治清を尊びて大御所の號を授けんとするの意あり、而して京都にありても、光格天皇また御父典仁親王を太上天皇と爲さんとし、類例の件東西同時に起る、定信堅く執りて不可となし、兩謀共に罷じ、然れども之が爲め中山愛親、正親町公明等正副使の下向ありて、所謂殿中間答を見るに至れり、世に之を尊號の紛議と稱す、寛政四年魯船箱館に來り、我國の漁民を護送し、かねて通商を求む、即ち吏を遣して應接せしめ、箱館は外人渡來の地にあらざれば、長崎に赴くべしとて、信牌を與へて去らしめたり、之より北海の地の忽にすべからざるを識り、享和二年蝦夷地開拓の議を決し始めて箱館奉行を置、文化六年魯國使節レソノット長崎に來り、互市を求めしと雖も、之を許さざりき、既にして四年、松前氏の所領を収めて公領と爲し、箱館奉行をして之を管せしめ、各所に警衛を置きたりしが、四年に至り魯人、唐大擲盤等の各地を襲し、五年には英船長崎に來り暴行する等の事ありて、外警漸く繁し、文化十三年從一位に叙し、太政大臣に任す、武臣にして生前太政大臣たりしものは、足利義滿、豊臣秀吉、徳川家康、同秀忠

トクガ

及び家齊の五名のみ、天下以て異數の盛事と爲す。尋で天保八年大鹽平八郎の亂ありしも、蔑もなくして平ぐ、此年四月職を家慶に譲りて四丸に老し、十二年正月晦日薨す、年六十九、東叡山に葬る、勅して正一位を贈る。家齊、定信等を擧げて革新の政を布き、治績見るべきものありしが、申道にして漸く政に倦み、晩年豪奢を事として、水野忠成等を用ひ、弊政影ながらざりき、而も世天平の極に達し、の幕府盛また其絶頂に上りしが故に、世に大御所様時代と稱し、故老今なき傳へて其盛を稱す。マツダヒラサダノアハシ參看(徳川實紀、徳川太平記)

トクガ

名虎吉、長じて左近と稱す、初名綱豊、將軍となるに及びて今の名に改む、諡號文昭院。甲府綱重の子、綱吉に養はる、母は長昌院、田中治兵衛の女、徳川六代の將軍なり。寛文六年四月江戸谷中千駄木の甲府邸に生る、延寶四年從三位左中將に任じ、六年封を襲ふ、八年八月正三位參議に進み、九月封地十石を加へて三十五萬石を領し、元祿三年十二月權大納言となりしが、寶永元年二月、將軍綱吉子なきを以て、養はれて四丸に徙る、二年三月從三位權大納言に陞り、六年正月家を襲ぎ、五月朔日征夷大將軍に任す、同部證房老中として専ら事を用ふ、家宣職に就く。初め、まづ生類愛護の禁を解き、前代の權臣柳澤吉保を黜り、正徳二年新井白石の建議により、勅定吟味役を創置し、寶永七年奏して、新に閑院宮を立つ、また金部貨を改鑄し、正徳元年には、朝鮮信使引見の儀を改むる事、漸次刷新の政を布かん事を圖りしが、不幸にして在職永からず、三十年十月十四日薨す、年五十一、増上寺に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る。アラハハセキ參看

トクガ

名竹千代、盤城淺明院。關西家重の長子、母は至心院、徳義英通の女、徳川十代の將軍なり。元文二年五月四丸に生る、寛保元年八月元服して從二位權大納言に任じ、寶曆十年右大將を兼れ、四月家重の讓を受けて家を襲ぎ、九月征夷大將軍に拜し、正二位内大臣に進む、明和六年田沼意次老中となり、天明三年意次の子意知若年督となり、其一族門閥また權要の地を占め、勢力朝野を壓し、家治は只垂拱するのみ、故に弊政百出、賄賂公行し、加ふるに連年凶災相繼ぎ人心安からず、吉宗中興の綱紀此に至りて遂に衰ふ、六年九月九日薨す、年五十一、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(徳川實紀、徳川太平記)

トクガ

名竹千代、盤城淺明院。關西家重の長子、母は至心院、徳義英通の女、徳川十代の將軍なり。元文二年五月四丸に生る、寛保元年八月元服して從二位權大納言に任じ、寶曆十年右大將を兼れ、四月家重の讓を受けて家を襲ぎ、九月征夷大將軍に拜し、正二位内大臣に進む、明和六年田沼意次老中となり、天明三年意次の子意知若年督となり、其一族門閥また權要の地を占め、勢力朝野を壓し、家治は只垂拱するのみ、故に弊政百出、賄賂公行し、加ふるに連年凶災相繼ぎ人心安からず、吉宗中興の綱紀此に至りて遂に衰ふ、六年九月九日薨す、年五十一、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(徳川實紀、徳川太平記)

トクガ

りしが、十五年に至りて漸く平々(シマバツノラン、參看)是に於て清國二國の外、悉く貿易を停め、英葡四の諸國人を逐ひ、國民の海外に出づるを制し、三槍、五百石以上の兵船を製造するを禁す、寛永の鎖國令と稱するもの即ちこれなり、慶安四年四月廿日薨す、年四十八、日光山に葬る、詔して正一位太政大臣を贈る(徳川實紀、徳川太平記)



(集菟搨纂器料史)藏所寺山金前備

あらんや、萬一非望を抱くものあらば、政宗仰を蒙り、一手を以て踏み潰さんのみと答へ、諸將皆恐慄して退きたりといへり、此年また肥後熊本城主加藤忠廣の封を奪ひ、十年弟駿河忠長に自盡を命じ、十三年日光東照宮の廟を改造し、建徳社を極む、翌十四年天主教の徒島原に集りて亂を爲し、勢頗る猖獗な

トクガハイヘモチ

徳川家茂 關西關初名慶福、盤城淺明院。關西伊賀順の子、母は寛相院、後ち紀伊齊藤の養子となり、更に將軍家定に養はる、徳川十四代の將軍なり。關西弘化三年生る、嘉永二年齊藤に養はれて紀伊家を襲ぎ、安政二年從三位齊藤に任じ、同年家定の嗣となりて、本宗を襲ぎ、江戸城に移る、井伊直弼老中として政事を委決したりしが、時、諸大名京都に入謁する者多く、處士の横議亦頗る盛なりしを以て、同部詮勝を京都に遣して、幕府の政策に反對せる者を捕へ、所謂安政の大獄を起したり(アンセイノヨク)參看)是に於て議論沸騰し、萬延元年三月直福遂に櫻田門外に横死するに及び、幕府全く天下の輿望を失ふ、之より先安政五年、米蘭魯英佛五國の爲めに、神奈川、長崎、函館の三港を開き、萬延元年正月、外國奉行新見豐前守等を米蘭に遣はし本條約を交換せしむ、軍艦奉行木村攝津守成徳丸に駕して之に隨ふ、我國の軍艦が太平洋を横切る事、實に之れを以て始めと爲す、文久元年二月、魯國軍艦對馬に來泊し、上陸して永住の計を爲し、占領を企つ、因て吏を遣して詰問せしめ、且つ英國公使の盡力により、僅に退去せしむるを得たり、此時に際し、老中久世廣周、安藤信勝等は、直弼の遺策を奉じ、皇妹和宮の降嫁によりて、公武合體の實を擧げんとし、之を朝廷に強請せるを以て、朝廷は十年を期して講和を行ふを約せしめて許可ありしかば、此年十二月和宮下向あり(三年二月大婚を行ふ)二年朝旨により改革を行ひ、一族慶喜を後見に、松平春嶽を政事總裁と爲し、且つ諸大名參勤の期を緩め、妻子の歸國を許せるが故に、江戸の地獄に衰頽せりといへり、尋で文久三年二月上洛す、會々孝明天皇石清水に行幸あり、攘夷の節刀を將軍に

トクガ

授けんとす、家茂前と稱して供奉を辭し、六月江戸に歸り、元治元年正月再び上洛し、從一位右大臣に任じ、五月歸東す、七月長崎の家老岡司信濃等兵を率ゐて京都に入り、禁烟を犯すに及び、長州征伐の議始めて決し、尾張大納言を總督に任じて兵を遣めしめたるに、長藩志願の意を表したるを以て軍を遣したりしが、幾干もなくして再び反抗の勢を示す、是に於て家茂親征のため、慶應元年五月更に上洛し、幕府を去りて又手の下すべしとなし、故に十月に及び軍艦を一族慶喜に譲らんことを上表せしと雖も、天皇許し給はざりき、而して長藩再征の舉は、到る處利を失し、遂に厭ふ能はず、退いて軍を改むるを得ざるの苦境に陥れり、偶々家茂二年八月二十日を以て、大阪城中に薨す、年六十一、九月増上寺に葬す、勅して正一位太政大臣を贈る。チャウソウセイハシ參看(徳川實紀、關西關初、三十年史、徳川太平記)

トクガハイヘヤス

徳川家康 關西關初名竹千代、通稱二郡三郎、また大藏人といふ、初名元信、元康、後ち家康と改む、盤城東照大権現また東照宮關西關初の長子、母は德通院、水野忠政の女、徳川初代の將軍なり。關西關初天文十一年十二月金河岡崎城に生る、六歳の時、尾張國主織田信秀の許に拘せられ、應永三年にして歸り、再び今川義元に買となりて駿府に赴く、十八年廣忠卒するの後、なほ本國に歸るを得ざりき、弘治二年五月元服を加ふ、永祿二年義元の爲めに重圍を犯して大高城に兵糧を入れ、三年五月端により其城を守るに及び、始めて岡崎に歸る、此時に當り家康の本領たる三河は、全く今川氏に附庸たるに過ぎざりしが、義元の薨るの後、漸く關

トクガ

附庸たるに過ぎざりしが、義元の薨るの後、漸く關

トクガ

宣し、尋で義元の子氏直と絶つ、爾米東四を攻めし、三河悉く平々、九年叙爵して三河守と稱し、七年左京大夫に任ず、此年武田信玄の今川氏直を圍るや、家康と通じて馳遣の分領を約したりしが、今川氏滅後遠江遂に家康の手に歸す、元龜元年居城を濱松に移す、時、織田信長朝倉義景を討たんとして救を求む、因て兵を出して姉川に戰ふ、アホカハノカタカヒシ、參



(集覽掛幕編料史)藏所院龍青京東

看)二年五月從五位上に陞り、十一月待從に任ず、會々信玄密に遠江を侵せしかば、家康信を絶ち、是に於て三方ヶ原の戰あり、(ミカサガハラノカタカヒシ)參看)天正六年正月五位下に陞る、五月信長を助け、武田勝頼と長篠に戰ひ、ナカシノカタカヒシ參看)五年十二月從四位下を授け、八年正月從四位上に陞り、十年二月信長と共に勝頼を討てて之を

トクガ

殺す、武田氏竟に亡び、駿河また家康の有となる、五月、信長の明智光秀に誅せらる、や、家康時に堺に在り、歸せて岡崎に歸り、更に軍を整へて京都に入らんとしてたりしが、豊臣秀吉既に光秀を誅したりとの報を得て其行を罷む、尋で北條氏直と和し、女を以てこれに娶す、十一年十月正四位下右中將に任叙し、十二年二月從三位參議に陞る、會々秀吉、信長の子信雄を除かんとして、信雄救を家康に求む、是に於て家康小



(押化康家)

牧の戰に於て秀吉の軍を破りしと雖も、(コマキノカタカヒシ)參看)永く戰ふことの不利なるを曉り、秀吉の請に任かて和を請じたり、十三年秀吉、生母大政所を出して實とし、且妹朝日姫を家康に嫁して其甘心を買ひ、切に入洛を勧めしを以て、家康また子秀康を出して秀吉の養子とし、暗に實に疑し、十月京都に入り、秀吉に謁見の禮を執る、此月福中納言に遷み、十一月正三位に叙す、時に家康、駿、遠、甲、參、信の五國を領して、駿府城に居り、威望漸く高し、十五年從二位權大納言に移り、十二月左大將を兼ね、左馬寮御監に補し、十六年秀吉の聖駕を築山に迎ふや、また其儀に興り、詔によりて清華の上方に列せらる、十八年小田原征伐の起るに及び、海道諸城を修して秀吉の軍を迎へ、北條氏亡ぶるの後、改めて關東八州を領し、江戸城に移る、十九年また秀吉に従つて奥羽を平定せり、文祿元年從五位下に陞りて、名護屋の本營に

トクガ

待して攝關に參す、慶長元年正二位内大臣に遷り、もなくして大老となる、所謂五大老の一人なり、三年秀吉薨するの後、前田利家等と共に此務を裁決したりしが、石田三成等、密に家康を以て豊臣氏の社稷に利あらずとなし、五年上杉景勝等と謀り、東西相應じて兵を擧ぐるや、之を關ヶ原に敗り、(セキガハラのカタカヒシ)參看)大に實將を行ふ、諸將奮勇し、勢威天下を壓す、八年二月從大將軍に拜す、十年四月軍艦を秀忠に譲り、駿府城に移りしと雖も、大事に至りては、悉く其裁決に俾れり、是の時に當り豊臣勢頼なほ大阪に據り敢て風を挑せりしを以て、十九年方廣寺總持の事によりて戰勝を執せし、冬夏陣に於て之を薨す、(オホサカノナシ)參看)是に於て兵馬の權全く徳川氏に歸す、元和二年三月太政大臣に任じ、四月十七日薨す、年七十五、其後久能山に葬し、三年二月東照大権現の勅諭を賜ひ、三月正一位を贈らる、此月遺命によりて、日光山に改葬す、正保三年更に東照宮の神號を賜ふ、(徳川實紀)參看)

トクガハイヨシ

徳川家康 關原功名敏二郎、監院信濃院徳川家康の四子、母は押田敏勝の女、徳川十二代の將軍なり、關原戰役五年五月十四日生る、九年元服を加へ、從二位權大納言に任叙し、文化十三年四月右大將を兼ね、文政五年三月正二位、十年三月從一位に進み、天保八年家康の遺を受け、家康を襲ぎ、九月二日從大將軍に拜し、内大臣に任ず、十二年前代の權臣たりし若年寄林忠英、御乗申次水野忠篤等を擧げ、老中水野忠邦を任用し、享保寛政の治に則り、奢侈を抑へ、文武を奨励し、富強行を停め、府内の私塾を禁じて之を新吉原に聚り、中村、市村、森田の三芝居を淺草橋若町に移す等、親憲革新を圖り、世に天保の改革と稱す、(ハシノカタカヒシ)參看)

トクガ

ニ參看)然れども其爲す所往々にして酷烈に亘るものありしを以て、民意を失したるのみならず、更に江戸大阪の近方十里四方を悉く土地して幕領と爲さんと企つるに及び、更に士人の怨讐を買ひ、遂に失敗に歸したり、既にして嘉永六年米國水師提督ペリー軍艦を率ゐて浦賀に來り通商を求む、即ち命じて海岸を警備し、久里濱に於て米國の國書を受け、返書は來春授けべきを約して歸國せしむ、時に家康病あり、二十三日遂に薨す、年六十一、増上寺に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(續徳川實紀、徳川太平記)參看)

トクガハウチ

徳川氏 徳川氏はもと松平氏と稱す、家傳によれば、松平氏は世々三河國松平の郷に住し、州内の豪族たり、信重の時頼嗣なきを以て、世貞田親氏に女を配して、家を繼がしむ、これを松平氏中興の祖と爲す、親氏は清和源氏にして、新田義季の後裔なり、上野世貞田の庄に在りしが、故ありて國を去り、四方に流過し、後三河に來りて信重に養はれたり、親氏より泰親、信光、親忠、長親、信忠、清康、廣忠を経て家康に至り、永祿九年十二月參禱して、中興の祖親氏の家系により、徳川氏と改稱すといへり、然れども詳籍によりて考ふるに、親氏が新田の庶流なりといへる實證なし、而して徳川氏に關する系圖の本據とする所は、尊卑分脈なれども、同書にある徳川氏の系は、慶長十年四月に神龍院覺誓が、家康の旨を受けて考定遺書したるものに傳り、信すべきものにあらざる、故に親氏の實系は全く不明なり、之を以て世傳は、家康が爲する所ありて、新田氏に傳けたるものなりと説くものあり、其疑なきにしもあらず、蓋し親氏と義季との系は、家傳に従へば親氏、教氏、滿義、政義、親季、有親とあり、

トクガ

有親の子を親氏と爲す、此内親氏より稱義に至る三代の間は、史に反證ありて、其實在を認むるを得れども、政義以下有親に至りては、全く散見する處なし、疑ふらくは、覺誓の制定したるものならんか、また親氏の時代も、諸書傳ふる所一様ならざれども、大徳寺過去帳に、康安元年四月廿日歿とあるもの、比較的信用すべきものなるべし、之を要するに、親氏が何氏たりしかば、今なほ疑問の内在に在り、なほ親氏が養はれたりといふ松平氏の系もまた詳かならず、或は賀茂氏なりといひ、或は在原氏なりと稱すれども、確證なきが故に、斷定しがたし、従つて親氏と松平氏との關係も、家傳の如く、果して養嗣たりしものか、或は本來よりの松平氏にして、後ち味に養子説を唱へて新田氏に傳けたるものなるかも詳にすると能はず、但し鴨江寺文書に、三位中將藤原家康と見え、なほ大通院文書、匿名土代等にも藤原と見え、また、それは島津氏が惟宗姓にしてなほ藤原氏を冒したる同一の理由に基き、一時の冒稱に過ぎざる事、星野博士の辨論あり、されば親氏以前の兩家系(親氏の本系、并に養家たる松平氏の系)は今日常の家系(親氏の正統)の史料によりて考ふれば、疑を容るゝの餘地あれども、これを斷する事は絕對に不可能の事とす、但し親氏が松平の庄を領したりしとは確かなるものに似たり、信光の時に至りて漸く繁榮し、竹谷の松平、形原の松平、大草の松平、御油の松平(深流の松平)また此流なり能見の松平、長澤の松平等に分れ、親忠の時また大給の松平、四福登の松平、安祥の松平、瀧島の松平等に分れ、長親の時福登の松平、櫻井の松平、東條の松平、藤井の松平等に分れ、信忠の時三木の松平、輪島の松平等に分れしが、信忠崩息にして、士民の心を失し、松平氏の威勢稍々衰へ

トクガ

たれども、其子清康、驍勇絶倫、頗る謀略に富む、松平氏此に至りてまた盛んなり、天文年中、森山の陣中に於て、阿部彌七の爲めに弑せられ、子頼忠嗣ぐ、これより勢亦頓挫し、遂に今川氏の附庸となる、廣忠の子家康、三河より起りて駿遠甲信を略したりしが、天正十八年關東八州に封せられ、武藏江戸城を據りて之に居り、後ち天下を統一して征夷大將軍に拜し、子孫永く武門の棟梁たり、而して家康の時徳川と改稱したるも前に云へるが如し、なほ當時の制、徳川を稱したるは、本宗の外、三家三廟の流に限り、其他の庶流并に支族等は、悉く松平氏を稱せしめ、なほ別の外様大名の中、前田、島津、毛利、兩池田、島取、岡山、蜂須賀、黒田、伊達(仙臺)、淺野、山内の十家の宗族に限りて、松平の族稱を授けたり、十五代慶喜の時に至り大政を奉還す、朝廷即ち田安家流をして宗家を繼がしめ、静岡八十萬石を領したりしが、廢藩置縣の後廢族に列し、公爵を授けられ、慶喜また後に一家を爲し特に公爵を授けられたり、トクガハウチイハヤス)及び徳川、松平の諸氏の條を參看すべし(大三河志、徳川實紀、尊卑分脈、三家考、三河物語、改正三河後風土記、諸家系圖纂、三河歴代記、武藏國學院雜誌、徳川家康本姓考)參看)

トクガ

- 清康 家康 廣忠 信忠 親忠 長親 信光 信忠 信康 家光 家宣 家綱 家茂 家重 家治 家隆 家貞 家純 家定 家茂 家隆 家貞 家純 家定
- トクガハウチ 徳川氏(尾頭名古屋) 三家の、家康の九男義直より出づ、慶長八年正月甲斐

トクガ

武拾五萬石に封じ、十二年閏四月松平忠吉の遺領を繼ぎ、尾張國及び三河美濃の内三十萬石を領し、尾張清洲城に治し、平岩親吉を傳とす、十五年尾張愛智郡名古屋城を築く、元和元年五月大阪役に従軍あり、八月六萬九千五百石を信濃國に加賜、前封と併せて六十一萬九千五百石、寛永十年九月嫡子五郎太左衛門將軍家光の偏諱を賜ひ、光義と改め、叙爵して、右兵衛督と稱し、更に光友と改む、爾後偏諱を賜はるるを例とす、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる(系譜、華族諸家傳)

○系譜 光友 綱誠 吉通 某 繼友

宗春 宗勝 宗時 齊朝 齊温 齊莊

慶藏 慶隆 慶義 慶宜 義隆

トクガハウチ 徳川氏(紀伊和歌山) 三家

の一、家康の十男頼宣より出づ、頼宣慶長八年十一月常陸國水戸城二十萬石に封ぜらる、九年十二月五萬石加賜、總べて二十五萬石、十四年十二月加封して五十萬石となり、封を轉じて駿河遠江兩國を領し、駿府城に居す、元和五年五月五萬五千石を加へ、紀伊及び伊勢の内に轉封し、和歌山城に居す、寛永十年九月嫡子長福に將軍家光の偏諱を賜ひ、光貞と改め、叙爵して、常陸介と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるるを例とす、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる(系譜、華族諸家傳)

○系譜 光貞 綱教 頼職 吉宗 宗直

宗將 重倫 治貞 治賢 齊順 齊澤

慶福 茂承 頼倫

トクガハウチ 徳川氏(常陸水戸) 三家の

一、家康の十一男頼房より出づ、頼房、慶長十年常陸國河内郡下野十五萬石に封ぜらる、十四年十二月水戸城に遷り、二十五萬石に加増す、元和八年十月常陸國小川にて三萬石加賜、都べて二十八萬石を領す、寛永十三年七月次子千代松に將軍家光の偏諱を賜ひ、光圀と改め、叙爵して左衛門督と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるるを例となす、元禄十四年五月七萬石を新治郡に加賜、前封と併せて三拾五萬石、千孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる(系譜、華族諸家傳)

○系譜 光圀 綱條 宗純 宗翰 治保

治紀 齊衡 齊昭 慶高 昭武 萬敬

トクガハウチ 徳川氏(田安家) 三卿の一、

八代將軍吉宗の二男宗武を祖とす、享保十四年元服を加へ、從三位左近衛權中將に叙せられ、右衛門督と稱し、吉宗の偏諱を賜ひ、宗武(トクガハム子マキト參看)と改め、服米三萬石を賜ひ、十六年正月邸を江戸城田安門内に賜はる、因て世に田安家と稱す、延享三年九月拾萬石を攝津、和泉、播磨、甲斐、下野、武藏六國に賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(系譜)

○宗武 治察 齊臣 齊莊 慶頼 家達

慶頼 慶達 慶達

トクガハウチ 徳川氏(一橋家) 三卿の一、

八代將軍吉宗の四男宗尹を祖とす、享保二十年九月從三位左近衛權中將に叙せられ、刑部卿と稱し、吉宗の偏諱を賜ひ、宗尹と改め、元文二年閏十一月服米貳萬石を賜はる、五年十一月江戸城一橋門内に邸を賜はり、同十二月服米一萬石を加賜す、因て世に一橋家と稱す

○系譜 宗尹 綱重 宗重 宗重 宗重

宗重 宗重 宗重 宗重 宗重

トクガハウチ 徳川氏(一橋家) 三卿の一、

幼名敬三郎、初名紀教、字は子信、景山、清龍閣等の號あり、私諱烈公、治紀の三子、兄齊賢の嗣となす、川藩邸に生る、文政十二年兄齊賢の遺命によりて家を襲ぎ、從三位左中將に任叙し、明年參議となる、慶封の初め、宿弊のある所を察し、藩政を改革し、有司を交造し、境界を正し、稅收を減くし、言語を開き、奢侈を抑へ、文武を奨励せり、天保十一年藩に就く、十二年更に弘道館を建て、文武、禮樂、射御、算數より、銃砲の操練醫術に至るまで、みな課を分ちて藩士を教ふ、此年國內寺院の巨鐘を収めて巨砲を鑄、また兵制を改め、弓槍の隊を廢して銃砲隊を編み、専ら西洋の制を用ひ、名けて大砲隊と稱す、是より先齊昭、結城實勝を用ひしが、後や之を悔ひ、其權を奪はんとす、

トクガ

トクガ

と稱す、寛延元年十一月拾萬石を和泉、播磨、甲斐、武藏、下野六國に賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(系譜)

○宗尹 治清 齊教 齊禮 齊位 慶昌

慶壽 昌丸 慶喜 茂榮 遠道

トクガハウチ 徳川氏(清水家) 三卿の一、

九代將軍家重の二男重好を祖とす、寶曆八年十二月江戸城清水門内に邸を賜はり、九年九月從三位左近衛權中將に叙せられ、宮内卿と稱し、家重の偏諱を賜ひ、重好と改む、因て世に清水家と稱す、十二年五月拾萬石を大和、和泉、播磨、甲斐、武藏、下野六國に賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、伯爵を授けられしが、後年爵位をばがる(系譜)

○重好 一政 齊 齊 齊 齊 齊 齊

齊 齊 齊 齊 齊 齊 齊 齊

トクガハウチ 徳川氏(紀伊和歌山) 三家

五百十六卷、續國史大系九以下七冊に收む、徳川氏歴代の將軍の實紀にして編年體に記述し、別に歴代毎に、將軍の言行を叙したる附録あり、行文流暢にして、記事頗る正確、江戸時代の歴史を知らんとする者は、必ず參考するを要す、御實紀成書例に、悉く編修する處の歴朝實紀は、史局の目錄を根據とし、傍ら内外の書籍をかれり、また家傳の正しきを參考する處あり、されど明曆より前は、目錄多半毀たり、よりて四城日記及び世に傳ふる幾種新帙を探り、家傳野乘をもて之を補ひ、彼是を校正し、遺實を密定して漸く一代の大體を爲すしとあるにて、其體を知るべし、なほ流布本には引用書を註したれども、同じく成書例に、本書に出典を註せずと雖も、副本に至りては、毎條の下悉く原書の名を書す」とあり、幕府に進呈したる原書には、之を擧げざりし

實紀即ち齊昭を退けんとし、幕府に送する所あり、而して幕府はまた齊昭の行為往々にして、其忌諱に觸るゝものありしが故、弘化元年途に前込の邸に幽し、子慶萬をして封を賜がしむ、十一月其遺領を解き、寛永二年藩政に與るを許す、會々六年、ヘリ 浦賀に來りて通商を求め、物情雖然たりしかば、老中阿部正弘は齊昭を起して幕議に參與せしめたり、即ち上書して十條五事を論じ、且大砲七十五門を獻じ、爾來日々登壇して議に列せしと雖も、其主暗する所は、攘夷ありしが故に、論議多く用ふる所とならず、安政元年神奈川條約の締結せらるゝに及び、遂に登壇を辭したりし、正弘は齊昭を野に下すの、幕府に不利なるを知り、更に七月軍制改革等を委任し、再び朝に立たしめしが、正弘卒して、老中堀田正睦事を用ふるに及び、これを免じたり、五年井伊直弼出で、大老となり、勅許を俟たずして、米國と通商條約を締結すや、齊昭大に其不可を論じ、六月、子慶萬、尾張院、松平春嶽等と袂を列れて不時に登壇し、直弼を責めたり、要領を得ること能はざりき、是に於て七月幕府は、齊昭が禁を犯して京都に入説したるを罪とし、再び幽込の邸に幽す、八月更に命じて、水戸城に屏居せしむ、萬延元年八月十五日薨す、喪を發するに先ず、幕府其幽禁を解く、時に年六十一、水戸瑞龍山に葬る、文久二年勅して從二位大納言を贈り、明治元年又從一位を贈る、齊昭告志稿、明治一、班抄等、國史記、幕府衰亡論、水戸列公行實、水戸列公世家、徳川家列傳) 按ずるに齊昭が無謀の攝政論者にあらずして、職の決心ありて和するは和なり、其決心なくして和する

トクガ

と見えたり、關東大學頭林述齋總裁の下に成島司直が旨を奉じて編纂したるものに係り、局を司直の家に見えたり、文化六年より起稿し、嘉永二年に至りて成る、○按ずるに、本書も御實紀と稱し、歴代毎に諡號を冠して某院御實紀と題したり、徳川實紀といふは私稱なれども、今専ら此名を以て行はるゝが故に便宜上之に従ふ、なほ完成したる御實紀の外其續修に係るものあり、文芸院に始まり、慶喜公に終る、蓋し幕府の末道に編纂したるものにして、文芸院第二代の實紀は、編纂に成りしも、訂正に違はらず、温恭院以後に至りては、只史料の蒐集に止り、御實紀の成文を爲さざるのみならず、蒐集したる未だ完からず、殊に慶喜公の紀の如きは、中途にして瓦解の變に會したるが故に、史局の同人等密に請うて廢版に従ひ、大體を整理したるなりと傳ふ、經濟雜誌社にて、續徳川實紀と命名して、出版したるもの即ちこれなり(徳川實紀、續徳川實紀)

トクガ

トクガハツナヨシ 徳川綱吉 徳川綱吉幼名徳松、諡號常憲院、將軍家光の四子、兄家綱に養はる、母は桂昌院、本庄宗正の女、徳川五代の將軍なり、○綱吉正保三年正月本丸に生る、慶安元年三の丸に新館を造りて移徙し、四年附料十五萬石を賜ひ、承應二年八月從三位右中將に任叙し、寛文元年閏八月上野館林城を賜ひ、前封と合せて廿五萬石を領す、十二月參議を兼ね、八年五月六日家綱の嗣となりて江戸城二の丸に移り、權中納言に叙し、八月家光を襲ぎ、八月征夷大將軍に拜し、内大臣となる、堀田正俊擁立の功により、大老として事を用ひ、頗る勢威ありしが、貞享元年若年寄稻葉正休に害せられたり、世傳によれば、綱吉漸く正俊を忌み、密に旨を正休に授けたるなりと云へども、事秘して傳はらず、時に僧隆光とい

トクガ

トクガ

は和にあらずして降なり、故に戦の決心を以て戦備を整へ、開戦は適宜に従ふべしとの説なりし事、先君既に其論あり、當年の志士が、仰いで以て廣東の木丸と爲したるの途により、齊昭を批評せんとせば、大なる譏諷に陥らん、然れども齊昭早く、股肱たりし戸田達軒藤田東湖を失ひて又兵弱なく、遂に勢の乗ずる處となりて、誠實論に殉死す、心事寧ろ哀し、トクガハバクフ 徳川幕府 江戸幕府(エドバクフ)を見よ。

トクガハヒテヤス

徳川秀忠 關原前功 名長丸、豊後台徳院關原家康の三子、母は寶台院、西郷清貞の女、徳川二代の將軍なり、關原天正七年四月遠江濱松城に生る、十五年八月從五位下藏人頭に任叙し、爾來累進して、文祿元年九月從三位權中納言となる、世人江戶中納言と稱す、この年家康肥前名護府に赴くに當り、江戸城を留守し、三年權中納言を辭す、慶長五年七月父に從うて、上杉景勝を征したりしが、石田三成等の擧兵するに及び、命を受けて東山道より西上し、途、上田城に真田昌幸を圍み、遂に關原の戦期に後れ、之に會すること能はざりしかば、家康其延滞を怒り、面會を許さざりしと雖も、諸將の調停によりて漸く意解けたりといふ、六年從三位權大納言に陞り、八年右大將を兼ね、右馬寮御監となり、十年家康の命を受けて征夷大將軍に拜し、正二位内大臣となる、十九年三月また從一位に叙し、右大臣に任ず、既にして大阪冬の陣起るや、父と共に之を征したり、是れより先家康跡府にあり、大事悉く其手に決したりしが、元和二年薨



(押花 芳)

じてより、秀忠始めて天下の政を視る、五年六月福島正則の封を奪つて津輕に配し、八年また本多正純を彈し出羽由利に流す、九年七月藤家光に讓りて四丸に老し、寛永三年上洛して天願を拜し、太政大臣に任ず、九年正月廿四日薨す、年五十四、芝増上寺に葬る、勅して正一位を贈る(徳川實紀、徳川太平記)

トクガハヒテヤス 徳川秀忠 關原前功 名長丸、豊後台徳院關原家康の三子、母は寶台院、西郷清貞の女、徳川二代の將軍なり、關原天正七年四月遠江濱松城に生る、十五年八月從五位下藏人頭に任叙し、爾來累進して、文祿元年九月從三位權中納言となる、世人江戶中納言と稱す、この年家康肥前名護府に赴くに當り、江戸城を留守し、三年權中納言を辭す、慶長五年七月父に從うて、上杉景勝を征したりしが、石田三成等の擧兵するに及び、命を受けて東山道より西上し、途、上田城に真田昌幸を圍み、遂に關原の戦期に後れ、之に會すること能はざりしかば、家康其延滞を怒り、面會を許さざりしと雖も、諸將の調停によりて漸く意解けたりといふ、六年從三位權大納言に陞り、八年右大將を兼ね、右馬寮御監となり、十年家康の命を受けて征夷大將軍に拜し、正二位内大臣となる、十九年三月また從一位に叙し、右大臣に任ず、既にして大阪冬の陣起るや、父と共に之を征したり、是れより先家康跡府にあり、大事悉く其手に決したりしが、元和二年薨

トクガハミツクニ 徳川光圀 關原前功 名長丸、また千代松丸、字は徳亮、一の字、幼名、後ち子龍と改む、日新齋、常山人、車然子、梅里等の號あり、私諱義公、世に水戸黄門、西山公と稱す、關原前功の三子、關原水戸の藩主なり、寛永五年水戸城下三木之次の宅に生る、十三年七月元服を加へ、從四位下に叙し、十七年三月右中將に任じ、七月從三位に陞る、正保二年はじめて史記伯夷傳を讀み、慨然として修史の志あり、且つ兄頼重を越えて世子たりしを悔ひ、明暦三年二月、大日本史の編纂に着手

トクガハヨリフサ 徳川頼房 關原前功 名長丸、初名頼房、または頼信といひ、私諱頼公、關原家康の十子、母は正木頼忠の女、關原前功の始孫なり、慶長八年十一月二歳の時、常陸國水戸廿萬石を賜ひ、九年また五萬石を加ふ、十一年元服を加へ、從四位左少將に任叙し、十五年關原前功に三河の内にて五萬石を賜ふ、十六年右中將に遷み、即日また從三位參議に陞る、大阪冬の陣起るに及び、軍に従ひ、元和元年七月權中納言に任ず、五年紀伊伊勢の内を合せて五十五萬石を食み、關原前功の始孫なり、慶長十一年九月、四歳の時常陸下庄の地十萬石を賜ひ、十四年正月正五位下左衛門督に任叙し、十二月水戸城に移り、二十八萬石を領す、十

トクガ

安門内に隔てて移徙し、延享二年十一月参議に轉ず、三年采邑十萬石を賜ふ、明和五年權中納言に遷り、八年六月四日薨す、年五十七、東叡山中没院に葬る、宗武好みて國典を研究し、兼て雅樂聲律に通じ、また和歌を嗜み、賀茂真淵を徵して侍臣と爲し、なほ新田左衛門を將して共に有職故實を研究せり、關原前功八論餘音、樂曲考、服飾考、冠履類聚、玉面鏡抄、玉函書、探雅、服飾考、冠履類聚、玉面鏡抄、著述目録、近世三十六家集略傳) 一



(押花直義)

トクガハヨシムネ 徳川吉宗 關原前功 名長丸、また新之丞といひ、初名を頼方といひ、關原前功の始孫なり、慶長八年正月、四歳の時、甲斐國二十四萬石を賜ひ、十一年八月元服を加へ、從四位下右兵衛督に任叙し、十二年閏四月尾張國に轉じ、美濃信濃の地を合せて六十一萬九千五百石を食み、清洲城に居りしが、十五年名古屋城を築きてこれに移る、十六年三月從三位參議に陞り、右中將を兼ね、大阪冬の陣起るに及び、赤軍に従ふ、元和元年美濃の地三萬石を加へ、三年七月正三位權中納言となり、寛永三年八月從二位權大納言に進み、慶安三年六月廿日薨す、年五十一(徳川實紀、野史)



(集覽書畫圖料史) 關原前功家吉川公胤

美の俗を矯めんとし、儉素を以て自ら率ふる、また風紀を革新し、文武を奨励する等鋭意治を圖れり、六年八月はじめて評定所の門前に目安箱を設け、民をして怨枉を訴ふるの道を開き、(メヤク、参考) 七年十二月小石川に養生所を設立し、關原前功に民貧にして賑を求むると能はざる者の施療所となし、(メヤク)



(押花直頼)

トクガハヨリフサ 徳川頼房 關原前功 名長丸、初名頼房、または頼信といひ、私諱頼公、關原家康の十子、母は正木頼忠の女、關原前功の始孫なり、慶長八年十一月二歳の時、常陸國水戸廿萬石を賜ひ、九年また五萬石を加ふ、十一年元服を加へ、從四位左少將に任叙し、十五年關原前功に三河の内にて五萬石を賜ふ、十六年右中將に遷み、即日また從三位參議に陞る、大阪冬の陣起るに及び、軍に従ひ、元和元年七月權中納言に任ず、五年紀伊伊勢の内を合せて五十五萬石を食み、關原前功の始孫なり、慶長十一年九月、四歳の時常陸下庄の地十萬石を賜ひ、十四年正月正五位下左衛門督に任叙し、十二月水戸城に移り、二十八萬石を領す、十

トクガ



六年三月元服を加へ、從四位下少將に進み、元和六年參議を経て、正四位下左中將に陞り、寛永三年八月從三位權中納言となり、四年正月正三位に移り、寛文元年七月廿九日薨す、年五十九(海輪譜、徳川實紀)

トクギヤウセイ 得業生 貞妻(コウコ)を

トクゲン井 徳源院 總田信雄(ナダノナ)

トクゴウ 得業 三大勸會の講師を勤めたる僧侶の稱、一宗の業を遂げ得たるによりてかく名づく、釋家官班記に、三會遂業、以て稱得業とあり、國名もしくは房名を附して呼ぶこと慣例なり、美乃得業隆、周防得業仁、越後得業秀、林靜房得業嗣、花房得業深の如し、また源義經の師得業聖が重徒を受けて奈良より鎌倉に下り、後ち勝長壽院の供僧となりし事、玉葉、吾妻鏡に見えたり、江戸時代には、真宗にて僧侶の一階階の稱に用ふ(釋家官班記、寺官抄、僧官雜例集、文治二年大般若轉業記、本願寺學事史)

トクサイロ 木賊色 鬚の色目の名、表は融質にて黄白なるものをいふ、四季通用す、また表は黒青なりといへり、(カサネイロ)の挿繪を見よ(和衣記、裝束色)

トクシ 讀師 僧侶の役名、法會の時に經名經文を讀上る、とを尊る、今讀まことの通卷に、この三河入道は讀師とかやにては、法華經の心とさうあらはせるふみも點したためて、そこづくの聽衆どもなみあて、各ふみしたためられ侍りけり」と見えたり

トクシ

トクシマシヤウ 徳島城 關西阿波國徳島市中中央山○又洞山城、洞津城とも稱す(關西國志)起原詳ならず、永祿中森高次居城す、天正十年長曾我部元親之を奪ひ、吉田康隆をして守らしむ、同十三年豊臣秀吉蜂須賀家政をして之を攻め取らしむ、其功により之を家政に與ふ、同十四年大に修築を加へ、原城を擴張す、慶長五年徳川氏一たび之を没收し、更に家政の子至鎮を二十五萬石に封じ、此に治せしむ、同十三年洞山を徳島と改む、幕で洞津と改め、延寶六年また徳島と改む、子孫相繼ぎて治城となし、明治維新に至る(阿波志、明治政覽)

トクシヤウ井 得成院 條道香(イチ)

トクシヨハシ 讀書始 二種あり(一)少年の時始めて書を讀む儀式、(二)歳首始めて書を讀む儀式をいふ(讀書始) (一)天皇の式は豫め其書、並に侍讀、尙書等を定め、當日に至り、侍讀(一)に博士といふ、まづ書を讀みて之を授け奉り、次に尙復(一)に部讀といふ侍讀の授け奉りし處を復す、畢りて殿上の髪を設く、皇太子、親王、諸皇子以下、經神家の讀書始また之と大差なしと雖も、皇族は尙儀を省略したり、と多く、臣下にては、主として博士之を勤めたり、而して其書は一ならず、多くは字經を用ふ、なほ就學の年齢も均しからず、極めて少なるは三歳、極めて長じたるは二十歳を越えたるもあれど、大抵七八歳を以て通常と爲す、(二)別に儀式と稱する程のことなきも、鎌倉將軍家にては、侍讀ありて之を授けたり(關西國志) (一)新儀式江家次第等に見えれば、既に早く行はれたるを見るべし、蓋し奈良朝時代より平安朝時代の初にかけて起

トクセ

トクセイ 徳政 (一)鎌倉時代にも、將軍家にて之を行ひしこと、吾妻鏡、足利家官位記等に見えたり、(二)起原詳かならず、吾妻鏡元久元年正月十二日の條、及び同三年正月十二日の條に、源實朝が讀書始に孝經を讀み、中原仲業が侍讀たりしことを載せたり、當時には前者と同じく孝經を讀み、侍讀をも置きたること明なれども、其以後は絶えて見えずる處なし、降りて室町時代に入り、實隆公記明應五年正月二日の條に正月二日讀千載集を讀み奉り見え、是例年の儀也とあり、蓋し鎌倉家にては、讀書を行ひしものありしを何ふべし、なほ日時は、吾妻鏡には、兩條とも十二日とあれば、或は此日を用ふるの慣例なりしならんか、實隆公記には例年二日に行ふと見ゆれば、此頃より二日と定まりしものなるべし、江戸時代に入りても、また二日を用ひたり、一日を用ひたる人もなきにあらず、吾妻鏡の如きは、其人の嗜好に任せば、一定せざりしと勿論なり、此時代には普通讀初めと稱し、幕府にては讀書始といへり(吾妻鏡、實隆公記、朝野年中行事)

トクシヨロン 讀史餘論 關西三卷、新井白石全集第三に收む、關西中古より、天下の以勢九變して武家の世となり、武家の世また五變して徳川氏に及びたる所以に就き、白石獨特の識見を以て、評論を試みたるものにして、實に我國に於ける文明史體歴史の先驅たり(關西新井白石、正義二年將軍徳川家宣に、古今大勢の變遷を講義したる時の稿を淨寫したるものに依る(讀史餘論))

トクセ 徳政 (一)鎌倉時代にも、將軍家にて之を行ひしこと、吾妻鏡、足利家官位記等に見えたり、(二)起原詳かならず、吾妻鏡元久元年正月十二日の條、及び同三年正月十二日の條に、源實朝が讀書始に孝經を讀み、中原仲業が侍讀たりしことを載せたり、當時には前者と同じく孝經を讀み、侍讀をも置きたること明なれども、其以後は絶えて見えずる處なし、降りて室町時代に入り、實隆公記明應五年正月二日の條に正月二日讀千載集を讀み奉り見え、是例年の儀也とあり、蓋し鎌倉家にては、讀書を行ひしものありしを何ふべし、なほ日時は、吾妻鏡には、兩條とも十二日とあれば、或は此日を用ふるの慣例なりしならんか、實隆公記には例年二日に行ふと見ゆれば、此頃より二日と定まりしものなるべし、江戸時代に入りても、また二日を用ひたり、一日を用ひたる人もなきにあらず、吾妻鏡の如きは、其人の嗜好に任せば、一定せざりしと勿論なり、此時代には普通讀初めと稱し、幕府にては讀書始といへり(吾妻鏡、實隆公記、朝野年中行事)

關西國志(一)仁徳天皇四年二月詔して、三ヶ年の間、悉く課役を除きたることあり、然れども未だ徳政の名目なかりしが、天平勝寶八年四月、太上天皇聖武の不振なるを以て、徳政を行ひ、天下に大赦し、及び賦課貧窮を疾等にて自ら存すること能はざる者を賑恤せり、是を徳政なる文字の初見と爲す、尋で桓武天皇延暦十八年五月、藤原登らざるが故に、徳政を行ひ、四國中國九州等の内十一ヶ國の田租を免除す、爾來屢々諸書に散見せりと雖も、今書等に從ふ、而して之を行ひたる場合を類別すれば、米穀登らざりし時、民情を安んぜんとする時、天變地妖ありし時、大嘗會舉行の時等なりとす、要するに此種の徳政は貧者老幼を救恤するを目的としたる恩典にして、鎌倉時代に入りては、行はれたれども、後醍醐天皇の代徳政を行はれし以後は、其名目史籍に見ゆる所稀なり、而して鎌倉時代は朝廷のみならず、幕府にても屢々行ひたり、寛喜二年六月美濃國に雪降るや、北條泰時傳れて、徳政を行ひしが如き其一例なり、(二)此種の徳政に關しては早く起原を王朝時代に發したり、朱鳥元年、天下の百姓貧乏せざるにより、白鳳十四年以前の貸種及び貸財を免除したることあり、而して其時には既に政府に關したるもののみならず、個人の私時にまで及ぼして悉く貸免したり、これ蓋し當時貸富の同漸く懸隔したるを以て、兼併の弊を防ぐにありき、尋で養老四年三月、同二年以前の貸種は、公私に關らず貸免したるにて、百姓の負擔に苦しみたる一端を見るべく、殊に弘仁五年七月に、大和河内兩國の遺年の未納納十三萬四千石を免したるにて、其多額なるを知るべし、かくの如く公私の貸借を免じて百姓を救ひたるは、明かに此種の徳政の起因たり、就中朱鳥元年に、其効力を個人の貸財にまで及

ぼしたるは尤も注意すべきものとす、然るに鎌倉時代に入りて、これより轉じて、動産及び不動産の、實買もしくは買入に關して、其契約を破棄すること、なれり、按ずるに、源賴朝天下の權を得てより、旗下の武士恩賞地を多く領有し、漸次兼併の弊を生じたるを以て、源賴朝の時に至り一人の領有する田地の數を限らんとしたりしが、中原實元三善善信等のは、むすとなりて果さざりき、承久役以後は、勤功により武士の所領愈々増加したるを以て、武士は漸く奢侈に流れ、財を散すもの多し、遂に其所領を買入し、或は土地を典して一時を儲けるもの夥からず、富有なる武士及び庶人の富強等は、これら諸士の土地を請求し、所領を引受けしを以て、諸士の身を失ふもの多かりしかば、幕府大に之を憂ひ、屬々所領の賣買入を禁じたるも行はれざりしが、文永五年七月四日令して本物返の法を行ひ、舊賣買の價格を以て買戻を得るの制をはじめたり、然れども猶武士を數ふを得ず、同七年五月復を辨せしめて、買入法却地を本主に返却せしめたり、これ實に此時代に於ける徳政の初見と爲す、然れども徳政なる稱呼なかりしが、永仁五年三月六日實賣買地を本主に返却せしむるに及びて、始めて徳政と稱したり(是より先き、弘安八年の豊後國田國に、徳政使と見えたるを始めて、關西の社領法却地を本主に返却せしめたるを指したるものにて、一般に行はれしは永仁を始めてとす)蓋し此時に當りて御家人の多くは、奢侈に流れて、財政頗る疲弊を極め、加ふるに蒙古戰爭と其防備との打撃を受けて、益々困窮に陥り、租税を意納し、或は所領を買入し、只に御家人の義務を盡さざるのみならず、所領が非御家人及び衆庶の手

に歸せるもの多きを以て、幕府は屬々これが救済の事を講じたりしと雖も、武士の窮乏は猶々として上下に流り、争訟續出して殆ど最甚すべからず、此勢にて進まば幕府の衰亡を來すを以て、幕府は自衛上之を救済するの必要に迫られ、遂にこの徳政令の發布あるに至りたり、即ち總訴を廢し、御家人の所領を買入賣買するを禁じ、既に實買入せるものは、價を辨償せしめて實主に取戻させしめり、而して此時の令によるに、御家人の有りに係る實賣買地は廿廿年以後のものに限りて返却せしめ、其他非御家人凡下の輩のものに係るものは、年經の遠近を論ぜずして返却せしめたり、此外私錢出舉、管轄、借物等の勸廉に至るまで無効に歸せしめたり、以て初度の徳政が、御家人の窮を救ふの目的に出でたることを窺ふべし、この後正安二年、建隆二年にも徳政を行ひたり、また朝廷にては行ひしが如く、高野山文書、兼百合文書等に公家武家の徳政と見ゆ、これより土地の賣買に關する信用全く地に落ちれば、其證券券には、多く徳政あるも、無効とせざることを誓約するに至れり、また室町時代に入りては、正長元年九月十八日、幕府徳政令を發したるより、地下人等峰起して、債主の宅を襲ひ、借書を奪め出して燒棄したるを初見とし、爾來類々として行はれしが、土地は前代に准據して廿ヶ年以内を限り、實物に還りては、品目に從うて各々又其期限を限りたり、なほ其最初にありては、全く之を破棄せずして、其身分を辨せしむるを正法と爲したるが如く、文正元年九月十三日の令には、本錢の五分一を辨せしめたり、天文九年、永祿三年等には十分の一を辨せしめたり、慶し十分の一を辨せしむること、普通の規定なりしは假







トサハ

派生したりといひ傳ふ。蓋し隆徳の系は、此後も  
明なれども、其他土佐と稱する人々は、更に其系統  
分明ならず、思ふに土佐と稱するもの、幾流も打ち  
交りてありしなるべし、また土佐の中絶せし折に、繪  
所を預りし人々もありしならん、光長(トサミツナ  
が)參看(吉光、隆徳の如き名手皆此流より出てたり、  
かくて南北朝時代に至り、土佐派の繪も、漸く衰へ  
んとしたりしが、なほ光顯、行光、粟田日隆光の徒に  
て、其名聲を保ち、更に室町時代に及び光信を出ず  
に及びて亦盛んなり(トサミツナ參看)然るに光  
信の孫光元、永祿二年正月戦死して、一時斷絶した  
りしを、光茂の門人光吉和泉に移住して土佐を名  
乗り、漸く師家の遺風を維持せしが、其孫光起に至  
りて實名頗る高く、遂に朝廷繪所の稱を賜ひ、子孫永  
くこれを繼承し、江戸の狩野派と互に拮抗せり(ト  
サミツナ參看)曾孫光芳の時、長子光澤父に繼いで  
繪所預たりしが、二千光貞名手にあざりしも、兄  
の死後繪所預となり、累代丹精の功によりて、別に  
一家を立つることを許され、これより、光澤の家と光  
貞の家との二つに分れたり、されど兩家より名工を  
出さず、世と共に遺風を衰へしが、二家の外にあり  
て、田中訥言、浮田一憲、岡田爲基の如き名工ありて  
土佐畫を描き、名聲を馳す、訥言一憲は氣韻を以て  
世人に稱揚せらるれども、筆力の點よりいへば、爲  
基に及びざること遠し、(一憲のみは土佐の門に入り  
たれども、他の二人は獨立して研究せり)近時光文  
の門に川崎千虎、川邊御前を出し、千虎の門に小堀  
朝吉、御前の門に村田丹隆を出し、并に世に著はる、  
今其系統を示せば左の如し、但し光信以前は不明な  
るを以て省略に従ふ(扶桑畫入傳、横井博士、日本繪  
畫史)

トサマ

○光信 光茂 光元  
○光吉 光則 光起 光成 光結 光芳  
○廣通(佐藤)  
光澤 光時 光輝 光文 光章 光一  
光貞 光孝 光清 光武 川崎千虎 小堀朝吉  
光文 川邊御前 村田丹隆  
トサハウチ 戸澤氏(出羽新庄) 姓は桓武平  
氏、貞盛五世の孫右馬助忠正の孫藤原守盛より出  
づ、其子兼盛、陸奥國岩手郡流石庄戸澤に住す、依て  
氏とす、後に出羽山本郡間屋庄に移住す、十一代の  
孫家盛、出羽角館城に移る、其後治部大輔盛安、豐臣  
秀吉に屬し戦功あり、その子政盛、天正十八年秀吉小  
田原陣に馳せ向ひ、本領(角館四萬石)を安堵す、慶  
長五年徳川家康に従ふ、七年十二月常陸國に移封し、  
手綱城を治む、元和八年九月貳萬石加賜、出羽國に  
移封し、新庄城を治む、前封を併せて六萬石、寶永  
六年六月、正誠藩の列を賜はる、延享二年十二月正  
誠藩田七千石を弟四郎重親に分封す、子孫相繼ぎ  
て明治に至り、華族に列し爵を授けらる(藩翰譜、  
寛政重修諸家譜、徳川加除封録)  
○盛安 光盛 政盛 正誠 政誠 正勝  
正勝 正産 正真 正親 正胤 正令  
正實 正巳  
トサフシ 土佐節 内匠土佐少權が創めたる  
淨瑠璃節の一派○土佐少權は初め内匠虎之助と稱  
す、二代目薩摩太郎右衛門に就きて學び、傍ら諸流  
を洗滌し、後ち二派を開くに及び、受領して土佐少  
權正勝と稱し、現町に住して操座を興す、寛文延寶

トサミツナ

人傳、横井博士、日本繪畫史)  
トサミツナガ 土佐光長 系統詳かなら  
ず、土佐系圖には隆徳の子とも、隆徳の子とも、經  
隆の子ともあれども、并に信がたし、繪所預にて、  
從四位下刑部大輔に至る、文治の頃中年にて盛りな  
りしとおもはるれば、彼の有名なる年中行事繪六十  
卷は二十五六の時畫さしものに係り、後白河院の觀  
覽に入りしが、深く賞讃せられ、蓮華王院の寶藏に  
收められたりといふ、また高倉天皇承安三年の實御  
宣御所の降子の繪に、平野行啓、日吉御幸等の圖を  
畫かせられし時、其供奉の大臣以下は、面貌をも寫  
さるゝ爲め、似繪の達人右馬頭藤原隆信に、人の面  
貌のみかきせ、其他は光長に仰せありて、畫かせ給  
へり、世に光長、光起と共に土佐三筆と稱す(扶桑名  
畫傳、横井博士、日本繪畫史)  
トサミツノヲ 土佐光信 關西國廣周の子  
實は光弘(廣周の兄)の子なり、關西累代丹波の家に  
生れ、殊に畫を嗜み、父の畫法を學び、幼年より披  
群の光ありしが、後繪所預となり、右近將監を經  
て刑部大輔に遷り、從四位下に叙す、曾て繪畫の爲  
めに明に遊ばんと欲したれども、故ありて果さざり  
しかば、それより専ら覺悟、信實、光信等の筆意を  
學ひ、遂に綜覽して別に一格を出せり、大永五年五月  
没す、年九十二、光長、光起と共に土佐三筆と稱せら  
る、清水寺繪起、石山寺繪起、福富草紙等著はる(扶  
桑名畫傳、扶桑畫入傳、横井博士、日本繪畫史)  
トシ 刀自 (一)婦女子の通稱、後ち老女の稱  
となり、又(二)禁中女房の名にも用ひたり(一)名義  
詳かならず、尤恭紀二年の條に、同皇后未だ家に在  
し、時、關西國造が、皇后を指していへる語に、戸  
母とありて、注に、戸母此云觀白と見えたるを初

トシ

とす、皇后家に在し、時のことなれば、少女をも刀  
自といへること明なり、なほ萬葉集に吹賣刀自とあ  
るも、老女にはあらず、なほ吾子の刀自、能刀自、母  
刀自など、同義にあるを以て、老少を通じての稱なる  
こと益々明なり、然るを、和名抄に、今案、俗人謂  
老女爲刀自と見えたるは、源順の時代には、既に  
専ら老女の稱に變じたるものなるべし、(二)朝廷  
にては、御厨子所、台盤所、内侍所等にありて、雜役を  
務む、煩雜官抄に載せたる弘仁八年六月廿三日の  
宣旨に、「有稱紀某姓色刀自之辭、自今以後、宜除  
姓只稱紀色刀自と見えたり、御厨子所刀自は、和  
名抄にその名見え、采女の中に、雜用を専ら掌るも  
のなほ、禁抄抄に、刀自御宿、寮所各別也、衣唐  
衣袴也、結中、但近代只衣結中者唐衣、是一向御宿  
役者也」と見えたり、内侍所の刀自は女房官品に、と  
じ、これも侍の類などある、とせば内侍所のまほ  
りなり」と見えたり、看聞御記應永三十二年八月廿三  
日の條に、内侍所刀自三條など見ゆ、此外攝政家武家  
にも、朝廷に徴ふて管中に置きたり、攝政家の刀自  
は、平記記、玉葉、女房官品等にも見えたり、武家は、  
吾妻鏡文應元年三月廿七日の條に其名見えたり、後  
世の御末などいへる、卑き職のものにて、女房と稱  
しがたきものなほ、和名抄、同義注、禁抄抄、  
女房官品、看聞御記、關田次等、安齋圖等、武家名目  
抄、比古邊衣)  
トシラトコ 年男 古くは畿首の諸親族を執  
り行ふものなほ、後には節分の豆まきを行ふも  
のなほ、井に武家にて臨時に命ぜらるゝなり、  
今川大双紙に室町幕府のことをいひて、「御年男、ま  
んする事、元三にかにも早天に出仕をして、先御  
橋子二つ奉りてより、長さは六寸たるべし(申時)

トシマ

の頃より世に傳唱せられ、節廻し頗る雅なりとて、遊  
人の間に弄げらる、延寶八年二ノ丸に於て酒吞童子の  
戀を將軍徳川家綱の白髪に俟して大に面目を飾し、  
享保の頃まではなほ盛んなりしが、寶曆に及びて全  
く衰微したり(聲曲類纂、寺山氏、淨瑠璃史、高野氏  
、淨瑠璃史)  
トサマ 外様 譜代の關係なくして臣禮を取  
る者の稱、多くは武門の稱呼なり、一族門閥譜代以  
外のもの、義なるべし、太平記、相模入道并田樂の  
條に、「一族大名御内外様の人々、或は堂に座を列れ、  
或は庭前に陣を起し見物す」とあるを初見とす、常  
來圖書並に諸書に多く散見せり、室町幕府にては外  
様の大名を外様衆といひ、江戸幕府にては外様大名  
といへり、(ダイミヤカ參看、武家名目抄)  
トサミツオキ 土佐光起 關西國光朝の子、  
丸、春可軒と號す、法名常照、關西國光朝の子、  
元和三年十月生る、天性童に巧なりしかば、早くも  
其名天朝に達し、享應三年三月從五位下左近將監に  
補し、尋て延寶九年五月朝野法橋に叙す、後ち法  
橋となりしといふ、光起仙洲の御覺え深かりしか  
以て、改めて自願に繪所の稱號を許ありしより、  
特に精神を込めたる畫には動畫畫といへる印章を  
用ひたり、是より先、土佐派は光信以後衰微したり  
しを光起之を再興し、名手の譽高く、光長、光信と  
共に土佐三筆と稱せらる、時伯も狩野探幽全盛の時  
代に會せしが故に、其畫幾分か、家傳の法を學びたる  
趣なきにあらざれども、土佐の特色はなほ依然として  
て其中に維持せしかば、これが爲めに毫も品格を墮  
さざりき、元祿四年九月廿五日没す、年七十五、山城  
國愛宕郡知恩寺(白鳥酒)に葬る、古泉行圓三十六  
歌仙傳、酒橋童子繪卷等著はる(扶桑名畫傳、扶桑畫

トシヤウサン

度輪散 形氣を構ふ事、  
トシマノコホリ 豊島郡 武藏國  
豊島に作る、和名抄に、日頭、古方、荒巻、酒島、  
豊島、の條あり、後、在野郡の御田、藤田  
の條を併す、明治十三年五月南北の二郡に分ち、  
明治廿九年東多摩郡と南豊島郡とな合併して豊多摩  
郡とす(郡名異同、關東沿革考、法令全書)  
トシメ 釘を打ちて門戸を鎖し、謹慎せるをいふ  
の詞、享保九年に、重科の者には酒料の上戸を科  
するの罰を設け、元文五年には、郡村にては人家散  
在し、戸を命ずるも目立たざるの故を以て、これを  
止め、輕きは叱、重きは酒料に處し、名主組頭等は  
役儀取上げ、なほ意きは酒料を命じたり、但し町家  
は從來の如くなりき(二十日、三十日、五十日、  
七十日、百日等の別あり(御定書百々條、公儀御定書  
歌仙傳、科擧類纂、徳川政治史料)

正月元日屠蘇と共に用ふ、早く延喜式及び江次第等にあり、なほ公事根源に「三獻に度越散を供す、如此御齋の儀式は三ヶ日あり」と見ゆ、

トシヨリ 年寄 室町時代中葉以後における武家の職名、其家の重臣にて、専ら政務に與かるもの稱、即ち家老職なり、長老の義にて宿老といふに同じ、齋は年寄によりて政務に預りしものを稱したりしが、後には長幼を論ぜず、其職にある者を一般に稱することとなりたり、なほ室町幕府にては評定衆を宿老、引付衆を中老といひ、また稀には兩衆を總稱して年寄といへることあり、これらに基きて廣く行はるることとなりしなるべし、而して諸大名家中にては、おなじく普通には年寄と唱へたれども、また家の年寄ともいひしは、幕府のそれに對しての稱にして、家老といふも、家の年寄の義なり、江戸時代には、幕府には老中と稱したりしも、なほ幕府に從ひて年寄ともいへり、諸大名にては多く家老と唱へしも、また此稱を併せ用ひたり、此他年寄と稱するあり、即ち家老格なり、「ラウヤユウ」「カラウ」參看○若年寄といへるは年寄に對したる稱にして、若年寄の義なり、「ワカドシヨリ」參看武家名目抄、古事類苑官位部

トシヨレウ 屠蘇 正月元日の佳儀に用ふる酒の一稱、また藍尾酒といふ、赤木桂心、防風、菝葜、菊、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上一般に之を用ふるは、歳首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御齒を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻す、まづ菓子に飲ましめたる後、主上閣召し給ふ、一人之を飲めば一家病なし、一家これを飲めば一里病なしといふ傳へあるよし、

トシヨレウ 屠蘇 正月元日の佳儀に用ふる酒の一稱、また藍尾酒といふ、赤木桂心、防風、菝葜、菊、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上一般に之を用ふるは、歳首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御齒を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻す、まづ菓子に飲ましめたる後、主上閣召し給ふ、一人之を飲めば一家病なし、一家これを飲めば一里病なしといふ傳へあるよし、

トシヨレウ 屠蘇 正月元日の佳儀に用ふる酒の一稱、また藍尾酒といふ、赤木桂心、防風、菝葜、菊、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上一般に之を用ふるは、歳首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御齒を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻す、まづ菓子に飲ましめたる後、主上閣召し給ふ、一人之を飲めば一家病なし、一家これを飲めば一里病なしといふ傳へあるよし、

トシヨレウ 屠蘇 正月元日の佳儀に用ふる酒の一稱、また藍尾酒といふ、赤木桂心、防風、菝葜、菊、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上一般に之を用ふるは、歳首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御齒を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻す、まづ菓子に飲ましめたる後、主上閣召し給ふ、一人之を飲めば一家病なし、一家これを飲めば一里病なしといふ傳へあるよし、

トシヨレウ 屠蘇 正月元日の佳儀に用ふる酒の一稱、また藍尾酒といふ、赤木桂心、防風、菝葜、菊、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上一般に之を用ふるは、歳首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御齒を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻す、まづ菓子に飲ましめたる後、主上閣召し給ふ、一人之を飲めば一家病なし、一家これを飲めば一里病なしといふ傳へあるよし、

トシヨレウ 屠蘇 正月元日の佳儀に用ふる酒の一稱、また藍尾酒といふ、赤木桂心、防風、菝葜、菊、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上一般に之を用ふるは、歳首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御齒を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻す、まづ菓子に飲ましめたる後、主上閣召し給ふ、一人之を飲めば一家病なし、一家これを飲めば一里病なしといふ傳へあるよし、

トクウチ 戸田氏(下野守) 戸田宗光四代の孫三郎有衛門忠次より出づ(父光忠、永祿年中徳川氏の爲に本領田原を失ひ、四三河に遷る)忠次永祿六年一向一揆に黨して徳川家康と戦ひて武勇を顯す、後家康の招に應じ數次軍功あり、八年三河大津の地七百石を賜ふ、九年駿馬武者甘願を附けられ、賜料として二千三百石を加賜す、天正十八年小田原征伐に従ひ、武藏江戶城を陥る、功を以て伊豆下田二千石を賜ふ、子尊次、是より先天正十二年小牧陣に功あり、三河和地村五百石を賜ふ、小田原征伐に從ふ、慶長六年十一月關ヶ原役の功を以て、五千石を加賜し、三河國に移封し、田原城を治む、寛文四年五月忠昌一萬石加賜、肥前國に移封し、天草富岡城を治む、其後京都所司代、老中等を歴任し勳功を以て加封あり、武藏岩槻、下總佐倉等に移り治す、元祿十四年六月、忠昌越後國に移封、高田城を治む、寶永七年四月豊後石加賜、關八月下野國に移封、宇都宮城を治む、享保三年三月老中の果敢を以て、豊後石加賜、前封を併せて拾萬石、寛延二年七月忠昌肥前國に移封、島原城を治む、安永三年六月、忠昌下野國

トクウチ 戸田氏(美濃大垣) 戸田盛光の三男氏一より出づ、曾孫一四、徳川家康秀忠に仕へ、慶

トツカ トツツケ 獨結 金剛岩(コンゴウイシ)を見よ、取付 刀の柄口の金具を云ふ(武家名目抄)○また四方手を云ふ、シホアヒを見よ、

トクウチ 戸田氏(下野守) 戸田宗光四代の孫三郎有衛門忠次より出づ(父光忠、永祿年中徳川氏の爲に本領田原を失ひ、四三河に遷る)忠次永祿六年一向一揆に黨して徳川家康と戦ひて武勇を顯す、後家康の招に應じ數次軍功あり、八年三河大津の地七百石を賜ふ、九年駿馬武者甘願を附けられ、賜料として二千三百石を加賜す、天正十八年小田原征伐に従ひ、武藏江戶城を陥る、功を以て伊豆下田二千石を賜ふ、子尊次、是より先天正十二年小牧陣に功あり、三河和地村五百石を賜ふ、小田原征伐に從ふ、慶長六年十一月關ヶ原役の功を以て、五千石を加賜し、三河國に移封し、田原城を治む、寛文四年五月忠昌一萬石加賜、肥前國に移封し、天草富岡城を治む、其後京都所司代、老中等を歴任し勳功を以て加封あり、武藏岩槻、下總佐倉等に移り治す、元祿十四年六月、忠昌越後國に移封、高田城を治む、寶永七年四月豊後石加賜、關八月下野國に移封、宇都宮城を治む、享保三年三月老中の果敢を以て、豊後石加賜、前封を併せて拾萬石、寛延二年七月忠昌肥前國に移封、島原城を治む、安永三年六月、忠昌下野國

トクウチ 戸田氏(美濃大垣) 戸田盛光の三男氏一より出づ、曾孫一四、徳川家康秀忠に仕へ、慶

トツカ トツツケ 獨結 金剛岩(コンゴウイシ)を見よ、取付 刀の柄口の金具を云ふ(武家名目抄)○また四方手を云ふ、シホアヒを見よ、

トクウチ 戸田氏(下野守) 戸田宗光四代の孫三郎有衛門忠次より出づ(父光忠、永祿年中徳川氏の爲に本領田原を失ひ、四三河に遷る)忠次永祿六年一向一揆に黨して徳川家康と戦ひて武勇を顯す、後家康の招に應じ數次軍功あり、八年三河大津の地七百石を賜ふ、九年駿馬武者甘願を附けられ、賜料として二千三百石を加賜す、天正十八年小田原征伐に従ひ、武藏江戶城を陥る、功を以て伊豆下田二千石を賜ふ、子尊次、是より先天正十二年小牧陣に功あり、三河和地村五百石を賜ふ、小田原征伐に從ふ、慶長六年十一月關ヶ原役の功を以て、五千石を加賜し、三河國に移封し、田原城を治む、寛文四年五月忠昌一萬石加賜、肥前國に移封し、天草富岡城を治む、其後京都所司代、老中等を歴任し勳功を以て加封あり、武藏岩槻、下總佐倉等に移り治す、元祿十四年六月、忠昌越後國に移封、高田城を治む、寶永七年四月豊後石加賜、關八月下野國に移封、宇都宮城を治む、享保三年三月老中の果敢を以て、豊後石加賜、前封を併せて拾萬石、寛延二年七月忠昌肥前國に移封、島原城を治む、安永三年六月、忠昌下野國

トクウチ 戸田氏(美濃大垣) 戸田盛光の三男氏一より出づ、曾孫一四、徳川家康秀忠に仕へ、慶

トツカ トツツケ 獨結 金剛岩(コンゴウイシ)を見よ、取付 刀の柄口の金具を云ふ(武家名目抄)○また四方手を云ふ、シホアヒを見よ、

トクウチ 戸田氏(下野守) 戸田宗光四代の孫三郎有衛門忠次より出づ(父光忠、永祿年中徳川氏の爲に本領田原を失ひ、四三河に遷る)忠次永祿六年一向一揆に黨して徳川家康と戦ひて武勇を顯す、後家康の招に應じ數次軍功あり、八年三河大津の地七百石を賜ふ、九年駿馬武者甘願を附けられ、賜料として二千三百石を加賜す、天正十八年小田原征伐に従ひ、武藏江戶城を陥る、功を以て伊豆下田二千石を賜ふ、子尊次、是より先天正十二年小牧陣に功あり、三河和地村五百石を賜ふ、小田原征伐に從ふ、慶長六年十一月關ヶ原役の功を以て、五千石を加賜し、三河國に移封し、田原城を治む、寛文四年五月忠昌一萬石加賜、肥前國に移封し、天草富岡城を治む、其後京都所司代、老中等を歴任し勳功を以て加封あり、武藏岩槻、下總佐倉等に移り治す、元祿十四年六月、忠昌越後國に移封、高田城を治む、寶永七年四月豊後石加賜、關八月下野國に移封、宇都宮城を治む、享保三年三月老中の果敢を以て、豊後石加賜、前封を併せて拾萬石、寛延二年七月忠昌肥前國に移封、島原城を治む、安永三年六月、忠昌下野國

トクウチ 戸田氏(美濃大垣) 戸田盛光の三男氏一より出づ、曾孫一四、徳川家康秀忠に仕へ、慶

トツカ トツツケ 獨結 金剛岩(コンゴウイシ)を見よ、取付 刀の柄口の金具を云ふ(武家名目抄)○また四方手を云ふ、シホアヒを見よ、

トワトリシャウ

鳥取城 關西國備前守
美那鳥取市の東北久松山麓...

トワトリシャウ

度牒 僧尼得度(トワトリ)
令制にては各縣と云ひ、延喜式には度牒...

治部尚書

右被太政大臣府備右大臣宣奉
勅件産者姓年...



制度案

大御度案等
國府縣 國師所
三津首府野年拾伍...

度牒案

沙彌最澄年十八
右被治部省寶曆十一年十月十日...

治部尚書

勅件産者姓年其治部省與判度牒
勅件 勅件 勅件...

トワトリシャウ

鳥取城 關西國備前守
美那鳥取市の東北久松山麓...

正六位上行少目勳十一等酒部連
從六位上行少目藥部守

戒牒案

藤原近江國師
今年受戒僧事
僧最澄年廿五...

治部尚書

勅件産者姓年其治部省與判度牒
勅件 勅件 勅件...

トワトリシャウ

鳥取城 關西國備前守
美那鳥取市の東北久松山麓...

なりと云ふ、初め文政の夫年江戸に都へ遷り
云へる者あり、寄席にて即題のナヲを解くに...

トネリ

事、當陸光方右伴光方已三代刀禰者早禰任保刀禰... 保内宜、承知命、執行之狀如件、故符と見え、なほ...

トネリ

日本後紀、嵯峨天皇の弘仁二年九月の條に、始め... 利根に作る、和名抄に清田(マヤ)男信(ナマシナ)...

トネリ

王朝時代天皇また皇子等の左右に近侍して雑役を勤... 仕するものなほ、殿侍りの義なり、又は殿後入...

トネリ

あり、仁徳紀十六年七月の條に、「天皇以、宮人、地田... 貨儀、示近習、宮人、曰云々」とあるを初見とす、なほ...

トネリ

進む、三年十月、倭語ありて、封八百戸を増し、前と... じて二千戸を賜ふ、是より先勳を奉じて日本書紀を...

トネリ

ることあれば、上代よりありしこと明かなり、大... 合の制、式部の判補とし、八位以下庶人を取ら、但...

トネリ

國分各七人、中國守、上國分各六人、下國守、大上國... 各五人、中國守、大上國目各四人、中下國目各三人、史...

トネリ

敬皇帝と追尊す、天武天皇の三子、母は新田部... 皇女、開闢天皇の九年、淨廣式となり、文武天皇...

トネリ

トネリ ツカサ 舎人監、シヤウカン... 殿 (一)天皇及び其他の貴族等が住せる... 屋舎の稱呼、また神社の建築にも此稱を用ふ、戸主の...

トネリ

トノ井マウシ 宿直申 藏人所(クラマ... トノサマ 殿様(トノ)を見よ、... 位等に附し、或は獨立して用ふるに至れり、なほ室町...

トノモ

トノモノツカサ 殿司 關西后宮十二司の、典職、春沐、燈油、火燭、薪炭等の事を掌る。...

トノモノツカサ 主殿署 春宮坊六部の一、シユアンシヨを見よ。

トノモノツカサ 殿部司 春宮寮十二司の一、サイケウレウを見よ。

トノモノツカサ 主殿寮 名目トノモノツカサともトノモノツカサとも云ふ、又トノモノツカサともトノモノツカサとも云ふ、...

トノモノツカサ 殿部司 春宮寮十二司の一、サイケウレウを見よ。

トノモノツカサ 主殿寮 名目トノモノツカサともトノモノツカサとも云ふ、...

トノモノツカサ 殿部司 春宮寮十二司の一、サイケウレウを見よ。

トノモノツカサ 主殿寮 名目トノモノツカサともトノモノツカサとも云ふ、...

トノモノツカサ 殿部司 春宮寮十二司の一、サイケウレウを見よ。

トノモノツカサ 主殿寮 名目トノモノツカサともトノモノツカサとも云ふ、...

トノモノツカサ 殿部司 春宮寮十二司の一、サイケウレウを見よ。

トバエ

トバエトバエ 殿上間に至る時は湯漬を給ふを以て、その時主殿の女官一同に従五位に叙し、湯漬の袴を着し、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバエ 鳥羽繪 戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が畫き始めたを以て此名あり、...

トバテ

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバテ 鳥羽殿 關西山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま鳥羽神社のある邊に城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり、...

トバフ

トバフシミノタカヒ 鳥羽伏見戰 樂善院院に昇る、天皇嘗て、帝徳を普原在良に受け、また天文に通じ、善く備馬樂を歌ひ、音律に精く、...

トバフシミノタカヒ 鳥羽伏見戰 樂善院院に昇る、天皇嘗て、帝徳を普原在良に受け、また天文に通じ、善く備馬樂を歌ひ、音律に精く、...

トバフシミノタカヒ 鳥羽伏見戰 樂善院院に昇る、天皇嘗て、帝徳を普原在良に受け、また天文に通じ、善く備馬樂を歌ひ、音律に精く、...

トバフシミノタカヒ 鳥羽伏見戰 樂善院院に昇る、天皇嘗て、帝徳を普原在良に受け、また天文に通じ、善く備馬樂を歌ひ、音律に精く、...

トバフシミノタカヒ 鳥羽伏見戰 樂善院院に昇る、天皇嘗て、帝徳を普原在良に受け、また天文に通じ、善く備馬樂を歌ひ、音律に精く、...

トバフシミノタカヒ 鳥羽伏見戰 樂善院院に昇る、天皇嘗て、帝徳を普原在良に受け、また天文に通じ、善く備馬樂を歌ひ、音律に精く、...

トバフシミノタカヒ 鳥羽伏見戰 樂善院院に昇る、天皇嘗て、帝徳を普原在良に受け、また天文に通じ、善く備馬樂を歌ひ、音律に精く、...

トバフシミノタカヒ 鳥羽伏見戰 樂善院院に昇る、天皇嘗て、帝徳を普原在良に受け、また天文に通じ、善く備馬樂を歌ひ、音律に精く、...

トバリ

トバリ 帳 土肥實平 關西通稱三郎 關西通稱三郎の子關西通稱土肥實平に任ず、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與ふたりしが、石橋山に敗る、及び頼朝に従うて暫く土肥實平に隨ひ、尋で共に舟行して安房に赴く、平康常、千葉常胤等來り、...

トバリ 帳 土肥實平 關西通稱三郎 關西通稱三郎の子關西通稱土肥實平に任ず、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與ふたりしが、石橋山に敗る、及び頼朝に従うて暫く土肥實平に隨ひ、尋で共に舟行して安房に赴く、平康常、千葉常胤等來り、...

トバリ 帳 土肥實平 關西通稱三郎 關西通稱三郎の子關西通稱土肥實平に任ず、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與ふたりしが、石橋山に敗る、及び頼朝に従うて暫く土肥實平に隨ひ、尋で共に舟行して安房に赴く、平康常、千葉常胤等來り、...

トバリ 帳 土肥實平 關西通稱三郎 關西通稱三郎の子關西通稱土肥實平に任ず、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與ふたりしが、石橋山に敗る、及び頼朝に従うて暫く土肥實平に隨ひ、尋で共に舟行して安房に赴く、平康常、千葉常胤等來り、...

トバリ 帳 土肥實平 關西通稱三郎 關西通稱三郎の子關西通稱土肥實平に任ず、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與ふたりしが、石橋山に敗る、及び頼朝に従うて暫く土肥實平に隨ひ、尋で共に舟行して安房に赴く、平康常、千葉常胤等來り、...

トバリ 帳 土肥實平 關西通稱三郎 關西通稱三郎の子關西通稱土肥實平に任ず、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與ふたりしが、石橋山に敗る、及び頼朝に従うて暫く土肥實平に隨ひ、尋で共に舟行して安房に赴く、平康常、千葉常胤等來り、...

トバリ 帳 土肥實平 關西通稱三郎 關西通稱三郎の子關西通稱土肥實平に任ず、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與ふたりしが、石橋山に敗る、及び頼朝に従うて暫く土肥實平に隨ひ、尋で共に舟行して安房に赴く、平康常、千葉常胤等來り、...

トバリ 帳 土肥實平 關西通稱三郎 關西通稱三郎の子關西通稱土肥實平に任ず、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與ふたりしが、石橋山に敗る、及び頼朝に従うて暫く土肥實平に隨ひ、尋で共に舟行して安房に赴く、平康常、千葉常胤等來り、...

トビ

トビ 土依空穂 土依の形に似たる空穂を云ふ、大さ一か、へ有りて、竹又はつららにて紐む、腰につけず、人に持たす、又野狐とも書す、或は地川道標作り始めし故に名づくとも云ふ、...

トビ 土依空穂 土依の形に似たる空穂を云ふ、大さ一か、へ有りて、竹又はつららにて紐む、腰につけず、人に持たす、又野狐とも書す、或は地川道標作り始めし故に名づくとも云ふ、...

トビ 土依空穂 土依の形に似たる空穂を云ふ、大さ一か、へ有りて、竹又はつららにて紐む、腰につけず、人に持たす、又野狐とも書す、或は地川道標作り始めし故に名づくとも云ふ、...

トビ 土依空穂 土依の形に似たる空穂を云ふ、大さ一か、へ有りて、竹又はつららにて紐む、腰につけず、人に持たす、又野狐とも書す、或は地川道標作り始めし故に名づくとも云ふ、...

トビ 土依空穂 土依の形に似たる空穂を云ふ、大さ一か、へ有りて、竹又はつららにて紐む、腰につけず、人に持たす、又野狐とも書す、或は地川道標作り始めし故に名づくとも云ふ、...

トビ 土依空穂 土依の形に似たる空穂を云ふ、大さ一か、へ有りて、竹又はつららにて紐む、腰につけず、人に持たす、又野狐とも書す、或は地川道標作り始めし故に名づくとも云ふ、...

トビ 土依空穂 土依の形に似たる空穂を云ふ、大さ一か、へ有りて、竹又はつららにて紐む、腰につけず、人に持たす、又野狐とも書す、或は地川道標作り始めし故に名づくとも云ふ、...

トビ 土依空穂 土依の形に似たる空穂を云ふ、大さ一か、へ有りて、竹又はつららにて紐む、腰につけず、人に持たす、又野狐とも書す、或は地川道標作り始めし故に名づくとも云ふ、...



トミタリウ

公然之行へるもの、如し、而して本宮の興行ある毎に、影舞の札を買ひたる人の爲めに、直ちに其中...

トミタリウ

富田流 富田九郎右衛門の創める銀流の流派、九郎右衛門は、越前淺倉氏の家人...

トミタリウ

富田流 富田牛生の創める銀流の流派、牛生は、越前朝倉氏の家人なり、槍術の流派...

トミモトフシ

佐内、佐分利猪之助等々其宗を得て一流を起せり(武藝小傳、武術流祖録)

トミノコウチウチ

二條家の庶流、道平の二男正四位下左衛門藏人道直より出づ、後通の時藏人より進みて堂上正列す、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系譜、華族諸家傳)

トミノコウチウチ

眞隨一政直一永忠一敬直一隆直

トミノコウチウチ

眞隨一政直一永忠一敬直一隆直

トミノコウチウチ

眞隨一政直一永忠一敬直一隆直

トミノコウチウチ

眞隨一政直一永忠一敬直一隆直

トミノコウチウチ

眞隨一政直一永忠一敬直一隆直

トミノコウチウチ

眞隨一政直一永忠一敬直一隆直

トミノコウチウチ

眞隨一政直一永忠一敬直一隆直

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...



トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモエノモ

トモエノモ 輻輳の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に嵯峨の高橋...

トモノ

七月の法度に百萬石以下二十萬石以上二十萬を過ぐ
(からず、二十萬石以下は其相懸たるべしとあり、
平安永五年三月に、江戸市内外往來の時、多人を召
し連る、は、妨害となるを以て、一萬石以上は、先供
駕籠船共十三人限、五萬石以上は同十七人限、十
萬石以上は同二十人限たるべしと令したり、而して
参親の人数は享保六年九月に、二十萬石以上は、
馬十五騎より廿騎、足輕百二十三人、中間人足二百
五十人より三百人迄、十萬石以上は、馬十騎、足
輕八十人、中間人足百四十五人、五萬石は馬七騎、
足輕六十人、中間人足百人、一萬石は馬三騎、
足輕二十人、中間人足三十人、其他は之に準ずべし
と令したり、また法本は、寛永五年二月に、二百石
は侍一人、三百石より四百石迄は同二人、五百石
より七百石迄は同三人、千石より千七百石迄は同四
百石以上は千石に準ず、以下同じ、二百石より二千
七百石迄は同六人、三千石より三千七百石迄は同七
人、四千石より四千七百石迄は同八人、五千石は同十
人とし、寛文六年には、二百石は徒士一人又は二人、三
百石より九百石迄は同二人又は三人、千石より二千
石迄は同四人又は五人、三千石より四千石迄は同六
人又は七人、五千石より九千石迄は八人又は十人
と定む、其行装を行列と稱す、なほ行列に入る人馬
器具等は家格石高もしくは其場合に、大名旗本
共に相違ありと雖も、一般に就きて云はば、道具(鎧)
打物(長刀) 狹箱、長柄傘、素馬、供侍、騎馬供、徒押
(足輕)茶湯當、供給(供方侍の鎧)等を以て、其行列を
立てたり(徳川禁令考、徳川盛世、古事類苑官位部)
トモノミヤツコ 伴造 (一) 遣の別稱(二)
臣連以外の姓を帶し、伴造を率ゐて朝廷に仕へたる
京官の汎稱、伴とは部曲の義、遣は御臣なり、即ち

トモヒラシシワウ

部曲の民を率ゐて、朝廷に奉仕するを以て伴造といふ、(一) 舊紀秋明天皇の巻に、秦人戸數七千五百三
十、以大藏掾爲伴造とあり、これ秦漢の姓を
賜へるをいへるに在り、此場合には伴造は遣と同義義
に用ひられたるを知るべし(二) 首、遣直、史等の汎稱
にして、國遣の對稱に用ひられたるものとす、舊紀に
「臣、遣、伴造、國遣」など見えたるは、皆右の如き汎稱
にて、單に遣のみを指したるにあらざるなり(カハ
ネ、ミヤツコ、參看(舊紀、倭國英、職官志、姓考))
トモヒラシシワウ 具平親王 (舊紀)
に六條宮、又は千種殿と稱し、また後中書王といふ
(舊紀)村上天皇の皇子、醍醐天皇の皇弟、母は女御莊
子女王、代明親王の女(舊紀)保元二年親王となり、三
品に叙し、寛弘四年二品に進み、尋で中務卿となる、
六年七月薨す、年四十六、具平嘗て業を廢退保元を受
け、紀實名、大江以實と友と稱し、其性英敏にして
才あり、和歌を善くし、兼て音律に巧なり、ま
た陰陽醫術技藝の類通曉せざるはなし、具平嘗て
世を避くるの志ありて果さず、一條天皇其多藝を愛
し、宴會及び節會毎に必ず参預を促す、具平固辭
す、また嘗て藤原公任と、人感賞之和歌の優劣を論じ
たるに、具平は人感を以て優れりと爲す、公任服せざ
りしが、他日各々十首を撰みて、之を闘はすに及び、
人感の歌勝つもの八首なりき、獲するに及び、朝廷
特に稱賞の宴を停む、蓋し一代の文宗たるを以てな
り(舊紀)六帖、眞字伊勢物語、弘決外典(大日本史)
トヤマウチ 外山氏 姓は藤原、日野家の庶
流、日野俊光の十五世弘實の二男光顯始めて兵を稱
す、徳大朝正二位に進み、元文三年四月薨す、子
孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けら
る(系譜、華族家傳)

トヤマウチ

トヤマウチ 富山城 關西國中野山
市關西國水碓の頃水野越前守勝重(後に神保
中守長嗣と改む)之を創置す、神保氏三世之に據る、
天文十四年長尾爲政磯波郡櫻野にて戰死の後、神
保氏富山城に徙り、越前新川の二郡に城を築き、是れ
書に見えたる始めなり、爾後上杉氏隆、東り攻む、天
正四年謙信之を陥れ、小笠原長隆、上杉信定をして
守らしむ、六年九月織田信長の將藤原新五郎山城
を屠り、七年佐々成政越中守藤原と爲り、富山城に
移る、此時成政修補して居城と爲す、十五年六月成政
薨後に移るの後、文祿三年に至る九年年間、豊臣秀吉
の領として、前田利家之を預る、文祿四年利家の領と
爲る、慶長二年前田利長富山に移り、四年利家の薨後
金澤に居し、家臣をして富山を守らしむ、十年利長
富山に退隱す、此時大に改造經營す、十四年三月火
あり、高岡に居し、爾後家臣を置き城代たらしむ、寛
永十六年四月、利常の二男利次に州内十萬石を分與
す、因て越前郡百塚に新城を築かんとせし、遺棄寄
易ならざるを以て、高治二年更に富山城に定め、之
に經營して之を居城と爲す、爾後子孫相繼ぎて明治
維新に至る(三州志)

トケノダイジツグウ

トケノダイジツグウ 豊受大神宮
關西國伊勢國度會郡沼木郷山田原村、皇大神宮を去
る西北五十町〇皇大神宮と併せて、二所大神宮と稱
す、また外宮といふ、今官幣大社たり(關西國豐受大
神(大神)の御領部神にして、伊弉諾尊の千和久產皇
日神の子(關西國)天孫瓊杵尊降臨の時、天神の
詔を以て此神の御靈を副降し、丹波國與田の比沼の

トコ

眞名井に鎮座あり、雄略天皇の朝に至り皇大神の託
宣に由り、此地に遷し奉る、皇大神宮遷座後約五
百年なり、是より舊宮は又此宮の記に侍し、朝廷
の崇敬殆ど皇大神宮と均し、皇大神宮に奉幣祭祀
ある時は必ず此宮にも於てし、其他百事皇大神宮に
比して少異あるのみ、唯朝使使祭を行ふも、此宮を
先にして大神宮を後にす、靈王參詣するも亦然り、延
喜式の制、相殿の神と共に大社に列り、新年、月次、新
嘗の案上官幣に預る、延喜四年遠近四五を定む、天慶
五年始めて外宮の號起り、内宮と併稱する、ことな
れり、承仁四年、内外宮互に皇字を附することにつぎ
て争ひしを決せしむ、神祇に、禰宜一人、大内
四人、物忌交各六人、小内八人あり、皇大神宮
(クワグアイワケウ)參看(神祇志料、官國幣社
一覽、古事類苑神祇部)

トコニジン

トコニジン 豊浦寺 關西國大和國高市郡
飛鳥村大字豊浦の向原寺、建興寺、小野田寺、小野
田豊浦寺、櫻井寺等の別名あり、今廣慶寺と云ふ
(關西國)秋明天皇十三年十月、百濟より佛僧經論
を獻す、蘇我稻目奏請して之を受け、小野田の家に
安置し、後ち遂に向原の家を捨て、寺となす、是を
向原寺となす、後ち物部尾張等、佛法を排斥し、天
下疫病の流行の機に乗じ、崇佛の致す所なりと稱し、
終に佛殿を焼失し、佛像を難波江に投ず、稻目の
子馬子、父の志を繼ぎて佛を信じて寺塔を建つ、敏達天
皇十三年向原寺の跡に佛寺を建て、十四年舍利塔を
大野丘北に起す、是を豊浦堂と云ふ、即ち後の豊浦寺
なり、豊浦の地一に櫻井又は櫻井豊浦と云ふ、故に
櫻井寺とも云ふ、崇峻天皇三年三月、學問尼善信、百
濟より還りて櫻井寺に住す、故を以て後永く尼寺と
なる、推古天皇十一年皇居を小野田宮に移すに及び

トコカウチ

トコカウチ 豊岡氏 姓は藤原、日野家
の庶流、弘實の三男大藏權大輔有命より出づ、子孫
相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる
(系譜)

トコノコホリ

トコノコホリ 豊田郡 關西國下總國
關西國下總國關西郡と稱せしが、延喜四年十二月豊田
郡と改稱す(關西國)延喜式頭書同又豊田に作る、和
名抄に同田、飯詰、手向、大方等の稱あり、江戸時代
の始、鬼怒川以西の地を割きて、更に同田郡を設け、
豊田郡を載す、以後之に従ふ、明治廿九年諸城郡に
合併す(郡名異同一覽、關西沿革考、法令全書)



トヨトミウチ

抄之を載せず、而して其名長祿二年の二脱光明寺破...

トヨトミウチ 豊臣氏

吉の本姓詳ならず、初め氏を木下といひ、後丹羽長秀...

トヨトミウチ

從二位に叙す、十八年七月尾張及び北伊勢五郡を賜...

トヨトミウチ 豊臣秀吉

名曰吉丸、通稱藤吉、初め氏を木下といひ、後丹羽長秀...

トヨトミウチ

賜ふ、天正元年再び長政を小谷城に圍み、父子の首...

トヨトミウチ 豊臣秀吉

カセ(参看) 亂平ぐの後秀頼大野治長等を遣はして...

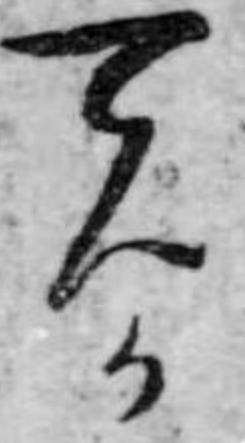
トヨトミウチ



(集寛掛書編科史)藏所院定春蓮山野高

十三年三月正二位内大臣に遷る、此月紀伊根來寺を...

伐ちて之を屠り、五月長曾我部元親を征して四國を...



吉且つ母を出して賀と爲し、自之を誘ふ、家康即ち十四...

トヨトミウチ



年と北條氏を倒し、トヨトミウチ(参看) 豊臣秀吉...

トヨトミウチ

トヨノアカリノセチエ 豊明節會 豊明節會の翌日、即ち辰の日に、大嘗會には年の...



トリノ

ば、併せ見るべし。なほ取箇は、關東にては反取、上...

トリノ

同合と云ふ、其意通感なり、中古は消息等に薄儀を用...

トリノ

日市に商ふものは、熊手、熊野、平頭、虎の巻等を...

トリノ

法隆寺寶物傳縁由には、彌寶藏の誕生佛堂に御佛摩...

トリノ

録、徳川實紀、嘉永明治年間録、古事類苑(官位部)...

トリノ

て七日にして名を命す、これを重名、幼名、俗名等...



成之等はこれを改めざりき、なほ御名は最初一字を... 藤原隆治は、後醍醐天皇の御諱尊治と同訓なる... 丹波深草が徳川家康の名を避けて、金保と改めし等...

ナイキ

の山内は代々土佐守與政の井伊は代々兵部大輔、彦... 根の井伊は代々掃部頭、旗本の向井は代々將監と稱...

ナイキ

内位 王朝時代、内官即ち在京の人... 姓名部、國學院雜誌、本朝通譯の制...

ナイキ

内印 印章(インシヤウ)を見よ... 内印 省官中内々の節會をい...

ナイキ

内御門 大内裏の内裏の門... 内御門の南、即ち紫宸殿北廂の東階より、東北廊に出づる南方の口...

ナイキ

内侍 内侍司の掌侍を云ふ、ナ... 内侍 内侍(一)内侍司の掌侍を云ふ、ナ...

ナイキ

内侍所 賢所(カシコトコロ)を見よ... 延暦九年五月十四日

ナイキ

内侍司 内侍司の職を云ふ、天... 内侍司 内侍司の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

成之等はこれを改めざりき、なほ御名は最初一字を... 藤原隆治は、後醍醐天皇の御諱尊治と同訓なる... 丹波深草が徳川家康の名を避けて、金保と改めし等...

ナイキ

の山内は代々土佐守與政の井伊は代々兵部大輔、彦... 根の井伊は代々掃部頭、旗本の向井は代々將監と稱...

ナイキ

内位 王朝時代、内官即ち在京の人... 姓名部、國學院雜誌、本朝通譯の制...

ナイキ

内印 印章(インシヤウ)を見よ... 内印 省官中内々の節會をい...

ナイキ

内御門 大内裏の内裏の門... 内御門の南、即ち紫宸殿北廂の東階より、東北廊に出づる南方の口...

ナイキ

内侍 内侍司の掌侍を云ふ、ナ... 内侍 内侍(一)内侍司の掌侍を云ふ、ナ...

ナイキ

内侍所 賢所(カシコトコロ)を見よ... 延暦九年五月十四日

ナイキ

内侍司 内侍司の職を云ふ、天... 内侍司 内侍司の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ

内侍 内侍の職を云ふ、天皇に... 内侍 内侍の職を云ふ、天皇に供奉して、奏請宣稱、及び禁中の禮...

ナイキ





ナカガ

なし、己を掃する事清原にして、また官仕を求めず、恬適自適してその志を養ひ、後事を啓進するを以て任とす、其歴史を講説するや、前説の盛衰する所を盡し、前人の遺見せざる所を論ず、而して著はす所の書数箇に滿つ、人政は上梓せんことを請へば、佛然として起り、其利を見ざる概此の如し、其文辭前代に絶え、唐宋名家にも多く譲らず、近代の碩儒と稱せらる、文化十四年二月歿す、年八十六、大阪西區寺に葬る、國朝六経通、七経影略、朝野紀事、傳疑小史、播斥茅議、惟利茅議、再編茅議、紫雲全書等(履軒先生墓誌、履軒以来諸家著述目録)ナカウタ 長歌 國朝和歌の一體、多數の句より成りたるものにして、三十一字の歌を短歌といふに對しての稱なり、五七調、又は七五調なるが多しと雖も、四六調より成れるものもあり、但し孰れも末句は七音二句にて結ぶを法とす、句数は定限なし、なほ別に反歌といひ、三十一文字の短歌を添ふる、とあり、國朝國語古事記神代卷に沼河比賣の、八千矛の、神のみこと、八島國、妻まさかたて云々といへる長歌を載せたるを初見とし、爾來盛んに行はれしこと、紀紀萬葉集等に續りて何ふべし、而して當時の長歌は多く五七調なりしが、古今集所載の長歌に至りては、多く七五調となりたり(以後大抵七五調なり)なほ此頃よりして、短歌の流行したるより、長歌は自然に衰微せること、歴代の公私歌集によりて知ることを得、江戸時代古文學の研究興るに及び、歌人往々にして長歌を歌するものありしと雖も、未だ發展するに至らざりき、明治以後新體詩といへる名稱の下に、長歌が長足の進歩を爲したること、前代に人の知らる所なり、(ナカガ)學者のなほ平安時代には長歌が短歌、短歌を長歌と記したること、古

ナカウタ

今集等に見ゆ、ナカウタ 長歌 國朝和歌の五部に劃りたる俗曲の一種、小唄に對したる稱なり、國朝國語古事記大略流の狂言師なりしが、元和年中江戸に下りてこれを弘む、其曲調甚麗美なるを以て大に行はる、寛永二十年九月歿す、二代目を六左衛門と云ふ、又名人なり、三代目藤五郎名人にして、始めて小唄の三味線を強きしと云ふ、之れ歌謡伎に三味線を用ふるの始なり、爾來今に至るまで家元として十二代相つぎ、其門業繁盛して、般に流行するに至れり、又長唄に秋江一派あり、七代目若狭六左衛門の門人阪田平四郎の弟子秋江重友を元祖とし、明和安永の頃最も名あり、重友は津輕侯の幕臣にして、森庄香と云ひしが、天明中薩長に於て、森庄香、森庄山室中左衛門の孫重四郎を養ひて子となし、二代目をつがしむ、爾來相續して、今は四代目重友一派の首領たり、此外長唄の中には鳥羽屋、松島、岡安、岡村、芳村、松永、吉住、坂田、富士田、富久田等の諸派あれども、其曲節は皆同一なり、これ世の太平に伴ひ、御家人等長唄を習ふ者多く、隨て其途人密寄りに劇場に出動したることありしより、各自其名を唱へしが爲め、かくの如く多くの派名を生じたるなるべし(長唄類考、遊遊笑談、遊遊類考)ナカエガサ 長柄傘 柄を長く造りたる傘の一種、貴人馬の上の時、さしかげに用ふ、單に「ナカエ」といふ、江戸時代の制、武家以上之を使用するには、騎馬以上以下に關する、目前以上之に限られたり(輿力を現米八十石にて、騎馬以上なれど、之を用ふることを得ず)立長柄は立傘に准じ、萬石以上及び五千石高の役人、交代寄合、那須家、信濃家、美濃家、三河家、上野の岩松氏等に限り、役人傘は、三家、

ナカガ

國主、連枝、源治(彦根)及び藤之間より特に本席に列したる者を除く)大盛間、柳之間、希世間の大名家、交代寄合及び長高家の内の一部、三家の家老の内五家、那須家の内那須氏、美濃家の内高木氏、其他信濃家、及び岩松氏等、これを持たせたりき、其他藤之間諸大名は、義入を用ひず、但し、入傘は、三家、船前、加賀、藤原、仙臺、熊水、藤岡、安藤、長門、佐賀、因幡、備前、津、土佐、阿波、久保田、久留米、盛岡、米澤、喜連川、對馬、會津、高嶺、西條、矢田、高松、津山、桑原川、松江、廣瀬、母里、前橋、明石、富山、大澤寺、宇和島、松山(伊予)等、中津、柳川(二本松、私前等にて、柳之間諸大名、高家等の内、瓜折派の義稱を用ふる家あり、家格に依り、此之目録は日付に限りたり、(貞丈、徳川盛衰誌)ナカエドウシ 長柄同心 八王子長柄同心、また八王子千人同心ともいふ、ナカエドウシニシドウシを見よ、ナカエトウシ 中江藤樹 國朝名は原、字は惟命、通稱與右衛門、四江、龜崎、龜軒、藤樹等の號あり、世に近江人として稱す、國朝國語古事記の予國朝近江國高島郡小川村の人、父國貞を以て、幼より祖父吉長に養はる、吉長は伯耆米子の城主加藤貞泰の臣なり、元和三年貞泰封を伊豫大洲に移すに及び、吉長と共に之に従ふ、十一歳にして、大學の「自天子」に至りて、是以て養父の事にして、大學の讀みて深く敬する所あり、始めて養父の事にして、十五歳祖父を養ひ其家を承く、十六歳にして十三經を講習し、翌歲讀書の京都より來れるにつきて、讀書を學び、其去るの後、獨學四書を講じ、皆能く其義に通じたり、爾もなきて、命により貞泰の弟直盛に仕へしが、寛永二年父吉次歿せるを以て、近江に歸り、母北川

ナカガ

氏を省し、即ち伴ひ來らんとしたりしが、母これを欲せざりしが故、仕を致して近江に赴き、孝養愈らす、また藤樹書院を興し、徒を聚めて書を講じ、程朱學を修めしが、既にして王陽明の説を悦び、香葉木心を以て務と爲す、又學經を以て標旨とし、受教の二字を掲出せり、我國の學者陽明學を唱ふるもの、實に藤樹に始まる、藤樹人となりて温厚、平居未だ嘗て疾言過色せることなき、人を師るに野を以てし、毎に里民を引て之を訓諭せり、故を以て德化善く行はれ、州人悉く去り善に就く者頗る多く、名聲藉甚たり、池田光政、加藤貞泰等之を尊せんとしたれども、皆辭して從はず、慶安元年八月廿五日歿す、年四十一、同國小川村王林寺に葬る、郷人祠廟を作りて之を祭り、四時祭祀することなかりしとあり、(國朝國語古事記、大學啓蒙、大學解、大學考、中庸解、論語解、學經啓蒙、大學啓蒙、小笠南針、神方奇術、藤樹先生遺稿、心學文集、江西文集等(近世大儒列傳))ナカエホシ 長鳥帽子 立鳥帽子の長きを云ふなるべし、故草子、人下あなづらなるもの、條に「みそかに盛びて來る所にながまほしと云々」と見えたり、ナカヲカゲトラ 長尾景虎 上杉輝虎(ハハ)ヘステルトラ)を見よ、ナカヲカノオトド 長岡大臣 藤原内麻呂、及び藤原水手を見よ、ナカヲカノコホリ 長岡郡 國朝陸奥國、陸奥國天平の初め之を置く、國朝和名抄に、長岡、瀨城等の郷あり、拾芥抄又此郷を載す、然るに國朝の陸奥に關して、陸奥道田二郡に併せたり(郡名異同一覽、國朝郡考)ナカヲカノコホリ 長岡郡 國朝陸奥國

ナカガ

國朝國語制定の時之を置きて郡とせしなるべし、國朝和名抄に登利(トカリ)冠田、宗部、江村、大角、片山、氣真、藤原、大曾等の郷あり、郡名考、ナカヲカ)と訓じ、以後之に従ふ(郡名異同一覽、國朝郡考)ナカヲカノテンノウ 長岡天皇 草壁皇子(ナカカベノワラウ)を見よ、ナカヲカノミササキ 長岡陵 高島陵(ナカカベノミササキ)を見よ、ナカヲカノミヤ 長岡宮 桓武天皇の皇居、國朝山城國乙訓郡長岡村、國朝國語延暦三年五月、藤原小黒麻呂等を遣はして地を相せしめ、六月宮殿を築作せしめ、同年十一月天皇遷御し給ふ、十年開此に郡し、延暦十三年平安遷都し給ふ(續紀)ナカオクコシヤウ 中興小性 國朝國語江戶幕府の職名、専ら中興に伺候し、將軍裏に在る時は供奉肥近し、また儀式ある時は御膳役迄に従ひ、其他諸役の職務を掌る、小性を典小性といふに對し、これを表小性ともいふ、若年寄の支那、山吹調話、從五位下とす、蓋し此職は諸侯の庶流、萬石以下重代番頭の家流の者、多くは家督の後、典勤を企望して出仕する處にして、本職の外、別に役料なし、但し部屋住の者へは之を給せしことあり、人數數十人あり、平日は八九人交替して、登極す、國朝國語元和二年十二月始めて之を罷さし、慶應二年八月廢したり、東職紀開、明良登録、志事類苑官位部)ナカオクバン 中興番 國朝國語江戶幕府の職名、中興に伺候し、中興小性の指揮を受けて其職務に従事す、家祿二千石内外の人を以て之に補し、其材により使番等に擢す、若年寄の支那、山吹調話、三百優高とす、定員なきも、大抵廿人内外なり、(國朝國語)國朝國語寛永五年納井現昌中興番となりしこと、大抵院

ナカガ

殿御實紀に見えれば、其以前よりありしものなるべし、また同書寛永十年十二月廿日の條に、十人を補したることあり、慶應二年八月、これを廢す(實紀、明良登録、古事類苑官位部)ナカカハウチ 中川氏(豐後國) 姓は清和源氏、頼光の曾孫多田明國より出づ、其後裔清村其子太郎清照早世して男子なし、依て平貞文の裔平重利の二男を養ひて、是を中川重清と云ふ、其子清秀、初め池田正に屬し、後織田信長に仕へて、苗木村軍に屬し、村重謀逆の時織田信長に與りて功あり、因て、藤津國天木城六萬石を賜ふ、後ち豐臣秀吉に従ひ、志津嶽の役、久間盛政を賜て陣歿す、男秀政初め信長に仕へ、播磨三木城を賜はる、後ち秀吉に仕へ、朝鮮役に渡海し彼地に在て戰死す、依て弟秀成後を襲ぎ、叙爵して修理大夫となり、後ち豐後竹田城(岡城)を賜ひ、七萬四百石餘を領す、岡城の役、徳川家康に應じ、亂後將領を安堵す、子孫相傳きて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(海防略、徳川加除封誌、華族諸家傳)○清村 清照 重清 清秀 秀政 秀成久盛 久清 久恒 久通 久忠 久慶 久貞 久盛 久持 久貴 久教 久昭 久成 久任ナカガハノバンシヨ 中川番所 國朝國語江戶時代武藏江戶中川口に設けたる番所を云ふ、通行の川船を査檢する處なり、(延寶四年六月、幕府が番所に下したる令狀に、江戸よりの出船は夜中運すべからず、入船は夜中も通すべし、往還の者、番所にては、笠頭巾を脱ぎ、船は戸を開きて通すべし、等

ナガサキ

女はゆきと共に、霞状ありとも許すべからず、鏡...

其左衛門頼純に約し、貿易を遂げて出帆したり、頼純...

きの故を以て、自ら商館を開きて引揚ひたれば、蘭...

ナカケノモノ 中黒紋 紋所の名、一ツ...

石、役料四千四百二匁、役金三千兩(慶應元年二千石...

を武田晴信に送りて織田信長の討滅を托せしに、晴...

ナカサキ 長崎 尾前國四後群郡に在り、もと...

ナガサキノコホリ 長嶽郡 關西國安房國...

ナカシマノコホリ 中島郡 關西國美濃國...

ナガサキ

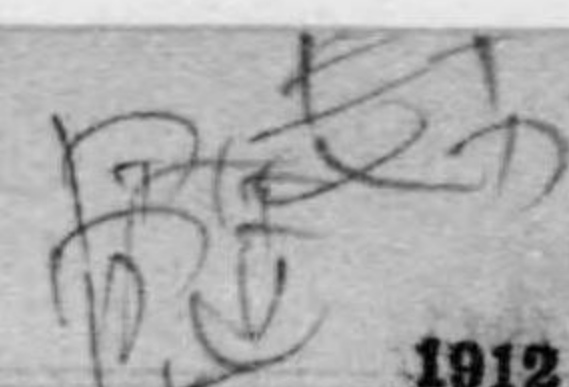
めたり、なほ水門と稱し、海に通ずる門ありて、貨...

ナガサキノコホリ 長嶽郡 關西國安房國...

ナカシマノコホリ 中島郡 關西國美濃國...



ナカシ



尾張國中島郡水川西北の地を割て之を...

ナカシマノヨネリ 中島郡 尾張國...

ナカセノタイ 中先代 北條時行をいふ...

ナカソノウチ 中國氏 姓は藤原...

ナカツキ 長月 九月の別名なり...

ナカツシヤウ 中津城 尾張國豊前國下毛...

ナカツノコホリ 仲津郡 尾張國豊前國...

ナカツカサシヤウ 中務省 尾張國...

ナカツチヤウ 長帳 入夫の人数等を記したる...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツボネ 長局 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカシ

ナカソノニフタウサキノダイジヤウ...

ナカツキ 長月 九月の別名なり...

ナカツシヤウ 中津城 尾張國豊前國...

ナカツノコホリ 仲津郡 尾張國豊前國...

ナカツカサシヤウ 中務省 尾張國...

ナカツチヤウ 長帳 入夫の人数等を記したる...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツボネ 長局 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカシ

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...

ナカツケイコバン 長門探題 尾張國...



ナカノ

ナカノコホリ 那珂郡 關東國常陸國那珂郡
神武天皇の朝、建國命國造となる、孝德天皇の朝遂に立て、郡とせり...

ナカノコホリ 那珂郡 關東國常陸國那珂郡
元徳天皇紀十四年九月の條に其名見ゆ...

ナカノコホリ 那珂郡 關東國常陸國那珂郡
後醍醐天皇の朝、建國命國造となる、孝德天皇の朝遂に立て...

ナカノ

ナカノコホリ 那珂郡 關東國常陸國那珂郡
續紀實四年五月の條に、郡名見えたり...

ナカノコホリ 那珂郡 關東國常陸國那珂郡
古く關東の地なり、其津口を那珂と稱す...

ナカノコホリ 那珂郡 關東國常陸國那珂郡
ナカノコホリ 那珂郡 關東國常陸國那珂郡
ナカノシモノコホリ 長下部...

ナカノ

ナカノヤキ 中野燒 關東國常陸國那珂郡
小石原村中野にて製出せる陶器、又小石原燒といふ...

ナカハカマ 長袴 關東國常陸國那珂郡
引きたる袴をいふ、關西古くは常陸の下に著したれど...

ナカハシノツボネ 長橋局 内侍司(ナイシノツボネ)
ナカハマシヤウ 長濱城 關東國近江國坂田郡...

ナカミ

ナカミカドウチ 中御門氏 姓は藤原、勳修寺跡の四男藤原より出づ、無賴權大納言正二位に遷む...

ナカミカドテンノウ 中御門天皇
關西國丹波國山崎郡山崎の第五皇子、母は新羅賢門院御賀子、内大臣藤原の女、百十四代の天皇なり...

ナカヤマウチ 中山氏 姓は藤原、花山院家忠の男忠宗の三男忠親より出づ、忠親檢非違使別當右衛門督等を經て、内大臣正二位に至り、建久六年三月薨す...

ナカミ

ナカヤマウチ 中山氏 姓は藤原、花山院家忠の男忠宗の三男忠親より出づ、忠親檢非違使別當右衛門督等を經て、内大臣正二位に至り、建久六年三月薨す...

ナカヤマウチ 中山氏 姓は藤原、花山院家忠の男忠宗の三男忠親より出づ、忠親檢非違使別當右衛門督等を經て、内大臣正二位に至り、建久六年三月薨す...

ナカミ

ナカヤマウチ 中山氏 姓は藤原、花山院家忠の男忠宗の三男忠親より出づ、忠親檢非違使別當右衛門督等を經て、内大臣正二位に至り、建久六年三月薨す...

ナカミ

愛乳 (自叙傳)
めいれい、愛親即ち後鳥羽院、後鳥羽院等が、皇位を譲ります、皇に皇父たるの故を以て尊嚴の宣下ありし故事を踏して上り、其體を愛せしかば、天皇

ナカヤ

は寛政元年八月を以て、始めて幕府に通知し同意を求めた。...

ナカヤウウ 長屋王 高市皇子(天武天皇の第二皇子)の長子...

ナカラ

まじめ、明日また命人親王等をして就問せしめ、其日自衛を賜ふ...

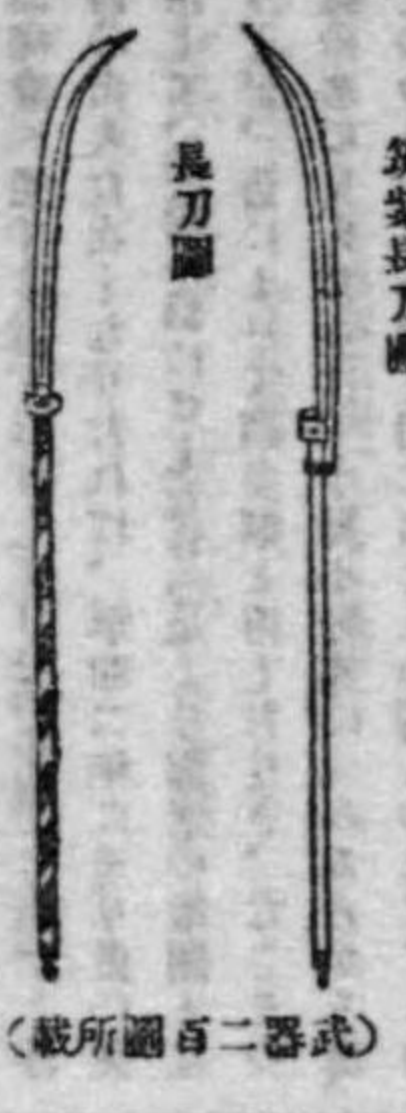
ナカラノコホリ 長柄郡 上總國 國郡制定の際に置かれたり...

ナキナタ

ナキナタ 長刀(薙刀) 國郡の刀の類、また長く反りたるに、長き柄を附したるもの...

ナカラノコホリ 長柄郡 上總國 國郡制定の際に置かれたり...

ナクサ



(武二器百所載)

双なるをいひ、會事物語に見ゆ、小反、長刀は、小長刀の様に反りたるをいひ、列官物語、高僧草子等に見ゆ...

ナクニ

ナクニガハ 名國替 年給にて諸國權目を賜はりて、一旦申上したる人も國をも停めて更に別人を他國の權目等に任ずるを云ふ...

ナクソ

ナクソノハラヒ 名越越 國郡六月に行ふ、八雲御抄には「邪神を驅ひなごむる」...



ナチノ

行事歌合注に「間節と申は、名調の事なり、今も通口の閑路として、殿上の口にて高く名乗り侍る」と見えたり、延喜元年より此事あり(樂抄抄、侍中詳要、河海抄、聖德抄、増補日中行事略解)

ナチノジンシヤ

那智神社

熊野座神の御祖伊弉諾尊を祀る、之を熊野年須美大神と云ふ、中古以来神佛混同するに及び、那智権現、或は十二所権現とも云へり、即ち第一殿を瀧宮と稱し、大己貴命を祭る、第二殿を護国神社と稱し、家部御子命、國常立尊を祀る、第三殿を中御前と稱し、御子速玉命、伊弉諾尊を祀る、第四殿を西御前と稱し、熊野天須美大神、伊弉諾尊を祀り、第五殿を若一王子と稱し、天照大神を祀る、第六殿は八社合祀にて、神師宮に忍穂耳尊、聖宮に瓊杵尊、兒宮に彦火々出見尊、子守宮に鶴崎草葺不合尊、一萬宮に國狹狹尊、十萬宮に豐原尊(十萬一宮とす)勸請十五所に泥土尊、飛行天女に大戸道尊、米持金剛に面足尊を祭る、以上を十三所権現と云ひ、瀧宮を除きて十二所権現と云ふ、又第二殿より四殿までを熊野三所権現と云ふ、熊野三所権現に、仁徳天皇の御代の創設とせり、又往昔形上人権現を勧請し、如意輪觀音を安置し、權現に奉仕す、即ち今の如意輪堂なりとも云へり、紀伊國熊野土紀館に、探形此地にて苦行せしより、世人多く之に倣ひて、熊野を以て修行場とす、是れ世に著はれし始めて、今に富山に瀧修行、新宮に神倉修行、本宮に大業金峯の修行あり、後世修験者の金峯大業熊野を修行するは皆是に起れり」と云へり、また平家物語鬼ヶ島の

ナツリ

事を責しし條に、十二所権現の事見え、仁和寺諸堂記に、北院御室の時、三所権現を勧請し、又十二所を勧請せしこと見えれば、權現のことは鎌倉初期既にありしを知るべし、之より先天平神護二年神封四年を載じ、後宇多法皇御幸あらせらる、寛治二年六月那智宮に於りて、院より神寶を獻じたる事あり、後白河法皇も屢々御幸ありて、三山の別當檢校を命じたり、共に本宮の條に述べたり、後鳥羽上皇尤も崇信し、御遷位の翌年正治元年より承久三年まで二十三年間、毎年御幸ありき、當時の有様は建仁元年十月熊野御幸記(明月記の一部)に詳しく見たり、かく歴代の尊崇厚かりしを以て、神領多く盛なりしが、豐臣秀吉南征の時悉く神領を沒收し荒廢せり、慶長六年淺野幸長新に三百石を寄せて社領とす、元和申奉府より寄りて三百石を賜へり、社領は遺傳次第によれば、延久三年遺傳の後、寛治二年、天治元年朝廷より遺傳し、建久四年源賴朝遺傳せりと云ふ、後、數次の遺傳を経て、天正十八年豐臣秀吉之を遺傳し、時日寄連せり、慶長六年豐臣秀吉遺傳を加へ、享保十八年徳川吉宗二子兩を下し、紀州侯に命じて之を遺傳せしむ、○什資に文書寶篋等あり、○如意輪堂、門の西、權現の東にあり、形最初の遺傳と云ふ、○瀧本飛瀧權現、本社北の北にあり、瀧を神體とす、拜殿、本地堂、護摩堂等あり、花山法皇此に參詣して苦行せしより、遺修行起ると云ふ、文覺の修行は尤も著名なるものとす、○如法道場、本社西北妙法山の麓にあり、本尊大黒天は傳教の作なりと云ふ、○奥院は法皇國師の開基にして、本社の方のあり、神志志料、紀伊國(續風土記稿)

ナツソリ

納曾利

國富傳承の樂、堂

ナツハ

ナトリ

熊野四座神の一、一名靈體、又靈體と稱し、舞者一人の時、舞臺と稱す、小曲二人舞、番舞、熊野納曾利は、始めは面を情で隠て見えすして、奉前に見て隠が自出也、爾に打開て見れば、性なきこと也と見えたり、觀鳥相撲に之を用ふ、舞臺(アガタ)の舞者(靈體)志、歌舞音樂略史

ナツハギ 夏萩 露の色目の名、表は青、裏は紫なるものをいふ(胡魯抄、源氏)

ナツバラヒ 夏萩 名越(ナツバラヒ)を見よ

ナデシコ 罌粟(撫子) 露の色目の名、表は紅、裏は青なるものをいふ、夏之を著用す、カササキ(イロメ)の挿繪を見よ

ナデシコノワカバイロ 撫子若葉色 露の色目の名、表は青、裏は青なるものをいふ(源氏)

ナデン 南殿 紫波殿(シンアン)を見よ

ナチンノサクラ 南殿櫻 左近權(サコノノサクラ)を見よ

ナデモノ 撫物 被の具、身を覆て、儀を成し、或る爲に用ふ、即ち形代なり(カマシロ)を參看

室町幕府にては、撫物を被ひ置る役と撫物使と云ふ、永享六年足利義勝の生れし時、千秋利部少輔撫物使となりしを始めてす(武家名目抄)

ナトリノコホリ 名取部 陸前國大化年中國郡を定むるに及び、始めて道典を置、蓋し國府此郡武隈(即ち玉前郡)に屬す、今岩沼村なり、いあれば、建國の始め之を置ししものなるべし(源氏)延喜式又名取に作る、和名抄に、指貫、井上、名取、磐城、餘戸、藤家、玉前等の郷あり、以後變遷な

ナナク

し(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナナクサノイハヒ 七種祝 關西年中行事の一、正月七日に七種の若菜を調じ、粥にして食ふをいふ、これ萬病を除き、邪氣を拂ふとの傳へしが故なり、若菜節、七種節、七種の節句ともいひ、略して單に七種とも云ふ、また人日とも稱す、江戸時代には、五節句の一にして、此日を式日としたり、古き時代は詳ならず、江戸時代、幕府にては、將軍以下七種粥を食し、諸大名等は與日長上下を着し、登城して祝節を賀す、また一般にも之を祝ふ、なほ前夜七ツ時、及び當朝六ツ時に、幕府并に諸家に七種の饅子を爲す、即ち小柄に煎飯を載せ、其上に菜、葉を敷せ、葱丁、火箸、雷木、杵子等にて蓋方に向ひ、拍子を取りて、菜及び葉を打ち「たうどの鳥と日本の鳥と波らぬ先」、七種なづな、手につみ入れて元宵斗張となると詠ふ、殊に幕府にては、尤も厳儀なりしといへり、此日土産とも多く松餅を除きたり、關西の節句の日に若菜を摘むとは早くよりありて、其目また若菜の葉を調じて食する事、朝廷を始め他の風なりしが(ネノヒノアンビ)參看)正月七日に七種の若菜を調ずるとは、何時始まれるか詳ならず、蓋し子の日の葉の摘むたるものなるべし、而して枕草子に「七日の若菜を、人の六日にもてさわき、とりらしなどするに、見もしらぬ草を、子供のもて来るを云々」と見ゆれば、當時は七日に若菜を調じたること明かなれども、七種なる名目は見えず、尋で慈鎮和尚の拾玉集に「けふぞかしなづなばこべら芹つみではや七種のおものまいらんとあり、これ七種なる事實、并に文字の初見と爲す、以て七種の粥を食ふこと、既に習慣となりたるを知るべし、爾來七種のこと相承に懸々散見す

ナナク

ナナセ

れども、其他の條に此ことなきを以て考ふれば、朝廷にては内々の行事たるに過ぎざりしものならんか、鎌倉時代また然り、拾芥抄、年中行事抄抄にも、七種粥のことは載せられたり、朝廷の公事なりしことを見えず、室町時代には、朝廷にては内々此儀ありしが如く、公事根源に正月七日に七種の若菜を食すれば其人萬病なしとあり、幕府にても、同じくこれを祝したること、年中恒例記によりて知るを得べし、江戸時代に至り始めて幕府の重なる儀式となり、其日は五節句の一として、天下一般に祝賀することとなりしが、朝廷にては其行事ありしと雖も、なほ舊の如く表向の公事にはあらざりし、○七種の草名は諸説ありて詳ならず、また時代によりて相違あり、要抄には(一)芹、薺、五葉、田平子、佛の座、おしな、耳なし(二)芹、薺、紫、佛の座、耳なし(三)芹、薺、紫、佛の座、田平子といへる三説を挙げ(四)當時語死には、御形、紫、佛の座、薺、耳なし、(五)増補源氏集には、芹、薺、佛の座、紫、佛の座、酒々代とせり、江戸時代には、多く薺と紫との二種のみ用ひたるは、七種を具備することの困難なるより、幕府に從へるものなるべし(拾芥抄、年中行事抄抄、古今要覽、武家名目抄、徳川慶世續、梅園日記)

ナナクサノカユ 七種粥 「ナナクサノイハヒ」を見よ

ナナセノハラヒ 七瀬祝 關西朝廷及び幕府に於て、七ヶ所の河津の岸に降みて行ふ祝をいふ、○七瀬は朝廷にては三種ありて(一)は難波、農太、河俣、大島、佐久那、谷、辛晴にて、單に七瀬と稱し、(二)は河合、耳敷川、松崎、石影、東瀬、四瀬、大井川にて、之を難波、七瀬と稱し(三)は川合、一條、土御

ナニハ

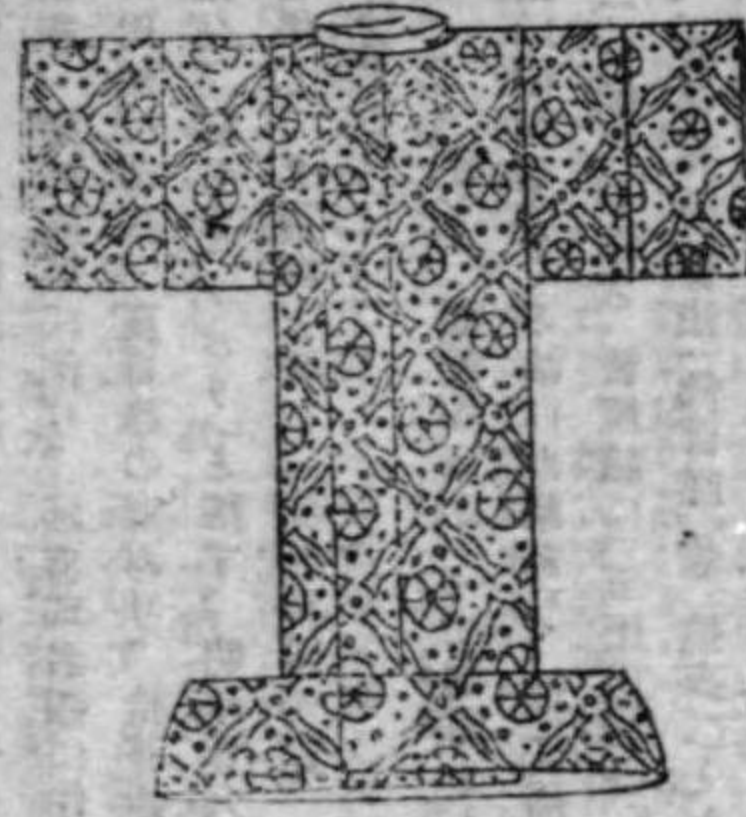
門正衛、中御門、大炊御門、二條の末にて、之を加茂川七瀬と稱す、鎌倉幕府にては鎌倉附近なる由比ヶ濱、金洗澤池、田瀬川、六連、和川、杜戸、江の島龍宮等なり(源氏)朝廷にては毎月これを行ひ、また臨時にも行へることあり、まづ當日を撰び、其日陰陽師より人形(折櫃)に入れ、蓋あり、被を行ふ場所の名を記す(ナニハ)を遣らす、女房これに色々の衣を着せしめ、上流の女房取りて天皇に呈す、天皇御前御息をかけ御身を覆て、返し給へば、折櫃に敷め、四五位の内七人を選びて七瀬に敷道し、陰陽師のこゝた勸仕す、なほ當時の公卿等も、朝廷に倣ひて行ひしこと權記に見えたり、幕府の行事大略七月に准じて知るべし(源氏)關西村上天皇の應和三年七月廿二日天文博士賀茂保憲をして、難波湖及び七瀬に臨みて祝せしめしことある初見とす、爾來引續き行はれし如くなるも、毎月の行事となりたるは、何處なるか詳ならず、されども、玉葉、樂抄抄は、既に毎月之を行ひしことを載せたり、幕府にては嘉祿元年十二月廿七日、應長六年九月四日等、難波湖七瀬を行ひし事、若菜祝にあれども、毎月の行事たりしか、また何年頃まで行はれしものなるかは詳ならず、ハラヒ、參看(樂抄抄、日中行事、應和三年御記、權記、勸中記、延元記、若菜祝、古事類苑神祇部)

ナニハ 難波(浪速、浪華) (一)攝津國を云ふ(二)攝津國西成郡難波流城の總稱、即ち今の大阪地方の古名なり、難波大津とす、難波津とも稱す(三)は神武天皇此地に至りしに、浪速かなりしより、地名となれりと傳ふ、即ち神武紀に「皇孫至難波之時、會有奔潮、太急、因以名爲浪速國、亦曰難波、今日難波(記)と見え、又古事記に「故從筑紫國、上行之時、經浪速之流、而泊青雲白府津」と見えたり



ナホシ

る、後方には、えなく、同地の織物を腰帯にするとの別あるのみなり、地は綾、平絹、織物等を主に使用す...



(紋所式圖東院)

は、冬白御紋、淨線綾、産物物青し、花田染あり、文三

ナホシ

重深なり、直衣(裾を長く引く故に名づく、天皇御着す、後には帯を用ひて結び上ぐ)小直衣(コナホシ)...

ナホシノホウコ

直衣布袴 直衣に指貫下裳を着て、飯笏を用ひたる装を云ふ、布袴と異なるは、...

ナホシモノ

直物 除日の後、執事申行て任官するを云ふ、除日の儀を直す義なるべし、除日の後三ヶ月経て行ふ事あり、...

ナホヤマノニシノミササキ

奈保山西陵 元正天皇の御陵、大和國奈良大字奈保山に在り、東

ナホヤ

殿を距る三町許、北城東西三町、南北五町、守戸四町を置く(延喜式、陸奥一覽)

ナホヤマノヒガシノミササキ

奈保山東陵 元明天皇の御陵、大和國奈良市大字奈保山に在り、高さ三丈、北城東西三町、南北五町、守戸五町を置く(延喜式、陸奥一覽)

ナホラヒ

直會(直禮) 神祭の後に行ふ解齋の式を云ふ、後世は其儀に神饌の下物を以て之に充てたり、...

ナホリノコホリ

直入部 關西國豐後國國府行天皇紀十二年十月の條に、直入部と見えたり、...

ナナムギノヘン

生變機 出原國傳記 文久二年八月、島津久光、勅使大原重徳に從ひ、江戸を發して歸洛の途、武藏國神奈川生事村に至るや、...

ナナム

年薩藩を滅入したる足輕岡野新助といへる者にて、藩士の行列を拜せんが爲め、痛く生傷に來りしが、英人の行爲を憤り之を斬り付けたるものにして、供奉の士にあらずと強辯し、其請求に應ぜず、幕吏は遂に要領を得ずして歸る、...

ナミキ

びたり(皮長始末、久光公記、幕府喪亡論、德住專談) ナミキノミヤ 列城宮 泊瀬列城宮(ハツセノナミキノミヤ)を見よ、 ナン井ノオトド 南院大臣 藤原道隆(フナハラノオトド)を見よ、 ナンエンタウ 南園堂 興福寺内に在り、コウフクジを見よ、 ナンカイダウ 南海道 京畿の南方太平洋に臨める一部の地方をいふ、紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐の六國より成る、...

ナンガ

ナンガク 南學 土佐における朱子學をいふ、南海の朱學の意なり、源を南村梅軒に發す、梅軒は何處の人たるを詳にせず、初め周防の大内氏に仕へ、後石見に赴き、儒學を備性庵に受けしが、天文年中土佐に來り、弘明城主吉良宣經による、宣經其弟宣義及び忍性、信西堂、天室の三僧等皆其教を受く、梅軒嘗て宣經に語りて曰く、儒とは學者の義務にして、小人儒と君子儒との別あり、彼の義理に暗く名聞を求め、文章字句に拘泥して大體に通ぜず、當世の用に適せざるもの、是を小人の儒といふ、君子の儒とは然らず、仁義の道を講習し、心に得て躬に行ひ、言行一致し心貌相和し、君父に仕ふるも臣妾を使ふも、等しく此道を以てし、治國平天下の大義を辨ふ、因て又道義の學と稱す、以て其主旨する處實踐躬行に在るを知るべし、既に宣經死後、梅軒去りて行く處を知らず、宣經また學で歿し、幾もなくして吉良氏亡ぶ、長曾我部元親、經親實をして吉良氏を討し、蓮池城に居らしむ、經親勇にして武略あり、心を儒學に傾け、元親に勤めて高知の城中に學舎を設け、信西堂(字は如淵、親實の異父兄)及び忍性を導いて師となし、一月六回、諸士を集め、文武の道を講究し、並進漸く盛んなりしが、天正十六年親實事により、元親の思む處となりて死を賜ひ、信西堂亦連坐して殺され、忍性も漸く疎斥せられ、南學一時衰へたりしが、天室の門に谷時中を出すに及びて再び盛んなり、時中となり、豪邁にして嗜學、深く詩書、辭賦、射等が、存養踐履實行高學なるを究む、慎重甚厚く、一身を束縛する事尤も謹み、子弟を教育すること頗る嚴峻なりき、野中兼山、小倉三喜、山崎闇斎等皆其師を受く、既にして時中、三省相尋で歿し、闇斎は京都に去り、兼山また政治上に失敗して憤死するに及び、南學分裂せり、これより後時中の子谷一齋、及び長澤藩軒、大高坂芝山、黒岩忍庵、谷葉山等の鴻儒ありしと雖も、其勢振はずして南學遂に衰ふ、○南學の始祖梅軒の教を教ふるや、字句に拘泥せず、心に得て躬に行ひ、言行必ず一致し、當世の用に適すべきを主張し、小倉三喜また、書を讀まば、實踐躬行を勤め、當世に用あらんことを期すべし、聖人の教ふる處亦これを出でず、君子の大徳何ぞ彫蟲の小藝を勤むる事を容さんや、言辭を飾し、詞詠を



ナンケ

解するが如きは、無用の難題のみといへり、加ふるに時中、兼山、開悟等皆最後後勳の資を以て子弟を率う、南學が實學の傾向を有し、割合氣を重んずる風ある、蓋し偶然ならざるなり、今南學の學統を示せば左の如し(南學傳、先哲叢談、日本儒學史)



ナンゲ

派、即ち支那にて繪畫に南北二宗の稱あるは、唐の時に起る、蓋し南宗に南北二宗あるより、繪畫をもまた南北の二宗に分つこととなり、北宗は李思訓父子を宗とし、流傳して宋の畫院の徒に入れり、南宗は王際詒を宗とし、宋の畫院の中興し、これより米南宮父子、元の四大家、明の沈文等、其法を傳承して清に及べり、而して北宗は早く我國に入り、室町時代大に發達せしむ、南宗は、江戸時代に至り元祿中發生祖傳、始めて李笠翁の芥子園畫譜を見、大にこれを奇として、幕府の文庫に納めしが、其後十竹齋、佩文齋書畫譜に納めし、桐川一派の風格を窺ふことを得たり、尋て享保中伊予九郎來朝し、頗る冷淡蕭疎なる山水を畫さしめ、これによりて漸く心を南畫に傾くる者あり、遂に彭城百川、祇園南菴南畫を唱道し、柳澤里恭、池大雅、與謝蕪村等についで興り、世人始めて其に南北宗あることを知り、元尾は名を真淵といひ、號を蓬洲と八幡堂といふ、元尾は名に入て京都に住す、寶曆三年八月廿五日歿す、年五十六、又南菴は名を嶺といひ、字を伯玉といふ、紀伊

ナンセ

ナンセ

信道を愛で給ひし等の事ありしにして明なり、爾來引き續きて僧俗の間に弄げられ、徒然草にも、大納言法印の兒童なる乙嶋丸といふるが、やすら殿といへる人と男色の關係ありし事見たり、なほ室町時代にありては、武家にも之を執する者多く(此以前既に述べたるべきも詳ならず)足利義教が北野參詣の途、或る美少年に遇うて伴ひ歸り、從來寵愛する小性に心違さかりたるを以て、其小性恋めて堪へず野に隠れたる事、老人雜話に載せ、男色の關係も確く、數山と三井寺と戦争を聞きたりといへる小説、秋夜長物語に見ゆ、また織田信長、森蘭丸に於ける、織田家康の井伊萬千代における、皆男色の關係ありしと傳へらる、江戸時代に入りても、其初期にありては、女色を感しみ男色を喜び、之れ兄弟の契を結び、死を約する等のこと行はれ、僧侶貴族等には兒小性といふありて、美少年を選りてこれに補したりしが、いつしか際間と稱し、恰も遊女の如く色を賣る者を生じたり、幕府は應々令を出して、娼童を禁じ、殊に水野忠邦の行へる天保の改革の時、之を嚴禁せるを以て、其跡を絶ちたりしも(カゲミ参考)男色の流行は依然として舊の如く、就中會津、薩摩、土佐等に於て盛なりき、また水戸烈公も、結城實齋と男色の關係ありしといへば、以て其一斑を知るべきなり(婦遊笑覽、雄波江、説者考、江戸の花)

ナンセン

ナンセン 山城國 上原郡 南禪寺 南禪寺町の瑞龍山と號す 臨濟宗南禪寺派本山 南禪寺町 永仁元年、龜山上皇願林寺の離宮を捨て、寺となしたまふ、即ち當寺なり、初め上皇此地に離宮を造營して遷御し給へるに妖怪あり、正應四年東福寺の僧普門を召して之を撰ばしむ、普門弟子を率ゐて來り日夜禪座し妖怪跡を絶つ、乃ち賜ひて寺と

ナンケ

の儒道にして當時才學無雙と稱せられ、常に清人蕭尺木畫譜を座右におきて、其格に倣ひしといふ、寛延四年九月八日歿す、而して真に南宗の骨法を得しは、柳澤里恭なり、里恭は大和郡山柳澤家の庶流にして、名は里恭、字は公美、竹桂、玉桂、洪園等の號あり、風に畫譜を集めて、研究し、只に水雲のものをつくりにのみならず、ま、設色のものをも試みたりしが、大雅筆情權勳にして鮮明なりき、寶曆八年九月五日歿す、年五十三、里恭に次で池大雅、與謝蕪村名あり、大雅名は無名、字は實成、九高、山樵、霞嶺、竹居、夷海、釣叟等と號す、初め伊予九郎の山水を好みて學び、後ち柳澤里恭に従ひて其秘蹟を獲し、頼に面目を改め、又更に南海より蕭尺木畫譜を借入れて學びしより、其風趣を得て、技術大に進みたり、書も亦蕭氏に似たる所あるは、書畫共に畫譜より得たるものか、大雅平生好みて海内各處に遊び、特に富金山、白山、立山の三山に發り、三番遊人と稱せらる、大雅の山水を作るや、皴法疎澗にして正法にあらずとも、胸襟豁々として塵俗を脱す、この故に文人墨客に珍重せらる、こと甚し、安永五年四月十三日歿す、年五十四、蕪村はもと俳人にして、風に元明の名家を撰し、別に一格をだし、ことに山水に長ぜり、(ヨサアツシ参考)これ三氏の後をうけて、關西に野呂介石、村上玉堂、中林竹湖、山水梅逸、岡田牛江、村上春琴、小田海庵、田代村竹田、貫名海屋、日根下山等出で、南宗の派大に世に用ひらる、特に竹湖の山水、梅逸の花鳥、ともに繪妙の域に達す、關東には南宗の畫經を行はざりしが、文政の末年領雲泉關東に來り、始めて南宗畫を主唱し、遂に高久流、渡邊華山、傳博山等を以てより畫ヲ行はる、長崎に清國人の居留地ありて、伊予九、沈雨齋等來往

ナンケ

爲す、普門、之を弟子視圖に傳へ、祖國宮殿の規模を改めて禪刹の制となす、後宇多天皇瑞龍山太平眞國南禪寺の額を賜はりて賜ふ、上皇佛殿を創建せしめ、二年にして成り金剛王寶殿と云ふ、尋て畫堂のを建築せり、七年上皇皇親と順文及び寺規寺領寄附の文を作り、之を佛殿に納めたまふ、元中三年、北朝至徳三年、後小松天皇勅して五山の上に位せしめ、宗風愈々盛なり、延暦寺の僧徒之を嫉み、明徳四年山門建築の事を以て山徒朝廷に抗訴し、遂に南禪寺を燒く、其後再建せしが、應仁元年八月賊亂に一山悉く灰土となり、僧侶皆四方に奔竄せり、後ち屢々再興を謀りて成らず、遺跡頗る荒廢す、天正文祿の頃僧玄圓の住持たるや、豊臣秀吉に知遇せられ、征韓の役に文書及び應接の事に預りしを以て、此に中興の運を開き、其後崇徳、徳川家康に信任せられ、權機に參與し、僧徒となり、慶長十六年皇居遷都の時、請うて清涼殿を下賜せられ、方丈となす、今特別保護建築物たり、幕府また伏見桃山の殿宇を寄附して移す、是れ今の小方丈なり、寛永四年、殿宇高麗三門を再建す、是亦今特別保護、建築物たり、元禄中幕府南禪院を再興せるを以て、稍々往時の麗に復せり、塔頭千院草創以來其數六十二、其後多くは廢絶し、現今存するもの天授庵、(普門の塔所)金地院、歸雲院、慈氏院、總持院、眞乘院、正助院、法皇寺等なり、就中金地院は最大にして、應永中大業和尙の開基する所、舊寺領七百石、五山僧徒の住所なりしが、其方丈は今特別保護建築物たり、Q寶物は本坊の大明國師畫像、南院國師畫像、清涼殿拜領山繪畫六幅、金地院の宋畫着色秋景雪山山水二幅、傳明光筆墨畫山水一幀、元信筆墨畫山水、本光國師日記四十六冊、異國日記二冊、異國渡海御朱印帳、異國近年御書草葉一冊、異

ナンケ

ナンケ 南家 藤原氏四家の一、不比等の長子武智院の子孫を云ふ、武智院の感藤原房前卿の弟の南に在りしを以て名づく(尊卑分限)

ナンケ

ナンケ 南家 藤原氏四家の一、不比等の長子武智院の子孫を云ふ、武智院の感藤原房前卿の弟の南に在りしを以て名づく(尊卑分限)

ナンケ

ナンケ 南家 藤原氏四家の一、不比等の長子武智院の子孫を云ふ、武智院の感藤原房前卿の弟の南に在りしを以て名づく(尊卑分限)

ナンケ

ナンケ 南家 藤原氏四家の一、不比等の長子武智院の子孫を云ふ、武智院の感藤原房前卿の弟の南に在りしを以て名づく(尊卑分限)

ナンケ

ナンケ 南家 藤原氏四家の一、不比等の長子武智院の子孫を云ふ、武智院の感藤原房前卿の弟の南に在りしを以て名づく(尊卑分限)

ナンケ

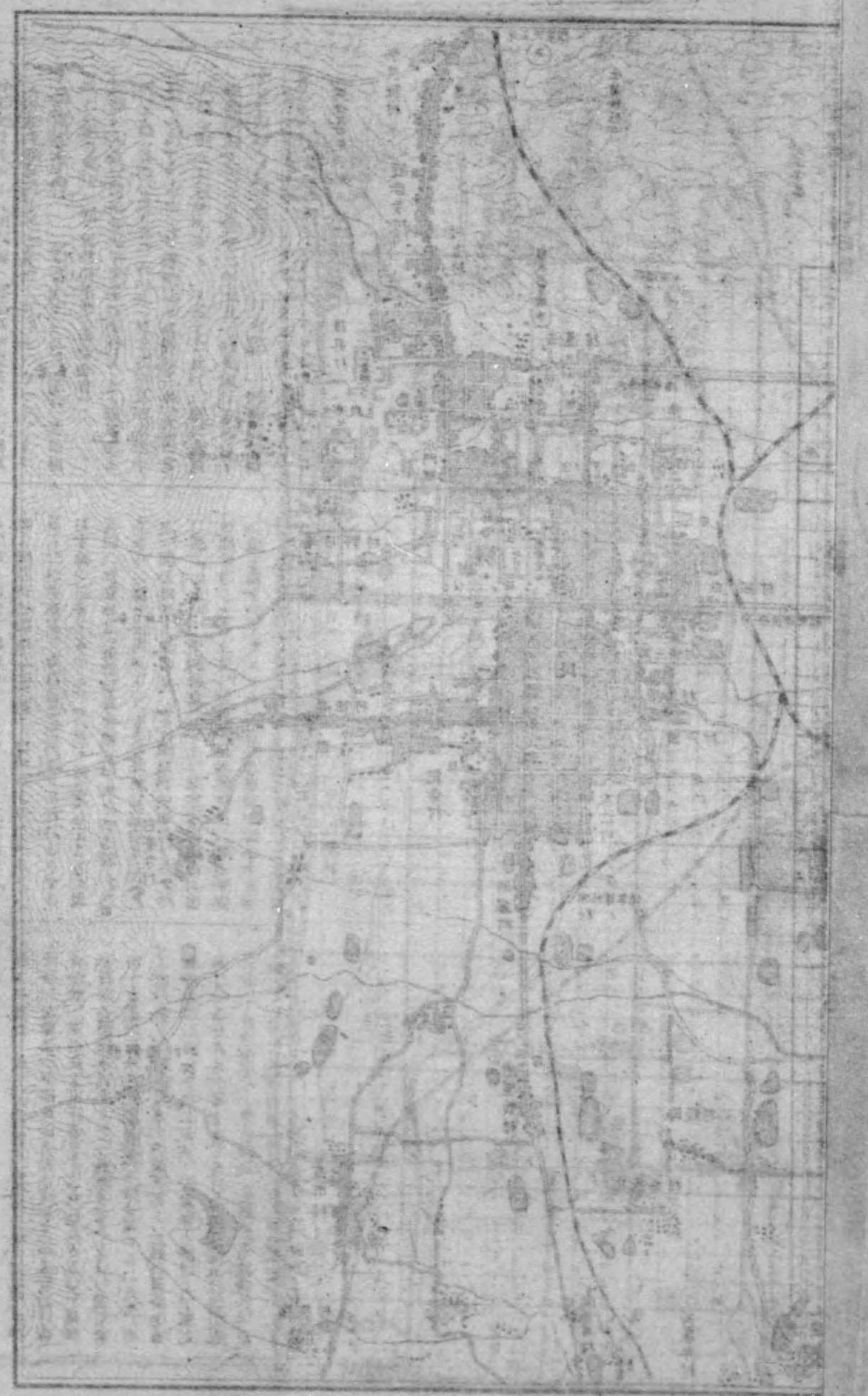
ナンケ 南家 藤原氏四家の一、不比等の長子武智院の子孫を云ふ、武智院の感藤原房前卿の弟の南に在りしを以て名づく(尊卑分限)

ナンケ









平城京舊城圖 (平城京舊城圖)

真跡を復置せられ、大和十五郡の治所となれり、廿一年町制の布かるに及び、舊南郡百四十七町村を以て奈良町と稱し、後に市と爲る(平城坊日遺考、大和志料、史學雜誌、奈良考)

**ナラテンワウ** 平城天皇 平城天皇(イセイテンワウ)を見よ、

**ナラノダイフツ** 奈良大佛 東大寺(トウタイフツ)を見よ、

**ナラノミヤ** 平城宮 元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁七代の天皇の皇居(平城宮)和國、平城京の中央北部に位せしものにて、今生駒郡(舊添下郡)郡跡村大字佐紀に、二條垣内、北垣内、大宮、東大宮、内裏宮、神明野、中神明野等の地名の存せるは、其舊址たること明なり、即ち南は二條大路、東西各左右京の一坊大路を限り、北は一條大路に臨み、東四八町、南北八町なりと云ふ(國原清経、元明天皇和國三年三月、始めて都を藤原宮より此に遷さる、初め元年詔して曰く、朕、祇奉、上王、君臨、宇内、以、非薄之徳、處、衆宮之尊、常以爲、作之者、勞、居之者、逸、運都之事、必求、遺也、而王公大臣咸言、往古已降、至于近代、朕、日、星、起宮室之基、卜世州土、建帝皇之邑、定都之基、永固、無窮之業、斯在、衆議、難、起、調情深切、然則京師者百官之府、四海所歸、唯朕一人獨逸、有利於物、其可、遠乎(中略)方今平城之地、四塞叶、三山作、鎮、龜城、並、從、宜、建、都、邑、宜、其、崇、佛、實、須、隨、事、修、亦、待、秋、收、後、令、遷、路、權、于、來、之、儀、勿、致、勞、擾、制度之宜、合、後、不、加、と、秋九月、菅原より各地を巡幸し其地形を觀給ひ、阿倍宿禰、多治比池守を遣平城宮司長官と爲す、次官大丞列官主典を定め、同年冬十月宮内卿大上王を大神宮に遣はして平城を營むを告げ、十一月菅原の民家を他に移し、

十二月地鎮祭を行ひたり、二年二月漸く遷抄し、八月平城宮に幸し、九月新皇の百性を遷撫し、尋で造宮將頭己上に物を賜ひ、後又遷都の爲め民心安堵せざるを懼み、當年の調租を免じたり、かくて十二月遷幸し、翌三年正月大極殿に御して、朝を受け、軍人蝦夷を引見し、尋で重閣門に御して、宴を文武百官華人蝦夷に賜ひ、三月に至りて都を平城に遷されたり、然れども未だ金く成らず、五年正月諸國役民の郷に過るを撫養したるを見れば、此頃諸國終りしものならん、聖武天皇此地水陸の便少きを以て、再び都を遷さんと謀り、天平十二年梅雨見をして、山背相樂郡藤原を經略せしめ、十三年正月新宮にて朝賀を受け、奉幣使を大神宮に遣し、遷都を告げ、八月平城の左右二京を遷じ定め、橋梁を作り、道路を開き、平城の大極殿及び少部を遷ちて遷し造らしめたり、然れども意に滿たざる所ありしが、十六年正月難波に行幸し、勅して難波宮を皇都と定め給ひし、民心動搖、上下舊京を憫ひしを以て、再び平城に遷り、都を定められたり、尋で東大寺の大佛堂塔の建立、大安寺、唐招提寺、四佛寺、新羅師寺等前後に草創せられたれば、漸く大都會を成するに至れり、桓武天皇延暦三年十月都を山城國長岡に遷し、十三年夏に平安城に遷都せられしより、平城京は漸く荒廢したり、嵯峨天皇即位の後、太上天皇の命により坂上田村麿等を遣宮使とし、平城宮を修造し、都を復せんとせしむ、然ち中止したり、三代實録に、大和國菅、平城舊京、延暦七年遷、長岡、其後七十七年、都城道路變爲、田畝、ことあるを見れば、早く衰頽せしことを知るべし、其後にはナラの條にて見るべし、皇居(タラウキヤ)部(ミヤコ)參看(續紀、扶桑略記、曾府沿革論、平城京及大内裡考)

**ナラハノコホリ** 檜葉郡 國郡、磐城國中世磐城郡を割て之を置、磐城國和名抄に磐城郡檜葉、白田、二郷の地此郡に入る、寛知養始めて檜葉領と見え、元祿轉檜葉郡に作り、郡名考、ナラハと稱す、今之に従ふ、明治廿九年本郡の一部は多勢前磐城と共に合して石城郡を置き、他の一部は、檜葉郡と合して磐葉郡を置き、名は失せたり(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

**ナラフキヤウ** 奈良奉行 關原江戶幕府の職名、大和國奈良に駐在し、民事を理し、非僧を督成し、社寺の事を掌る、總て京都所司代の指揮を受け、また京都町奉行と稱す、老中の管轄にして、諸大夫、共察問詰、役高千石、役料千七百俵とす(俗に南都町奉行といふ、關原集力七職、同心三十人、奉番一人、關原備前守町時代、既に南都奉行あり、應仁以後は、其領主たりし高山氏、細川氏より代官を置きしが、織田信長兵權を執るに及び、筒井氏を以て大和の守護とし、中坊秀祐を以て其屬とし、奈良の代官と稱す、江戸時代にもまた其舊制に據り、慶長十八年五月、中坊秀政(秀祐の子)を以て奉行となし、元祿九年四月、更に一人を増設して二人とし、每歲更替任せしむ、同十五年に至りて一人役となる(明良帝統、實錄、職制、官制沿革考)

**ナリイタ** 鴨板 大内親清源氏孫の南切妻の所に、釘付にせざる板あり、之を踏みならして踏見及び進出などを知らしむる用となす、即ち鴨板なり、また見立板とも稱す。

**ナリカ** 成簡 江戸時代租税の汎稱なり、簡は數の意にして、即ち出來高の義なるべし、而して此時代諸村より租税として公納する品類を詳記したる領簿を成簡帳といひ、略して簡帳とも成簡帳とも

ナラハノコホリ ナリカ

ナラハノコホリ

ナラノ

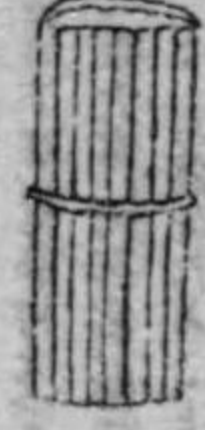
ナラハノコホリ

ナリカトナリナ

納す、地方三帳の一なり、即ち取附、本途見取反高、流  
作場、小物成、高換物等の高反別、並に租税額、及び上  
納に係る運上算加の額を記載したるものにして、收  
税の基礎となるべき至重の帳簿なり、一、寸五分、横  
七寸五分、綴目外八分、紙の中程村字、双紙綴と爲  
す、慶安二年徳川家光の時、諸國の代官に命じ、毎  
年の租税を記載し、帳簿として勘定所に呈出せしめ  
しにじまるといふ、爾來年々の異動を正し、其年  
成を翌年五月晦日までに、代官より勘定所へ呈出せ  
しむる事となりたり、一、就に十二月限りに呈出せし  
むるといへり、細祖の水納のものは、水一貫文を、  
米二石五斗替として換算す、地方凡例録、大日本租稅  
志、舊幕府治要略、

ナリカラ

成柄 餘目の成文をいふ、建武年  
中行事略解に「是執事人以「申文」既在「券之文」とあ  
るが如し、成柄三通に及べ  
ば、捺り紙を以て之を結び、  
大間に具して主上に呈する  
り、又成文といふ、建武年  
中行事、同略解、同註解、



ナリナガシワウ

成良親王 關原後  
關原天皇の第七皇子、母は宮人藤原原千代、元弘  
元年上野大守となり、出で、鎌倉を鎮し、建武元年  
征夷大將軍に任ず、二年北條時行の兵を起して鎌倉  
を襲ふや、成良、足利直義と共に之を三河に逃れ、尋  
で京都に還る、三年尊氏天皇を華山院に禪するに及  
び、光嚴院成良を立て、皇太子となす、既にして天皇  
吉野に幸するに至り、廢して京都に歸す、後、恒良親  
王と共に害に遇ふ、(大日本史)

ナルシ

ナルシマモトナ

成島司直 關原通  
兩邦之助、後、邦之丞と改む、東岳又は東嶽と號す  
關原通、關原通、關原通の子、母忠入郎和事、道筑の曾孫  
關原通、寛政七年五月小十人格與備者見習となり、十  
一年大番格に進む、文化六年御寶記編纂を命ぜられ、  
大學頭林道隆總裁の下に、局司直の家を關す、四  
月始めて稿を起す、(嘉永二年成る)同十年十月與備  
者に補し、十四年十二月和衣となる、天保十二年將軍  
家慶政を親裁するに及び、其六月封事を上り歴代將  
軍の美談を擧げ來りて時弊を改革すべし事を建言  
す、八月勅諭の功により百俵の加増あり、(嘉永三年成る)  
食む)所敷用人に准せられ、諸大夫となり、關原頭と改  
め、且つ勅諭中五百俵并に役料三百俵を賜ふの命を  
拜す、(與備者は二百俵高役料二百俵なり)蓋し上書に  
對する恩賞なり、江戸時代の備者にして諸大夫とな  
りし者は新白石と稱するのみ、以て其異數の  
司直



何の故たるかを詳かにせ  
ず、文久二年閏八月二日歿す、年八十五、町田直廣  
篤、人癡に字して墨石先生といふ、深く將軍家慶  
に容過を受け、常に逃誅の任に當り、拜補する爲  
多かりしといへり、而して其學和漢に百り博く群籍  
に通じ、最も水朝の典故に精し、加ふるに史才に富  
み又文章に巧妙なり、其編述に係る徳川實紀、殊  
に精力を注ぎたるものにして近來出色の良書たり  
關原通、關原通、關原通の子、母忠入郎和事、道筑の曾孫  
關原通、寛政七年五月小十人格與備者見習となり、十  
一年大番格に進む、文化六年御寶記編纂を命ぜられ、  
大學頭林道隆總裁の下に、局司直の家を關す、四  
月始めて稿を起す、(嘉永二年成る)同十年十月與備  
者に補し、十四年十二月和衣となる、天保十二年將軍  
家慶政を親裁するに及び、其六月封事を上り歴代將  
軍の美談を擧げ來りて時弊を改革すべし事を建言  
す、八月勅諭の功により百俵の加増あり、(嘉永三年成る)  
食む)所敷用人に准せられ、諸大夫となり、關原頭と改  
め、且つ勅諭中五百俵并に役料三百俵を賜ふの命を  
拜す、(與備者は二百俵高役料二百俵なり)蓋し上書に  
對する恩賞なり、江戸時代の備者にして諸大夫とな  
りし者は新白石と稱するのみ、以て其異數の

ナルセ

ナルセウチ

成瀬氏 尾頭大山) 姓は清和  
源氏、新田義重より出づ、曾孫政隆の次男、大館次郎  
家氏の孫、氏明、宗家、義直に感して、軍功多し、關原  
三年近江勢山城に討死す、其曾孫忠房、慶永三十二年  
尹貞親王に仕へ、後、三河國に封じ、成瀬  
と號す、曾孫國重、實は二條直基五世の孫、大藏佐藤平  
の男也と云ふ、故に藤原氏と稱す、國重其子正親、徳  
川氏に仕へ、三河安祥に討死す、其孫正成、慶長五年堺  
奉行となり、十二年駿府の老中に補せられ、一萬六千  
石加賜、叙爵準人正と稱す、十四年十二月尾頭直  
の傳相に補せらる、十六年正月一萬石を尾頭國知多  
郡に換へ賜はる、前封を併せて三萬石、元和三年尾  
頭國に移封、大山城を治む、手孫相繼ぎ、明治に至り、  
元年閏四月藩屏に列し、後、華族に列し、子爵を授  
けらる、(系圖、徳川加除封録、華族譜家傳)

ナワウチ

名和氏 姓は村上源氏、右大臣顯  
房の八子雅兼より出づ、五世の孫、憲政家源を生み、  
藤原寺の僧となる、其孫昌明常陸房と稱す、勇力を  
以て顯はる、即ち源行家を獲たる者なり、昌明行明  
を生み、承久中伯耆長門邑を食み、長門氏と稱す、其  
孫行高伯耆守長年を生み、本國名和莊地頭となる、因  
て名和氏と號す、後關原天皇を船上に奉迎し、賊を  
撃つて功あり、後足利尊氏と六角大宮に戦ひ、之に  
死す、子弟亦多く節に殉ず、其族大石、鏡、眞見、春日  
部、藤高、上神、大井、加賀、布部、竹方、河内等の氏あり、  
其子の孫顯興長親王に四衛に從ふ、其後裔後  
世世傳に傳りて長年を記りたる名和莊の祠官たり、  
明治に遷り、特に男爵を授けらる、(氏族志)

ナワナガトシ

名和長年 關原通稱文太  
郎、初名を長高といふ、後ち大神に祭りて兵殿權現  
といひまた名和社といひたりしが、明治七年名和  
神社と改めて別格官幣社に列せらる、社祠は伯耆國  
西伯郡名和寺に在り、關原行高の子、關原伯耆國名  
和の地頭たり、人となり勇健にして射を善くし、資  
産饒贖、宗族熾盛なるを以て、國人の畏服する處と  
なる、元弘三年後關原天皇、密に源忠朝と共に隱岐  
の行宮を出で、伯耆に幸し長年に據る、長年、即ち  
天皇を船上に奉じ、子弟を集めて之を守る、翌日  
佐々木清高、同昌綱等來り攻めしと雖も、長年奮戦  
して、昌綱を斃し、清高を破りしかば、近國の將士風  
を望みて來附するもの多し、是に於て天皇は、忠朝及  
び長年の子、義高を遣はして京都を恢復せしむ、尋で  
長年從四位下に叙し左衛門尉に任じ、伯耆守を兼ね、  
既にして所在の官軍皆勝つての報を得たりしかば、五  
月廿三日、覽與伯耆より京都に還御あり、長年父子



(押花年長)

之に従ふ、建武元  
年功を以て因幡伯  
耆の守護となり、  
尋で記録所寄人に  
補し、雜訴決斷所  
に候し、將士恩賞  
の事に與る、二年足利尊氏叛し、新田義貞東征の事  
あるや、楠水正成と共に京都を留守す、延元元年尊  
氏京都を侵すに及び、長年二千餘人を以て勢多橋を  
扼したりしが、諸軍敗れ、車駕延暦寺に幸するを聞  
き、兵を率めて京都に還りて、行宮に候候し、諸將  
と力を競せて尊氏を討ちて、これを走らし、駕を護り  
て旋る、幾もなくして尊氏再び至るに際し、駕に延  
暦寺に從ふ、會々尊氏の兵東坂を犯す、長年脇屋義

ニ

ニイタノホリ

仁多郡 關原出雲國出雲  
風土記に、始めて見たり關原延喜式ニ「ニ」と訓  
す、和名抄に三島、布勢、津三、三澤、阿位、横田等の郷  
あり、後ち東陽三島郷の内數村、能登郡に入る、正保  
關原田に作り、寛文中改めて仁多に復す、寛知集以後  
之に仍る、郡名考ニ「ニ」と稱し今之に従ふ、(郡名異同  
一覽、國郡沿革考)

ニウギウサ

乳牛院 内藤察に屬し、供御の  
乳牛を養ひ置く所、右近馬場の内在り、職員に別  
當、乳師、預等あり(拾芥抄)

ニカイダウ

二階堂 永福寺(エイノクワ)を見  
よ、

ニカイノタナ

二階棚 調度の一種、棚の二階  
ある御厨子を云ふ、略して單に二階とも云ふ、中古殿  
殿造の家には、母屋に置く二階と、庇に置く二階とは  
其製を異にしたり、母屋のは、概して檜木にて作り、  
黒塗りとす、下に開き戸ありて、棚は二段共に青地小  
文唐錦を押し、四方に組紐をさし懸して、餘れる紙を  
糊の四隅に捲角して、垂れて飾りとす、高凡二尺、弘  
一尺三寸七分、長二尺八寸五分、上棚には櫛笥一雙、  
下層には香爐宮一雙を置く、此のほ下に開き戸なく櫛

ニイタニカイ

ニカイニギテ

のみなり、大さは母屋の二階に大差なし、櫛には同じ  
く、文ある錦を敷き、上棚には右方に白銀の火取り、  
同じ籠を置き、左に注杯を置く、下棚には右に唾壺、  
左の打籠を置く、北底のも、前の分と同じく開  
き戸なく、櫛のみなり、上棚には右に檜上蓋、左に  
注杯を置き、下棚には右に手籠、左に火取を置き、  
り、調度の掃給を委看すべし、(類聚雜抄、丹陽園  
譜)

ニカイノツシ 二階厨子 ヲニカイノタナと  
見よ、

ニカイロ 苦色 黧の色目の名、雁表抄には、表  
は濃香にて裏は二重なりと、胡曹抄には表は香のく  
るばみたるにて、裏は二重なりと、また裏を、雜事  
抄には薄紫ともいへり、

ニガフ 二合 關原年給に二分の目一人、一分  
の史生一人の代りに合せて三分の目一人、又は一分  
の史生二人を合せて二分の目を申するを云ふ、年  
官を二つ合する意にて、舊は史生目録何れをも二合  
せしが、後世には専ら給を申する事の名となる  
關原内給、院宮給は年々二合するを得、親王給以下  
公卿の給は制を定めて其時にのみ二合するなり、其  
方法は、内給、任意二合、院宮給、任意二合、親王給、別  
給、別選給、選給當年二合、女御給、別給、或任意二  
合、大臣給、隔年二合、納言給、三年二合、參議、五階舞  
姫を獻じたる翌年二合等なり、(關原冷泉天皇安和二  
年宣旨により天祿元年より申す、(年給考))

ニギテ 和幣 幣帛の一種、木綿又は麻をいふ、  
ギタイの義、ニギは熟、イは絹布類の總稱にして、  
即ち精製したる布の意なり、和幣、青和幣の二種あり、  
白和幣は木綿、青和幣は麻のことなり、木綿并に  
麻にして、之を神の幣帛に供ふる場合に之を和幣と

二シキ

傳す、多くは樹の枝に掛けて神に供へたり(古事記)

ニギミタマ 和魂(荒魂、アマミタマ)を見よ、

ニギヨ 和世(アラヨ)を見よ、

ニグウ 二宮、中宮及び東宮をいふ、各條を看(江)

ニグウノタイキヤウ 二宮大饗 大饗(イ)

ニシヤウチ 西尾氏(遠江、横須賀) 姓は清和

源氏、相傳の次男頼清より出づ、其孫四郎清景、丹波

國に住し、十六世頼光、三河幡豆郡四尾に來り吉

其家に屬し(一説東條左兵衛佐持廣の子とす)四尾氏

を稱す、後美濃に移り會根城に居す、孫吉次光教交

子相繼ぎ守護藤原氏に仕へ、後藤田信長に仕へ三千

石を賜ひ天正十年六月信長討せらる、被殺臣秀吉に

仕へ、後徳川家康に仕へ、慶長五年關ヶ原の役功を

以て一萬石を加へ三萬石を領す、十一年七千石割封、

元和四年、大阪役功を以て一萬石加賜、常陸國土

浦城を治む、慶安二年忠昭五千石加賜、駿河國田中城

に移る、前封と併せて二萬五千石、延寶七年信濃國に

移封、小諸城を治む、天和二年又遠江國に移封、後須

賀城を治む、延享二年忠昭老中に稱せられ、五千石加

賜、寛延二年老中職たるの異動を以て五千石を加

せられ合せて三萬五千石を領す、子孫相繼ぎて明治

に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藤原、徳川加

除封録、華族諸家傳、華族誌)

○吉次 忠水 忠昭 忠成 忠尚 忠隆

忠移 忠善 忠因 忠受 忠直

ニシオホタニベツ井 西大谷別院

山田城國京都市下京區五條橋東六町目

二シキ

宗、宗親親書の廟所なり(關西、關東、關西、關東)

の關親親書の廟所なり(關西、關東、關西、關東)

なり、天正十七年豊臣秀吉其地を賜ふ、慶長八年

年徳川家康其地を造營するに際し今の地に移さし

む、大谷の舊廟堂に此に歸す、元禄六年江戸幕府先

親に准じ、墓地の租を免す、寛治二年佛殿を再興し、

元禄七年七月、廟を遷す、慶應三年佛殿を再興し、

六月朝廷再建の詔旨及び白銀七百枚を賜ふ、明治三

年十一月佛殿成る、十三年大宮御門の扉戸を賜は

り、佛殿を移し歴代の電報を合併し其法を修せり、

觀覽の客居所に東一町許の山間に在り、石橋を跨ら

し中央に石碑あり(平安通志、京華要誌)

ニシオホチウチ 西大路氏 姓は藤原、四條

氏の支流、豐原守の二男隆綱の孫隆政始めて兵を

稱す、位從二位に昇り、正慶元年五月薨す、隆綱に至

り中絶す、一族隆綱の二男隆綱再興す、子孫相

繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華

族諸家傳、華族誌)

○隆綱 隆行 隆政 隆右 隆持 隆仲

隆行 隆富 隆範 隆昭 隆平 隆榮

隆業 隆隆 隆共 隆貞 隆明 隆枝

隆意 隆隆 吉光

ニシオモテ 西面 西面武士を云ふ、マケンモ

イメンを見よ、

ニシカハスゲノフ 西川祐信 關西通稱孫

右衛門、後右京と稱す、文章堂白雲の號あり

關西關西右衛門の子孫關西京都の人、初め野水納

二代目吉備か、就きて書を學び、佛土佐の畫風

を好み、土佐光祐の門に入り、遂に二流を折衷して四

て、一枚指のものは行はれしが、多くは武者繪にて、

墨摺の上に、丹靑青黄土を以て、墨まだらに色どり、

如何にも荒筆の者に過ぎざりしが、元禄年中に及び、

元禄市川團十郎が舞臺に扮したる姿を畫きて刻し

たる役者一枚繪と稱する者世に行はれしより、役者

の眞顔繪行はれ、享保の初には、和泉屋權四郎の工

夫せし紅繪、漆繪(墨の上に墨を塗り、金泥を用ひし

もの)一時弄ばれたり、其後明和二年の頃、鈴木春信

(司馬江漢)が、下繪を支那の彩色摺に倣ひて、板木師

金六といふ者を板摺に師らひ、板木に見當つくる

事を創出し、始めて四五通の彩色摺を出してより、其

法に倣ひて刊行するもの漸く多く、加ふるに浮世繪

の發展と相俟ちて長足の進歩を遂げ、江戸名物の一

として數へらるに至り、三枚摺き五枚摺き等のもの

の、盛んに刊行せられたり、舊は武者傳遊女其他

時世粧を描きたるが多かりき、維新後もなほ引つ

きて行はれしが、近時費用の高きが爲め石版畫寫眞

版等に壓せられ、現今は殆んど其類の狀況に陥り、版

元の如きも目を迷うて廢業しつゝあるは人の知れる

が如し(繪師浮世繪類考、宮川舎漫筆、日本工業史)

ニシキカハ 錦草 地紫色にて白く散出したる

草を云ふ、又面草とも云ふ(貞丈雜記)

ニシキノアカガハ 錦赤草 赤地に白く唐草

等の紋を出したる草を云ふ、源平盛衰記に、腰刀に錦

の赤草をさげて火打袋と云ふと見えたり、

ニシキノコウチウチ 錦小路氏 後深草帝

より出づ、五世高貴王、應神天皇二十年始めて我邦に

來り、其子志家直丹波國に住し、坂上の姓を賜ふ、其

七世孫廣福始めて丹波富田の姓を賜はり醫學博士に任

ぜられ、從五位上に叙せらる、其後裔細藤に至り、寛

永四年四月丹波を改めて錦小路と號す、その子尚秀

川派を開く、始皆特に婦女の衣類を織くに巧みにし

て、兼致頗る優美なり、昔と異一織が百人女藤島定に

倣ひ、百人美人と稱する所子著し、大に世に行は

る、是より先西國、自英、其織等の著作流行するや、其

樽圖は多く始皆若年の頃の筆に係るといへり、此外

其重本數十部に及べり、就中錦織の圖に重りては、古

今同歩の圖あり、總じて其著したる繪本は、實錄或は

紫紺の表紙に、金泥して畫燈籠草等を添ふ、體裁極

めて高麗なりといふ、なほ文章にもまじり長じたるが

如く、白鹿の繪本和比事には其自序を載せたり、寶曆

元年受す、年八十 (扶桑名書傳、浮世畫人傳)

二シキ

享保二十年受上の列に加へられ、安永三十八年三

持を賜はる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子

爵を授けらる(諸家知譜摺記、華族誌)

○相傳 尚秀 頼尚 頼理 頼昌 頼徳

頼目 在明

ニシキノコウチドノ 錦小路殿 足利直義

を云ふ、京都四條錦小路堀川の第に居せしを以て名

づく(太平記、關太曆)

ニシキノハタ 錦旗 關太天皇の御旗の旗

を云ふ、錦を以て作り日月を畫く、音讀して、キンキ

とも云ふ(關西通稱承久之の役、後鳥羽上皇より、十人

の大將に錦御旗を賜はりて、官軍の標とせられし事、

承久記に見えれば、此旗より始まりしにや、武家名

目抄に、節刀を賜ふとなくなりしより錦旗を賜ふと

となれりと見ゆれば、節刀に準ずべきにやと云へり、

後醍醐天皇北條氏を征するや、後鳥羽天皇の例を過

ひ官軍の大將には必ず錦旗を賜はりき、後醍醐天皇

弘二年の冬、楠兵衛尉正成と云ふ勇士旗を請ひて、

河内國に金剛千波屋と云ふ無雙の要害を城廓に構へ

て、錦の御旗を上しかば、云々と見え、太平記主上白

令修(金輪法、給條に、第六の若宮は、元弘の亂始武

家に被囚させ給て、但馬國へ流され給ひたりしを、其

國の守護太田六郎左衛門殿取立奉り、近國の勢を相

繼ぎ、則丹波津村へ遷す、大將顯中將不辭脱て御旗

の御旗を立て此宮を上將軍と仰ぎ奉り軍勢鎮定の令

旨を被下成下り、箱根竹下合戦條に、竹下へ被、向

たる中書主の御勢、諸將の侍北面の衆五百餘騎、武

士に先を不、被、思けん、錦の御旗を先に進め

云々とあり、其他諸將軍陣にも、節度使下向の條

にも大塔宮熊野落葉池合戦の條にも、錦旗を先に立

て、

波、波岐、伊豫の十一箇國は、其産出の錦を調賣と爲

さしむ、然るに承平天慶の亂を経て、其業漸く衰へ、織

部司もまた之を製する事少なきに至れり、降りて天

正年間及び、支那の職工和泉の堺に來りて明様の

錦を織る法を傳へしが、更に西陣の工人もまた之を

學び、精好なること堺の上に出で、更に糸織を製し、

また蜀江錦に倣つて唐織錦を製するものあり、後ち

西洋の織法により毛字留を織る、銀線を用ひたるを

銀毛字留、金線を用ひたるを金毛字留、金線織を用ひ

ざるを風流毛字留と稱す、然るに享保の頃に際して

は支那の商人、錦を輸入せざるを以て、商賈等西陣に

て織る錦を以て、支那錦と稱して、之を製して文

政の初年、上野園桐生の織工始めて糸織を織り、天保

年間には同地の人石田九野、殊に花草を製する法を

發明して機上に施す、工人乃ち糸織を織り、銀線を以

て花文を成したり、これをより、いと織又あつた織

といふ、爾來織業大に發達し、十數年を経て其産額昔

日に數倍し、西陣より出づるもの、爲めに壓せらる

るに至れり、安政年間及び外國貿易開け、外商木綿

絲を輸入する者多かりしより、桐生の織人これをよ

りいた織の織となしたりしが、習熟すること一兩年

の後に、木綿絲を以て製するも、恰も銀線を以て織

りたるが如く、一日して辨じ難きに至れり、かくて西

陣及び桐生の兩地錦を織ること巧妙を極め、以て今

日に及ぶ(工藝志)

ニシキマ 錦繪 江戸にて木板摺として

刊行せる浮世繪をいふ、錦の如く美麗なりとの意な

るべし、一枚摺なりしより一枚繪ともいひ、また江

戸の産物なるより江戸繪ともいひ、更に東錦繪とも

いへり(關西通稱、延寶天和の頃既に江戸繪の稱を以

て、

波、波岐、伊豫の十一箇國は、其産出の錦を調賣と爲

さしむ、然るに承平天慶の亂を経て、其業漸く衰へ、織

部司もまた之を製する事少なきに至れり、降りて天

正年間及び、支那の職工和泉の堺に來りて明様の

錦を織る法を傳へしが、更に西陣の工人もまた之を

學び、精好なること堺の上に出で、更に糸織を製し、

また蜀江錦に倣つて唐織錦を製するものあり、後ち

西洋の織法により毛字留を織る、銀線を用ひたるを

銀毛字留、金線を用ひたるを金毛字留、金線織を用ひ

二シキ

二シキ

二シキ





三ツ井

社(山城)、大神社(大和)、石上神社(大和)、大和神...

三ツ井

及び、伏見天皇再び轉願所と爲し給ひたりと云へど、...

三ツ井

古蹟を移し、鐘樓を造營す、十三世長如寛永九年伏見...

三ツ井

にあらずして、有る所と無き所とあるなり、江戸城の...

三ツ井

八日殺す、年七十八、或云七十三、大阪西町西福寺...

三ツ井

○公領一公尹一公格一公業一公照

ニチウーニチア

る、時人因つて二代后といふ、治承元年藤原運都の事ある、留りて近衛河原に居る、建仁元年十二月崩す、年六十二(大日本史)
ニチウーニチウー 二刀流 宮本武蔵の創めたる劍術の流派、世に武蔵流、政名流、二天流といひ、其家にては圓明流といふ。武蔵、名は政名二天と號す、幼少七之助、後ち友太郎と改め、また武蔵と改む、播磨の人、父を新免無二齋と稱し、十手の術に達す、武蔵幼にして之を學び、其奥に達す、後ち二刀の術を究め其妙を得たり、出で、加藤清正の臣宮本武右衛門の養子となる、諸國を遊歴して、其武術を練磨し、致して天下に敵するものなく、名聲海内に轟き、人々推して二刀流の開祖となす、慶長中關ヶ原大坂の両役に軍功あり、寛永中細川家に仕へ、島原の軍に従ふ、正保二年五月十九日熊本にて死す、年六十四、法名玄信二天と云ふ、武蔵また畫を海北友雪に學びて頗る氣韻あり、また俳諧を嗜み、飛騨を遊歴せざるはなし(武術流祖、扶桑叢書)

ニチアウ

日印 日蓮宗本成寺派の祖、ホンシヤウシハを見よ。
ニチアウ 日印 日蓮宗本成寺派の祖、ホンシヤウシハを見よ。

歴して大阪に登り、書問を受けるに及び、益々不受不施の義を主張し、受不施を以て宗義に背くものと爲せるが故に、幕府は異端邪説を以て罪に關ひ、五年六月對馬に流す、日興配地に在りて同じく其義を固執し、二宗にあらざる輩の供養を受けざりしを以て、衣食へたりといふ、かくて具に辛苦を嘗むる事十三ヶ年に亘り、十七年赦免せられて京都に歸り、再び妙覺寺に住し、且つ幕府より不受不施の義を認許せられたりしと傳ふるも、當時日興は妙覺寺にありて靜に老無を養ひ、また前日の如く抗辯せざりしなり、寛永七年三月十日歿す、年六十六、(ニチレンシュウフジュフセ)參看(水化別頭佛統記、日本佛教史綱)
ニチアウ 日印 日蓮宗本成寺派の祖、ホンシヤウシハを見よ。

ニチアウ

日遠 名僧。道と號し心性院と号す。
ニチアウ 日遠 名僧。道と號し心性院と号す。

ニチアウ

日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。
ニチアウ 日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。

後、日興が池上に於て寂せる時、海濱に侍し、落地に法華經弘通の遺囑を受けたりといふ、尋で日興を仰いで師資の體を執り、常に入浴弘通を以て念とし、力學苦行漸く功を積み、永仁二年密に志を決し、日興の下を辭し、小滝、伊東を初め、越後、佐渡等を巡遊して、祖師當年辛苦の狀を想見し、轉じて慈航、若衆其後の諸國を巡歴し、到る處法華經の功徳を説き、五年四月始めて京城の東門に立ち、旭日に對して、高聲唱彌日没に及ぶ、爾來或は十字街頭に妙法を高唱し、或は諸所に石を立て、七字を大書して遊説に供し、又三條の北に一草堂を築きて、法華經を講説し、盛んに攝受拆伏の門戸を張り、自ら號して法華宗といふ、道俗相傳へて來集するもの漸く多し、山門の徒其法華宗の名を私稱するを惡み、屢々講説に障害を加へたり、徳治二年逃れて深草に至り、二年の後再び入浴し、一堂宇を開創し、また法華の義を唱ふ、此に於て山徒更に之を妨げ、斯の如くするもの前後三回、世に日興の三聖三教といふ、元亨元年勅を蒙りて妙顯寺を開く、寛永元年十一月歿す、年七十四(水化別頭佛統記、日本佛教史綱)
ニチアウ 日印 日蓮宗本成寺派の祖、ホンシヤウシハを見よ。

ニチアウ

日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。
ニチアウ 日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。

ニチアウ

日重 名僧。一院と號す。
ニチアウ 日重 名僧。一院と號す。

ニチリ

寺日頃の請にり、同寺に法を興す、風を聞いて來學する者頗る多し、元和九年閏八月六日寂す、年七十五、世に日乾、日蓮と共に中興三師と稱す(日本佛教史綱)
ニチリユウ 日隆 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。
ニチレン 日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。

日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。
日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。

るにあらざれば、樂師大集諸経諸説の所謂七難三災は悉く併起し、他國通道の難違からずして到らんと極論せり、文應元年此書を以て幕府に上り、其言の激激なる、頗る有司の忌避する處となり、既感罪として伊豆の伊東に配流せらる、三年十一月赦されて鎌倉に歸るや意氣益々壯し、文永元年小湊に老母を省親し、又邑主景信等に小松原に苦しめられ、弟子鏡政、日五等之に死し、日蓮亦亦之に苦しめられ、弟子鏡政、其五年會々古來の報復を傳ふるに及び、安國論の極言過はざりしを唱へ、幕府に上書して、法華經の功徳に依るにあらざれば、國家を鎮護すべからざるを説き、自ら蒙古降伏の祈禱に當らしめ、且つ書を建長、佛壽等の十一寺に送り、其言頗る暴慢不通なり、然れども幕府其上書を斥け、諸寺の長老皆之を等閑に付して顧みざりしかば、日蓮益々憤激怒罵し、言行ま、狂暴に類するものあり、是に於て幕府再び逮捕して佐渡に配流す、これ實に文永八年にしめて年五十の時なりき、佐渡の配流は其一生に一段落をなし、れより頗る權門閉關の態度を取りしが、同十一年赦免せられ又鎌倉に歸る、比余能本、妙本寺を開いて之を講す、幾もなくして寺を日照に付し、波木井實長の請に應じ、甲斐に赴き、身延山中に久遠寺(ケツンジ)を營みて、法華經弘通の道場となせり、四方の弟子門徒相傳へて雲集し、法席に坐するもの多し、弘安六年の秋偶々疾に罹り、自ら思ふ處ありと稱し、諸弟子に扶けられて武蔵國池上の本門寺に遷る、寺は池上宗仲の創立する處なり(キョモンツラ)參看、十月十三日宗仲の館に寂す、年六十一、僧臘四十四、遺言により茶室にして身延山に葬る門徒門徒時時、數時時時、日影抄、觀心本抄抄、守

護國家論、災難對治抄、立正安國論等三百九十餘種。
日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。

護國家論、災難對治抄、立正安國論等三百九十餘種。
日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。

ニチリ

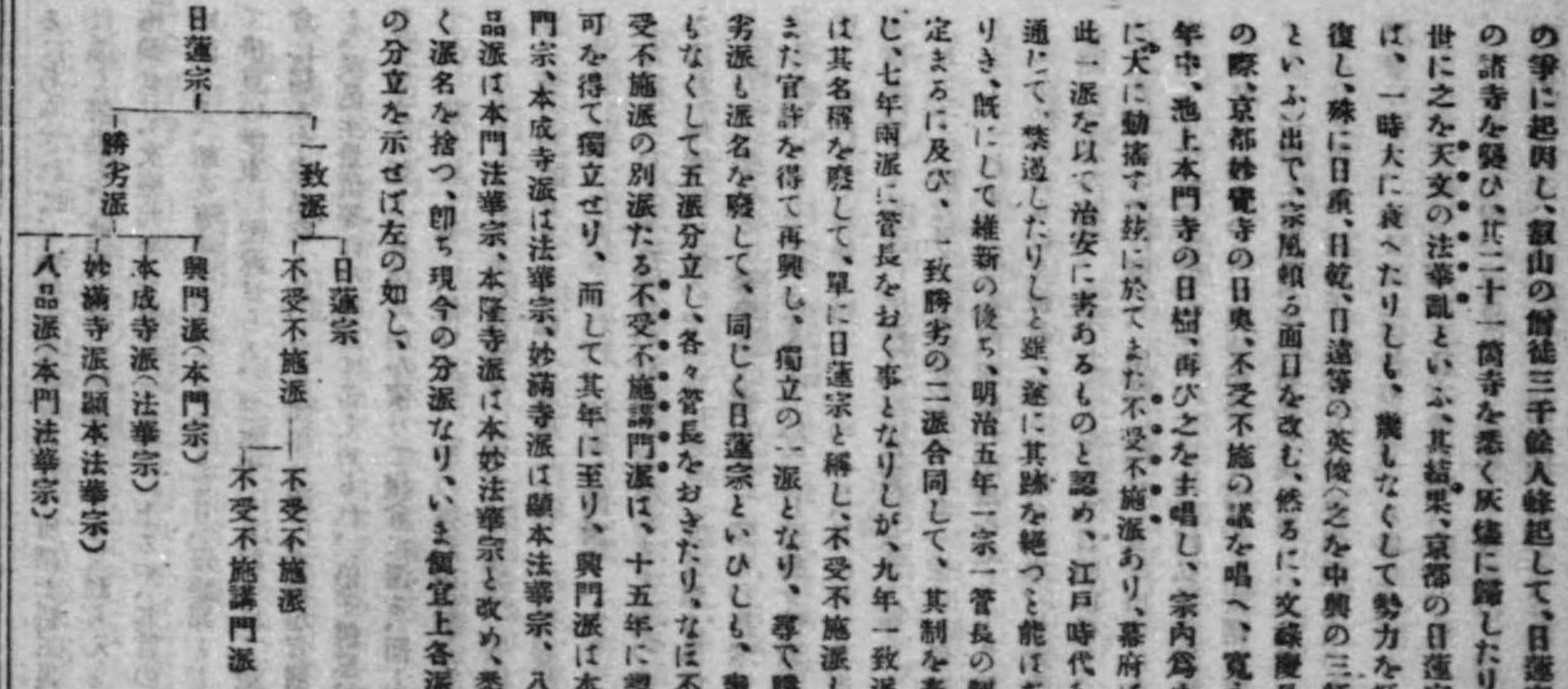
日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。
日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。

ニチレ

日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。
日蓮 日蓮宗入品派の派祖、ハツセンハを見よ。

ニツキ

然れども當時未だ其宗義を解きたる著作あるにあらず、之より廿年の後、佐渡の配所に在りて、親心本尊抄等を作り、十界五具の曼荼羅を圖示するに至りて、始めて其宗義を闡明し、自ら佐渡以前の説を以て、佛の爾前の説に比擬せり、故に本尊抄著作の時を以て開宗と爲すべきなり、日蓮の門下基盛んにして、彼中日蓮、日興、日向、日頂、日持の六人は、殊に權でられて上首となる、世に之を日蓮上人門下の六老僧といふ、而して日興の門下また所謂九老僧あり、爾來日昭、日朗と相争ひ、日蓮宗分派を生ずるの濫觴を爲したりし、未だ教義上の論争あらざり、然るに日蓮が法華本迹二門の判釋を爲すに於て、時或は一致を説き、時或は勝劣を説き、遺書に散見せるもの、一様ならざる故、遂に一致勝劣は未だ論争の題目となり、日興の後に、日目等相承けて勝劣の義を主張し、日朗等の末實は一致説を執り、兩派相對峙して互に下らざるに至り、日蓮宗遂に二分す、日興の流は即ち興門派なり、而して日朗門下の日印は、獨り本迹勝劣を主張し、越後に本成寺を開きて、北陸に一族を興す、其流を本成派といふ、降りて永徳の頃に至り、日付あり、また盛んに本迹勝劣を主張し、京都に妙滿寺を開く、これを妙滿派といふ、日付と同時に日隆も、勝劣の義を唱へ、八品派を創めたり、事て日寛出づるに及び、長享の頃、京都に本隆寺を建つ、是に於て更に本隆派あり、かくのごとく日蓮宗は幾多の分派を生じたりと雖も、一時の後醍醐東に崛起し、就中京都にありては、公武權族の間に其勢を得たるより、寺院の遺傳年々に盛んにして、享祿天文の際には、日蓮宗廿一ヶ寺の稱あるに至る、蓋し公家御禮經寺の數に擬するなり、會々天文五年七月法華宗名



の争に起因し、叡山の僧徒三千餘人蜂起して、日蓮宗の諸寺を襲ひ、廿一箇寺を悉く灰燼に歸したり、世に之を天文の法華亂といふ、其結果、京都の日蓮宗は、一時大に衰へたりし、廢しなくして勢力を恢復し、殊に日興、日乾、日蓮等の英俊之を中興の三師といふ、出で、宗風頓る面目を改む、然るに、文祿慶長の際、京都妙滿寺の日興、不受不施の議を唱へ、寛永年中、池上本門寺の日興、再び之を主張し、宗内爲めに大に動搖す、故に於てまた不受不施派あり、幕府は此一派を以て治安に害あるものと認め、江戸時代を通じて、禁遏したりしと雖、遂に其勢を絶つと能はざりき、既にして維新の後、明治五年一宗一管長の制定するに及び、一致勝劣の二派合同して、其制を奉じ、七年兩派に管長をおく事となりしが、九年一致派は其名譽を廢して、單に日蓮宗と稱し、不受不施派もまた官許を得て再興し、獨立の一派となり、尋で勝劣派も派名を廢して、同じく日蓮宗といひしも、廢せざりし五派分立し、各々管長をおきたり、なほ不受不施派の別派たる不受不施門派は、十五年に認可を得て獨立せり、而して其年に至り、興門派は本門宗、本成寺派は法華宗、妙滿寺派は本門法華宗、八品派は本門法華宗、本隆寺派は本門法華宗と改め、悉く派名を捨つ、即ち現今の分派なり、いざ便宜上各派の分立を示せば左の如し、

同格種、日中行事略解、安富雜考、俗訓集、  
**ニツクワウシヤサン** 日光社參、開國江戶時代、將軍が日光東照宮の四月の大祭に參詣するをいふ(時に延引して祭後數月に參詣せざるあり)儀式最重、實に當代の盛典たり、開國治元和三年四月、徳川秀忠が參詣せざるを始めて、爾來同五年、同八年、寛永五年に秀忠、元和九年、寛永二年、同十三年、同十六年、同十八年、同二十一年、同二十三年、同二十七年、同三十二年、慶安六年に家光、同十二年、寛文三年に家綱社參の事ありしが、其後家綱は多病の爲め、廟吉は費用の爲めいづれも此事なく、久しく絶えたり、家宣の時、再興の意ありしと雖も、幾もなくして廢したるを以て行はれざりき、吉宗立つに及び慶典を興し、享保十三年社參を遂げ、十六年にも參詣したり、尋で安永五年に家治、天保十四年に家慶社參したりしが、此後また社參の事なく、其事遂に絶へ、蓋し社參の事たる一代の盛典なるを以て、多大の費用を要するが故に、年々窮乏を告げつゝある幕府の財政は、これを舉行するを許さざりしなり、而して、將軍參詣するも能はざる時は、諸代大名、又は高家等をして代拜せしむ、これを名代と稱す(東武實錄、徳川實紀、泰平年表、國師日記、羅山文集、元寛日記、御日記、萬天日誌、柳菴雜錄)  
**ニツクワウアキヤウ** 日光奉行、開國江戶幕府の職名、日光山東照宮の警備、祭祀、警備等一切の事を管し、日光町の庶政を行ひ、派下上野下野二國の公事訴訟を裁斷する事を掌る、老中の支配にして、定員二人、諸大夫、芙蓉間話、役高三千石、役料五百石とす、開國日光支所支配組頭三百石高、役料二十人扶持、初一人、後二人、日光奉行支配吟味役百石高、役料五人扶持、役金十圓、燒火問詰に

ニツキ

し、父の没後母と共に京都に上り、日蓮に師事し、三大部を學び、後、開城寺を訪うて、俱舎を學び、南都の諸寺を尋問して法相律等を修むる事數年、日蓮の末法院興るに際し、諸弟子に率先して力を致せり、慶長七年推されて身延山にまかりしも、僅に春年にして日蓮の下に歸る、後十四年、再び推されて身延山主となり、一山の制規を釐革して、經營最も力む、十九年退隱し、尋で京都に赴き、寛永四年、靈峰に一庵を結びて住す、學徒雲集し、靈峯談林の稱あるに至り、十二年十月廿七日寂す、年七十六、世に日蓮日蓮と共に中興の三師といふ、開國宗門綱格(日本佛教史綱)  
**ニツキフノフタ** 日給簡、侍臣殿上に出仕する者の姓名を記したる簡を云ふ、日給と上は上上を云ふなり、又殿上簡と云ふ、姓名の下に上番の日數を紙に書き添へ、之を放紙と云ふ、日數を以て四日毎に奏す、之を月奏と云ふ、日中行事に齋檢はて、なご、各宿直裝束をあらたむ、藏人まじりにおりにかへりまゐる、御儀子の覆を取りて神の間にかく、日給の事あり、袋に入たる簡をとり出で、ものとものに唐煙のそばにたつ、袋はたみで、簡のまたにし、簡の三段に、名の下に押したる紙を放紙と云ふ、その紙に、名の下にふりたるものを、日なかく、年と、未とも書き、宿したるを、其の傍に夕と書く、藏人はなつとむるなりと見えたり、簡の長五尺三寸、上の方弘さ八寸、下七寸、厚五分なり、殿上の典の疊の末の方に立つ(殿上簡、テンシヤカノマ、參看)之を又仙簡と云ふ、仙は殿上の意、簡は簡なり、藏人の簡を掌るが故に、又轉じて藏人を仙簡と云ひ、猶昇殿を簡されたる人も云ふに至れり、侍臣御料ある時、藏人御仰を承け、藏人に御せて簡を削る、之を除簡と云ふ、又殿上の簡を削るとも云ふ、禁給抄、

開國江戶時代、日光東照宮の四月の大祭に參詣するをいふ(時に延引して祭後數月に參詣せざるあり)儀式最重、實に當代の盛典たり、開國治元和三年四月、徳川秀忠が參詣せざるを始めて、爾來同五年、同八年、寛永五年に秀忠、元和九年、寛永二年、同十三年、同十六年、同十八年、同二十一年、同二十三年、同二十七年、同三十二年、慶安六年に家光、同十二年、寛文三年に家綱社參の事ありしが、其後家綱は多病の爲め、廟吉は費用の爲めいづれも此事なく、久しく絶えたり、家宣の時、再興の意ありしと雖も、幾もなくして廢したるを以て行はれざりき、吉宗立つに及び慶典を興し、享保十三年社參を遂げ、十六年にも參詣したり、尋で安永五年に家治、天保十四年に家慶社參したりしが、此後また社參の事なく、其事遂に絶へ、蓋し社參の事たる一代の盛典なるを以て、多大の費用を要するが故に、年々窮乏を告げつゝある幕府の財政は、これを舉行するを許さざりしなり、而して、將軍參詣するも能はざる時は、諸代大名、又は高家等をして代拜せしむ、これを名代と稱す(東武實錄、徳川實紀、泰平年表、國師日記、羅山文集、元寛日記、御日記、萬天日誌、柳菴雜錄)  
**ニツクワウアキヤウ** 日光奉行、開國江戶幕府の職名、日光山東照宮の警備、祭祀、警備等一切の事を管し、日光町の庶政を行ひ、派下上野下野二國の公事訴訟を裁斷する事を掌る、老中の支配にして、定員二人、諸大夫、芙蓉間話、役高三千石、役料五百石とす、開國日光支所支配組頭三百石高、役料二十人扶持、初一人、後二人、日光奉行支配吟味役百石高、役料五人扶持、役金十圓、燒火問詰に

し、七人あり、日光御陰番同心等ありて、宮寺の事を管し、神領の眞賦を掌る、并に日光に在りて、開國承應元年七月、規定員を以て日光山の寺職となしたるを始めとす、而して定員は延寶六年江戶に日光御宮守、貞享元祿頃の武藏には、日光御宮守と記せり、其後元祿十一年六月日付より兩人づい、三十日交替にて之を勤めしが、後兩人の中一人は使番を以て補するものなり、十三年八月に至り、改めて日光奉行の職を置き、日付井上正清、使番稲葉正能を任じ、半年毎に交替せしむ、寛政六年以後一年交替となり、文久以後更に、一人は必ず日光に在りし事となり(徳川實紀、明正實錄、東京府尹記、史例、史例別録、諸御役代記、古事類苑、官位部)  
**ニツクワウホサツ** 日光菩薩、佛經にて菩薩の一種、藥師如來の左の脇力士、委しくは日天子(ニツテン)を見よ、  
**ニツクワウレイヘイシ** 日光例幣使、開國江戶時代、日光東照宮の四月の大祭に差遣せらる、奉幣使をいふ、勅使は幣使を以てこれに宛て、幣帛は内藏寮より調進す、例幣使は、中山道を経て四月十五日日光へ下着(権水瀧を越え、上野國新田郡より下野國梁田へ出で、佐野村木を経て日光に下向す、此道筋を例幣使街道といふ)山内淨土院を産所とて、十六日の朝、淨土院より手懸に乘じ、石の鳥居前にて下乗、唐紙は仕丁等に昇せて先に進み、宮門に入り、幣使は史生衛士雜掌を従へ、幣使が御明門まで歩み、此處にて幣を下し、唐門に入り、拜殿中央にして奉幣の式あり、宣命を讀み、式畢りて、同日晝時日光山を發し、宇都宮より、千住を経て、淺草觀音境内に少休し、江戸に入り、尋で東海道より歸洛すといふ、開國治元和二年四月、始めて日光

ニツキ

ニツクニツシ

に鎌倉せし時差遣せられしを始めとす、當時警使と稱したりしが、正保三年宮内省に及び、毎年四月下旬の節となり、改めて例幣使と稱す(職原抄別勘、内式、日光山志、古事類苑神祇部)

ニツクワモン

日華門、ニツクワモンを見よ、

ニツシツ

入室、佛教にて法門を親受するをいふ、法華經に「若し如来衣、入三如来室」とあり、又「知三佛入、室寂然禪定」とあり、羅摩事苑に「五祖大師至、花密令侍者於三唯坊、召、修行者、入室、遂傳法衣」とあり、支那禪宗の第五祖弘忍が慧能を召し入室に入らしめて、法衣を傳へたるより、親附の弟子を入室の弟子といふとなる、

ニツシン

日神、ニツシンを見よ、

ニツシン

日蓮宗本願寺派の派祖、ホニリユウツハを見よ、

ニツシンクワン

日新館、舊會津藩の學館

明、薩摩藩國會議津郡會津、會津城內追手前大町通、馬場町、寛永二十年、保科正之の封に就く、始めて山崎闇齋、吉川惟定等を聘し文教を布く、寛文の初め、若松後ノ分町に學館を設け、名を稽古堂と稱し、士庶の別なく入学せしむ、延寶六年、正經、遺志を継ぎ、諸所を本一ノ丁に移し大に改造す、元禄元年、北條門外に移し、同三年町講所と改稱す、元禄年中、正容庵々學科を給し、又山崎闇齋の贈れる孔聖の像を安置し聖廟を造る、天明八年二月容碩、學舎を今の地に改作し、名を日新館と改め、老臣田中玄宰をして之を掌らしめ、尋て六科制の令を下し、常に勤戒を加ふ、享和三年家臣に命じ朱文公の小學に倣ひ、日新館童子訓を著し、子弟に頒つ、而して聖朱の學を主とす、○出版に、孝經刊誤、四書集註、小學、四書釋疑、近

ニツタ

恩縁、近思錄、二程治教、三千傳心錄、玉山講義附錄、保養篇、童子訓、本朝二十四孝、和漢年代歌等あり(日本教育史資料)

ニツタウチ

新田氏、姓は清和源氏、鎮守府將軍義家の三子義國より出づ、義國嘗て内大臣藤原實能と密謀し、下野國に寓せられ、後上野國新田郡に居り、義重義康を生む、義重新田太郎と稱し、子孫因て氏とす、義重源頼朝と協はず、故に官位達するを得ず、義重、義範、義季、經義を生む、義重、義大、義仲、義房、義生、義房、義政を生む、義政、義氏、義家、義生、義氏、義生、義氏、義朝氏を生み、朝氏、義貞を生む、義貞北條高時を鎌倉に攻め滅し、建武中興の元勳となり、身王事に就き、而して子孫世々忠烈を承け、讓れて復た興る、然れども竟に其志を得ず、其本宗既に竭く、而して分流に里見、山名、德川、世良田、頼戸、田中、竹林、中澤、大田、大井、岡、大島、島山、豊岡、今井、大館、堀口、一井、江田、長岡、羽川、梶井、細谷、金谷、岩松等の諸氏あり(氏族志)○岩松氏は江戸時代、上野新田郡の地を食み、頗る優遇せられしが、明治に至り、新田氏に復し、男爵を授けらる、イハマツツに参看、

ニツタヨシキ

新田義顯、關西通稱小太郎、關西義貞の長子、關西義貞に伴はれて常に軍中に従ひしが、後父の功によりて越後の守護となす、延元元年(北朝建武三年)義貞、皇太子恒良親王及び義貞親王を奉じて越前金崎城に入るや、兵二千を以て義貞親王に屬し、越後に往き後援を爲さしむ、義顯即ち叔父藤原義助と共にまづ同國山内郡に入らんとしたるに、城將瓜生保保少て納れざりしを以て、更に越後に也かんとせしむ、士卒多く連れ去りしかば、再び金崎城に歸る、之より先金崎城は足利高經

ニツタ

の關と成りしが、二年の春に及び、大兵日に加はり、城長義道を失ひて大に苦しみたるの結果、義貞密に脱して山内に逃れ援兵を募めんとし、義顯之を留守す、三月敵兵肉薄して城に迫る、時に城兵僅うると久しくして城に堪へず、外廓既に破れ、城將に陥らんとす、義顯即ち皇太子をして連れしめ、尊良親王と共に自盡す(大日本史)

ニツタヨシキ

新田義興、關西通稱名護丸、關西義貞の二子、義顯の異母弟、關西義貞の故を以て、義貞の愛する處とならず、幼にして上野に居る、延元二年(北朝建武四年)北條高時を鎌倉に攻めんとし、軍を進めて武藏關府に至るや、義興また兵を起して之に應じ、相共に鎌倉を拔きて四上し、三年春野野原の戰に上杉憲朝を破る、關西の衆、其弟關信に従ひて男山に據り、尋て吉野に趣く、後關西天皇引見して其才器を愛し、御前に於て加冠し、今の名を賜ひ左兵衛佐に任じ、北條時行と共に、義貞親王を奉じ、往いて東國を略せしむ、海路風に遇つて諸軍相失し、義興の船武藏石濱に着す、即ち東國に應る、正平七年(文和元年)春、弟義宗、義弟藤原義治等と兵を起し、足利尊氏、及び其子基氏を破りて鎌倉を陥れ、暫く其地に屯せしが、尊氏の來攻するに及び、避けて越後を保つ、既にして武藏上野の族族の招きによりてまた東國に來り、兩州の間に客たり、將士從ふもの漸く多し、基氏及び高山國清之を愛ひ、竹澤實衡、江戸高重をして密に義興を圍らしむ、二人歸りて義興に降り、甘言を以て之を誘き、勸めて鎌倉を襲はんとす、義興其謀を察れ、正平十五年(延文五年)十月を以て發し、途六郡川矢口渡に至り、中流に及びの頃、伏兵俄に兩岸に起る、義興免るべからざるを知り舟中に自盡す、後人詞を矢口に建て新田大明神と稱す(増註日中行事略解)

ニツタヨシサダ

新田義貞、關西通稱小太郎、關西朝氏の子、關西世々上野國に住し、義族たり、元弘三年北條高時の僱に應じ、諸將と共に楠木正成を千早城に圍みしが、密に勤王の志を抱き、諸將親王の命令を得るに及び、密と稱して本國に歸り、遂に義兵を擧げ、兵を率ゐて鎌倉に迫り、稲村崎を徒渉して奮戦す、高時これを防ぐ事能はずして自盡し、北條氏亡ぶ、師を出してより僅に十五日にして鎌倉平す、即ち使を馳せて捷を後醍醐天皇に奏し、自ら鎌倉に居る、八州の豪族命を馳かざるはなし、天皇義貞の報を得て大に喜び、遂に左馬助を授け、建武元年入朝し、從四位下に叙す、左兵衛督に任じ、上野播磨二國の守護を兼ね、京都を宿衛す、會々足利尊氏天皇の寵を得て、行賞義貞の上にある、故を以て義貞意平かならず、蓋し尊氏義貞共に源家の二大名族として、世に重んぜられしを以て、當然の結果として勢力の争を生じ、互に相陥せんとするに至れるなり、既にして同二年尊氏鎌倉に據り、義貞を除くを名として叛するや、義貞尊良親王を奉じ、大學して東海道より進み、矢矧川、琵琶湖、手越河等に於て尊氏の兵を破りたれども、竹下頼綱の兩戰に大敗して京都に歸る、(ヤタノシタノカヒ、カヒ)參看)諸國の豪族尊氏に屬するもの多し、延元元年(北朝建武三年)尊良親王の京都に還るに及び、防戦せしむ、北條高時、遂に天皇に供奉して延暦寺を保ちしが、北條高時の軍に援ふに會し、遂に之を破り、尊良親王を四海に走らす、功によりて左近衛中將に任ず、既にして赤松則村播磨白旗城に據り



(押花貞義)

て尊氏に應ず、是に於て諸將を率ゐて白旗城を圍み、勝敗未だ決せざるに當り、尊氏四海より捲土重來するの報に接せるを以て兵を回し、楠木正成等と共に之を兵庫に防ぎしも利あらず、走せて京都に入る、車駕復た延暦寺に幸す、既にして後醍醐天皇便宜上爲りて尊氏と協和するに際し、義貞に命じて、皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じ、北國に赴きて後援を爲さしむ、義貞乃ち越前金崎城に據る、城將足利高經大兵を以て來り圍む、二年の春に至り城內糧盡きて外救援なく、而して敵兵日に加ふるを以て、密かに城を脱して山内郡に入る、旬日の後金崎城遂に陥り、太子尊良親王、尊良親王及び新田義顯等を自殺す、義貞山内なること半死にして、また義貞を招きて、三年高經を越後の國府に破り、兵勢亦振ふ、七月高經を黑丸城に攻むるに當り、藤島城に據りて高經に應じたる平泉寺の僧兵の勢頗るなるを聞き、赴き救ふの途上、高經の兵に會し相戦ひしが、流矢ありて其額に中る、義貞免るべからざるを度り、自ら刺れて死す、時に年卅八、高經屍を收めて岸水村往生院に葬る、後遺骨を稱念寺に改葬す、萬治三年正月福井藩主松平光通、戰場の遺跡に碑を建て、明治三年、藩主一小祠を設けて其祀典を行ひ、九年十一月別格官署社に列せられ、藤島神社の號を賜ふ、十四年遷宮す、地は吉田郡牧島村とす、三十一年また福井市足羽山宇共遊山の地に移す、明治九年從三位を贈られしが、十五年取れて正一位を贈らる(大日本史、法令全書、新田公御略傳)

ニツタ

ニツタ

日中行事、關西通稱小太郎、關西朝氏の時主殿司朝きよめする事より、御湯殿の儀、石灰壇にての御拜、葵の時の下袴子、殿上の名對面、夜御殿のさし油など、禁中日の行事、及び毎

ニツタ

ニツタ

ニツタヨシキ、日天子、從許、蘇利耶又は能利と云ふ、日神と稱す、即ち日天なり、又日宮天子、寶光天子、寶意天子と云ふ、帝釋の内臣にて、四天王に屬す、宿世に布施持戒修善奉佛して此の生を受く、其宮殿城郭皆百寶より成る、五風運持して停住せず、須彌山の半を覆繞して四大州を照し、冥間を除破し、高物を成給す、一晝夜に遊行する處百四十六萬七千九百十由旬餘なりと云ふ、其宮殿の遊行するを日として日輪と云ひ、又單に日とも云ふ(佛敎いはは辭典)

ニツタ

ニツタヨシキ、二條院、山城國京都二條の北細河の東に在り、朱雀院の仙洞なり、村上天皇天曆二年新造して朱雀上皇中宮と共に移徙し給ふ、同三年正月、天皇三條院に幸して太后に拜謁す、後白河天皇に傳はる、宇治拾遺に「二條の大宮と申けるは、白河院の宮鳥羽院の御母とらにおはしましける、二條の大宮と申す、二條より北、堀川より東におはしましける」と見えたり、其後の興廢詳かならず(山城名勝志)

ニツタ

ニツタヨシキ、二條院、關西通稱名護丸、關西義貞の二子、義顯の異母弟、關西義貞の故を以て、義貞の愛する處とならず、幼にして上野に居る、延元二年(北朝建武四年)北條高時を鎌倉に攻めんとし、軍を進めて武藏關府に至るや、義興また兵を起して之に應じ、相共に鎌倉を拔きて四上し、三年春野野原の戰に上杉憲朝を破る、關西の衆、其弟關信に従ひて男山に據り、尋て吉野に趣く、後關西天皇引見して其才器を愛し、御前に於て加冠し、今の名を賜ひ左兵衛佐に任じ、北條時行と共に、義貞親王を奉じ、往いて東國を略せしむ、海路風に遇つて諸軍相失し、義興の船武藏石濱に着す、即ち東國に應る、正平七年(文和元年)春、弟義宗、義弟藤原義治等と兵を起し、足利尊氏、及び其子基氏を破りて鎌倉を陥れ、暫く其地に屯せしが、尊氏の來攻するに及び、避けて越後を保つ、既にして武藏上野の族族の招きによりてまた東國に來り、兩州の間に客たり、將士從ふもの漸く多し、基氏及び高山國清之を愛ひ、竹澤實衡、江戸高重をして密に義興を圍らしむ、二人歸りて義興に降り、甘言を以て之を誘き、勸めて鎌倉を襲はんとす、義興其謀を察れ、正平十五年(延文五年)十月を以て發し、途六郡川矢口渡に至り、中流に及びの頃、伏兵俄に兩岸に起る、義興免るべからざるを知り舟中に自盡す、後人詞を矢口に建て新田大明神と稱す(増註日中行事略解)